

(案)

小浜市地域防災計画

【一般災害対策編】

昭和 38 年 4 月 策定
昭和 56 年 3 月 修正
昭和 60 年 2 月 修正
平成 6 年 3 月 修正
平成 11 年 3 月 修正
平成 23 年 3 月 改定
平成 29 年 6 月 改定
令和 3 年 6 月 改定
令和 4 年 6 月 改定
令和 年 月 改定

小浜市防災会議

※令和 7 年 4 月の小浜市機構改革による部課名の変更については、今後修正を行います。

第1編 一般災害対策編

第1章 総則

第 1 節 計画の方針	1
第 2 節 地域の概況	3
第 3 節 防災関係機関の事務または業務の大綱	9
第 4 節 災害の特性	18
第 5 節 防災ビジョン	19

第2章 災害予防計画

第 1 節 防災知識普及計画	20
第 2 節 防災訓練計画	23
第 3 節 自主防災組織等整備計画	25
第 4 節 避難対策計画	28
第 5 節 緊急事態管理体制整備計画	33
第 6 節 広域的相互応援体制整備計画	36
第 7 節 医療救護予防計画	37
第 8 節 要配慮者災害予防計画	39
第 9 節 ボランティア育成・確保計画	45
第 10 節 飲料水・食料品・生活必需品等の確保計画	47
第 11 節 市街地防災化計画	49
第 12 節 建築物災害予防計画	52
第 13 節 交通施設災害予防計画	54
第 14 節 上下水道施設災害予防計画	56
第 15 節 電力・ガス施設災害予防計画	58
第 16 節 通信・放送施設災害予防計画	60
第 17 節 防災関係施設設備、資機材、物資等整備計画	62
第 18 節 水害予防計画	65
第 19 節 土砂災害予防計画	70
第 20 節 暴風・竜巻等災害予防計画	74
第 21 節 高潮・波浪予防計画	75
第 22 節 雪害予防計画	77
第 23 節 火災予防計画	80
第 24 節 農林業災害予防計画	83
第 25 節 危険物等災害予防計画	85
第 26 節 海上災害予防計画	87
第 27 節 文化財災害予防計画	89
第 28 節 交通輸送体系整備計画	90

第3章 災害応急対策計画

第 1 節 緊急活動体制計画	92
第 2 節 広域応援に関する計画	98
第 3 節 自衛隊災害派遣要請計画	101
第 4 節 ボランティア活動支援計画	106

第 5 節	通信計画	109
第 6 節	防災気象情報収集伝達計画	112
第 7 節	災害情報収集連絡計画	125
第 8 節	災害広報計画	132
第 9 節	避難計画	135
第 10 節	救出計画	149
第 11 節	要配慮者応急対策計画	152
第 12 節	医療救護計画	154
第 13 節	消防計画	158
第 14 節	警備・保安計画	162
第 15 節	飲料水供給計画	165
第 16 節	食料供給計画	167
第 17 節	生活必需品供給計画	172
第 18 節	住宅応急対策計画	175
第 19 節	緊急輸送計画	178
第 20 節	障害物撤去対策計画	181
第 21 節	交通対策計画	184
第 22 節	要員確保計画	187
第 23 節	食品衛生対策計画	191
第 24 節	防疫対策計画	193
第 25 節	遺体の搜索・処理・埋葬計画	196
第 26 節	廃棄物処理計画	199
第 27 節	水防計画	202
第 28 節	土砂災害応急対策計画	208
第 29 節	雪害応急対策計画	211
第 30 節	暴風・竜巻等災害対策計画	216
第 31 節	海上災害対策計画	217
第 32 節	文教対策計画	223
第 33 節	農林水産業等対策計画	227
第 34 節	商工業対策計画	230
第 35 節	通信・放送施設応急対策計画	233
第 36 節	電力・ガス施設応急対策計画	235
第 37 節	上下水道施設応急対策計画	238
第 38 節	交通施設応急対策計画	241
第 39 節	危険物施設等応急対策計画	244
第 40 節	その他災害応急対策計画	246
第 41 節	災害救助法の適用に関する計画	248

第4章 災害復旧復興計画

第 1 節	公共施設の災害復旧計画	250
第 2 節	激甚災害指定計画	252
第 3 節	民生安定計画	255
第 4 節	財政援助計画	261
第 5 節	復興計画	264

第1編 一般災害対策編

第1章 総 則

第1節 計画の方針

第1 計画の目的

小浜市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき、小浜市の地域ならびに住民の生命および財産を災害から守るため、防災関係機関等の協力を得て、総合的な災害予防、災害応急対策および災害復旧の諸活動を円滑に実施することにより、その被害を軽減し、社会秩序の維持および公共の福祉に資することを目的とする。

第2 計画の基本

1. 計画の基本方針

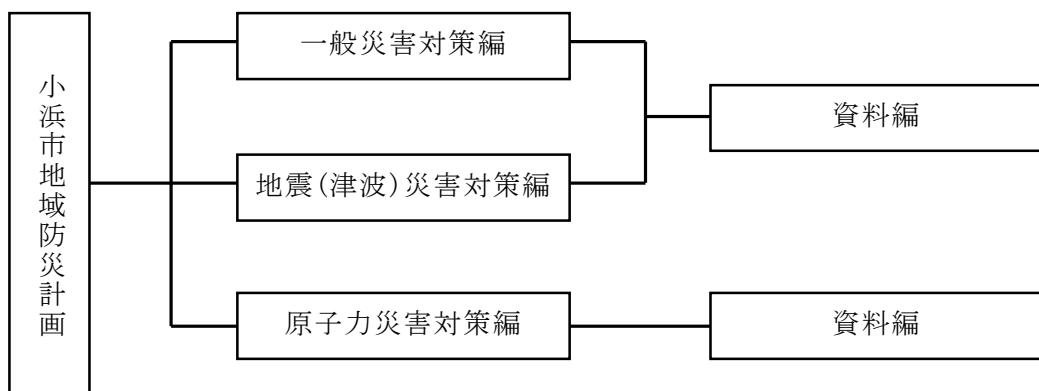
この計画は、市域の防災に関し、国・地方公共団体およびその他の公共機関等を通じて、必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに災害予防、災害応急対策、災害復旧およびその他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備および推進を図る

2. 計画の構成と体系

この計画の構成は次の4章からなる。

- (1) 総則
- (2) 災害予防計画
- (3) 災害応急対策計画
- (4) 災害復旧計画

なお、この計画を含む小浜市地域防災計画の体系は次のとおりである。



第3 計画の周知

この計画は、本市における災害対策の基本となる計画であり、小浜市防災会議を中心として、市および防災関係機関は平素から本計画の習熟に努める。また、本計画を住民の防災活動の指針として、十分機能するよう住民への周知を図る。

第4 計画の効果的推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、住民の自覚に根ざした自助、地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等の様々な主体が連携して積極的に地域を守るような社会の構築に努める。

また、男女双方や、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性や高齢者、障がい者等の参画拡大など男女共同参画および要配慮者の視点に配慮した防災体制の確立に努めるものとする。市および県は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう努めるものとする。

さらに、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

過去の災害の教訓を踏まえ、すべての市民が災害から自らの命を守るために、市民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

国が令和2年度に策定した防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による国土強靱化の取組みの更なる加速化・進化を踏まえつつ、引き続き、国土強靱化計画に基づき、安全、安心かつ災害に屈しない国土づくりをオールジャパンで強力に進めていく。その際、大規模地震後の水害等の複合災害（同時または連續して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。

第5 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき、毎年検討を加え必要があると認められるときは、これを修正するものとする。

防災関係機関は、所管事項に関して修正が必要な場合は、当該事項を小浜市防災会議に提出するものとする。

また、修正の内容については、広報等により住民や関係機関に周知する。

第2節 地域の概況

第1 自然的条件

1. 位置および面積

本市は、福井県南西部に位置しており、北は若狭湾とその内湾である小浜湾に面し、南は東西に走る京都北部一帯に連なる山岳で、一部滋賀県と境を接する。市域は東西約24km、南北約20kmで、総面積は233.11km²である。



2. 地勢

本市の北に位置する若狭湾は、日本海沿岸で北に開口した唯一の凹みであり、敦賀一本木の柳ヶ瀬断層と小浜一今津間の熊川断層の間は多数の断層があって若狭破碎帯と呼ばれ、若狭湾から琵琶湖を通じ伊勢湾にいたる本州の中央大破碎帯の一部を形成している。本市には福井県・滋賀県の県境に位置する三十三間山の東麓に発し、熊川断層の崖下を西に流れ小浜湾に注ぐ北川と、福井県・京都府の県境に位置する頭巾山に発し若狭地域の南部山地を北流し北川河口部で小浜湾に注ぐ南川がある。両河川の河口部にはデルタ（三角州性）低地が形成され、北川中流域には扇状地性の谷底平野が形成されている。それにより南北に2分される南北両山地により形成される。

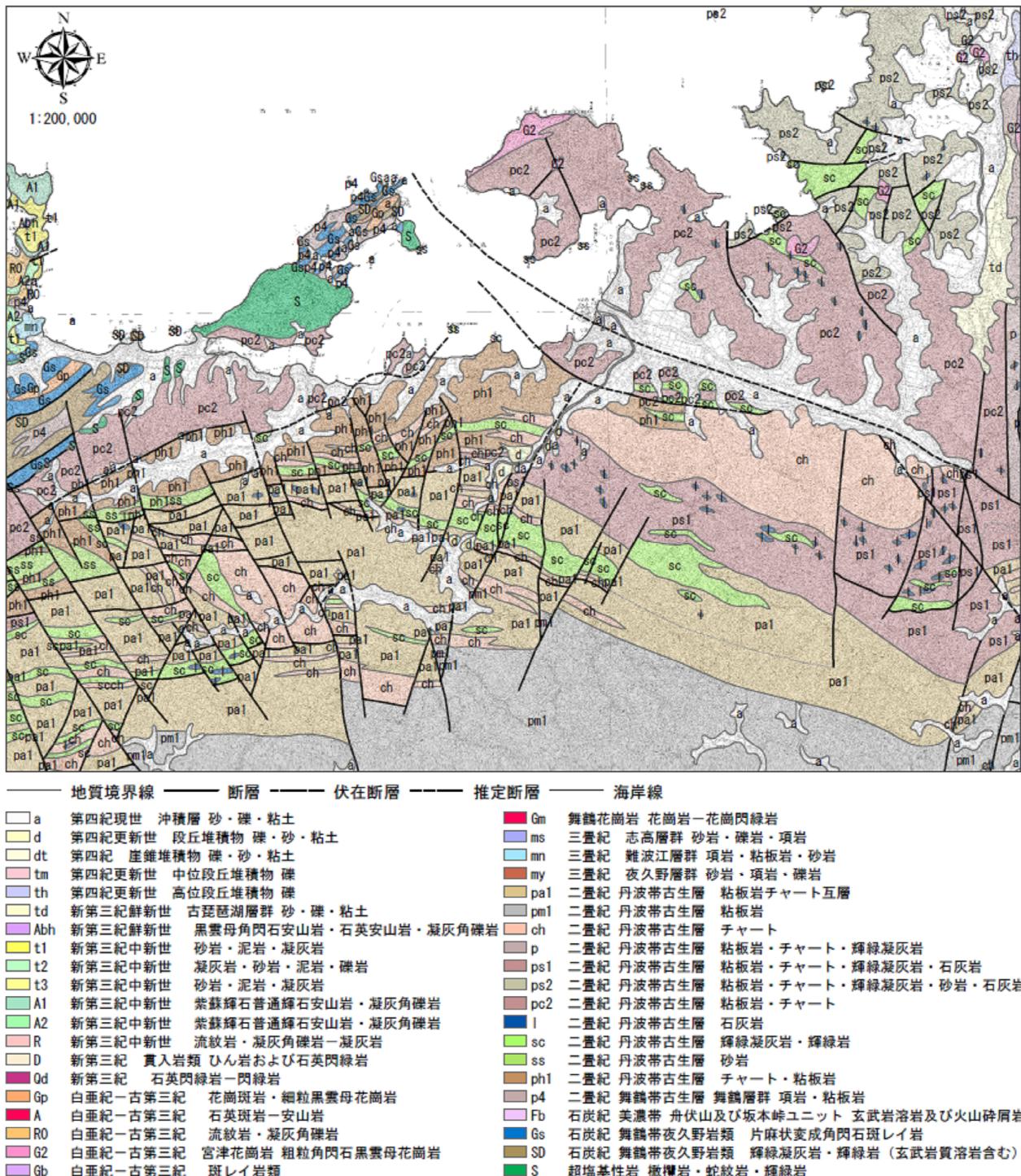
本市市街地はデルタ低地に立地し、北部はリアス式海岸の発達した若狭湾に対して半島が連なり、出入りの多い地形をしており、南部には比較的低層（1,000m未満）な山々が連なっている。

3. 地質

本市の地質を年代別に区分すると、古生代から中生代三疊紀に形成された、頁岩、粘板岩、砂岩、チャート、緑色岩類、および石灰岩からなる丹波帶が大部分を占めている。

丹波帶は古生代石炭紀～中生代ジュラ紀の地層からなり、海洋プレートにのって運ばれてきた海洋地殻がジュラ紀に陸側に付加している。

主に古生代石炭紀から中生代ジュラ紀の地層群からなり、基岩は主として頁岩・粘板岩から構成されており、砂岩・チャート・輝緑凝灰岩等を伴う。地質構造は褶曲構造が基本となっている。

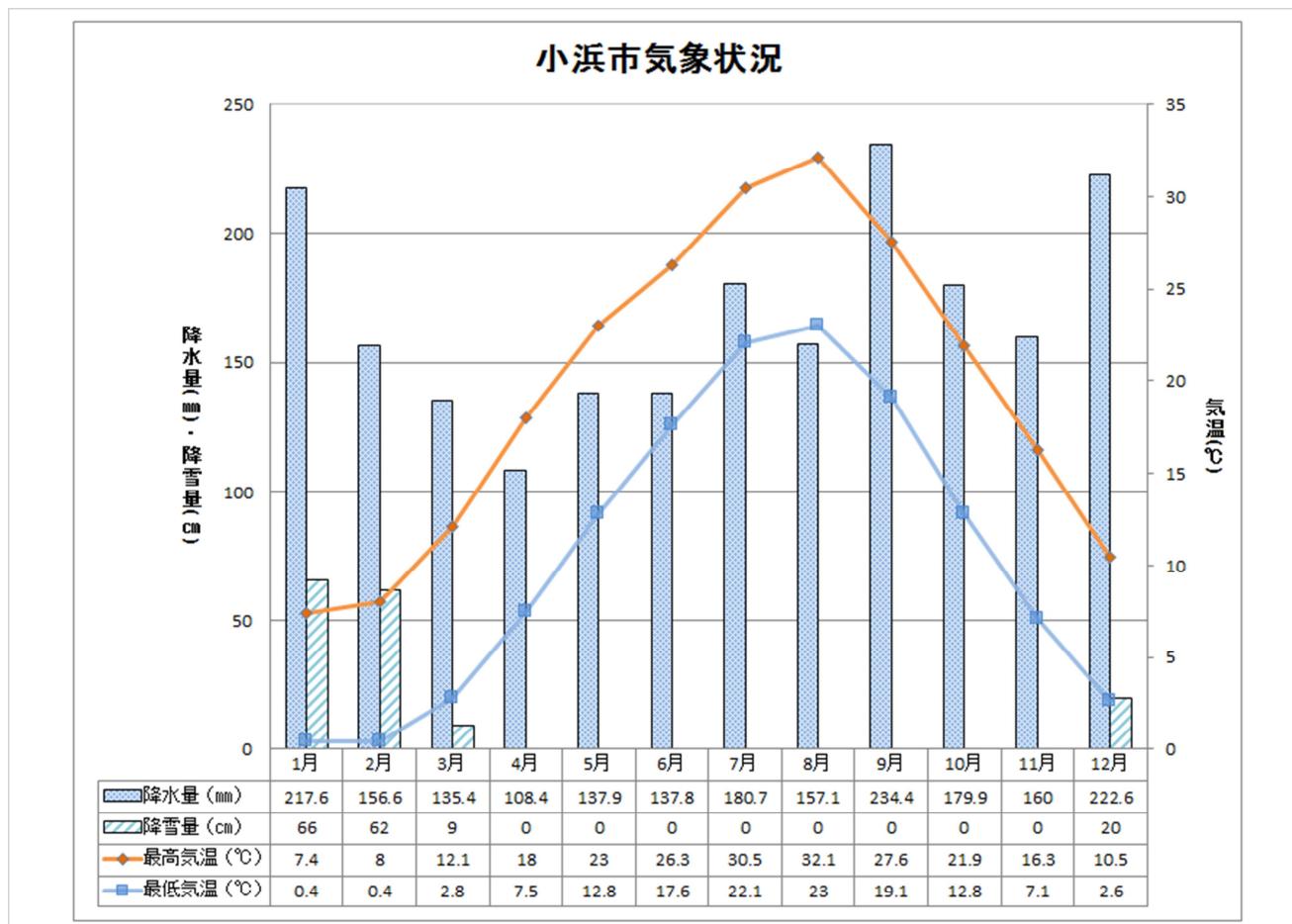


4. 気候

本市は、若狭湾沖を流れる対馬暖流の影響を受け、海岸気候の特性のため気候は比較的温暖である。

冬季には最低気温が氷点下になることは少なく、夏期には、海岸気候のため海風、陸風があることから、気温の割に過ごしやすい。年平均気温は14.6°Cである。

降水量は嶺北地方が冬季一山型であるのに対して、本市の場合は冬季の降雪量が少ないため、際立った傾向は見られないが冬季、梅雨、台風期の三つの山が出現する。



※気象庁ホームページ(気象統計情報)アメダス小浜観測所1991-2020年の平均値

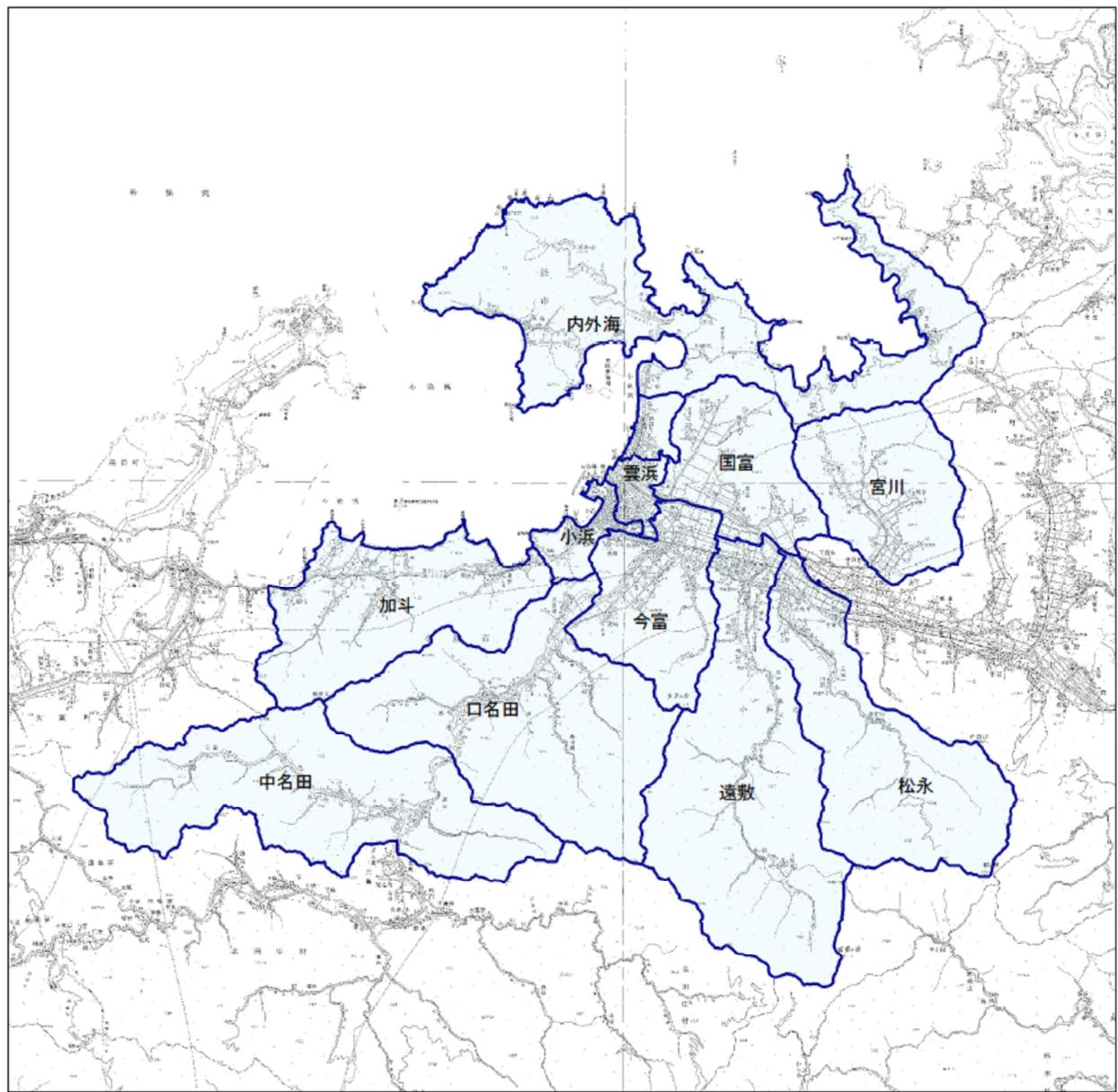
第2 社会的条件

1. 沿革

本市は、古くは大陸文化の玄関口として朝鮮半島や中国などをはじめ、当時の都であった京都、奈良との文物交流があり、その影響から古社寺、彫刻、絵画など多くの文化財が残っている。

小浜湊は、中世以降、北国と畿内を結ぶ中継貿易港として栄え、江戸期には、南川と北川の河口三角州に小浜城が築城され、近世城下町の建設が進められた。

小浜市が成立したのは昭和26年で、小浜町、内外海村、松永村、遠敷村、国富村、今富村、口名田村、中名田村の1町7村が合併し、その後昭和30年に宮川村、加斗村が編入され、現在の小浜市が誕生し、今日に至っている。



3. 土地利用

小浜市の土地利用は、総土地面積 23,311ha の内、山林が 19,049ha (81.7%) と大部分を占める。他には、田・畑が 1,410ha (6.1%)、宅地が 605ha (2.6%)、雑種地・公有地他 2,247ha (9.6%) などとなっている。(2020年農林業センサス、課税台帳等より)

第3節 防災関係機関の事務または業務の大綱

第1 各機関の責務

1. 市

市は市の地域ならびに地域住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関、他の地方公共団体および住民の協力を得て防災活動を実施する。

2. 県

県は、県の地域ならびに県民の生命、身体および財産を災害から保護するため、本県の特性に配慮しながら災害に強い県土づくりの推進や防災体制の整備充実を図るほか、災害時においては、広域的、大規模な災害である場合や防災活動の統一的処理が必要な場合に、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関および県民と連携を密にし、迅速な防災活動を実施するとともに、市町および関係機関の防災活動を援助し、調整を行う。

3. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域ならびに地域住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、指定行政機関および他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4. 指定公共機関および指定地方公共機関

指定公共機関および指定地方公共機関は、その業務の公共性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5. 公共的団体および防災上重要な施設の管理者

公共的団体および防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急対策を実施する。また市、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

6. 住民

「自らの身の安全は自らが守る」が防災の基本であることから、住民は、平常時から食料・飲料水等の備蓄など災害に対する備えを心掛けるとともに、災害発生時には自らの身の安全を守るよう行動する。

また、災害発生時には、初期消火の実施、近隣の負傷者や高齢者、障がい者、乳幼児などの他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の救助、避難所での活動、県・市町の防災関係機関が行っている防災活動への協力など、防災への寄与に努める。

第2 各機関の連携

災害対策の実施にあたっては、国、県、市、指定地方公共機関および指定公共機関はそれぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいと

まがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、市、県等は、地域の住民、事業者が平時からコミュニケーションを図り、災害に備えて避難方法の検討や訓練を行うとともに、災害発生時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所運営の手助けを行うことなど、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動を推進していくよう、住民の防災意識の向上のための取り組みに努めるものとする。

第3 処理すべき事務または業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務または業務は、おおむね次のとおりとする。

1. 小浜市

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
小浜市	<ol style="list-style-type: none">1. 市防災会議に関する事務2. 防災に関する施設、組織の整備3. 防災上必要な教育および訓練4. 防災思想の普及5. 災害に関する被害の調査報告と情報の収集6. 災害の予防と拡大防止7. 救難、救助、防疫等被災者の救護8. 災害応急対策および災害復旧資材の確保9. 災害対策要員の動員、雇用および協力要請10. 災害時における交通、輸送の確保11. 災害時における文教対策12. 災害復旧の実施13. 被災した市有施設の応急対策14. 県、他市町、管内関係機関との連絡調整15. ボランティアの受入れに関する措置16. 義援金、義援物資の受入れおよび配分

1-1. 消防機関

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
若狭消防組合	<ol style="list-style-type: none">1. 災害予防ならびに災害による住民の生命・身体および財産の保護2. 災害時における救助および避難誘導

2. 県

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
1. 福井県	<ol style="list-style-type: none">1. 県防災会議に関する事務2. 防災に関する施設、組織の整備3. 防災上必要な教育および訓練4. 防災思想の普及5. 災害に関する被害の調査報告と情報の収集6. 災害の予防と拡大防止7. 救難、救助、防疫等被災者の救護8. 災害応急対策および災害復旧資材の確保と物価の安定9. 災害時における交通、輸送の確保10. 災害時における文教対策11. 災害時における公安警備

	12. 被災産業に対する融資等の対策 13. 被災施設の復旧 14. 被災県営施設の応急対策 15. 災害に関する行政機関、公共機関、市町相互間の連絡調整 16. 市町が処理する事務、業務の指導、指示、あっせん 17. 義援金、義援物資の受入れおよび配分
2. 嶺南振興局 若狭企画振興室 税務部 農業経営支援部 林業水産部 農村整備部	1. 振興局各機関との連絡調整 2. 災害時における県税の特別措置 3. 農作物・林産物・海産物の災害応急対策等の指導 4. 農地・農業用施設の防災、災害応急対策の指導 5. 治山、林道の防災、災害応急対策および指導 6. 渔港の防災、災害応急対策および指導
3. 嶺南振興局 小浜土木事務所	1. 道路、河川および防災施設の維持管理 2. 被災施設の復旧 3. 応急仮設住宅の建設
4. 嶺南振興局 若狭健康福祉センター	1. 災害時における防疫、救護等の実施 2. 災害時における公衆衛生の向上および増進 3. 医薬品および防疫用薬剤等の資材調達
5. 小浜警察署	1. 災害の予防と災害による住民の生命、身体および財産の保護 2. 社会公共秩序の維持と安全の保持 3. 情報の収集および広報活動 4. 被災地における交通の確保および交通規制

3. 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
1. 中部管区警察局 (福井県情報通信部)	1. 管区内各県警察の指導・調整に関すること 2. 他管区警察局との連携に関すること 3. 関係機関との協力に関すること 4. 情報の収集および連絡に関すること 5. 警察通信の運用に関すること
2. 北陸総合通信局	1. 電波の管理および有線電気通信の確保 2. 災害時における非常通信の確保
3. 北陸財務局 (福井財務事務所)	1. 公共土木施設等の災害復旧事業費査定の立会い 2. 地方公共団体の災害復旧事業起債および地方短期資金(災害つなぎ資金)の貸付 3. 災害時における金融機関の緊急措置の指示 4. 災害応急措置の用に供する国有地の無償貸付 5. 避難場所等として利用可能な国有財産(未利用地、庁舎、宿舎)の情報収集および情報提供
4. 近畿厚生局	1. 国立病院の避難施設等の整備と防災訓練の指導 2. 災害時における国立病院収容患者の医療等の指示・調

	<p>整</p> <p>3. 災害による負傷者等の国立病院における医療、財政、その他救助の指示・調整</p>
5. 福井労働局 敦賀労働基準監督署	<p>1. 事業場における災害防止の監督指導</p> <p>2. 事業場における発生災害の原因調査と事故対策の指導</p>
6. 北陸農政局 (福井県拠点)	<p>1. 農地および施設の災害対策に関する県および本省との連絡調整</p> <p>2. 農地および農業施設の緊急査定</p> <p>3. 災害時における米穀および応急用食料等の確保と引渡</p>
7. 近畿中国森林管理局 (福井森林管理署)	<p>1. 国有保安林、治山施設等の整備</p> <p>2. 国有林における予防治山施設による災害予防</p> <p>3. 国有林における荒廃地の復旧</p> <p>4. 災害対策用復旧用材の供給</p> <p>5. 林野火災の予防</p>
8. 中部経済産業局	<p>1. 電気の供給の確保に係る指導・要請</p>
9. 近畿経済産業局	<p>1. 防災対策用物資の調達に関する情報収集および伝達</p> <p>2. 災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達</p> <p>3. 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援</p> <p>4. 電力・ガスの供給の確保および復旧支援</p> <p>5. 工業用水道の供給の確保に係る指導および要請</p>
10. 中部近畿産業保安監督部	<p>1. 電気の保安の確保</p>
11. 中部近畿産業保安監督部近畿支部	<p>1. 電気、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保</p> <p>2. 鉱山における危害の防止、施設の保全、鉱害の防止についての保安の確保</p>
12. 北陸地方整備局 (敦賀港湾事務所)	<p>1. 港湾区域内の直轄、港湾施設の整備ならびに防災施設の施行</p> <p>2. 被災港湾施設の災害復旧</p>
13. 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 嶺南河川 国道維持出張所	<p>1. 直轄公共土木施設の整備と防災管理</p> <p>2. 直轄公共土木施設の災害の発生防御と拡大防止</p> <p>3. 国管理河川の洪水予報、水防警報等の発表、伝達と水害応急対策</p> <p>4. 直轄公共土木施設の復旧</p> <p>5. 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）などによる緊急を要すると認められる場合の災害緊急対応の実施</p>

14. 中部運輸局 (福井運輸支局)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 災害時における自動車輸送業者に対する運送協力要請 2. 災害時における自動車の調達および被災者、災害必需物資等の運送調整 3. 災害による不通区間におけるう回輸送、代替輸送等の指導 4. 所管する交通施設および設備の整備についての指導 5. 災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達 6. 災害時における貨物輸送確保にかかる内航海運事業者に対する協力要請 7. 特に必要があると認める場合の輸送命令 8. 情報連絡員（リエゾン）等の派遣による県等の行う情報収集、応急対策等の支援
15. 大阪航空局 (小松空港事務所)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 飛行場および飛行場周辺以外の航空災害の処理
16. 第八管区 海上保安本部 (小浜海上保安署)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 海難の際の人命、積荷および船舶の救助ならびに災害における援助、流出油の防除等に関する指導 2. 船舶交通の障害の除去および規制 3. 海上衝突予防法および港則法の励行指導 4. 沿岸水域における巡視警戒 5. 海象の観測および通報
17. 東京管区気象台 (福井地方気象台)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 気象、地象、地動および水象等に関する観測ならびにその成果の収集、発表 2. 気象業務に必要な観測体制の充実および予報、通信等の施設および設備の整備 3. 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）および水象の予報ならびに警報等の防災情報の発表、伝達および解説 4. 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報 5. 市が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力 6. 災害の発生が予測されるときや、災害発生時において、県や市に対する気象状況の推移やその予想の解説等の適宜実施 7. 県や市、その他の防災機関との連携による防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動の実施
18. 中部地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> 1. 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集および提供 2. 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
19. 国土地理院	<ul style="list-style-type: none"> 1. 災害情報の収集および伝達における地理空間情報の提供

	2. 地理情報システムの活用に関すること 3. 公共測量の技術的助言
--	---------------------------------------

4. 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
自衛隊	1. 災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣 2. 防災訓練への参加協力

5. 指定公共機関および指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
1. 日本郵便（株） (小浜郵便局)	1. 災害時における郵便業務の確保 2. 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱いおよび援護対策 3. 災害時における郵便局の窓口業務の維持
2. 電気通信機関 西日本電信電話（株） (株) NTT ドコモ北 陸 KDDI（株） ソフトバンク（株） <u>楽天モバイル（株）</u>	1. 電気通信施設の整備および防災管理 2. 災害時における優先通信の確保 3. 被災通信施設の復旧
3. 日本銀行 (福井事務所)	1. 災害時における現地金融機関の指導 2. 災害時における金融機関による金融上の措置の実施 3. 災害時における損傷通貨の引換え
4. 日本赤十字社 (福井県支部)	1. 災害時における被災者の医療救護およびこころのケア 2. 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 3. 義援金品の受付 4. 支部備蓄の救援物資の配分 5. 血液製剤の供給
5. 報道機関	1. 住民に対する防災知識の普及および予警報等の迅速な周知 2. 住民に対する災害応急等の周知 3. 社会事業団体等による義援金品等の募集配分等の協力
6. 中日本高速道路（株） 西日本高速道路（株）	1. 道路および防災施設の維持管理 2. 被害施設の復旧 3. 交通安全の確保
7. 自動車輸送機関 日本通運（株） (福井支店)	1. 安全輸送の確保 2. 災害対策用物資等の輸送 3. 転落車両の救出等
8. <u>（一社）</u> 福井県医師会 (小浜医師会)	1. 救護班の編成および連絡調整 2. 災害時における医療救護活動の実施

9. 福井県土地改良事業団体連合会（土地改良区）	1. 土地改良事業によって造成された施設の維持管理 2. 災害復旧事業、湛水防除事業および各種防災事業の調査ならびに測量設計業務
10. 関西電力送配電（株） (小浜配電営業所)	1. 施設の整備と防災管理 2. 災害時における電力供給の確保 3. 災害対策の実施と被災電力施設の復旧 4. 県、市町、関係機関、各電力会社との連携 5. 被害状況、復旧見込みなど広報活動の実施
11. 西日本旅客鉄道（株） (金沢支社) (敦賀駅) (小浜駅)	1. 施設等の整備と安全輸送の確保 2. 災害時における輸送の確保 3. 災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 4. 被災施設の復旧 5. 県、市町、関係機関との連携 6. 被害状況、復旧見込みなど広報活動の実施
12. ガス関係機関 (一社) 福井県 エルピーガス協会	1. 施設の整備と防災管理 2. 災害時におけるガス供給の確保 3. 災害対策の実施と被災施設の復旧

6. 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
1. 福井県農業協同組合	1. 市、県が行う被害状況調査および応急対策の協力 2. 農作物の災害応急対策の指導 3. 被災組合員に対する融資、あっせん 4. 農業生産資材および農家生活資材の確保、あっせん 5. 農作物の需給調整
2. れいなん森林組合	1. 市、県が行う被害状況調査および応急対策の協力 2. 被災組合員に対する融資、あっせん
3. 小浜市漁業協同組合	1. 市、県が行う被害状況調査および応急対策の協力 2. 組合員の被災状況調査およびその応急対策 3. 被災組合員に対する融資、あっせん 4. 漁船、共同利用施設の災害応急対策およびその復旧 5. 防災に関する情報の提供 6. 水産物の需給調整
4. 小浜商工会議所	1. 商工業者に対する融資あっせんの実施 2. 災害時における中央資金源の導入 3. 物価安定についての協力 4. 救助用物資、復旧資財の確保、協力、あっせん
5. 病院等医療施設管理者	1. 避難施設の整備と避難訓練の実施 2. 災害時における病人等の収容、保護 3. 災害時における負傷者等の医療、助産救助
6. 社会福祉施設管理者	1. 避難施設の整備と避難訓練の実施 2. 災害時における利用者の保護
7. 金融機関	1. 被災事業者等に対する資金の融資

8. 学校法人	1. 避難施設の整備と避難訓練の実施 2. 災害時における応急教育対策計画の確立と実施 3. 被災施設の災害復旧
9. 文化事業団体	1. 市、県が行う応急対策等に協力
10. 危険物関係施設管理者	1. 危険物施設の防護施設の設置 2. 安全管理の徹底
11. アマチュア無線団体	1. 災害時における非常無線を利用した通信の確保協力
12. 自主防災組織	1. 自主防災組織等の確立および訓練の実施 2. 災害時における避難誘導 3. 市が行う応急対策等に協力
13. 小浜市防災士の会	1. 平常時における防災教育 2. 市民の防災活動の支援
14. 社会福祉協議会	1. 平常時における人材の育成 2. 災害時におけるボランティアの受け入れ、調整
15. (公社)小浜市建設機構	<u>1. 災害時における公共土木施設の応急対策、復旧への協力</u>
16. 小浜市管工事協同組合	<u>1. 災害時における水道施設の応急対策、復旧への協力</u>
17. (一社)福井県建築土会 (若狭支部)	<u>1. 家屋被害認定調査への協力</u> <u>2. 発行した罹災証明に関する市民からの相談対応補助</u> <u>3. 災害時における避難所等の施設の安全性確認</u>
18. (公社)福井県公共嘱託 登記土地家屋調査士 協会	<u>1. 家屋被害認定調査の補助</u> <u>2. 発行した罹災証明に関する市民からの相談対応補助</u> <u>3. 被災した土地、家屋の表示登記に係る相談</u>
19. (公社)福井県獣医師会	<u>1. 災害時における動物救護活動の実施</u>

第4節 災害の特性

第1 過去の災害

1. 風水害

本市における大雨・洪水の記録は、歴史資料によると応永12年2月3日（1405年3月13日）に初見でき、以降、様々な書物に若狭地方の水害の記録が残っている。

昭和28年9月25日から26日の台風13号については、台風の接近に伴い本州付近に停滞していた前線がさらに活発となり、本市は早朝から激しい雨となった。総雨量は小浜267mm、熊川368mm、中名田705mmと極めて多い降雨量を観測した。

北川・南川は25日8時30分警戒水位を突破し、11時には洪水水位を超えた。各河川の堤防は、遠敷川左岸堤防が先ず決壊し、次いで南川右岸の湯岡橋上流が決壊した。そして、上竹原閑付近の堤内地の水位が上昇し、北川左岸堤が決壊するとともに両河川河口部において堤防が洗掘崩壊するに至った。

被害は、死者・行方不明者42名、流出家屋134棟、全半壊家屋739棟、浸水家屋3,055棟、羅災者数21,780人、堤防決壊30箇所、土石流などの土砂災害300箇所におよんだ。

また、平成16年10月20日の台風23号では、県道泊小浜停車場線が崩落し、内外海半島の一部集落が孤立した他、平成25年9月15日の台風18号では、嶺南地方を中心に豪雨となり、本市では24時間(15日12時～)雨量が、1976年の統計開始以来最大となる384mmを記録し、連続雨量(15日3時～16日12時)は413mmを記録した。

これにより、野木川の堤防決壊や江古川の排水不良に伴い、浸水被害が発生し、太良庄区では79世帯285人が一時孤立した。また、忠野区では16日未明に発生した土石流により住家等3棟が被害を受けた他、中井区の飛川橋の流出被害も発生した。

この災害による住家被害は、全壊2棟、一部損壊4棟、床上浸水43棟、床下浸水155棟であった。

2. 竜巻被害

平成25年8月23日の本県地方は各地で荒れた天気となり、本市では16時頃、突風が吹き、津島区や多賀区を中心に北西から南東約1kmにかけ、民家の屋根が飛ぶなど約50戸に被害が発生した。

第5節 防災ビジョン

第1 定義

防災ビジョンは、市域ならびに住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、中長期な視点のもとに、本市の防災施策の基本を定めるものである。

第2 防災ビジョンの目標

・ 災害に強いまちづくり

住民の尊い生命と貴重な財産を守るため、自然環境の保全と災害の未然防止を基本として、市の行政と関係団体との連携を保ち、都市の防災対策を促進させるとともに、自主防災組織の育成や、他団体との相互応援協定の締結等、災害に強い安全な都市基盤の確立を総合的に推進する。

第2章 災害予防計画

この章は災害発生の未然防止と被害の軽減を図るため、防災事業の推進、防災施設の整備、防災体制の強化、防災知識の普及、訓練の実施等必要な事項について定める。

第1節 防災知識普及計画

市は、防災業務に従事する関係職員および住民に対し、防災に関する教育、広報を実施し、防災知識の普及を図る。また、市および県等は、住民が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることや、自らの地域の水害リスクに向かい、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。

また、指定避難所や、仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者等が性犯罪やDVの被害に遭わないよう、お互いに助け合いを促す環境づくりに努めるものとする。

第1 住民に対する防災知識の普及

- (1) 市および県等は、被害の防止、軽減の観点から早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。
- (2) 市および県等は、防災週間や防災関連行事を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立ち退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立ち退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料等を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。
- (3) 市は、住民に対し、風水害の恐れの無い適切な避難場所、避難経路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域コミュニティを活かした避難活動を促進する。
- (4) 市は、国、県、関係公共機関等の協力を得つつ、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう次の施策を講じる。

浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

第2 災害教訓の伝承

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、災害教訓の伝承の必要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援するものとする。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第3 防災関係職員の防災研修

防災業務に従事する職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、専門家の知見や職員動員等の非常対応マニュアルを活用するほか、次により防災研修の徹底を図る。

1. 研修の内容

- (1) 地域防災計画およびこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- (2) 非常招集（参集）の方法
- (3) 気象等、災害発生原因についての知識および各種災害の特性
- (4) 防災知識と技術
- (5) 防災関係法令の運用
- (6) その他必要な事項

2. 研修の方法

- (1) 講習会、講演会等の開催
- (2) 見学、現地調査等の実施
- (3) 防災活動手引書等の配布
- (4) 訓練による実践的研修

第4 その他関係機関に対する防災教育

1. 学校における防災教育

(1) 児童生徒に対する防災教育

学校は、児童生徒に対しての防災教育を推進し、防災知識の普及啓発、実践的な行動力の習得等を図る。特に、水害、土砂災害のリスクのある学校においては、避難と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

- ① 学校教育における防災知識の指導
- ② 防災訓練の実施
- ③ 学校行事等における指導

(2) 教職員に対して防災に関する知識の普及を図るとともに、応急時における処置方法を研修する。

2. 自動車運転者等に対する防災教育

警察署は、自動車の運転者および使用者に対し、災害時における自動車の運行措置について各種講習会等により防災教育を実施する。

3. 防災上重要な施設の管理者等の防災教育

市および防災関係機関は、防災上重要な施設や危険物を有する施設等の管理者に対して、施設の耐震化の促進や災害時の防災教育を実施する。

4. 社会教育

関係機関、団体等と連携して、職場一般家庭における社会人を対象として、適当な機会を通じて講演会、講習会、実演等により防災知識の向上に努める。

5. 職場教育

事業所、工場等については、消防法に基づいた消防計画を作成し、防災教育と防災訓練を実施し、自衛防災の知識と技能の向上を図るとともに、防火管理者、危険物取扱者の講習を行う。また、自主防災組織の整備育成や、地域と事業所、工場等との協定の締結を含め、協力関係を強化していくよう指導していく。

第2節 防災訓練計画

災害に際し応急対策活動を迅速・的確に実施できるよう、地域の災害リスクに基づいた各種の防災訓練を行い、防災体制の確立と防災意識の高揚を図る。

第1 実施責務および協力

1. 災害予防責任者は、個別または共同して、必要な訓練を行うものとする。
2. 災害予防責任者の属する機関の職員、従業員は、防災計画等の定めるところにより、防災訓練に参加するものとする。
3. 住民その他関係諸団体は、災害予防責任者の行う防災訓練に参加、協力するものとする。
4. 災害予防責任者は、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図るものとする。

第2 実地訓練の種類

1. 水防訓練
水防管理者は、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、「小浜市水防計画」に基づき水防訓練を実施するものとする。
2. 消防訓練
消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、独自にまたは相互に協力して訓練を実施するものとする。特に学校、病院、工場、興業所など多数の者が出入りし、勤務し、利用する場所における自衛消防組織等の訓練の実施を推進するものとする。
3. 救助救護訓練
災害救助実施機関は、災害発生の際、迅速かつ的確な救助、救護を実施するため、おむね次の事項について訓練を実施する。
 - (1) 避難
 - (2) 炊出し、給水
 - (3) 物資輸送
 - (4) 医療助産
 - (5) 救出
4. 通信連絡訓練
市および各防災関係機関は、災害時における通信情報連絡を迅速かつ的確に実施するため、平素より連絡体制の整備と通信手段、機材の操作等について万全を期するため、訓練を適時実施し、連携体制の構築を図るものとする。

5. 災害情報連絡訓練

気象予警報その他災害に関する情報、指示、命令および報告等を円滑に実施するため、連絡体制の強化を主に実施するものとする。

6. 非常通信連絡訓練

災害時において、有線通信系統が不通となり、または利用することが著しく困難になった場合、無線通信系統の円滑な利用を図るため、関係機関との通信確保のための訓練を実施する。

7. 非常招集（参集）訓練

市および防災関係機関は、応急活動を実施するために必要な職員の招集または参集が迅速かつ確実に実施できるよう、平素より非常招集（参集）訓練を実施するものとする。

8. 避難訓練

災害に際し、迅速に避難が実施できるよう地域、学校、病院、青少年教育施設、事業所、交通機関等においてあらゆる状況を想定した避難訓練を実施するものとする。

感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

9. 海上保安訓練

海上保安機関は、海上保安業務遂行上必要な溺者救助、防火、流出油防除、見張り、通信等諸訓練を実施するものとする。

10. 図上訓練

災害予防責任者は、個別にまたは共同して、災害時における応急対策が迅速かつ適切に行えるよう、図上において訓練を実施するものとする。

第3 防災総合訓練

市は、防災関係機関および住民が一体となって、相互に連携協力し、災害時における応急対策が迅速かつ適切に行えるよう、総合的な防災訓練を実施するものとする。

第4 自主防災組織と自衛消防組織の合同訓練

市は、事業所における自衛消防組織が、地域における自主防災組織と連携を強め、一体的に防災活動が実施できるよう合同訓練の実施について指導助言を行うものとする。

第5 防災訓練に関する普及啓発

市、事業所等による防災訓練の参加者となる住民に対して、各種の媒体を通じた普及啓発を行い、防災訓練への参加意識を高揚する。

第6 訓練の方法、時間、場所および訓練記録

訓練は、実施機関が単独または他の機関と共同して、いくつかの訓練を組み合わせて実施する等、その効果があがるよう検討するとともに、最も訓練効果のある時期、場所等を選び実施するものとし、実施結果を記録しておくものとする。

第3節　自主防災組織等整備計画

災害時における防災応急活動については、防災関係機関はもとより、地域住民の共助による活動が重要であることから、地域住民で組織する自主防災組織を育成し、防災活動が効果的に実施されるよう自主防災体制の確立を図る。

第1 組織の種類

自主防災組織は、次のものとする。

1. 地域の防災組織

集落（行政区）、地区（小学校単位）等で地域住民が自主的に組織、設置するもの

2. 施設、事業所等の防災組織（自衛消防組織）

学校、病院、事業所、興業所等の施設および危険物等を取扱う事業所において、管理者が組織、設置するもの

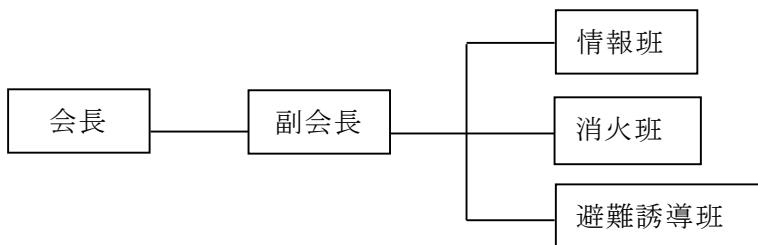
3. 各種団体の防災組織

女性団体、青年団体、アマチュア無線関係団体等の各種団体が自主的に組織、設置するもの

第2 地域の防災組織の活動内容

1. 組織の編成および構成

- (1) 自主防災組織は、行政区、小学校区を中心に地域の実状に応じ、地区活動に防災活動を組み入れることや、女性団体等その地域で活動している組織の活動に防災活動を組み入れることによりその組織化を図る。
- (2) 自主防災組織を運営していく上で基本的な事節は、それぞれの規約で定める。
- (3) 自主防災組織の構成は、それぞれの規約で定めるところであるが、概ね次のとおりである。



2. 自主防災組織の活動

(1) 平常時の活動

- ① 防災関係機関と住民の間で、災害情報が正確かつ迅速に伝達されるシステムを確立する。
- ② 防災意識の普及、啓発を図る。
- ③ 防災訓練（初期消火、情報伝達、救出救護、避難誘導等）を実施するとともに、県、市が行う訓練に積極的に参加する。
- ④ 火気使用設備器具等の点検を指導する。

- ⑤ 防災用資機材等の早急な整備および点検を実施する。
- ⑥ 住民が非常食・救急医薬品等を常時、備蓄するよう指導する。
- ⑦ 住民参加のもと、地域ぐるみの安全点検（危険箇所、危険物保管場所、飲料水源等）を実施する。
- ⑧ 避難路および避難場所の確認を行う。
- ⑨ ひとり暮らし老人等の要配慮者の把握を行う。

(2) 災害発生時の活動

- ① 地域内の被害状況および必要な情報を収集し、市等に通報する。
- ② 防災関係機関からの災害に関する情報を地域住民に伝達する。
- ③ 被災者の救出救護にあたる。
- ④ 各家庭に対し、出火防止を呼びかける。
- ⑤ 出火した場合、一致協力して飛火警戒、初期消火にあたる。
- ⑥ 障がい者、高齢者等の要配慮者に十分配慮した避難誘導にあたる。
- ⑦ その他炊出し、給水、救援物資の配分など、防災関係機関の行う応急対策活動に協力する。

3. 市の措置

(1) 自主防災組織づくりの推進

各地区の区長会などの機会をとらえ、自主防災組織づくりを早急に推進する。

また、県の自主防災組織活動マニュアル等に基づき、県の支援指導を受けて自主防災組織の育成を図る。

(2) 自主防災組織の防災リーダーの育成

自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために定期的かつ地区別に研修を催し、活動の中心的な役割を果たす防災リーダーを育成する。

また、県が実施するリーダー研修会に参加者を積極的に募る。

(3) 自主防災組織等への助成

自主防災組織に災害発生時の初動活動等を迅速・効果的に行うため、必要な人命救助器具や防災資機材等の助成を行う。

また、自主防災組織等が実施する防災訓練に対し、必要な職員派遣や資機材の貸出し、訓練の助成を行うとともに、区単位のみならず地区単位での訓練の実施も推進する。

(4) 講習会の開催

防災関係機関と協力し各地区において初期消火および応急救護などの講習会を開催する。

第3 事業所等における防災活動の推進

1. 活動内容

事業所等は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域および土砂災害警戒区域等の該当性ならびに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。平常時および災害発生時において、それぞれの実情に応じた防災計画に基づき、効果的に防災活動を行えるよう努める。

また、事業所は、災害時に重要業務を継続するため事業継続計画（B C P）を策定するよう努める。

(1) 平常時の活動

- ① 防災関係機関と事業所等の間で災害情報が正確かつ迅速に伝えられるようなシステムを確立するとともに、地域との連携を強化する。
- ② 従業員に対し、防災教育を行う。
- ③ 防災訓練を実施する。
- ④ 火気使用設備器具等の点検を実施する。
- ⑤ 消防用設備等の整備、点検を実施する。

(2) 災害発生時の活動

- ① 事業所内で災害が発生した場合、直ちに防災関係機関に通知する。
- ② 地域の防災活動に積極的に協力する。
- ③ 火災が発生した場合は、初期消火活動を行う。
- ④ 避難誘導措置をとる。
- ⑤ 負傷者の救出救護にあたる。
- ⑥ その他防災関係機関の行う応急対策活動に協力する。

2. 自衛消防組織設置の推進

多数の出入りする施設および特定の危険物等を取扱う事業所等については、消防法により、消防計画を作成して自衛消防組織を設置することが義務付けられているが、それ以外の組織についても自衛消防組織の設置を推進し、指導に努める。

また、事業者等が組織する自衛消防組織の組織率の向上や事業者等の事業継続計画(BCP)の策定に向けて、商工団体、事業者団体、地域団体等を通じた指導や広報を推進するとともに、活動の活性化を図るためにリーダーの育成に努める。

第4 自主防災組織と自衛消防組織の連携

市は、事業所における自衛消防組織が地域における自主防災組織と連携を強め、一体的に防災活動が実施できるよう体制づくりを進める。

第5 地区防災計画の作成

市内の一定の地区内の住民および当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として小浜市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、小浜市地域防災計画を位置づけるよう市内の一定地区内の住民および当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、小浜市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第4節 避難対策計画

市は、災害から人命の安全を守るため、避難路の点検、避難所の整備を行い、災害時における迅速かつ適切な避難誘導を行う体制の整備を図る。

なお、市は、災害の危険が切迫した緊急時において住民等の安全を確保するための指定緊急避難場所、被災者が一定期間避難生活を送るための指定避難所および避難路を指定し、住民に対し周知徹底を図る。また、避難場所における救助施設等の整備に努める。

市および県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第1 指定緊急避難場所

1. 指定緊急避難場所

災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、市は、災害対策基本法施行令（以下、政令という。）で定める基準に適合する災害の危険が及ばない場所または施設を、災害ごとに、指定緊急避難場所として、その管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民に対して周知徹底を図るものとする。

なお、特に風水害における指定緊急避難場所の指定にあたっては、市は、被災が想定されない安全区域に立地する施設等または安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

指定緊急避難場所は、災害種別に応じて指定がなされていること、および避難の際には発生するおそれのある災害に対応した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、指定避難所が必ずしも特定の災害の指定緊急避難場所に指定されていない場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

2. 指定緊急避難場所に関する通知等

市は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、公示を行う。

指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、または重要な変更を加えようとするときは、市長に届出を行う。

市は、指定緊急避難場所が廃止され、または政令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

第2 指定避難所

1. 避難所の指定

円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、市は以下の事項について調査し、感染症対策等を踏まえ、政令で定める基準に適合する学校やコミュニティセンター等の公共施設等を指定避難所としてあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民に対して周知徹底を図るものとする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

指定避難所について、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、それぞれの役割が違うことについては、日頃から住民等への周知徹底に努める。

学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能が応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係者と調整を図る。

また、市は、一般的の避難所では生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするように努める。

2. 指定避難所に関する通知等

市は、指定避難所を指定したときは、県に通知するとともに、公示を行う。

指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、または重要な変更を加えようとするときは、市長に届出を行う。

市は、指定避難所が廃止され、または政令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取り消し、県に通知をするとともに、公示を行う。

3. 避難所の備蓄

市は、指定避難所またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

4. 避難所の設備

市は、指定避難所等において、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー、マット、簡易ベッド、段ボールベッド、パーテイション、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器や、感染症対策に必要な物資等の整備を図る。また、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備に努めるものとする。

断水時には、入浴や洗濯など避難所の生活に必要となる水の確保に努めるとともに、避難所開設当初における断水を想定し、簡易トイレや携帯トイレを避難所開設当初から使用できるよう、地区単位で分散備蓄をする等の体制整備に努めるものとする。

市は、避難生活の環境を良好に保つために、パーテイションや段ボールベッド等の簡易ベッドを避難所開設当初から設置するよう努めるとともに

備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

避難所は次の表の各段階ごとに掲げる施設、設備を備えるよう努める。

段階	施設・設備
自治会	<ul style="list-style-type: none"> ・集会所、集落センター、公園、広場等を自主開設避難所（集合場所）として設定 ・土のう、鋸、バールなど基本的な防災資機材等を備蓄
地区	<ul style="list-style-type: none"> ・各<u>コミュニティセンター</u>、小学校等を避難場所として設定 ・情報端末となるパソコン等情報機器を整備し、非常食や生活必需品、防災資機材等を備蓄 ・<u>給水タンク</u>、仮設トイレ、マンホールトイレ、<u>携帯トイレ</u>、<u>簡易トイレ</u>、<u>トイレカー</u>、<u>トイレトレーラー</u>、マット、簡易ベッド、<u>段ボールベッド</u>、<u>パーティション</u>、非常用電源、テレビ、ラジオ、<u>ガス設備</u>、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した施設・設備を整備 ・施設内またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備菓、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資を備蓄 ・<u>再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備</u>
市	<ul style="list-style-type: none"> ・防災活動の指揮命令機能や情報通信機能を有する拠点施設（災害対策本部）を整備 ・避難所等に対する食料、生活必需品等の供給のために所要量を備蓄・ ・要配慮者に対する支援のため、ホテルや旅館等の活用を検討

5. 新たな技術を用いた設備の活用

市および県は、指定避難所等において衛星通信設備や循環式の手洗い所など、新たな技術を用いた設備が活用できるよう、体制の構築に努めるものとする。

指定避難所等で使用する設備等については、災害時に確実に活用できるよう、訓練はもとより、平時からの利用に努めること。

第3 避難路等避難誘導体制の整備

1. 住民等の避難誘導体制の整備

迅速かつ安全な避難を確保するため、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難路等をあらかじめ設定する。また、その際、地域の災害危険性や水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等の複合的な災害の発生を考慮するように努めるものとする。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

適切な避難誘導を図るため、警察、消防、自主防災組織の協力を得ながら、避難道路の要所に誘導員を配置するなど、高齢者等の要配慮者は最優先での避難誘導・移送とともに、外国人や旅行者等にも配慮した避難誘導体制の確立を図る。

さらに、避難誘導標識や案内板を計画的に整備する。指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

区においては、防災マップやコミュニティタイムライン、マイタイムラインを作成し、防災訓練の実施等により住民に対して周知徹底を図る。

2. 避難行動要支援者の避難誘導体制の確立

区長、民生委員、児童委員、社会福祉協議会等と協力し、本人の意思およびプライバシーの保護に充分留意しながら、避難行動要支援者の所在等の把握に努める。また、避難行動要支援者の避難が円滑に行われるよう、自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。

3. 学校、社会福祉施設等における避難誘導体制の確立

学校、社会福祉施設等の管理者は、災害時における避難誘導体制を定め、防災訓練等によりその周知徹底を図る。

第4 避難所等の整備

市は、災害から人命の安全を確保するため、関係機関と連携して、避難場所、避難所および避難路等の選定を行い、計画的な避難対策の推進を図る。

土砂災害警戒区域に係る住民全員が避難することができる安全な避難場所、避難所および避難路を、次の事項に留意して選定および整備するとともに、住民に周知する。また、避難所等における救助施設等の整備に努める。

1. 避難路の選定

- (1) 危険区域等を通過する道路は避けること。
- (2) 車両通行可能な程度の広い道路を選定すること。

2. 避難路の整備

- (1) 誘導標識等の整備に努めること。
- (2) 避難路上の障害物件を除去すること。

3. 避難場所および避難所の選定および整備

- (1) 指定緊急避難場所の選定
 - ① 土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害を受けるおそれのないこと。
 - ② 洪水氾濫等を受けるおそれのないこと。
 - ③ 危険区域等の保全対象人家等からできるだけ近距離にあること。
- (2) 指定避難所の選定および整備
 - ① 危険区域等ごとに安全な指定避難所の選定および確保をすること。
 - ② 適当な指定避難所がないときは、安全な避難施設を整備するように努める。

第5 避難所運営体制の整備

1. 管理・運営方法の決定

災害発生後すみやかに管理運営体制を構築するため、避難所の維持管理体制および災害発生時の要員の確保等をあらかじめ定めるとともに、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

2. 避難所の自治体制

避難所運営の円滑を図るために、運営の中心となる自主防災組織等の組織と協議し、予定される避難所ごとに事前に避難者の自治組織に係る事項や避難者に対する情報伝達に

係る事項などを定める「避難所運営マニュアル」を作成する他、各種訓練等を通じて、避難者が主体的に避難所を運営できるように努める。

3. 施設管理者の支援体制

避難所の施設管理者は、避難所設置時には避難所の管理運営に協力し、運営にあたる。

第6 避難所の情報通信体制の整備

1. 避難所と本部との通信網を確保するため、災害時用電話回線ならびに無線設備等を整備する。

2. 避難所等の情報端末等の設置

避難所の予定施設として小中学校等に設置されているパソコンのネットワークを用い災害時における情報伝達手段として活用する。

また、平常時から端末パソコンのオペレーターの確保、器機使用の習熟に努め、避難所設置時のオペレーターを育成する。

さらに、災害が発生した際には県外への情報発信が重要であることから、インターネットを利用して、県外、国外に向けた被災情報の発信が可能なように必要な措置を検討する。

第7 広域避難のための体制の整備

市および県は、大規模災害時に円滑な広域避難および広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との広域避難に係る応援協定の締結や、広域避難における居住者等および広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に行われるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第8 避難所における良好な生活環境の確保

市は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、N P O ・ ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

第5節 緊急事態管理体制整備計画

市は、災害対策活動を円滑に実施するために緊急事態に備え、機能的な活動体制の整備を図る。

第1 階層的防災生活圏構想の推進

消防、救助、避難、医療救護等の防災活動を有効かつ機能的に実施するため、自治会、地区、市、広域圏、県といった階層構造を防災生活圏として設定し、それぞれの防災生活圏ごとに包摂する下位の防災生活圏を支援する。

このために必要な機能（応援部隊・ボランティアの活動調整、支援物資の集配、備蓄）を備えた防災活動拠点や地域情報センターとなる施設を原則として小学校校区にそれぞれ整備し、応援部隊・ボランティアの活動調整や支援物資の集配にあたるほか、平常時における備蓄等の機能を分担する。

また、小中学校等が避難所となった場合に備えて、避難所機能と教育機能の両立を含め、避難所としての利用・運営方法等を定める。

[生活圏ごとの役割]

生活圏	役 割
自治会	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の基礎的単位 ・自主開設避難所（集合場所）を設定 ・基本的な防災資機材等を備蓄
地 区	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の中核的単位 ・避難所は避難者への物資等の供給拠点の役割の他、地区内の情報収集、提供の拠点 ・防災資機材等を備蓄
市	<ul style="list-style-type: none"> ・防災活動の指令塔 ・避難行動要支援者に対するサービスの単位 ・災害時における避難所に対する食料、生活必需品の供給等の調整およびその備蓄
広域圏	<ul style="list-style-type: none"> ・県内を福井、坂井、奥越、丹南、嶺南の5圏域に分けて設定 ・市町間における物資調達の調整、備蓄の融通
県	<ul style="list-style-type: none"> ・防災活動に関して、市町、防災関係機関、他県、国との連絡調整

[階層ごとの施設・設備]

階層	施 設 ・ 設 備
自治会	<ul style="list-style-type: none"> ・集会所、集落センター、公園、広場等を自主開設避難所（集合場所）として設定 ・土のう、鋸、バールなど基本的な防災資機材等を備蓄
地 区	<ul style="list-style-type: none"> ・各<u>コミュニティセンター</u>、小学校等を避難場所として設定 ・情報端末となるパソコン等情報機器を活用し、非常食や生活必需品、防災資機材等を備蓄
市	<ul style="list-style-type: none"> ・防災活動の指揮命令機能や情報通信機能を有する拠点施設を整備 ・避難所等に対する食料、生活必需品等の供給のために所要量を備蓄

広域圏	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域内の市町に対する支援物資の集配や応援部隊、ボランティア等の調整の拠点となる地域防災基地を整備 ・広域的に融通できるよう食料、生活必需品等を備蓄
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県の災害対策本部となる防災センターとそのバックアップ施設となるサブセンター、市町等と結ぶ防災行政無線、防災情報システムを整備

第2 自治会防災活動体制の整備

1. 住民、事業所の防災活動

住民および事業者は、平常時から自主防災組織、自衛消防隊の設立および活動活性化を図り、災害発生時には、情報収集、救出活動、初期消火、避難行動要支援者の支援、安否確認等の活動および支援を行う。

2. 市の支援体制

住民や事業所が災害時に効果的な活動を行うため、施設、機材の整備や人材の育成に努める。

- (1) 自主防災組織の設立、運営の補助
- (2) リーダー研修会、出前講座等の開催

第3 地区防災活動体制の整備

1. 避難所等の整備

- (1) 各コミュニティセンター、小学校等を避難所とし、施設の耐震化、非常用電源の確保、通信機器の整備、避難誘導標識等の整備を図る。
- (2) 避難所に非常食、生活必需品、防災資機材等の備蓄を行う。
- (3) 避難所には救護所を設置するなど、応急医療体制を強化する。
- (4) 小学校等が避難所となった場合に備えて、避難所機能と教育機能の両立を含め、避難所としての利用、運営方法等を定める。

第4 市防災活動体制の整備

1. 庁舎等拠点施設の安全化

- (1) 防災活動の中心となる庁舎については耐震化を進め、72時間は対応可能な非常用電源の整備を図るとともに適切な管理を行う。
- (2) 災害時に医療拠点となる病院、診療所等の耐震化の実施、指導を行う。

2. 情報通信手段、経路の多様化

- (1) 防災関係機関との連携強化のため、地域防災無線を整備する。
- (2) 避難指示等の防災情報の住民への迅速な伝達のため、CATV、防災行政無線（戸別受信機を含む）等、多様な情報伝達手段の整備・確保に努めるものとする。
- (3) 避難行動要支援者に配慮した多様な広報手段を検討する。

3. 備蓄品の確保

- (1) 食料、生活必需品等の備蓄倉庫の増設
- (2) 避難行動要支援者に配慮した備蓄品の確保

(3) 消防職員および消防団員の非常食の確保

4. 消防用資機材の整備

応急活動の中核となる消防における防災資機材等を整備する。その際、大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する資機材の整備促進に努めるものとする。

5. 応援体制の確保、強化

大規模災害では市単独で対処することが困難なことから、県、他の自治体、企業、各種団体等の応援協力を得るため、協定締結や密接な協力関係の構築を図る。

6. 交通輸送体制の確保

消火、救出、医療等の防災活動を強力に実施するには広域的な応援体制が必要であり、交通輸送体制の確保については、積雪等の季節的な条件を考慮する。

7. 災害対策基金の拡充

災害初動時の応急対策に必要な資機材、物資等の迅速な確保を図るため、小浜市災害対策基金の拡充を図る。

8. 防災に関する知識の習得

災害の要因の研究、被害想定および防災体制などについての知識について、県や防災関係機関との連携のもと、調査・知識習得に努める。

9. 公的機関の業務継続性の確保

市および県等は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

特に、市および県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等に当っては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位および職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にも繋がりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップならびに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

第6節 広域的相互応援体制整備計画

大規模災害においては、一地域の防災機関だけでは、対応できない事態が予想され、他地域からの応援または他地域への応援を必要とする場合に備え、広域の相互応援体制を整える。

第1 県内広域相互応援体制

1. 県・市町災害時相互応援協定

市独自では十分な応急措置が実施できない場合に備え、他の市町に要請する応急措置を円滑に遂行するため締結した「福井県・市町災害時相互応援協定」に基づき密接な連携体制を整備する。

2. 福井県広域消防相互応援協定

県内の消防における相互応援体制を確立するため、県下の全市町が参画した「福井県広域消防相互応援協定」を活用し、消防広域応援体制を整備する。

第2 県外市町村広域相互応援体制

市域を越えた広域的防災体制を確立するため、姉妹都市である奈良市と締結した相互応援協定や隣接の高島市や近江八幡市等との協定に基づき、密接な連携体制を整備する。

第3 関係機関との合同訓練等

応援協定の締結機関に対する応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請手順、連絡方法、窓口等を取り決めておき、それらに基づく通信訓練等を含めた合同防災訓練を実施する。

第4 広域応援・受援体制の整備

市および県は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体および防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援計画を策定し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、応援職員の指定、応援時の携行品の整備、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、必要な準備を整える。

その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮すること。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等の確保に配慮する。

県は、国や市等と協力し、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度に基づく全国の被災市町村への応援や本県で災害が発生した場合の受援等について、円滑な実施に努めるものとする。

県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保および災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

市および県は、感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、応援職員の健康管理等を徹底するものとする。また、市および県は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

第7節 医療救護予防計画

災害時の医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態に備え、初期医療体制、後方医療体制および広域医療体制の整備を推進する。

第1 医療救護活動体制の確立

1. 初期医療体制の整備

救護所の設置、救護班の編成、出動について、あらかじめ小浜医師会と協議して計画を定めるとともに、自主防災組織等による軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援体制の計画を定める。また、災害時の救急医療に対応できるよう、避難、患者受入れ、トリアージ（傷病者の選別）などに関する研修、訓練を行う。

2. 後方医療体制の整備

医療救護所等で手当を受けた傷病者のうち、重傷病者を後方医療施設（救急病院や被災地外の病院）へ移送するため、医療情報の提供や患者搬送の体制の確立を図る。

3. 広域的医療体制の整備

災害の規模によっては、県、自衛隊、日赤、県医師会等関係機関の応援が必要となるため、広域的な協力関係を構築するよう努める。

国、県、市および医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に確保するため、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

4. 医薬品等の確保

各防災関係機関は、災害発生時に備え、必要な防疫、医薬品等の確保に努める。

5. 医療施設の安全化耐震化

医療救護の拠点となる医療施設については、災害時のその機能と安全性を確保するため、耐震性の点検・強化・補強の推進を図る。

第2 救急救助体制の整備

1. 救急救助体制の整備促進

救急救助組織の充実を図るとともに、広域的共同処理方式、相互応援協定等により一層強力な救急救助体制の整備推進を図る。

2. 救急救助隊員の教育訓練

救急救助隊員は、その重要な使命により、高度な技術と知識が要求されるので、これに対応した教育訓練を計画的に実施する。

3. 救急医療機関等の連絡協調

救急救助業務を円滑に実施するため、医療機関その他関係機関との連絡協調を図る。

第3 救急救助施設の整備

1. 救急救助施設の整備推進

救急車、救助工作車および救急救助資機材を計画的に整備し、充足を図る。

2. 消防緊急情報システムの整備

高度情報化に対応し、迅速的確な指令管理業務を行うため、消防緊急情報システムの整備を図る。

第4 集団救急事故対策の推進

救急業務計画により、集団救急事故対策の推進を図る。

第8節 要配慮者災害予防計画

高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の要配慮者の安全確保を図るため、要配慮者に配慮したまちづくりや社会福祉施設等における防災体制の強化を推進し、防災知識の普及、地域ぐるみの支援体制の整備等に努める。

第1 高齢者、障がい者に配慮したまちづくり

1. 福祉のまちづくりの推進

高齢者、障がい者の社会参加の基礎となる生活環境の改善を地域社会全体として推進するため、福井県福祉のまちづくり条例に基づき、高齢者、障がい者に配慮したまちづくりを進める。

2. 避難路の整備および確保

要配慮者利用施設から避難所に至るまでの経路を各施設において点検し、避難に際しての障害物の撤去等に努め、歩行器や車椅子が容易に通行できるよう避難路の安全確保を図る。

また、不特定多数の人が利用する公共施設において、目や耳の不自由な人のため、光と音を使った非常時用の避難誘導システムの導入を促進するよう検討する。

第2 避難行動要支援者への対策

(1) 避難行動要支援者名簿のおよび個別避難計画作成

市は、要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、防災担当部局および福祉担当部局連携のもと、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握のうえ、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、防災担当部局および福祉担当部局連携のもと、区長や自主防災組織、民生委員、地域住民、福祉専門職、社会福祉協議会、NPO等の避難支援等に携わる関係者の協力により、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するものとする。なお、避難行動要支援者名簿および個別避難計画（以下「避難行動要支援者名簿等」という。）については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても支障が生じないよう、適切な管理に努めるものほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿等の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(2) 避難行動要支援者の範囲

- ア 身体障害者手帳1・2級の者
- イ 療育手帳A判定の者
- ウ 精神障害者保健福祉手帳1級の者
- エ 障害者総合支援法の対象となる難病患者
- オ 要介護状態区分が要介護3から5までの者

- カ　自力避難することが困難な65歳以上の高齢者
キ　災害時の支援を希望する者で、市長が必要と認める者

(3) 名簿作成に必要な個人情報および入手方法

名簿には、避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、避難支援等を必要とする理由、その他避難支援等の実施に必要な事項を記載する。名簿の作成にあたっては、避難行動要支援者に該当するものを把握するために、福祉担当部局で把握している障がい者や要介護者等の情報を集約する。また、市は、必要に応じて、関係機関から情報提供を求め、避難行動要支援者の把握に努めるものとする。

(4) 名簿情報の提供と支援体制

消防機関、警察機関、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または市の条例に定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿等を提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。なお、避難行動要支援者名簿等の提供にあたっては、提供先に守秘義務の厳守を指導する等、名簿情報の漏えいの防止のための措置を講じる。

避難行動要支援者に対する支援は、支援者の安全が確保できる範囲とし、市は避難行動要支援者の理解が得られるように努める。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の準備など、必要な配慮をするものとする。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合または、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、両計画の整合が図られるよう支援に努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう支援に努めるものとする。

第3 要配慮者利用施設における防災体制の強化

1. 要配慮者利用施設の安全化

市および県は、スプリンクラーや屋内消火栓の設置、建物構造の耐震化など要配慮者利用施設の防災化のための施設・設備の充実強化の指導を行う。

また、要配慮者利用施設の管理者は、耐震診断やその結果に基づく計画的な改修を実施し、社会福祉施設等の耐震化を図るなど、防災化のための施設設備の整備を行うものとする。

2. 要配慮者利用施設の災害応急体制

要配慮者利用施設の管理者は、夜間も含めた緊急連絡体制や施設の職員の任務分担についてマニュアル等をあらかじめ定めておくものとする。

3. 地域ぐるみの救護体制の整備

要配慮者は、災害時に自らの安否を連絡できるよう、近隣の住民や近隣の福祉施設等とのつながりを保つよう努力する。

4. 緊急連絡体制の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期連絡が可能な非常通報装置の設置に努める。

5. 避難所の整備

災害時に避難所となる施設の管理者は、避難行動要支援者の利用を考慮して施設の整備に努める。

また、市は、病院、社会福祉施設、民間宿泊施設、近隣ビルの高所等の避難場所（一時的な避難場所を含む）への活用について、管理者の理解が得られるよう努めるものとする。

第4 情報連絡・伝達に関する設備および体制の整備

避難行動要支援者に対する情報連絡・伝達に関する設備および体制については、要介護高齢者、視覚障がい、聴覚障がい、肢体障がい等、避難行動要支援者の特性に合わせ、「個別避難計画」を作成する中で整備を図る。

市および県は、障がいの種類および程度に応じて障がい者が防災および防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようするため、体制の整備充実、設備または機器の設置の推進、その他の必要な施策を講ずるものとする。

市および県は、障がいの種類および程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようするため、多様な手段による緊急通報の仕組みの整備推進、その他の必要な施策を講ずるものとする。

1. 障がい者への情報提供

(1) 障がい者には情報が伝達されにくいことから、聴覚障がい者に対しては掲示板、フーアクシミリ、手話通訳、データ放送等により、視覚障がい者に対しては同行援護、点字等により情報提供を行えるよう、機器の整備、多種の情報伝達媒体の活用、人材の育成、確保等に努める。

また、携帯電話メール等による避難情報の提供、避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等、迅速・確実な情報取得のための設備・機器（電光掲示板等）の設置についても検討し、具体化を図る。

(2) 障がい者への情報提供には、障がい者（支援）団体やボランティア団体との連携が必要なことから、連携体制の強化、推進を図る。

2. 外国人への情報提供

外国人には、日本語を解せない者や被災地の地理や事情に不慣れな者も多いと考えられるので、外国語による情報提供や通訳を配置した外国人向けの相談体制の整備について検討する。

第5 防災知識の普及

1. 要配慮者に対する防災知識の普及啓発

市は、県と協力して高齢者、障がい者等にわかりやすいような手法を取り入れながら、防災知識の普及啓発を推進する。市は、防災と福祉の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

2. 社会福祉施設および事業所等の防災知識の普及啓発

社会福祉施設や要配慮者を雇用している事業所等の管理者は、施設職員や入所者等に対し、マニュアル等に基づく防災訓練を実施するなど防災教育の充実を図る。

第6 防災訓練における配慮事項

市および県は、防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

市および県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、市は、当該施設の所有者または管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

第7 在宅者対策

1. 緊急通報システム等の活用

ひとり暮らし老人が突発的に災害、事故、急病等に見舞われた場合に備え、避難行動要支援者と消防本部等との間に緊急通報システムを構築する。また、このシステムの構築にあたっては、「個別避難計画」との関係に留意するものとする。

2. 防災知識の普及啓発

ひとり暮らし老人、支援の必要な障がい者等に対しては、災害時の的確な対応能力を高めるため、防災知識の普及、啓発に努める。

第8 避難所等の対策

1. 要配慮者受入れ体制の整備

公共施設等の避難所については、要配慮者が避難生活をしやすいようなスペースを優先的に確保し提供する。

また、市は、自主防災組織や福祉関係者、地域支援者・市災害ボランティアセンター連絡会の協力を得ながら、必要に応じ各避難所に要配慮者班を設けるなどの体制整備を図る。

2. 要配慮者利用施設への受入れ体制の整備

避難した先（小学校等）の環境の変化などにより避難所での生活が困難となった要配慮者に対して、速やかに対処可能な要配慮者利用施設への緊急一時入所等の適切な措置を講じる。

3. 福祉避難所の指定および周知

要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられ、安心して生活ができる体制が整備された避難所（以下、福祉避難所という。）をあらかじめ指定し、要配慮者を含む地域住民に周知する。

なお、福祉避難所の指定に当たっては、原則として、耐震・耐火構造で、バリアフリー化された施設を指定する。

市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要

配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受け入れ対象者を特定して公示するものとする。

市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

第9 外国人等に対する対策

1. 防災知識の普及啓発

県、市は、災害時に取るべき行動や災害情報を記載した「多言語防災カード」の配布や各地域における外国人コミュニティリーダーの養成等を通じ、外国人の防災知識の普及啓発を推進する。また、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

2. 外国人を含めた防災訓練等の実施

県、市は、防災訓練を実施する際、外国人の参加を呼びかけるなど、地域において外国人を支援する体制が整備されるよう努める。

また、県、市は、外国人、通訳ボランティア等が参加する災害多言語支援センターの設置・運営訓練を行い、参加者や職員の対応能力の向上を図り、災害時の外国人支援に備える。

3. 通訳ボランティア等の育成・確保

県、市は、災害時に外国人を支援できるよう、通訳ボランティアの育成や確保に努めるとともに、外国人の自助や地域でのネットワークづくりに資するため、外国人に日本語を教えるボランティアを育成する。

4. 外国人相談体制の充実

県、市は、防災を含む日常生活の中での様々な問題について、気軽に相談し、適切な助言が受けられるように相談窓口の充実を図る。

第10 要配慮者に対する災害対策の配慮

1. 要配慮者の安否確認や必要な支援の内容の把握
2. 生活支援のための人材確保
3. 障がいの状況等に応じた情報提供
4. ミルクや柔らかい食品など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保・提供
5. 避難所・居宅への必要な資機材の設置・配布
6. 避難所・居宅への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談の実施

7. 避難所または在宅の要配慮者のうち、二次避難を要する者についての該当施設への受入要請の実施（二次避難所の設置を含む）

第9節 ボランティア育成・確保計画

相当規模の災害時には、行政や関係機関による防災活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティアによる各種活動が重要であることから、その確保と活動の活性化、円滑化を図るため、ボランティア意識の普及啓発や育成、市災害ボランティアセンター連絡会の活用等を推進する。

第1 災害ボランティア活動の推進

1. ボランティア意識の醸成

国、県および市は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動・避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

市は、県、社会福祉協議会等と連携し、さまざまな活動を行うボランティアの育成を図るため、インターネット上でボランティア情報を提供する「福井県社会貢献活動支援ネット」の普及を図り登録を促進するとともに、市災害ボランティアセンター連絡会の災害ボランティア登録の普及に努め、各種広報媒体を利用して住民に対する情報提供を行う。

また、事業所や各種の団体に対して、組織的な社会貢献としての災害ボランティア活動への参加を呼びかける。

2. ボランティア活動の普及

市は関連団体と連携し、「防災とボランティアの日（1月17日）」、「防災とボランティア週間（1月15日から1月21日）」において、啓発行事等を実施し、ボランティア活動の普及に努める。

第2 ボランティア活動への支援

市は、災害ボランティア活動に必要な知識、技能等を習得するための研修会等の開催、リーダーやコーディネーター、アドバイザー等の養成および、資機材等の整備に努める。

このほか、市は市災害ボランティアセンター連絡会と連携して、ボランティア希望者に対する講座開催の情報提供等によりグループづくりの支援を行う。

第3 ボランティア活動体制の整備

1. 平常時における各種団体と連携体制の整備

市は、日頃から市内各種団体との連携を図ることのできる体制づくりを行い、災害発生時に、ボランティアが被災者のニーズに応えて円滑に活動できるよう備える。

2. 災害発時における受入・派遣体制および活動拠点の整備

市は、市災害ボランティアセンター連絡会と連携して、災害発生時に、ボランティアの受入・派遣および活動のための拠点のあっせんまたは提供を円滑にできる体制づくりをあらかじめ行う。また、必要に応じ、地域防災基地の一部をボランティアの活動拠点

に提供するなどの支援を行う。

市は、災害発生時にボランティアが被災者のニーズに応えて円滑な活動を行えるよう、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努め、官民連携体制の強化を図る。災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、必要に応じ施設管理者等と相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

3. 広域応援体制の整備

市は、災害発生時の災害ボランティア活動について広域的な連携を円滑に行うため、ボランティアのあっせんや資機材の提供等について、応援可能な隣接市町や友好市等とあらかじめ相互に確認しておくとともに、応援協定を締結するなど広域連携体制の整備に努める。

第10節 飲料水・食料品・生活必需品等の確保計画

災害発生時における住民の生活を守るため、飲料水、食料品、生活必需品等の備蓄・調達体制を確立する。

第1 個人備蓄の推進

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であることから、市民に対し、3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（応急医薬品、懐中電灯、ラジオ、乾電池、衣類等）の常備についての啓発を行う。

第2 市の備蓄

市は、各避難所または地区単位に、最低限必要な物資の分散備蓄に努める。また、市の備蓄目標は、想定される避難者数に対し、食料1日分、物資3日分を確保するよう努める。

また、要配慮者向けに必要な食料等の備蓄についても配慮する。

種別	品目
生命・生活を維持するために最低限必要なもの	毛布、水、食料、日用品、資機材など
要配慮者向けの食料	ミルク、柔らかい食品

第3 必要物資の調達体制

1. 関係業界団体等との協定締結

飲料水、食料、日用品、資機材など生活を維持するために最低限必要な緊急物資の調達について、地元商店、関係業者の能力や実績を勘案し、あらかじめ関係業界団体と協定を締結するよう努める。

2. 物資調達のマニュアル化

必要物資の種類、品目や数量、調達先や連絡先および連絡方法を明確にするなどマニュアル化を図る。また、避難所における必要物資を把握し、必要物資の調整を図るため、情報通信機能の整備を行い、システムづくりを推進する。

3. 応急食料等の整備

災害時における食料品および生活必需品等の供給が円滑に行われるよう平素から配慮し、市内における放出可能量の把握確認を行うとともに、緊急放出について協定を締結するよう努める。また、応急食料品等の保管場所および備蓄について整備を図り、供給体制の確立に努める。

4. 事業者団体等との連携

農林水産物、畜産物、林産物の被災地への供給を確保するため、事業者団体や集出荷施設、販売、輸送業者等と在庫量等の情報収集を行えるよう連絡体制の整備を図る。

5. 他の公共団体からの確保調達

災害時における食料および生活必需品の確保、供給に関する協定等を締結している市町等の応援により確保を図る。

第4 医薬品および医療救護用資材の確保

災害時における医療救護等の迅速かつ適切な措置を講じるため、小浜医師会および医療関係団体と協議し、必要な医薬品および医療救護用資材の確保に努める。

また、不足に対応するため、市内の医薬品業者団体および医療器具業者団体等と協定を締結するとともに応援協定締結市町等の応援により、調達体制の整備を図る。

第5 給水体制の整備

水道施設が被害を受けたときの緊急用水を確保するため、ろ過器や耐震性貯水槽の整備を行うほか、給水車の整備を推進する。また、地下水の利用にあたっては、国が設定する水質条件等のガイドラインを設定する。

1. 災害時の給水協力の推進

井戸を所有する事業所や一般家庭に対し、災害時に住民への給水に協力するよう呼びかけ、災害時の給水確保に努める。

2. 耐震性貯水槽の整備

災害時の飲料水等の確保を図るため、庁舎や小中学校、公園等の拠点施設に耐震性貯水槽の整備を推進する。

3. 給水資機材の整備

応急給水の迅速な実施を図るため、給水車の整備、水道仮設パイプの備蓄を推進する。

第11節 市街地防災化計画

市は、防災空間の確保等都市防災の総合的推進を図り、災害に強いまちづくりに努める。

第1 都市防災構造化対策事業計画

市は、県の「災害発生時における県民の生命、身体の安全確保を図るために必要な避難場所、避難路、防災空地等の都市の防災施設を計画的に整備するためのガイドライン」に従い、「都市防災構造化対策事業計画」を策定し、計画の推進を図る。

第2 都市防災の推進

市は、都市計画事業を活用し、積雪時にも配慮しながら既成市街地の耐火性の向上を図るとともに、災害に強い安全で快適なまちづくりを推進する。

国、県および市は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

第3 建築物不燃化の推進

防火、準防火地域の指定、建築物の不燃化の推進等により、災害時の被害防止に努める。

1. 準防火地域の指定

準防火地域は建ぺい率80%以上の商業地域、近隣商業地域について指定を推進し、市街地の延焼防止を図る。

第4 防災空間の整備

市は、都市公園、都市緑地、道路空間、河川空間、港湾空間の整備を進め、災害時における避難場所、避難路の確保、延焼防止、救援活動の円滑な実施を図る。

市、国および県は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靭で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。ネットワーク機能の向上のため、舞鶴若狭自動車道の4車線化を進める。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、道路啓開計画を策定する。また、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止または制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

さらに市、国および県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

1. 都市公園の整備

市は、災害時の避難場所あるいは防火帯の用に供する都市公園の整備を図る。また、木造家屋が密集する市街地では、空き地やオープンスペースの確保に努める。

2. 都市緑地等の整備

市は、緩衝、避難等の用に供する都市緑地および街路樹の整備を図る。

3. 道路空間の整備

- (1) 広域的な防災体制および地域的な防災体制を確立するため、被災時の代替機能も考慮しながら道路の計画的な整備を推進する。
- (2) 幹線道路の整備にあたっては、災害時の緊急輸送ルート、避難路としての機能を有するような道路構造の質的改善および道路幅員等の検討を行う。
- (3) 幹線以外の道路については、幹線道路と有機的に連携させ、避難場所への円滑な避難を考慮し整備する。

4. 河川空間の整備

県および市は、河川敷にヘリポート、緊急用道路、船着場等を整備し、防災空間としての活用を図る。

5. 港湾(漁港)空間の整備

国、県は、耐震強化岸壁の整備を図り、港湾(漁港)背後市街地内での避難地と連携して、区域内に避難緑地の整備など、オープンスペースの確保を図り、避難地や緊急物資の保管用地として災害時の防災拠点としての利用を図る。

第5 風水害に強いまちづくり

市は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、県および市は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

市および県は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県および市が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

市および県は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないことを基本とし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化および防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

市、国および県は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組みと連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壤の保全強化、流

本対策等を推進するものとする。

市は県と協力し、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。市は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、県から適切な助言や支援を受ける。

第12節 建築物災害予防計画

災害に対する建築物の安全性を高めることにより被害の発生を防止するとともに、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性、浸水対策等を強化することにより、災害対策の円滑な実施を図る。

また、民間の施設および一般建築物等については、防災対策の重要性の周知徹底を行うとともに、日常の点検等を促進し防災対策を図る。

第1 公共建築物

1. 防災上重要な建築物の指定

災害対策は迅速かつ正確な情報伝達、適切な行動への指示および安全な避難場所の確保が要求される。市は、県と協力して、所管施設のうち災害応急対策上の重要性、有効性、地域特性等を考慮して、防災上重要な建築物を指定する。

これらの建築物については耐震診断調査を実施し、重要度や必要度の高いものから順次耐震補強を図るとともに、浸水防止対策等を推進し、安全性の向上を図る。また、長期停電に備え、非常用発電機を整備し、72時間は外部からの供給なしで稼働できるよう、あらかじめ燃料を備蓄する等、電力の確保に備える。

- (1) 災害時に緊急の救護所、被災者の一時収容施設となる病院、診療所、学校、社会福祉施設等
- (2) 災害時に避難誘導および情報伝達、救助等の防災業務の中心となる庁舎、消防署、出先施設等

2. 防災上重要な建築物の安全性強化

- (1) 既設建築物の安全点検の実施

「防災上重要な建築物」に指定された施設等について計画的に安全点検を実施する。

- (2) 既設建築物の改修の推進

安全点検の実施により補強が必要と認めたものについては、当該建築物の重要度を考慮して順次、改修を実施する。

- (3) 新設建築物の耐火構造化、地盤調査の実施

設計基準による建築を徹底する。

第2 一般建築物

不特定多数の人が使用する特殊建築物については、県の建築指導行政による以下の指導等により安全性を確保するとともに、一般住宅においても安全性向上の推進を図る。

- 1. 学校、病院、興業場、百貨店等の特殊建築物およびその設備について、定期的な所有者等からの状況報告、実地調査、およびその結果に基づく適切な指導。
- 2. 特殊建築物のうち不特定多数が使用するものについては、査察の実施と、その結果に応じた改修等必要な助言、勧告。
- 3. 一定規模以上の特殊建築物および建築設備については、定期的なその状況の調査資格者による調査および結果報告に基づく防災上必要な助言、勧告。

4. 一般住宅の安全性向上の推進

木造住宅等に関する自己点検を推進するため、パンフレット等を配布するほか、住まいの情報展等で各種展示や安全点検、補強方法等の相談を行う窓口を開設するなど、安全性向上に関する知識の普及啓発を行う。

第3 その他の構造物

1. ブロック塀の倒壊防止対策

(1) ブロック塀築造に対する指導強化

ブロック塀を新設または改修しようとする者に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

(2) ブロック塀調査に基づく既存ブロック塀に対する改修指導

通学路等を中心にブロック塀の実態調査を行い、倒壊危険個所の把握に努めるとともに、危険個所の改修について必要な助言、勧告等を行う。

(3) 住民に対する知識の普及

住民に対し、ブロック塀の安全点検および安全性の確保について広報紙等を活用して啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法および補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。

2. 落下物対策

定期的に実態調査を実施し、危険性のある看板等について撤去、改修等の指導を行う。

3. 家具等の転倒防止対策

住宅、事務所等の建築物内に設置されている家具等の災害時における転倒、移動による被害を防止するため、その適正な対策、転倒防止方法等についてわかり易いパンフレットを住民に配布し、普及啓発を図るとともに、適切な指導助言等を行うなど、家具等の安全性の確保を図る。

4. その他

市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。

第4 防災集団移転促進事業およびがけ地近接危険住宅移転事業

1. 防災集団移転促進事業

市は、豪雨、洪水、高潮その他異常な自然現象による災害が発生した地域または建築基準法第39条の規定により指定された区域のうち、住民の住居に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転を促進する。

2. がけ地近接危険住宅移転事業

市は、がけ地の崩壊、土石流等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内の危険住宅の移転を促進する。

第13節 交通施設災害予防計画

各交通施設の事業者および管理者は、災害時の交通システムを確保するため、各施設等の耐震性の強化および被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講じる。

第1 道路施設

道路管理者は、広域的で質の高い防災体制の確立と、地域内の確実な避難活動を確保するため、災害に強い道路網の整備に努める。

1. 道路等の整備

道路管理者は、災害時における道路機能の確保のため、所管道路での計画的な補強等の対策を推進する。また、広域的、地域的な防災体制の確立を目的とした道路網についても併せて整備する。

(1) 幹線道路網の整備

地域的な防災体制の確立のため、市庁舎と幹線道路および市庁舎と防災拠点施設のそれぞれを連絡する幹線道路網について、被災時の代替性にも考慮しながら、都市計画および地方道路計画等に基づいて整備を推進する。

(2) 補助幹線道路の整備

補助幹線道路および区画道路の整備により、幹線道路とのスムーズな連結を図る。

(3) 避難誘導路の確保

住宅密集地等において、防災上必要な地域では、歩道等の整備による避難誘導路の確保を図る。

(4) 道路の防災補修工事

道路法面の崩壊が予想される箇所や道路の崩壊が予想される箇所等の調査を行い、道路の防災補修工事が必要な箇所については、その対策工事を早急に実施する。

(5) 橋梁等の整備

橋梁等の耐震性の向上を図るため、定期的に地震に対する安全性の点検を実施し、それに基づく必要な補修を行う。また、橋梁等の耐震基準については、道路橋示方書に基づき耐震点検調査や補修等対策工事を行い、新設する橋梁については、上記示方書または今後国において示される新たな基準に基づき整備を行う。

なお、大規模な擁壁、共同溝などについても地震に対する安全性を考慮して整備を行う。

災害時における橋梁機能の確保を図るため、橋梁の安全点検調査を実施し、補修箇所等対策工事の必要箇所の整備を推進する。

(6) トンネルの整備

災害時におけるトンネルの安全確保のため、所管のトンネルについて安全点検調査を実施し、補強等対策工事の必要箇所を指定してトンネルの整備を推進する。

2. 道路啓開等

道路管理者は、大規模災害において道路啓開等を迅速に行うため、関係機関と連携して、道路啓開計画を策定するものとする。

事故車両、倒壊物、落下物等の道路障害物の除去による道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等から緊急に協力が得られるよう協定の締結に努める。

第2 鉄道施設

西日本旅客鉄道株式会社は、同社で定める手続きおよび準則等により、災害の防止、災害時の輸送確保、社内関係機関および関係自治体との連携について定める。

1. 施設、設備の防災構造化

- (1) 風水害による浸水または盛土箇所の崩壊等による災害を防止するため、路線の盛土や法面改良を実施する。
- (2) 耐震性を考慮した線区防災強化を推進し、橋梁等について要注意構造物を解消するよう努める。
- (3) 列車事故による災害を防止するため、道路との立体交差化、自動制御装置の設置等安全施設整備事業を推進する。
- (4) 地震計の設置により、地震発生時における早期点検体制の確立を図るとともに、列車の運転規制等の基準とし、事故を防止する。
- (5) 列車無線を整備する。
- (6) 線路保守上、特に危険性のある箇所または工事中等で一般路線に比べて強度が低い線路構造物の近くに特殊信号装置を設置する。

2. 防災資機材の整備および要員の確保

- (1) 社内での防災資機材（モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、防災桁等）の整備を図るとともに、民間企業から緊急に協力が得られるよう体制を整える。
- (2) 社内および関連業者の災害事業に従事する技術者および技能者の技術および技能の程度と人員配置状況を把握し、緊急時における発動体制を確立する。

第3 漁港施設

災害時の、被災直後の緊急物資および避難者の海上輸送にあてるとともに、被災した漁港施設が復旧するまでの間、最小限の漁港機能を保持するため施設の防災構造化を推進する。

1. 市および県は、荷捌き時や荒天時における漁船の避難等による漁船の交錯を解消するため、静穏な泊地および漁船の係留施設を整備する。

2. 耐震性の強化

小浜漁港等において、利用状況の変化に対応しつつ、耐震岸壁の整備など防災対策を考慮した漁港整備を早期に実施する。

3. 施設の点検整備

漁港管理者は、施設の安全確保のため、耐震性点検マニュアルに基づき、点検調査を行う。

第4 公公用ヘリポート施設（若狭ヘリポート）

災害時における救援機関の受入れ基地や医薬品その他救援物資等の緊急輸送基地としてヘリポートの果たす役割を踏まえ、施設の耐震設計等について、基準に基づき十分な点検・管理を行い、必要な補強対策を講じる。

第14節 上下水道施設災害予防計画

市は、上水道施設および下水道施設の災害予防を図る。

第1 上水道施設災害予防対策

災害による上水道施設の被害を最小限にとどめ、速やかに水の供給を確保するため、上水道施設の整備増強および給水体制の整備を推進する。

1. 施設等の整備

上水道整備事業の実施について、水道施設設計指針および水道施設耐震工法指針・解説等により、施設の防災構造化を図る。

(1) 取水・導水施設

取水施設（井戸等）は防災構造化を考慮した構造とし管路施設は、継手等の防災構造化を考慮した構造・材質とする。

(2) 净水施設

浄水施設の浸水・湛水による被害を最小限にとどめるための整備補強を行う。また、被災時の停電を考慮して自家発電設備の整備を行う。

(3) 送配水施設

送配水幹線について、防災構造の強化のため、緊急遮断弁を設置し、耐震継手、伸縮可とう管等を使用する。

配水管路は、配水系統の相互連絡化、管路のループ化、ブロック化等を行い、断水地域の縮小に努める。

既設老朽管については、ダクタイル鋳鉄管や高性能ポリエチレン管等への布設替えの措置を行う。

2. 応急復旧用資機材の整備

原水処理剤や応急復旧用資機材の整備・備蓄を推進するとともに、広域的な水道事業団体の相互融通についてルール化を推進する。

3. 給水体制の整備

県、日本水道協会福井支部と連携し、上水道施設が被害を受けたときの緊急用水の確保を図るため、拠点避難所等に緊急濾水装置や耐震性貯水槽の整備に努めるとともに、地下水利用時の水質条件等のガイドラインを設定する。

なお、災害時における円滑な緊急用水の供給を図るため、給水車の整備を推進する。

4. 応急復旧体制の整備

災害により被災した水道施設の応急復旧を図るため、必要な体制を整備する。

第2 下水道施設災害予防対策（集落排水等を含む）

公共下水道供用開始区域および集落排水供用開始地区において、応急復旧体制の整備を図る。

1. 施設等の整備

公共下水道事業および集落排水整備事業の各施設について、指針等により防災構造化を図る

- (1) 地域条件を考慮し、管渠施設・ポンプ施設・処理場の各施設が災害時においてもその根幹的な機能を保持するよう計画・設計に十分配慮する。
- (2) 管渠および処理場またはポンプ場の土木建築構造物・機械電気設備について必要な補強・老朽化施設の更新を図る。
- (3) マンホール等の清掃を行うため、バキューム車、マンホールポンプ動力（電源車等）、通信ケーブルの確保に備える。
- (4) 停電時に備え、自家発電設備の整備、点検を行う。

2. 施設の災害予防対策

- (1) 集中豪雨等の災害に対処するため、常時管渠の状況を点検把握し、堆積物の除去および損傷箇所の補修を行い、流下が阻害されないように努める。
- (2) 雨水渠の樋門の維持管理および開閉等については、関係機関との連絡協議を密にして、災害の予防、軽減を図る。
- (3) ポンプ施設等は、常時機能が最大限発揮できる状態に維持管理を行うとともに、現有能力を正確に把握してその保全を行う。
- (4) 停電時における動力源の確保に努める。
- (5) 構築物・機械設備・老朽管の更新、補強等を図る。

3. 点検調査の実施

施設設備の点検マニュアルを整備し、これに基づき点検調査等を定期的に実施し、施設設備の改善に努める。

4. 代替え施設等の整備

下水道施設に支障をきたした場合に備え、仮設トイレ調達供給体制の確立を図る。また、主な避難所等においては「災害用マンホール」の整備を検討する。

5. 応急復旧用資機材および体制の整備

下水道施設の応急復旧資機材の確保に努めるとともに、被災した下水道施設の応急復旧を図るため、日本下水道協会や民間団体との協定等により、必要な体制の整備を図る。

6. 下水道B C P（事業継続計画）の策定

自らの被災を想定した上で、活用可能な資源（資機材、人員）を考慮して、目標時間を設定し、対策の実効性を高める。

第15節 電力・ガス施設災害予防計画

電力事業者、ガス事業者は、災害時における被害を最小限にとどめ、電力およびガスの供給機能を確保するため、電力およびガス施設の災害対応力を強化するとともに、迅速な施設の復旧を図るための体制を整備する。

第1 電力設備災害予防対策

電力事業者は、災害による電気設備の被害を軽減し、安定した電力供給の確保を図るために、災害の種別ごとにあらかじめ定められた計画により、施設、設備の整備、管理を行い、応急復旧体制の整備および電気施設の耐震性等の強化を図るものとする。

1. 水害・地震対策

(1) 変電設備

施設、付属設備およびその防護施設について点検・整備を行うとともに、非常用電源を整備する。

(2) 送配電設備

- ① 重要設備、回線等に対する災害予防対策を実施する。
- ② 土砂採取等に対する鉄塔基礎周辺の保全対策を推進する。
- ③ 橋梁および建物取付部における耐震性の強化を図る。
- ④ 電線路付近における飛来物に対する予防対策をとる。

2. 落雷対策

変電設備に耐雷遮蔽および避雷器を重点的に配置するとともに、系統保護継電装置を強化する。また、送配電設備については、架空地線および避雷器を設置して雷害対策を強化する。

3. 雪害対策

送配電設備について支持物および電線を強化するとともに、危険樹木の伐採等による予防対策を講じる。

4. 通信設備の強化

主要通信系統の二重ルート化、健全回線の切替えによる応急連絡回線の確保、無停電電源および予備電源の確保ならびに移動無線等の整備を図る。

5. 電気設備予防点検の実施

電気設備に関する技術基準の定めるところにより、定期的に工作物の巡視、点検を実施するほか、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査を行う。

6. 災害対策用資機材の整備および輸送体制の確保

(1) 資機材の整備

本店、支店、営業所およびその他の事業所等は、地域的条件を考慮して、災害対策用資機材の必要数量を整備しておくものとする。

(2) 資機材の輸送

本店、支店、営業所その他の事業所等は、災害対策用資機材の輸送計画を作成するとともに、輸送力を確保しておくものとする。

第2 ガス設備災害予防対策

液化石油ガス事業者、ガス製造・販売業者は、災害発生の未然防止を図るとともに、被災時のガス設備の被害を軽減し、さらに、ガスによる二次災害の防止を図るため、ガスの製造、供給に係る施設・設備の整備、管理を行うとともに、耐震性の強化、応急復旧体制の整備を図る。

1. 製造設備および供給設備の充実および維持管理

ガス発生設備、石油類貯蔵槽、LPGガス貯蔵槽、ガスホルダー、プロパンガス容器等については耐震性を十分に考慮して設置し、防油、防液堤、消防設備、保安電力設備等の拡充に努める。

これらの設備については、保安規定、危害予防規定等に定めるところにより、定期的に点検、検査および見回りを実施する。また、設備上、耐震性がないと判明した設備については、早急に改善修理を実施する。

2. 災害対策用資機材の整備

緊急事態が発生した場合に早急に応急復旧措置ができるよう、あらかじめ通信体制を強化するとともに、導管資材、緊急防災工具等必要な資機材を整備し、定期的に確認を行う。

3. 防災関係機関との相互協力体制の確保

市域において、ガス漏れによる爆発事故が発生した場合、迅速かつ的確に対処できるよう、あらかじめ防災関係機関と協議しておく。

第16節 通信・放送施設災害予防計画

電気通信および放送の事業者は、災害等異常時の被害を最小限にとどめ、サービスの確保を図るため、災害対応能力を強化するとともに、被災防止対策等の予防措置を講じ万全を期するものとする。

第1 電気通信設備災害予防対策

有線電話事業者および無線電話事業者は災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について浸水防止対策等の予防措置を講じ万全を期するものとする。

1. 災害予防対策

災害による故障発生を未然に防止するため、次のとおり防災設計等を行い、万全を期する。

- (1) 豪雨、洪水または津波等のおそれがある地域に設置されている電気通信設備の耐水構造化
- (2) 暴風または豪雪のおそれがある地域に設置されている電気通信設備の耐風または耐雪構造化
- (3) 地震、火災災害に対する重要電気通信設備の耐震、耐火構造化
- (4) 主要な伝送路の多ルート構成またはループ構成化

2. 災害対策用機器の配備

災害が発生した場合において被害を迅速に復旧し、電気通信サービスを確保するため、次の災害対策用機器等を配備する。

- (1) 非常用無線衛星通信装置、非常用無線装置
- (2) 移動電源車、発電発動機
- (3) 非常用移動電話局装置、車載型基地局装置
- (4) 応急復旧用ケーブル
- (5) その他災害対策用機器

3. 災害時措置計画の整備

災害が発生した場合において通信不能地域をなくし、電気通信サービスを確保するため、次の災害時措置計画を作成する。

- (1) 伝送装置計画（伝送路、回線切替、臨時回線の作成等）
- (2) 交換装置計画（う回路変更、利用制限等）
- (3) 手動台措置計画（手動台臨時中継、利用者への利用案内等）

第2 放送施設災害予防対策

1. 一般放送施設

日本放送協会福井放送局、福井放送㈱、福井テレビジョン放送㈱および福井エフエム放送㈱は、災害が発生し、または発生する恐れのある場合における放送電波の確保を図るため、あらかじめ定められた計画により、放送設備、局舎設備等について各種予防措置を講じ、災害報道の確保に万全を期する。

- (1) 平常時の措置

- ① 地震災害に備えて、各種放送設備のほか、戸棚等備品についての耐震対策（固定化）および浸水対策を実施する。
 - ② 非常用資機材および消耗品等を定量常備する。
- (2) 警戒時の措置
- 災害発生時には、次の設備について整備、点検を行う。
- ① 電源設備
 - ア 自家発電装置の点検・試運転、燃料および冷却水の確保
 - イ 蓄電池の点検・充電
 - ウ 電力会社に対する受電線確保要請
 - ② 給排水設備
 - ア 給排水・消火ポンプの点検整備、燃料補給
 - イ 構外設備の補強、緊急資材の配置
 - ウ 保有水の把握、管理
 - ③ 中継・連絡回線
 - ア NTT西日本に対する回線確保および代用線の要請
 - イ 非常用受信機、自営無線回線設備の点検・整備
 - ④ 放送設備、空中線設備
 - ア 非常用放送装置の緊急点検・整備
 - イ 送受信空中線の緊急点検・補強、予備空中線材料等資材の確保

2. CATV

市内の各家庭を結ぶCATVは、災害時の重要な情報伝達・広報手段となることからケーブルテレビ若狭小浜㈱は、災害時においても回線が確保されるよう、一般放送施設に準じた各種予防措置を講じ、災害報道等の確保に万全を期する。

第17節 防災関係施設設備、資機材、物資等整備計画

市は、応急対策の円滑な実施のために必要とする施設、設備の整備および緊急必要物資の確保に努める。

第1 情報通信施設の整備

防災関係機関は、災害の初動期における情報連絡活動の重要性を認識し、情報通信施設設備の整備を推進するとともに、通信設備の運用体制の強化を図る。また、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IOT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進に努めるものとする。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るものとする。

1. 防災行政無線通信施設の整備

(1) 市防災行政無線（移動系無線、同報系無線）

災害時における応急対策および地域住民に対する情報伝達を迅速かつ円滑に実施するための無線通信設備である。

《整備目標》

- ① 防災行政無線を有効に機能させるため、年間・昼夜を問わない運用体制の確立を図る。
- ② 災害時における応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災行政無線の整備、充実を図る。
- ③ 地域住民に対して情報を迅速かつ的確に伝達するため、同報系無線設備の整備を図る。
- ④ 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動系無線の整備および携帯無線機の増強を図る。
- ⑤ 現在のアナログ通信のデジタル化による機能向上を図る。

(2) 地域防災無線（福井県整備の防災無線）

防災関係機関は、災害時に相互に通信することのできる防災相互信用無線の重要性を認識し、整備、増強に努める。

《整備目標》

- ① 防災関係機関は、無線局の整備、増強を図る。
- ② 防災関係機関は、想定される災害に応じた運用体制の整備を図る。

(3) 消防無線

消防および救急活動を迅速かつ円滑に実施するための無線通信設備であり、移動局、携帯無線機の充実を図る。

(4) 無線従事資格者の養成

無線通信設備の管理者は、無線局の適正な運用を図るため、無線従事資格者の養成を図る。

2. 優先通信設備の整備

防災関係機関は、災害時優先扱い電話の有効な活用体制を強化するとともに、災害時優先電話を明確にし、電話番号を関係機関に通知する。

3. 衛星携帯電話の整備

市と県は、被災地域において既設の通信ルートが遮断した場合や県防災行政無線のバックアップ用として、市および消防本部に衛星携帯電話を配備整備する。

4. パソコンネットワークシステムの整備

市庁舎、防災拠点施設、避難所等にネットワーク環境およびパソコンを整備し、県が構築したインターネット通信の有効活用を図るものとする。

5. 緊急警報放送受信機の普及

市および関係機関は、緊急警報放送受信機（全国瞬時警報システム J-ALERT）の普及に努める。

第2 防災資機材等の整備、調達

防災関係機関は、応急対策実施のため、災害用装備資材等をあらかじめ整備充実するとともに、保有資機材等は随時点検を行い、保管に万全を期するものとする。

第3 緊急必要物資の確保

災害時における食料品、生活必需品、応急および復旧用資材、燃料等の供給を円滑に行うため、平常時から卸売業者、大規模小売店舗等における放出可能量の把握に努め、最低限必要なものを備蓄するよう努める。なお、生活必需品等の確保については、第2章第10節「飲料水・食料品・生活必需品確保計画」に定めるとおりとする。

第4 避難場所等の整備

市は、災害から人命の安全を確保するため、関係機関と連携して、地域の災害特性や災害危険性をふまえ計画的に避難対策の推進を図る。

なお、避難場所および避難施設は、次の事項に留意して選定、整備するとともに住民に対し周知徹底を図る。また、避難場所における救助施設等の整備に努める。

1. 一般災害対策

河川の氾濫による浸水想定区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、雪崩危険区域、土砂災害警戒区域等の危険区域にかかる住民全員が避難可能な安全な避難場所、避難施設および避難路を次の事項に留意して選定、整備するとともに、住民に周知する。また、避難場所における避難施設の整備に努めるものとする。

(1) 避難場所の選定

- ① 洪水氾濫等により使用不能の被害を受けるおそれのこと。
- ② 土石流、地すべり等の土砂災害を受けるおそれのこと。
- ③ 危険区域等の避難対象人家等からできるだけ近距離にあること。

(2) 避難施設の選定および整備

- ① 危険区域ごとに安全な避難施設を選定、確保すること。
- ② 適当な避難施設がないときは、安全な避難施設を整備するよう努めること。

(3) 避難路の選定

- ① 危険区域等を通過する道路は、努めて避けること。
- ② 車両通行が可能な程度の幅員がある道路を選定すること。

(4) 避難路の整備

- ① 避難誘導標識等の整備に努めること。

- ② 避難路上の障害物件を除去すること。

第5 災害対策用ヘリポートの整備

市は、災害時の救助救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑にするため、ヘリコプターが離着陸できるヘリポートの選定および整備に努めるものとする。

1. ヘリポートの選定

ヘリポートは、学校の校庭、公共の運動場、公園等から、次の事項に留意して選定するものとする。

- (1) 十分に平坦であり、ヘリコプターの離着陸に耐えうる地盤堅固な土地であること。
- (2) 最大縦断勾配および最大横断勾配は、それぞれ 5 %以内であること。
- (3) 車両の進入路があること。
- (4) ヘリコプターの離着陸帯に障害物がないこと

2. 林野火災における空中消火基地

林野火災における空中消火基地は、前項ヘリポートの選定によるほか、特に次の事項に留意して選定するものとする。

- (1) 水利、水源が近いこと
- (2) 複数の駐機が可能であること
- (3) 補給基地が設けられること
- (4) 気流が安定していること

第18節 水害予防計画

台風や、集中豪雨等による水害の防止を図るため、治山・治水対策を推進するとともに、水防体制の充実を図る。

第1 治山対策の推進

市は、山地災害防止、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全、形成を図るために、山地治山、水源地域整備、防災林造成、保安林整備等の治山事業を推進する。

1. 山地治山事業

荒廃地の復旧および荒廃危険地の整備を行い、山地に起因する災害を未然に防止する。また、荒廃地および荒廃危険地が存する一定地域において、治山施設、森林の整備を緊急かつ総合的に実施し、山地に起因する災害を未然に防止する。

2. 流域保全総合治山等事業

流域保全上重要な水系の上流域に存する森林等において、流域全体にわたる水源かん養機能や土砂流出防止機能等の高度発揮を図る。

3. 防災林造成事業

海岸等で飛砂、潮風、高潮、強風等による災害を防止する。

4. 保安林整備事業

地味劣悪、被災等により機能の低下した保安林を整備し、水源かん養および土砂流出、土砂崩壊等防災機能の高度発揮を図る。

第2 治水対策の推進

河川管理者、下水道管理者等が連携し、台風、集中豪雨等による洪水の防止を図るために、各河川の治水整備計画に基づき河川改修・維持修繕事業を実施し、水害実績等を踏まえ、大河川、中小河川、下水道、内水域等それぞれの水害規模、影響等を想定した上で、効果的な治水対策に努める。

1. 河川改修事業

一級河川については、狭部の拡幅、堆積土砂の掘削浚渫、護岸・水制等の施工、河積の拡大および河道の安定を図り、ダム等により洪水調節を行う。

中小河川および都市河川についても同様の整備を図るほか、内水排除河川としての整備も併せて実施する。

2. 河川維持修繕事業

市長（水防管理者）および各河川の管理者は、平常時から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、異常が認められたときは直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害が最小限度に止めるよう、堤防の維持、護岸・水制および根固め工の修繕、堆積土砂の撤去等を実施する。

3. 事業実施の留意事項

- (1) 利水施設の設置は治水との総合調整を考慮し、水源より河口までの一貫した視点により適切に行う。
- (2) 砂防事業、治山事業との相互連絡調整を行うこと。
- (3) 総合排水的見地より都市の下水道事業、農業排水事業等との調整を行うこと。

第3 水防体制の強化

1. 水防体制の確立

河川、ため池等の管理者は、水防に関する組織、動員体制、情報連絡体制等の整備充実を図り、水防体制の万全を期する。

2. 河川等の管理強化

河川、ダム、ため池等の管理者は、堰、水門等その管理する施設の操作にあたっては、下流域における異常増水の防止に十分配慮して行う。

3. 水防施設の整備・点検

河川、ダム、ため池等の管理者は、河川水位、雨量等の観測施設および警報施設の整備を図るとともに、平素から計画的な点検整備を行い、施設の改善等機能の維持に努める。

4. 水防用資機材の備蓄および点検

市および水防管理団体は、重要水防区域等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な資機材の整備を図り、平素から計画的な点検整備と補充等に努める。

5. 河川パトロールの強化

市は、河川の危険が予想される箇所の把握に努め、立札や広報等で住民に注意を促すとともに、毎年の増水期に先立ち、パトロールを強化する。

6. 水防訓練の充実

市は、水防団や自主防災組織等と連携して、土のうづくり、水防工法、水難救助訓練等の水防訓練を行い、その充実を図る。

第4 警戒避難体制の整備

1. 浸水想定における避難確保措置等

- (1) 市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。
- (2) 県および近畿地方整備局福井河川国道事務所は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川、水位情報の通知および周知を実施する河川ならびに水防法に基づき指定されていない中小河川において、想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）として指定し、指定の区域および浸水した場合に想定される水深等を公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。洪水浸水想定区域に指定されていない中小河川においては、県は、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市へ水害リスクに関する情報を提供するよう努めるものとする。また、市長は、

助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

(3) 近畿地方整備局福井河川国道事務所、県、市町、ライフライン事業者、鉄道事業者などは連携し、複数市町にまたがる河川流域を対象に、それぞれの防災行動を記載したタイムラインを作成するものとする。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じてタイムラインの見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

(4) 市は、浸水想定区域ごとに、洪水予報および水位情報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

(5) 市は、浸水想定区域内に地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下に設けられた施設または社会福祉施設、病院、幼稚園等の要配慮者関連施設があるときには、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう施設ごとに洪水予報および水位情報の伝達方法を定めるものとする。

(6) 市は、地域防災計画において定められた洪水予報および水位情報の伝達方式、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について住民に周知するよう努めるものとする。

(7) 市は、避難情報を円滑に発令するため、タイムライン等により、水位や降雨の度合等に応じた避難指示等の具体的な発令基準を定めるとともに、避難指示等の具体的な発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。県は、これらの基準および範囲の設定ならびに見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。

市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等および水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。国および県は、市に対し、これらの基準および範囲、対象区域の設定および見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

(8) 市は、浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや風水害発生時の行動マニュアルを作成し、住民等への配布や講習会を実施する他、地域や住民に対し、防災マップやコミュニティタイムライン、マイタイムライン等の周知を図るものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。また、中小河川、決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池および内水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関と連携しつつ作成・検討を行う。

(9) 水防管理者は、水防活動の必要性が高い区域を、水防計画書で重要水防箇所として記載するとともに、一般に周知するよう努めるものとする。

(10) 事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を

移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (11) 市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

2. 地下空間の浸水対策

- (1) 市は、ビルの地階などの地下空間について、浸水防止施設の設置を促進するため、施設の具体的な事例等、必要な情報を地下空間の管理者等に提供するよう努める。また、市は、地下空間における浸水被害を防止するため、作成した洪水ハザードマップを地下空間の管理者等へ提供する。

- (2) 地下街等の所有者または管理者の責務

浸水想定区域に位置し、地域防災計画に名称および所在地を定められた地下街等の所有者または管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保および浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成し、自衛防災組織を設置するとともに、作成した計画および自衛防災組織の構成員等について市長に報告し、当該計画を公表するものとする。

また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

3. 親水施設利用者の安全確保

親水施設の管理者は、河川、ダム、ため池等の管理者と連携して、施設の安全性および利用者の安全確保のため、施設の点検や定期パトロール等の充実を図るとともに、急激な河川等の増水による水難事故を防止するため、平常時の啓発を行い、必要に応じて看板や警報装置等の設置を行う。

4. アンダーパス部等の冠水対策

- (1) 道路管理者は、アンダーパス部等前後に比して局部的に急低下している区間に関する情報について把握するとともに、豪雨時に冠水する可能性がある旨掲示板等により周知する。
- (2) 道路管理者は、アンダーパス部等の情報について、所轄の警察や消防等の関係機関と情報を共有するとともに、連絡体制を整備して、通行止めや救助等の活動に遅れが生じないよう措置する。

5. 水防と河川管理等の連携

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国、県および市町が組織する「九頭竜川・北川大規模氾濫減災協議会」、「福井県管理河川減災対策協議会」、「北川流域治水協議会」、「福井県二級水系流域治水協議会」を活用し、国、県、市町、河川管理者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

第5 要配慮者関連施設への情報伝達体制の整備

市は、浸水想定区域内に要配慮者関連施設があるときには、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう施設ごとに洪水予報の伝達方法を定めるものとする。

第6 要配慮者利用施設の所有者または管理者の責務

浸水想定区域に位置し、地域防災計画に名称および所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育、訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施しなければならない。

なお、計画を作成・変更したときおよび訓練を行ったときの結果を市長に報告しなければならない。

第7 大規模工場等の所有者または管理者の責務

地域防災計画に名称および所在地を定められた大規模工場等の所有者または管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成および自衛防衛組織の設置に努めるものとし、作成した計画および自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。

また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

第19節 土砂災害予防計画

台風、集中豪雨等による土石流、土砂流出、急傾斜地の崩壊、地すべり等による土砂災害の防止を図るため、土砂災害、山地災害対策を推進するとともに、警戒避難体制の充実を図る。

第1 治山、土石流対策

台風、集中豪雨に伴う、山地崩壊等から住民の生命および財産を守るために、危険箇所の周知および防災工事の推進を図るとともに、警戒避難体制を整備する。

1. 危険箇所の周知

山地災害危険地区、土砂災害警戒区域（土石流）など、危険区域を住民に周知する。

2. 警戒避難体制の整備

- (1) 市は、砂防指定地、山地災害危険地区および土砂災害警戒区域（土石流）における警戒避難体制を確立する。
- (2) 市は関係機関と連携し、砂防指定地、山地災害危険地区および土砂災害警戒区域（土石流）における総点検およびパトロールを定期的に実施する。

3. 治山、土石流対策の実施

(1) 砂防事業の実施

山地の荒廃、集中豪雨等による土石流、土砂流出災害に対処するため、これらの発生のおそれがある渓流およびその流域について、「砂防指定地」に指定し、危険度の高いものおよび要配慮者関連施設で保全対象となるものから順次砂防堰堤等の砂防施設の整備を図る。

(2) 山地災害対策の実施

山腹の崩壊、崩壊土砂の流出が、現に発生しましたは発生する危険のある森林で、その危害が直接人家または公共施設に及ぶおそれがある地域について「山地災害危険地区」とし、森林法に基づき、森林の維持造成を通じて、山地災害の未然防止を図るよう県に働きかけるものとする。

第2 急傾斜地対策

危険箇所調査結果等に基づき危険区域の指定化および防災工事を推進するとともに、警戒避難体制を整備する。

1. 急傾斜地崩壊危険区域等の周知

急傾斜地崩壊危険区域の指定状況や土砂災害警戒区域（がけ崩れ）について市民に周知する。

2. 警戒避難体制の整備

- (1) 市は、急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害警戒区域（がけ崩れ）における警戒避難体制を確立する。
- (2) 市は関係機関と連携し、急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害警戒区域（がけ崩れ）に対するパトロールを定期的に実施する。

3. 急傾斜地崩壊対策工事の実施および協力

集中豪雨等によるがけ崩れ災害に対処するため、急傾斜地崩壊危険区域の指定基準を満たす箇所について、「急傾斜地崩壊危険区域」に指定しその土地の所有者が崩壊防止工事を行なうことが困難または不適当と認められるものについて、危険度の高いものおよび要配慮者関連施設で保全対象となるものから順次擁壁工等の崩壊防止施設の整備を図るため、関係機関に働きかける。

第3 地すべり対策

地すべり危険箇所調査結果等に基づき防止区域の指定化を推進するとともに、警戒避難体制を整備する。

1. 地すべり防止区域等の周知

地すべり防止区域の指定状況や土砂災害警戒区域（地すべり）について住民に周知する。

2. 警戒避難体制の整備

- (1) 市は、地すべり防止区域や土砂災害警戒区域（地すべり）における警戒避難体制を確立する。
- (2) 市は関係機関と連携し、地すべり防止区域や土砂災害警戒区域（地すべり）に対するパトロールを定期的に実施する。

3. 地すべり対策工事の実施および協力

降雨・融雪等の影響を受け、土地の一部が地下水等に起因して地すべりが発生する危険度の高い地域については、「地すべり防止区域」に指定し、危険度の高いものから順次集水井工等の地すべり防止施設の整備を図るため、関係機関に働きかける。

第4 土砂災害対策

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条の規定に基づき、福井県知事が指定した土砂災害警戒区域について警戒避難体制を整備するため、同法第8条の規定に基づき対策を実施する。

第5 警戒避難体制の整備

市は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集および伝達、予報または警報の発表・伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定めるとともに、情報伝達方法、避難場所および避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるため必要な事項について住民に周知するよう努める。

また、警戒区域内に社会福祉施設、病院、幼稚園、学校等の要配慮者利用施設があるときに利用者の迅速な避難が必要な施設の名称、所在地および当該施設の管理者等に対する土砂災害に関する情報等の伝達について、地域防災計画において定めるものとする。

1. 危険区域等

危険区域等については、関係機関が協力して現場調査などの必要な措置をとり、危険箇所を確認した場合には、状況により通行禁止など必要な措置をとる。

2. 土砂災害警戒区域等の周知

市は、地域防災計画に規制区域・土砂災害警戒区域等を掲載し関係住民に周知を図る。

土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るものとし、当該区域が指定されている場合には、県が周知を図る。

基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、県および市は、指定区域と同様の措置を講じるよう努める。

3. 避難に係る警報装置等の整備促進

危険区域内の住民の避難が円滑に実施されるよう雨量計や警報装置等の整備に努める。

4. 危険区域の防災パトロールおよび点検の実施

危険区域内における、災害の未然防止および被害の軽減を図るため、毎年梅雨期および台風期の前ならびに豪雨が予想されるときおよび融雪期に防災関係機関等の協力を得て、防災パトロールを実施し、危険区域の点検を行う。

5. 情報の収集および伝達体制の整備

日頃から過去の経験を基にどの程度以上の雨量があれば災害発生の危険性があるかを的確に把握し、その資料を整備しておくとともに、気象予警報、雨量情報等の収集伝達体制を整備する。また、県および市は住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を発見した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

6. 避難指示等の発令基準の設定

市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報および土砂災害警戒情報を補足する情報(土砂災害の危険度分布)等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

7. 土砂災害ハザードマップの作成

市は、土砂災害警戒区域等の土砂災害に関する総合的な資料を、図面表示等を含む形で、取りまとめた土砂災害ハザードマップ等を分かりやすく作成して、住民等に配布するものとする。

8. 自主防災組織の育成

災害情報の収集および伝達、避難、救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう、当該区域の協力を得て、自主的な防災組織の育成に努めるものとする。

特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。

9. 要配慮者利用施設の所有者または管理者の責務

土砂災害警戒区域に位置し、地域防災計画に名称および所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るために施設の整備に関する事項、防災教育、訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施しなければならない。

なお、計画を作成・変更したときおよび訓練を行ったときの結果を市長に報告しなければならない。

第20節 暴風・竜巻等災害予防計画

暴風・竜巻等によって、建物等の倒壊や破損、飛来物による被害が生じることから、防災関係機関が、被害の軽減・防止を図るための計画である。

第1 暴風・竜巻等の防災対策

市および県は、暴風・竜巻等により、公共施設や備品等が倒壊・飛散しないよう日頃から対策を講じ、被災した家屋等に使用するビニールシートや土壌等を備蓄するとともに、事業者に対し、建物や付属物、工事現場等の資機材等が倒壊・飛散しないための対策を講じるよう徹底を図る。

また、暴風・竜巻等による人的被害や、建物、立木および標識等の物的被害に備え、速やかに救出やガレキ撤去等の応急対策を実施する体制を整備する。

第2 情報の収集・伝達体制の整備

市および県は、暴風・竜巻等による災害が発生した場合に、速やかに関係機関と災害情報共有できるよう、日頃から連携体制の整備に努める。

気象庁は、暴風・竜巻等による被害の軽減に資するために、強風注意報、暴風警報、暴風特別警報や竜巻注意情報を発表し、市および県へ伝達する。

また、竜巻注意情報が発表された場合において、市、県および関係機関は、気象情報（気象庁HP、テレビ、ラジオ）の確認や屋外の空の変化に注意するなど情報の収集に努める。

第3 住民への普及啓発

市および県は、暴風・竜巻等による被害を軽減・防止するため、以下の点について、住民に普及啓発を行う。

1. 被害の予防対策

- ・強風注意報、暴風警報、暴風特別警報、竜巻注意情報等の情報の入手手段（テレビ、ラジオ等）を確認する。
- ・身の回りの屋内外の避難場所、避難方法を確認する。
- ・ガラスの破碎防止対策（飛散防止フィルムを張ること等）を講じる。

2. 暴風・竜巻等への対応（屋内にいる場合）

- ・雨戸・シャッター等を閉める。
- ・ガラス飛散防止のためカーテンを閉める。
- ・建物の中心等の窓から距離のある場所へ移動する。

3. 暴風・竜巻等への対応（屋外にいる場合）

- ・電柱や街路樹等の付近を避けて、堅固な建物に避難する。

第21節 高潮・波浪予防計画

沿岸部においては台風時の高潮や波浪、冬季波浪によって被害を受ける危険性がある。したがって沿岸地域に居住する住民の安全を守るため、高潮や波浪による海岸施設等の被害を防止するため、必要な事業の実施と警戒避難体制の整備を図る。

第1 漁港の保全

漁港の区域については、漁港の維持および保全上必要な工事を施工し、また施工を計画しなければならない。

1. 漁港施設整備

漁港を整備強化するため防波堤、物揚場等の局部改良工事の実施および計画の推進を行う。

2. 漁港高潮・波浪対策

漁港区域内の高潮・波浪防止対策として漁港整備計画に沿い、護岸および防波堤施工による保全工事の推進を行う。

第2 海岸保全事業の促進

台風時の高潮や波浪、冬季波浪等から沿岸部を防護するため、高波対策事業、侵食対策事業等の海岸事業を実施し、沿岸部の保全を図る。

1. 高波対策事業

冬季波浪、高潮等による被害を防止するため、海岸堤防、防潮柵門等の新設または既存施設の補強改修等を実施する。また、海岸地域の開発により冬季波浪等の越波による塩害が甚だしくなってきているので、護岸、消波工等による越波防止を行い、後背地の保全を図る。

2. 侵食対策事業

侵食による被害が発生するおそれがある海岸に侵食防止対策を行い、後背地の保全を図る。

3. 高潮防災対策

高潮災害のおそれの区域について、沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、高潮による浸水が想定される区域をあきらかにし、施設整備、警戒避難体制等が有機的に連携した高潮防災対策を推進する。

4. 事業実施の留意事項

海岸事業は、後背地、管理区分により建設海岸(国交省水管理・国土保全局)、港湾海岸(国交省港湾局)、漁港海岸(農水省水産庁)、農地海岸(農水省農村振興局)に分かれて実施しているので、事業実施にあたっては、各管理者間の緊密な連絡調整を図る。

観光レクリエーションの将来需要を考慮した海浜利用と調和のとれた海岸事業を実施するよう考慮する。

第3 高潮防災対策の推進

市は、高潮被害のおそれのある区域について、それぞれの必要に応じて、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、高潮による浸水は想定される区域を明らかにし、施設整備、警戒避難体制等が有機的に連携した高潮防災対策を推進する。

第4 警戒避難体制の整備

1. 市は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮特別警報や高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。
2. 市は、波浪、高波、高潮等に備え、危険地域の住民に対する情報伝達、避難、海面監視等の体制を整備する。この場合において観光客等の短期滞在者に対する対応も考慮するものとする。また、避難訓練を実施し万全を期するものとする。
3. 市は、高潮災害のおそれがある区域について、高潮による危険箇所、避難場所、避難路等高潮災害防止に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、災害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布公表するものとする。

第22節 雪害予防計画

市は、雪に強いまちづくりを推進し、積雪による災害の防止を図る。

第1 平常時の対策

市および関係機関は、平素から積雪に対処するため、次の事項について耐雪強化を図る。

1. 道路、鉄道の耐雪強化

(1) なだれ防止柵、防止林等の整備

道路および鉄道の管理者は、なだれ発生危険箇所を事前に把握するとともに、必要ななだれ防止設備等の整備に努める。

(2) 道路の拡幅、消融雪施設の整備

道路管理者は、機械力による除雪を効率的に行える幅員を持つ道路を整備するとともに、消雪パイプや流雪溝等の消融雪装置の整備に努める。

(3) 除雪機械等の整備

小型除雪車等を増強し、歩道除雪体制を整備する。

2. 電力、通信施設の耐雪強化

(1) 電力施設

電力事業者は、雪害による停電事故等を最小限に止めるため、発電および送・配電施設の耐雪強化を行う。

(2) 電気通信施設

電気通信事業者は、雪害により通信が途絶しないよう、電気通信施設の信頼性向上および通信途絶防止等を図る。

第2 降積雪期前対策

降積雪期を前に、次の事項について関係各機関と相互に連絡調整を行い、総合的かつ計画的な雪害対策の推進を図るものとする。

1. 交通施設の確保

(1) 国道、県道および主要幹線市道相互間の除雪計画の調整

(2) 民間（自治会等）および官公庁、事業所による除雪協力体制の推進

(3) 民間除雪機械等の協力確保

(4) 道路附属構造物（交通安全施設等）および防火施設（消火栓、防火水槽等）保護のための標識の設置

(5) 除雪機械の整備と要員体制の確立

(6) 鉄道除雪協力体制の確立

(7) 消雪パイプ施設等の整備

(8) 交通規制区域の徹底

2. 消防対策

(1) 消防機械器具の保全整備

(2) 防火水槽、消火栓の水利の確保、標柱の設置およびその周辺の除雪

(3) 自主防災組織の協力確保

(4) 出火防止広報の周知徹底

3. 孤立地区対策

- (1) 孤立予想地区の実態把握
- (2) 地区内住民に対する医療措置
- (3) 通信、連絡方法の周知徹底
- (4) 緊急時における連絡、救援活動体制の整備・推進

4. 食料および物資の流通確保

- (1) 主食の確保
- (2) 生鮮食料品等の流通確保
- (3) 応急対策用物資の確保
- (4) 燃料の流通確保

5. 医療および公衆衛生対策

- (1) 交通途絶地域での急患者の救援活動体制の確立
- (2) 医薬品の備蓄、緊急輸送体制の確立
- (3) し尿等汚物の降雪前の収集、処理およびゴミの出し方についての周知徹底

6. 文教対策

- (1) 通園通学路の除雪計画のほか、その周辺の危険箇所の表示
- (2) 学校および社会教育施設、体育施設等の建物保全のための雪おろし体制の確立（P.T.A.等民間の協力を含む。）
- (3) 学校給食用燃料、生鮮食料品等の確保

7. なだれ発生危険地域対策

- (1) 危険地域の実態把握、標示
- (2) 警戒、避難体制の整備
- (3) 交通規制とその周知徹底

8. 福祉対策

- (1) 地域での支援体制の確立
- (2) ひとり暮らし老人等除雪必要世帯の屋根雪おろし計画
- (3) 通信連絡方法の徹底と緊急時における救援体制の確立

9. その他の対策

- (1) 屋根雪おろしの基準の周知
- (2) 通信情報の収集、伝達網の確保
- (3) 中小企業に対する雪害金融措置
- (4) 農作物の越冬対策等の推進

第3 雪に強いまちづくりの推進

豪雪時における都市機能の確保を図るため、雪を考慮した体系的な街路の整備を推進するとともに、耐雪住宅の建設推進、公園等の公共オープンスペースの有効利用、融雪工、流雪溝の計画的整備を図る。

1. 家屋倒壊の防止

市は県と協力し、地震時も含め、屋根雪荷重による家屋倒壊を防止するため、克雪住宅の普及を促進し、地域が一体となった雪に強い住宅づくりを促進する。

2. 屋根雪おろしの奨励

屋根雪荷重による家屋倒壊を防止するため、早期の屋根雪おろしを奨励し、広報活動を実施する。

3. 住民参加型除排雪方法の確立

住民との対話により相互に知恵を出し合いながら、各地域の実情に即し、住民も参加できる除排雪方法を確立する。

4. 積雪時の避難所、避難路の確保

市は県と協力して、積雪時において地震等が発生した場合においても住民が円滑に避難することが出来るよう、避難所、避難経路等の確保に十分配慮する。

- (1) 建物周辺にオープンスペースを確保する。
- (2) 雪を考慮した建築物の配置を図る。
- (3) 載雪型建築の普及を図る。
- (4) 積雪、堆雪に配慮した体系的な避難路を整備する。
- (5) 積雪時における避難誘導等設備の除排雪等に留意し、その確保に努める。

第23節 火災予防計画

消防体制を充実強化するとともに、防火思想の普及を徹底し、火災予防を図る。

第1 消防計画の策定

市は、「市町村消防計画の基準」（昭和41年消防庁告示第1号）に基づき、地域の火災その他災害等の危険度および消防力を勘案した総合的な消防計画を策定する。

第2 消防力の強化

1. 消防体制の強化

市は、複雑多様化、大規模化する火災その他の災害に対処するため、消防体制の充実強化を図るとともに、広域消防体制の推進および相互応援体制の強化を図るものとする。

2. 消防力の人的強化

(1) 消防職員・団員の充足

「消防力の整備指針」（平成12年1月20日消防庁告示第1号）に基づき、消防職員の充足および員の確保を図るものとする。

(2) 消防団の活性化対策の推進

消防団への青年、女性層の参加を促進し、消防団の施設、装備の充実強化を図るとともに啓発活動を積極的に行うものとする。

(3) 消防職員・団員の教育訓練

消防職員・団員の防災に関する知識および技術の向上を図るため、これらのものを消防学校および消防大学校に派遣する他、一般教養訓練の計画を作成し、実施するものとする。

3. 消防力の物的強化

(1) 消防施設の強化

「消防力の整備指針」に基づき、消防施設の充実強化を図るものとする。

- ① 市街地においては、自然的、社会的状況に応じて所要の消防ポンプ自動車等必要資機材を配置する。
- ② 実情に応じて、はしご付き消防自動車、化学消防自動車等を配置する。また、消火薬剤についても同様とする。
- ③ 初動および活動体制を確保するため、消防庁舎の防災構造化ならびに消防機動力、無線通信施設および個人装備の充実を図る。

(2) 消防水利の強化

「消防力の整備指針」および「消防水利の基準」（昭和39年消防庁告示第7号）に基づき消防水利の強化を図る。

- ① 消火栓および防火水槽の整備を促進するとともに、自然水利の整備確保を図る。
- ② 消防水利の不足または道路事情により消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設および可搬式ポンプの整備を促進し、地域の消火体制の強化を図る。

(3) 消防施設等の整備点検

火災その他の災害に際して行動を迅速に行うため、現有消防ポンプ自動車等の整備および点検を実施することにより、常に性能の維持向上を図り、即応体制の確立を期する。

第3 一般火災予防対策

消防本部および防災関係機関は、次により火災予防を推進し、住民の防火意識の高揚と連帶的防火体制の確立に努めるとともに事業所における防火管理体制の強化を図る。

1. 火災予防運動

全国一斉に行われる春・秋の火災予防運動をはじめとして、年末年始の防火運動など防火と人命の安全確保について積極的な呼びかけを行う。

2. 火災予防広報

火災の防止は住民一人ひとりが常に防火意識をもつことが最も肝要であり、住民参加の防火を基本に幅広い広報活動に努める。

3. 防火対象物の防火指導

消防法の規定により、学校、病院、事業所等防火対象物に対する予防査察を計画的に実施し、状況を常に把握するとともに、防火管理者の選任、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の整備・点検の実施等によって防火指導の強化を図る。

4. 防火対象物の立入検査

消防法の規定に基づき、関係対象物に立入検査を実施し、火災危険の排除と違反事項の是正に努めるとともに、防火管理者の選任、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防設備等の整備点検の実施等について防火指導の強化を図る。

5. 自主防火体制の強化

事業所等の自衛消防組織の育成を図るとともに、自主防災組織など地域の自衛消防組織の育成指導を図る。

6. 住宅防火対策の推進

住宅火災の発生防止や住宅火災による被害を軽減するため、住宅用防災機器等（住宅用火災警報器）の設置はもとより、防火診断の実施等、総合的な防火対策を関係機関や団体と協力して推進する。

第4 林野火災予防対策

消防本部および防災関係機関は、林野火災の出火原因の大部分が人為的によるものである現状に対処するため、次のような対策を推進する。

1. 監視体制の強化

時期を失すことなく火災警報等を発令し、火災予防意識の喚起に努めるとともに、監視パトロールの強化を図る。

2. 火災予防指導の強化推進

火災の防止は、住民一人ひとりが常に防火意識をもつことが最も肝要であり、火の始末を基本に幅広い広報活動に努める。

加えて、林野所有者および事業者に対し、火災予防措置の指導強化を図る。

3. 火入れ等の規制指導

「火入れ」にあたっては、市長の許可を受け、その指示に従うとともに消防機関に事前に通知するよう指導の徹底を図る。

4. 連絡体制の整備強化

(1) 火災発生時の状況把握および消火活動の円滑化を図るため、消防団員、地元林業関係者など山林の状況に精通しているものを把握しておく。

(2) 森林組合、電気事業者の連絡体制を確保する。

(3) 消火用水等の搬送のための車両等の借上げについて考慮する。

5. 応援体制の確認

林野火災が拡大するおそれがある場合は、近隣の市町に対する応援要請等も含めて対策を強化し、火災拡大の未然防止を図る。特に、県防災航空隊による応援（ヘリコプターによる空中消火）の要請を積極的に検討する。

第5 文化財火災予防対策

指定建造物の防火設備と、管理上の注意事項について、市教育委員会と消防機関は協力して、所有者、管理者等を指導し実施するものとする。

1. 防火施設の整備

- (1) 消火施設、警報施設を整備する。
- (2) 避雷施設を設置する。
- (3) 消防用水の確保措置を講じる。
- (4) 消火活動を容易にするための進入通路を確保する。
- (5) 防火塀、防火壁、防火戸等を設け、延焼防止の措置を講じる。

2. 自主防火体制の整備

- (1) 防火管理体制を整備し、管理の万全を図る。
- (2) 環境の整備、整頓を図り、火気の発見を容易にする。
- (3) 火気の使用を制限し、または禁止させる。
- (4) 火災危険箇所の早期発見と改善改修を図る。
- (5) 火災警戒は定期に巡回し、厳重に実施する。
- (6) 自衛消防組織を結成し計画的な訓練を実施する。

第24節 農林業災害予防計画

風水害等の災害による農林業施設、農作物、林産物および家畜等の被害の防止を図る。

第1 農業災害予防計画

1. 農地および農業用施設保全事業の推進

市および関係機関は、農業用地および農業用施設の災害発生を未然に防止するため、次の事業を推進し保全を図り、農業生産の維持および農業経営の安定を図る。

なお、計画推進にあたっては、農地防災、河川改修事業等相互の連絡調整が充分図れるよう進めるとともに、国、県その他関係機関の指導と連携のもと推進するものとする。

(1) 湿水防除対策

流域の地域開発等環境の変化により湿水被害のおそれのある地域において、これを防止するため樋門、排水路、用水路等の新設、改修を図るとともにその管理を十分に行う。

(2) 農業用ため池整備事業

農業用ため池のうち老朽化による決壊を防止するため、早急に整備を要するものについて、堤体の補強その他必要な管理施設の新設改修を図る。また、気象状況に応じ貯水の調整を図り、降雨による下流洪水調整を行うとともに余水吐の整備や堤体の補強を行う。

(3) 用排水施設の整備事業

自然的・社会的環境の変化に伴い、効果の低下した用排水施設の機能回復を図るため、排水機、樋門、用排水路の新設改修を図る。

(4) 用排水施設危険防止対策事業

また、洪水吐き、土砂吐き、余水吐き、樋門等で角落し方式によるものは、洪水流下を阻害しないように管理する。

(5) 土砂崩壊防止事業

土砂崩壊の危険の生じた箇所において、災害を防止するため、擁壁、土砂溜堰堤、水路等の新設改修を図る。

(6) 農業用施設および共同利用施設の災害防止対策事業

風水害時に災害発生が予測される施設について、施設の近代化、転落防止柵、管理用通路の設置等保安安全施設の整備を進め、災害に対応できる施設の充実を図る。

2. 営農上の防災対策の推進

市は、各種災害による農作物被害の減少等を図るため、福井県嶺南振興局農業経営支援部、福井県農業協同組合、農業共済組合若狭支所等と連携し、指導体制の確立ならびに営農技術の普及を図る。

第2 林業災害予防計画

本市の8割を占める森林の災害が住民に及ぼす影響は大きいものがあるため、市は、国、県、関係機関の指導と連携のもとに、以下の施策を推進するものとする。

1. 治山事業の推進

集中豪雨その他の災害による、がけ崩れ、山地崩壊等の危険箇所について災害防止を図るため、溪流工、山腹工等の予防治山工事を推進する。

2. 保安林の拡大編入

水源涵養と治水を図るため、地域住民の意見を尊重し国・県に対し保安林の拡大編入を申請する。

3. 造林事業の推進

山地の緑化を図り災害を防止するため、小浜市森林整備計画に基づき造林保育、間伐を推進する。

第25節 危険物等災害予防計画

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物、劇物等の災害の発生および拡大を防止するため、関係機関と協力して、保安体制の強化、保安訓練の徹底、保安教育および防災意識の高揚を図る。

第1 危険物保安対策

消防法上の危険物は、その貯蔵または取扱上の不備が直ちに災害の原因となるとともに、他の原因に基づく災害発生時にはこれを拡大させる重要な要因となることから、消防機関は、危険物施設の立入検査、従事者に対する取扱指導および訓練または災害時における緊急措置の徹底を図り、災害の防止に万全を期する。

1. 立入検査の実施

消防機関は、危険物施設、製造所・貯蔵所、取扱所関係者等に対して次の項目の立入検査を実施し、法令等に基づく適切な維持、管理をさせるとともに、貯蔵、取扱等の厳正を期するよう十分な監督指導を行う。

- (1) 製造、貯蔵または取扱う危険物の品名、数量および管理状況
- (2) 危険物施設の位置、構造および設備の状況
- (3) 消防用設備の管理状況
- (4) 危険物取扱者の選任状況
- (5) 災害防止のための諸計画の策定状況

2. 自主保安体制の確立

消防機関は、危険物施設関係者に対し、予防規定の作成、自衛消防組織等の育成指導を行い、自主保安体制の確立を推進する。

3. 危険物関係者に対する指導と安全管理の確立

一般火災予防によるほか危険物関係者に対し、次の事項を指導して安全管理の確立を図る。

- (1) 危険物施設（屋外タンク群、移動タンク貯蔵所を含む）における法的事項の厳守、適正な維持管理および防災管理機低の整備
- (2) 危険物施設の従業員に対する安全教育の徹底
- (3) 消防計画に基づく自衛消防隊の設置および訓練の実施
- (4) 危険物施設に対する化学消火剤の備蓄と自主点検の実施

4. 化学消火剤等の備蓄

- (1) 消防機関は、化学消防車の整備および化学消火剤の整備を図り、化学消防力の強化を推進する。
- (2) 消防機関は、大量危険物施設において万一事故が発生した場合は、大きな災害に拡大するおそれがあるため、危険物施設関係者に対して災害時の処理体制と化学消火剤の備蓄を指導する。

5. 危険物保安監督者の教育

危険物保安監督者に対し、法令の周知と危険物安全管理の適正を期するため、関係機関と連携して、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

第2 高圧ガス、火薬類、毒物、劇物等の保安対策

高圧ガス、火薬類および毒物、劇物等の保安については、法定事項の厳守、自主保安性の確立、従業員の教育、防災訓練、自衛消防隊の設置、化学消火剤の備蓄および事故災害時の連絡体制の確立等について指導を行う。

第3 危険物の輸送対策

危険物、L P ガス、火薬、毒劇物等を輸送する車両の管理者は、あらかじめ次の措置を講じて輸送途中における災害発生の未然防止を図る。

1. 危険物輸送にあたっては、積込み、積降し作業の監視体制を整備するとともに、輸送過程における安全措置に万全を期する。
2. 危険物輸送に伴う災害の発生に備え、あらかじめ輸送経路の消防機関をはじめとする関係機関と連携を強化するとともに、災害発生時における応急対策計画を策定しておく。
3. 危険物輸送に従事する者に対し、消防知識の普及教育と災害発生時における応急対策訓練の徹底を図る。

第26節 海上災害予防計画

市は、船舶の遭難、火災による大規模な事故や船舶等からの油や木材等の大量流出による海岸、河川の汚染事故に対し、円滑かつ迅速に対応するための体制および対応について関係機関と協力し予防対策の推進を図る。

第1 海上事故予防対策

1. 海上火災等の予防対策

(1) 関係機関の連携

海上で発生した事故情報を迅速かつ的確に把握するため、防災関係機関との連絡窓口、連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

船舶の火災予防等については、小浜海上保安署、若狭消防組合等関係機関が定期的な協議を行い事故防止に努める。

主な関係機関の窓口

機関名	担当部署	電話番号	所在地
小浜海上保安署		52-0494	川崎1丁目3-1
若狭消防組合	若狭消防本部警防課	53-5214	大手町7-8
	若狭消防署	53-5211	
小浜警察署	警備課	56-0110	遠敷9-11-1
福井県	県管理漁港海岸 (嶺南振興局水産漁港課)	56-5903	遠敷1丁目101
	県管理建設海岸 (小浜土木事務所管理用地課)	56-2101	/
	県管理農地海岸 (嶺南振興局農村整備部)	56-2219	/
小浜市	市管理漁港海岸 (里山里海課) 市管理農業海岸 (里山里海課)	53-1111	大手町6-3
漁業協同組合	小浜市漁業協同組合	53-2800	川崎3丁目16

(2) 合同防災訓練の実施

防災関係機関は、過去の災害状況や予想される海上事故の規模等を想定した実践的な防災訓練を実施するよう努めるものとする。

2. 海洋漂流物予防対策

(1) 関係機関の相互連携

油・木材等流出事故が発生した場合は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（海防法）」等の規定により、事故原因者の責任において流出油等を処理するのが原則であるが、発生時の防除措置の対応は多岐にわたることから、防災関係機関が有機的に連携を図ることが極めて重要である。

市は、他の防災関係機関と事故情報や被害状況および各機関の防除対策の実施状況

等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜などを未然に防止するよう努める。

(2) 防災訓練の実施と参加

市は、過去の災害状況、予想される油等流出事故規模、被害の程度等を想定した実践的な訓練の実施に努めるとともに、県、小浜海上保安署等が実施する防災訓練に積極的に参加し、訓練を通じた相互の連携強化に努めるものとする。

また、油等の防除に関し、専門的な知識やノウハウを有する団体との間で災害時の支援内容、方法等についてあらかじめ確認しておくとともに、必要に応じて応援協定を締結するなど、相互の連携強化を図るものとする。

(3) 防除資機材の整備

市および関係機関は、災害対策に必要な回収資機材等の整備に努めるとともに、防除資機材の整備状況を把握し、必要に応じて応援を求める体制を整備する。

(4) 情報マップの整備

油等の流出事故災害で大きな影響を受ける沿岸地域において、その地域の特性に応じた防除活動を迅速かつ的確に行うためには、事前に沿岸地域の利用状況等を把握しておくことが必要である。

そのため、沿岸およびその地先海面について、重点的に保護すべき施設、地域等の情報を収集、整理し、情報図として整備することを検討する。

3. 準備体制の整備

(1) 情報収集、連絡

- ① 国、県、航行船舶、民間企業、報道機関、漁業団体、住民等からの情報など多様な災害関連情報の収集体制の整備に努める。
- ② 発災現場の情報収集に係る連絡要員をあらかじめ指定し、迅速かつ的確な情報収集、連絡にあたる。
- ③ 平常時より災害関連情報等の収集、蓄積に努め、災害情報支援システムのデータベース化、ネットワーク化の推進に努める。

(2) 通信手段の確保

- ① 災害時の緊急情報連絡を確保するため、地域防災行政無線を整備し、交信不能エリアの解消を図る。
- ② 専用回線による災害時非常電話および衛星電話の整備を図る。
- ③ 被災現場の状況を携帯電話や防災行政無線電話により情報・画像を災害対策本部に送信できるよう平常時よりその推進に努める。

(3) 情報伝達手段の確保

- ① C A T Vのデータ放送機能を更新し、市および消防庁舎にそれぞれ配備する。
- ② 災害時住民に情報提供を行えるよう防災行政無線の活用を図る。

第27節 文化財災害予防計画

国宝、重要文化財をはじめとする多数の文化財を有する本市は、文化財保護のための防火防災業務は重要な業務の一つである。

火災時および災害時の消防活動は若狭消防本部が実施、災害等から守るための予防措置については、文化庁、県、市教育委員会および若狭消防本部により実施する。市は、文化財所有者・管理者および関係機関との密接な連絡を保ちながら文化財を災害から守り、また災害発生時においては迅速な応急措置により被害の軽減に努めるものとする。

第1 文化財の災害予防対策

有形文化財は、風水害、雪害、地震、火災、落雷などの災害により失われることが予想されるので、文化財の所有者・管理者および関係者は、防災関係機関と協力して次の事項について万全を期する。

1. 火災予防体制

- (1) 防火管理体制の強化
- (2) 文化財に対する環境の整備
- (3) 火気使用の制限
- (4) 消防訓練の実施
- (5) 市教育委員会、消防機関による合同立入検査の実施と指導

2. 風水害、雪害等予防体制

- (1) 建造物、立木等暴風雨時における倒壊、毀損の防止対策
- (2) 暴雨出水時における文化財の浸水被害防止および保護対策
- (3) 建造物、立木等積雪時における雪下ろし等の早期除雪対策

3. 防火施設の整備強化

- (1) 火災報知設備および非常警報設備等の整備強化
- (2) 消火設備（消火器、消火栓、スプリンクラー等）の整備
- (3) 避雷設備、防火壁、避難通路等の整備
- (4) 搬出可能物件の非常搬出先の選定

4. その他

防災知識の普及徹底のための映画、講演会等の広報活動の実施

第28節 交通輸送体系整備計画

市は、災害発生時の災害応急対策を迅速に実施し、被災後、直ちに輸送機能を確保するため、交通輸送体系を整備する。

第1 緊急輸送路

1. 緊急輸送路の設定

市は、県の策定した緊急輸送路確保計画を踏まえ、災害時に地域防災基地等に集められた物資を、市内の防災拠点等に送るための緊急輸送路を設定し、緊急輸送路ネットワークを形成するよう努める。

2. 緊急交通路の確保

市は、災害時の緊急自動車の通行を確保するため平素から小浜警察署と緊急交通路の確保について連携体制を整備する。

第2 交通規制計画

小浜警察署は、震災が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害発生後の物資輸送等緊急通行車両の通行を確保するため、交通規制を実施する体制について習熟を図る。

また、災害発生後、隣接、近接各府県との相互協定により、緊急交通路を確保するための広域交通規制を実施する体制について習熟を図るとともに、緊急通行車両の通行を確保するための交通規制用装備資機材や非常時信号交通安全施設の整備、交通情報提供機能の強化を図る。

第3 効率的な緊急輸送のための措置

1. 運送事業者との連携による物資調達・輸送の確保

市は、緊急輸送が円滑に実施できるよう、運送事業者等との協定締結に努めるとともに、物資調達・輸送の確保のための物資輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。
また、市有車両の配備計画を作成する。

2. 緊急通行車両の確認の申出

市有車両のうち、緊急通行車両として使用を計画する車両は、あらかじめ県公安委員会に対して確認の申出を行い、緊急通行車両確認標章および証明書の交付を受ける。

第4 公共交通機関による輸送の確保対策

災害発生後すみやかに代替交通手段を確保するための被害状況の把握（被害の程度、復旧の見込み）、代替道路、道路交通規制などの必要な情報の連絡体制等について、交通事業者、市（総務部、企画部、産業部）、小浜警察署、県の関係機関においてマニュアル化を図る。

また、鉄道、バス、トラック、タクシー等の種別、台数等の現況調査を隨時行い、公共交通機関の活用を図るとともに、他府県への義援物資の輸送に必要となる車両や乗務員の

迅速な確保および義援物資受け入れの際に地理、交通情報を伝達する手段の確保を図る。

第5 海上輸送

災害時の緊急海上輸送に備え、県および小浜海上保安署、漁協等の関係機関、団体等と協議のうえ、公共埠頭、漁港の位置や運行方法等について検討する。

第6 航空輸送（緊急ヘリポートの確保）

救出救助、患者搬送等の活動に機動的に対応できる県防災ヘリコプター等を有効に活用するため、医療機関、避難所等との連携を考慮し、ヘリコプター緊急離着陸場を指定し、必要に応じて増設する。

第3章 災害応急対策計画

この章は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に災害の発生を防止し、または応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために必要な計画について定める。

第1節 緊急活動体制計画

市は、市域で災害が発生し、または発生するおそれがあるとき、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、災害の状況に応じた活動体制をとる。

複合災害が発生した場合は、各対策本部で想定している班や要員の重複を調整し、一元的に災害対応を行うための体制づくりに努めるものとする。現地対策本部についても、同様の対応を行うものとする。

第1 配備体制

市は、災害の規模に応じて、次の配備区分による動員配備体制をとる。

なお、各配備体制における職員の動員は、年度当初にあらかじめ定めておくものとする。

区 分	設 置 基 準	配 備 体 制
災 害 警 戒 体 制	第1警戒	1. 嶺南西部または小浜市に気象注意報が発表され、生活安全課長が必要と認めた場合 ・生活安全課職員
	第2警戒	1. 嶺南西部または小浜市に気象警報が発表された場合 2. 小規模な災害が発生した場合 3. その他総務部長が必要と認めた場合 ・生活安全課、産業部、新幹線・交通まちづくり課、 <u>コミュニティ支援課</u> 、 <u>DX推進室</u> 、関係課の指定職員
	第3警戒 警戒本部体制	1. 小規模な災害が複数発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合 2. その他副市長が災害警戒本部の設置の必要があると認めた場合 ・災害警戒本部員 ・全課職員(指定職員)
災害対策本部体制	第1配備	1. 大規模な災害が発生、または発生のおそれがある場合 2. 土砂災害警戒情報が発表、または発表される見込みがある場合 3. 特別警報が発表、または発表される見込みがある場合 4. その他市長が災害対策本部の設置の必要があると認めた場合 ・災害対策本部員 ・全課職員(指定職員)
	第2配備	1. 市長が第2配備体制の必要があると認めた場合 ・全職員

第2 警戒体制

1. 第1警戒体制

生活安全課長は、次の事項が示された場合は、第1警戒体制をとり、関係職員は次の内容の情報収集に努める。なお、気象情報が解除等された場合、または第2警戒配備以上の体制への移行が決定された場合は、第1警戒体制を解除する。

(1) 配備基準

- ① 嶺南西部または小浜市に気象情報が発表され、生活安全課長が必要と認めた場合

(2) 配備体制

- ① 生活安全課指定職員

(2) 情報収集

- ① 県、福井地方気象台からの気象情報等の収集
- ② 気象情報システムなどの防災情報の収集
- ③ 消防機関、警察機関、地域住民からの被災情報の収集
- ④ 市職員からの被災情報の収集

2. 第2警戒体制

総務部長は、次の基準に該当する状況が生じた場合は、第2警戒体制をとり、関係職員は次の内容の業務を行う。なお、気象情報が解除等された場合、または第3警戒配備以上の体制への移行が決定された場合は、第2警戒体制を解除する。

(1) 配備基準

- ① 嶺南西部または小浜市に気象情報が発表された場合
- ② 小規模な災害が発生した場合
- ③ その他総務部長が必要と認めた場合

(2) 配備体制

- ① 生活安全課指定職員（本部班）
- ② 産業部指定職員（調査工作班）
- ③ 新幹線・交通まちづくり課指定職員（公共交通班）
- ④ コミュニティ支援課、DX推進室指定職員（広報情報班）

(3) 業務内容

① 災害警戒本部・本部員の業務

情報の収集により避難準備・高齢者等避難開始情報等発令の準備、避難所開設の準備、第3警戒（災害警戒本部）または第1警戒への移行、あるいは体制解除の決定、消防機関と連絡調整などを行う。

② 本部班の業務

気象庁・福井県・国交省などから気象情報の収集、防災関係機関からの被害情報等の収集を行い生活安全課長へ報告する。

第3警戒（災害警戒本部）または第1警戒への移行について判断材料を収集し、副市長（生活安全課長）に報告する。

③ 調査工作班の業務

北川、南川、遠敷川、松永川等市内主要河川の量水票地の欠測地点や、各河川的主要地点（重要水防地点）へのパトロールを行い、状況を調査報告する。

江古川、込田川など冠水のおそれのある箇所へのパトロールを行い、状況を報告する。

収集情報を生活安全課長へ報告する。応急対応の実施または準備を行う。

④ 広報情報班の業務

市域の気象情報等の住民への広報を市のホームページ、防災行政無線またはケーブルテレビ等により行う
報道機関からの問合せに対する対応および広報を行う。

3. 第3警戒（災害警戒本部）

(1) 災害警戒本部の設置および廃止基準

副市長は、次の基準に該当する状況が生じた場合は、災害警戒本部を設置し、または廃止する。また、関係職員は次の内容の業務を行う。

① 設置基準

- ・ 小規模な災害が発生し、さらに被害の拡大するおそれがある場合
- ・ その他副市長が災害警戒本部の設置の必要があると認めた場合

② 廃止基準

- ・ 災害応急対策が概ね完了した場合
- ・ 災害が発生するおそれが解消された場合
- ・ 災害対策本部の設置が決定された場合

(2) 設置場所

災害警戒本部は、小浜市役所内に設置する。

(3) 組織編成、運営および事務分掌

① 警戒本部は、本部長（副市長）その他警戒本部員別表 3-1-1 をもって組織する。

② 本部長は本部の事務を総括し、本部員および職員を指揮監督する。

③ 本部に本部付を置き、次に掲げる者を充てる。

教育長

④ 副本部長（総務部長、産業部長）は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは総務部長、産業部長、その他の部長（年齢順）の順でその職務を代理する。

⑤ 業務内容

- ・ 災害情報の収集
- ・ 避難所の開設・解除
- ・ 関係機関との連絡調整
- ・ 所管施設等の警戒巡回および予防措置
- ・ 軽微な被害への応急対応
- ・ 住民への広報

第3 災害対策本部

1. 災害対策本部の設置および廃止基準

市長は、次の基準に該当する状況が生じた場合、災害対策本部を設置し、または廃止する。

(1) 設置基準

- ① 大規模な災害が発生し、または発生のおそれがある場合
- ② 土砂災害警戒情報が発表、または発表される見込みがある場合
- ③ 特別警報が発表、または発表される見込みがある場合
- ④ その他市長が災害対策本部の設置の必要を認めた場合

(2) 廃止基準

- ① 災害応急対策が概ね完了した場合

② 災害が発生するおそれが解消された場合

2. 設置場所

対策本部は、原則として市役所内に設置する。ただし、市庁舎が被災し使用不能のときは、被災を逃れた近くの公共施設等を使用し、職員、市民および防災関係機関に周知する。

3. 災害対策本部設置の通知

市は、災害対策本部を設置し、または廃止した場合、直ちに福井県および各防災関係機関にその旨を通知または報告する。

- | | | |
|---------------------|------------|--------------------|
| ・ 福井県危機 <u>管理</u> 課 | ・ 福井県嶺南振興局 | ・ 福井県小浜土木事務所 |
| ・ 小浜警察署 | ・ 小浜海上保安署 | ・ 近隣市町 |
| ・ 報道機関 | ・ 住民 | ・ 市災害ボランティアセンター連絡会 |
| ・ 防災関係機関 | | |

また、本部の標識を市庁舎正面玄関に掲示し、公表する。

4. 組織および事務分掌

- (1) 本部長（市長）は本部を総括し、本部員および職員を指揮監督する。
(2) 副本部長（副市長）は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

- (3) 本部に本部付を置き、次に掲げる者を充てる。

教育長

- (4) 本部に別表3-1-3の部を置き、各部長を充て、本部員として部の事務を掌理し、所属班を指揮監督する。

また、災害対策本部には災害対策本部の広報を総括するため、報道主管者を置き、広報情報班長をもって充てる。

- (5) 各部に班を置き、その主な事務分掌は別表3-1-4のとおりとする。

- (6) 本部に本部長、副本部長、本部付、本部員、報道主管者および必要に応じ班長で構成する本部会議を置き、本部会議において次の事項を協議する。

ただし、極めて緊急を要し、かつ、本部会議を開催するいとまがないときは、本部長、副本部長および一部の本部員との協議をもってこれに代えることができる。

- ① 被害状況の把握および災害応急対策実施状況
- ② 本部の災害応急対策等の実施に関する重要事項
- ③ 各部および現地対策本部相互の調整に関する事項
- ④ 防災関係機関との連携推進に関する事項
- ⑤ 他団体に対する応援要請に関する事項
- ⑥ その他重要な災害応急対策に関する事項

- (7) 各部相互および部内各班相互の緊密な連絡調整を図るため、各部連絡調整員を各部連絡責任者とする。

5. 権限委譲

市長が不在または本部長としての職務の遂行が困難な場合は、副市長、総務部長、産業部長、その他の部長（年齢順）の順で本部長の権限を委譲する。また、本部員はあらかじめ次席責任者を指名し、権限委譲の措置を講じておく。

6. 現地災害対策本部

本部長は、災害の状況に応じて現地災害対策本部を設置する。現地災害対策本部では、応急対策実施の指揮および現地での応急対策活動に関わる関係機関との連絡調整活動（応援要請等を除く）を行うとともに、本部長に応急対策の実施状況を報告する。

(1) 設置基準

- ① 災害応急対策を局地的または特定地域で重点的に行う必要がある場合
- ② その他本部長が現地災害対策本部設置の必要を認めた場合

(2) 廃止基準

- ① 当該地域の災害応急対策が概ね完了した場合
- ② その他本部長が廃止を決定した場合

(3) 設置場所

現地災害対策本部は、災害の状況に応じて当該地域内の公共施設等に設置する。

(4) 組織

現地災害対策本部長は、副本部長、本部員その他の職員の中から、災害の状況に応じ本部長が任命する。

(5) 所掌事務

- ① 本部との連絡調整に関すること。
- ② 区長等地区関係者との連絡調整に関すること。
- ③ 避難所の開設および連絡調整に関すること。
- ④ 被害状況等の情報収集に関すること
- ⑤ この計画に定める応急対策活動の実施に関すること
- ⑥ その他現地災害対策本部の運営に関すること

第4 職員の動員配置

参集に当っては、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、速やかに職員の非常参集、情報収集、連絡体制の確立を行う。

1. 動員の伝達

(1) 勤務時間中における配備

生活安全課長は、庁内放送および庁内電話により各部主管課へ職員の配備の伝達を行う。庁内電話により伝達を受けた各部主管課長は、各課に伝達し、各課長は職員および所管する出先機関に伝達する。

(2) 勤務時間外における参集

防災関係各課は、勤務時間外または休日等において注意報、警報が発せられた場合、延滞なく職員の参集が行われるよう、あらかじめ職員を自宅待機させるとともに、職員の参集順位、連絡方法等参集体制を整備しておく。

なお、その他の職員は、勤務時間外または休日等において災害が発生し、または発生のおそれがあることを覚知した時は、自主参集する。

(3) 参集時の心構え

職員は、参集途中に周囲の被害状況を確認し、所属長に報告する。また、参集途中重大な被害の発生を認めた時は、各自の判断で住民の救出を優先する。この場合、所属に連絡する方法があれば連絡を行う。

第5 合同調整所の設置

市または県は、必要に応じて合同調整所を設置し、災害現場で活動する警察・消防・海

上保安庁・自衛隊の部隊の活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有および活動調整を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMA T）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第2節 広域応援に関する計画

市は、大規模災害において、他地域からの応援が必要になるときは、広域応援要請を行う。

第1 広域応援要請

1. 応援要請の決定

応援要請は、次に掲げる条件を災害対策本部会議で判断し、市長が決定する。

- (1) 災害の発生箇所が他の市町に隣接し、応援を受けて緊急措置を実施することで被害を最小限にとどめることができると判断される場合
- (2) 市域で大規模な災害が発生し、応援を要請しなければ被災者の救助等に著しく支障をきたす場合

2. 応援要請の順位

応援要請は、被災の範囲・被害規模等の状況に応じ、次の順序により要請する。

(1) 県内相互応援

災害対策基本法、消防組織法、福井県・市町災害相互応援協定、福井県広域消防相互応援協定、福井県市町村防犯隊相互応援協定に基づく要請を行う。

(2) 県外からの応援

県外からの応援については、高島市・近江八幡市・奈良市・兵庫県但馬5市町（朝来市、養父市、豊岡市、香美町、新温泉町）、岡山県総社市等に相互応援協定等に基づく要請を行う。また、必要に応じて隣接県、ブロック単位、全国単位に災害対策基本法、消防組織法、県の相互応援協定に基づく要請を県に対して行う。

3. 受入体制

応援隊の受入は次の原則に従い、担当部署を明確化する。

- (1) 警察、消防の応援隊は、それぞれの機関が受け入れる。
- (2) 自衛隊の受入は、基本的に市が行い、広域にわたる場合は県が受け入れる。
- (3) 自治体および行政ボランティアの受入れは、市および県が行う。
- (4) 民間ボランティアの受入れは、市災害ボランティアセンター連絡会が設置した災害ボランティアセンターが行う。

4. 総合調整

応援隊は、県災害対策本部の総合的調整のもとで活動するため、それぞれの受入機関は県災害対策本部と密接な連携を図る。

第2 防災活動拠点

市は、適切な役割分担のもとに大規模災害時に長期的な物資の流通配給拠点、各種の応援部隊、ボランティア等の活動拠点、救急・救援の活動拠点となる施設を災害の状況に応じて確保する。

第3 防災関係機関への応援要請等

1. 災害対策基本法に基づく応援等

(1) 県および県内市町への応援要請

市長は、「福井県・市町災害時相互応援協定」に基づき、県内の市町に応援を要請する。なお、応援要請等を実施する際に要請先に示す基本的事項は、次のとおりとする。

- ① 災害の状況および応援を求める理由
- ② 応援を希望する機関名
- ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名および数量ならびに応援人数
- ④ 応援を必要とする場所および活動の具体的な内容

(2) 県外市町村に対する応援要請

市長は、県外の市町村との個別協定に基づく応援を要請したときは、県に対して報告する。

(3) 知事への要請

市長は、応援対策を実施するため必要があるとき、知事に必要な事項を明らかにして応援を求め、または応急措置の実施を要請する。

- ① 災害救助法の適用
 - ・ 災害発生の日時および場所
 - ・ 災害の原因および被害の状況
 - ・ 適用を要請する理由
 - ・ 適用を必要とする期間
 - ・ 既に行った救助措置および行おうとする救助措置
- ② 被災者の他地区への移送要請
 - ・ 移送を必要とする被災者の数
 - ・ 希望する移送先と被災者を収容する期間
- ③ 県への応援要請または応急措置の実施要請（災害対策基本法68条）
 - ・ 災害の状況および応援または応急措置の実施を要請する理由
 - ・ 応援を必要とする活動内容
 - ・ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名および数量
 - ・ 応援を必要とする場所、期間

(4) 指定地方行政機関に対する要請

市長は、応急対策または災害復旧のため、必要があると認めたときは、指定地方行政機関の長に対し、必要な事項を明らかにして当該機関の職員の派遣を要請する。

- ① 災害の状況および応援または応急措置の実施を要請する理由
- ② 応援を必要とする活動内容
- ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名および数量
- ④ 応援を必要とする場所、期間

(5) 民間団体等に対する要請

市長は、応急対策または災害復旧のため、必要があると認めたときは、民間団体等に協力を要請する。

2. 消防の応援

(1) 県内市町消防に対する応援要請

消防機関は、単独では対処不可能な大規模火災等が発生した場合は、福井県広域消防相互応援協定に基づき、他の市町に応援要請を行う。

(2) 他都道府県消防機関に対する応援要請

市長は、他の都道府県消防機関の応援を要請したいときは、消防組織法第44条の規定に基づいて必要な事項を明らかにし、知事を通して消防庁長官に緊急消防救助隊

の出動等を要請する。

第3節　自衛隊災害派遣要請計画

市長は、市域にかかる災害が発生し、または発生しようとしている場合で、自衛隊の応援が必要と認めるときは、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

第1　派遣要請基準

1. 災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能または困難であると認められるとき。
2. 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ、自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

第2　派遣の業務内容

自衛隊の災害派遣の活動内容は、次のとおりである。

1. 被害状況の把握
2. 避難の援助
3. 遭難者等の捜索救助
4. 水防、除雪活動の支援
5. 道路または水路の啓開
6. 診察、防疫、病害虫防除等の支援
7. 給食炊飯および給水
8. 通信支援
9. 人員および物資の緊急輸送
10. 消防活動の支援 (空中消火を含む。)
11. 危険物の保安および除去
12. 入浴支援
13. 救援物資の無償貸し付け、および譲与
14. その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの

第3　自衛隊の情報収集

県内において大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合、各自衛隊は航空機等による被害状況の収集活動を行い、その収集した情報を必要に応じて県に伝達する。また、市は自衛隊が収集した情報について、県を通じて入手するよう努める。

第4　派遣要請の手続き

市長は、自衛隊派遣を要請すべき事態が発生したときは、災害派遣要請書を知事へ提出する。なお、この場合において、市長は必要に応じて、その旨および市域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。ただし、事態が急を要する場合の要請は電話でもって行い、事後速やかに文書を提出する。

また、市長は、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡が取れない場合など知事に要求するいとまがなく、やむ得ない場合は、直接自衛隊に災害派遣の通知を行い、事後、知事に対して速やかに所定の手続きをとる。

1. 口答で要請する場合の連絡事項

- (1) 災害の状況および派遣を要する理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域および活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

2. 派遣要請先

(1) 陸上自衛隊の場合

① 陸上自衛隊第14普通科連隊長（連絡窓口 第3科）

石川県金沢市野田町1-8 Tel 076-241-2171

② 陸上自衛隊第372施設中隊長

福井県鯖江市吉江町4-1 Tel 0778-51-4675

(2) 航空自衛隊の場合

航空自衛隊第6航空団司令（連絡窓口 防衛部）

石川県小松市向本折町戌267 Tel 0761-22-2101

(3) 海上自衛隊の場合

海上自衛隊舞鶴地方総監（連絡窓口 防衛部）

京都府舞鶴市余部下1190 Tel 0773-62-2250

3. 留意事項

知事に災害派遣の要請をする場合、特に次の事項に留意すること。

- (1) 自衛隊が災害派遣をする場合は自衛隊法第83条第2項「都道府県知事の要請があり事態やむを得ないと指定部隊の長が認める場合には、部隊を救援のため派遣することができる」に該当する事態であり、単なる災害という理由のみで要請しないこと。
- (2) 災害応急対策活動および災害予防（災害の発生が目前に迫り、かつ、これが予防のためには部隊等の派遣を待つ以外に方法がないと思われるとき。）のための派遣要請ではあるが、自衛隊が到着する頃には危険が去ったということのないよう的確な情勢判断をすること。
- (3) 災害派遣を要請するときは、災害の状況および派遣を申請する理由、派遣を必要とする期間、派遣を希望するその任務、希望する区域および活動等の概数、その他部隊派遣上特に参考となる事項を危機管理課へ連絡すること。

第5 市長の緊急要請

市長は、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡が取れない場合など知事に要請するいとまがない場合は、直接自衛隊に災害派遣の通知を行い、事後、知事に対して速やかに所定の手続きを取る。

第6 自主的派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく次の基準により部隊等が派遣される。

- 1 災害に際し、関係機関に対し当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報活動を行う場合。
- 2 災害に際し知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められた場合に、直ちに救援の措置をとる必要がある場合。

- 3 災害に際し自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合。
- 4 その災害に際し上記事項に準じ、特に急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合。
- 5 庁舎、営舎その他防衛省の施設またはこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合。ただし、知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に知事が派遣要請を行った場合は、その時点から知事の要請に基づく救援活動を実施する。

第7 派遣部隊の受入体制

1. 関係機関の相互協力

市長は、派遣部隊の移動、現地進入および災害応急措置に係る補償問題等の発生ならびに必要な現地資材の使用等に関して、県、小浜警察署と緊密に連絡し協力しあう。

2. 派遣部隊との連絡調整

派遣部隊の受入れおよび活動を円滑に行うための連絡調整は、県が行う。

3. 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関の作業と必要以上に競合重複することのないよう、最も効率的に分担するよう配慮する。

4. 派遣部隊の受入れ

自衛隊の受入れが決定したときは、下記により速やかに受入れの体制を整備する。

- (1) 自衛隊連絡幹部室を市役所内に設置し、机、イスを配備する。
- (2) 宿舎は、屋内宿泊施設（公共施設で隊員一人当たり1畳の基準）をあてるが、その施設が避難施設にあてられているときは、避難住民との関係を十分に検討し、いささかも派遣部隊の活動を妨げないよう留意する。
- (3) 災害の状況により、野営の必要がある場合は、野営施設を設置する。
- (4) 材料置場、炊事場は野外の適当な広場を確保する。
- (5) 駐車場は、宿泊施設の近くに車両等を考慮して適当な広場を確保する。
- (6) 作業計画および資機材の準備を行う。
- (7) 住民の協力について広報等を行い周知を図る。
- (8) 食料等の供給の必要がある場合は、第2章第10節「飲料水・食料品・生活必需品等の確保計画」により調達の手配を行う。
- (9) 派遣部隊の誘導に必要な措置を行う。
- (10) ヘリポートの設置等
 - ① 被災地の状況、ヘリコプターの機種により異なるが、あらかじめ設定した地点を対象にその都度自衛隊および県と協議して定める。
 - ② 吹き流し、発煙筒、H（直径10m）の標示、警戒人員を配備する。
 - ③ 通信筒投下のとき、+（長さ10m）の標示、発煙筒、白布（30cm×30cmで通信筒を受け取ったときの目印）を準備する。
 - ④ 孤立地区偵察のときの赤旗（急病人が発生しているとき）、青旗（食料が不足しているとき）を準備する。

第8 派遣部隊の活動内容

1. 即時および応急救援活動（災害発生直後、人命救助を第一義として即時に行う救助活動）
 - (1) 偵察連絡活動
空、地よりの偵察、連絡、被害状況の把握および情報の提供
 - (2) 救出、救助、避難支援等
被災者の捜索救助および避難誘導路の啓開輸送、応急救護、空・地よりの避難誘導支援
 - (3) 緊急輸送
患者および人命救助に必要な人員、物資等を車両・航空機により輸送
 - (4) 消火活動
利用可能な消防車、消・防火用具による消防機関への協力
 - (5) 県災害対策本部、関係機関への資料の提出および空・地よりの立体的広報協力
 - (6) 危険物の保安および除去
火薬類・爆発物等、能力上可能な危険物の保安措置および除去
2. 組織的救援活動（即時救援活動に引き続き被害状況の概要が判明し、派遣部隊の主力をもってする組織化された救援活動）
 - (1) 土木活動
道路、水路の応急啓開作業および応急橋梁の構築
 - (2) 水防活動
堤防護岸等の決壊に伴う応急復旧作業
 - (3) 通信支援
自衛隊の通信連絡に支障のない限度において各種有・無線活動支援
 - (4) 医療、救護活動
応急医療、防疫活動および医具、血液薬品等の輸送
 - (5) 炊飯および給水支援
被災地、避難地における炊飯・給水支援
 - (6) 救援物資の無償貸与または譲与
「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与および譲与等に関する總理府令」（昭和37年度總理府令第1号）による。
ただし、譲与は、県、市町村、その他の公共機関の救助が受けられず当該物品の譲与を受けなければ生命、身体が危険であると認められる場合に限る。
3. その他
要請に基づき自衛隊の能力で処置が可能なものについて所定の活動を行う。

第9 派遣部隊の撤収要請

知事は、派遣部隊が派遣目的を達成したとき、または派遣の必要がなくなったときは、民心の安定等に支障がないよう市長および派遣部隊等の長と周密に調整を行った上、撤収要請を行う。

第10 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費のうち、次に掲げるものは原則として派遣を要請した市

が負担する。ただし、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

1. 派遣部隊の宿泊等に必要な土地、建物等の使用料および借上料
2. 派遣部隊の宿泊等に伴う光熱水費、電話等通信費および入浴料
3. 活動に必要な自衛隊以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費
4. その他派遣命令者と知事が協議して決定したもの

第4節 ボランティア活動支援計画

市は、災害発生時において、市および関係機関による活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティアによる各種の活動が重要となることから、関係機関と連携し、被災地のニーズに応えたボランティア活動が円滑に行われるよう支援する。

第1 ボランティアの受入・派遣体制

1. 小浜市

市は、市災害ボランティアセンター連絡会の招集について同連絡会の座長に協議し、災害ボランティアの活動拠点となる市災害ボランティアセンターの設置を要請する。

また、市災害対策本部にボランティア担当（ボランティア班）を設け、県災害対策本部および県災害ボランティアセンター本部、市災害ボランティアセンターの連携を図るとともに、避難施設、救援物資集積所、関係機関等から情報を収集して、被災地におけるボランティアニーズを把握する等、市災害ボランティアセンターの円滑な運営を確保するために必要な支援を行う。

さらに、当該ニーズに応じて、あらかじめ広域応援体制を組んだ隣接市町や友好市町等にボランティア派遣の支援要請を行う。

また、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしている NPO・NGO 等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

県または県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、県、市の災害ボランティアセンター連絡協議会や社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費および旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

2. 福井県

県は、災害ボランティア活動を広域的かつ総合的に支援することができると認められる団体に対し、災害ボランティアの活動拠点となる「福井県災害ボランティアセンター本部」（以下「災害ボランティアセンター本部」という。）の設置を要請するとともに、災害ボランティアセンター本部の円滑な運営を確保するため、必要な支援を行う。

また、県災害対策本部にボランティア部門を設け、災害ボランティア本部と連携を図るとともに、市町と情報交換を行い、被災地におけるボランティアニーズの把握を行う。

なお、ボランティアを行う者は、ボランティア活動中の事故等に備えて、県の負担によるボランティア保険に加入する。

3. 社会福祉協議会

ボランティアの円滑な活動を促進するため、市と連携して市災害ボランティアセンター連絡会の座長を務め、市災害ボランティアセンターの設置および運営に協力する。

第2 ボランティアの活動内容

災害発生時のボランティアの活動内容は次の二つに大別して対応する。

1. 一般労務提供型ボランティア

- (1) 災害情報、生活情報の収集、伝達
- (2) 避難行動要支援者に対しての安否確認と生活支援
- (3) 避難所等における炊出し、清掃等の被災者支援活動
- (4) 救援物資、資機材等の配分および輸送
- (5) 危険を伴わない軽易な応急、復旧作業
- (6) 災害ボランティアの受入事務
- (7) その他上記作業に類した作業

2. 専門技術型ボランティア

- (1) 救急・救助
- (2) 医療（医師、看護師、保健師、助産師、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、薬剤師、理学療法士、作業療法士）
- (3) 介護（社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員）
- (4) 建物判定
- (5) 手話通訳
- (6) 情報・通信
- (7) ボランティアのコーディネート
- (8) 輸送
- (9) その他特別の技術を要するもの

第3 市災害ボランティアセンターの活動

市は、市災害ボランティアセンター連絡会の協力を得て、ボランティアが活動しやすい環境の確保、整備に努める。

1. ボランティアの受付、派遣

市災害ボランティアセンターはボランティアの受付、派遣の窓口となる。

ボランティアを行う者については、ボランティア活動中の事故等に備えて、県の負担によるボランティア保険に加入させるなどし、安全の確保を図る。

2. 活動拠点の提供

市災害ボランティアセンター連絡会から活動拠点提供の要望があったときは、市は、速やかに適当な場所をボランティア活動拠点として提供する。

3. ボランティアとの連絡調整

ボランティアの受入・派遣および活動を円滑に行うために、ボランティアコーディネーター、各種団体および民間組織の代表者等とボランティア活動の状況に応じた作業内容について連絡調整を行う。

4. 県災害ボランティアセンター本部および関係機関との連携

市災害ボランティアセンターは、専門分野のボランティアを必要とする場合など活動に必要な事項について、県災害ボランティアセンター本部および関係機関等と連携し、円滑な活動の確保を図る。

5. 情報の提供

市の応急対策活動でボランティアの協力を必要とする業務や被災者等からのニーズを把握し、被災地等の状況とあわせて的確な情報を提供する。

第4 各種団体および民間組織との連携・協働

1. 市災害ボランティアセンターと各種団体および民間組織との連携・協働

災害発生時においては、被災地のボランティアニーズなどの情報を一元的に把握するため、市災害ボランティアセンターと日本赤十字社福井県支部、区長連合会、民生委員、女性、老年等の各種団体および民間組織は連携・協働し、災害応急対策の実施に万全を期するものとする。

2. 各種団体および民間組織の役割

(1) 自治会（区および区長会）・自主防災組織

局地災害の場合は、隣接の自治会や自主防災組織は積極的に協力するものとする。

市域にわたる災害の場合は、市長の要請により災害応急対策活動に協力するものとする。

区長連合会等は、市長の要請に対して積極的に協力体制を組むものとする。

(2) 日本赤十字社福井県支部および市赤十字奉仕団

日本赤十字社福井県支部は、発生した災害について、災害救助法が適用された場合、知事の要請により、小浜市の市域に常備救護班を出動させ医療および助産ならびに遺体の処理等災害救助活動に協力するものとする。

さらに、災害の状況により市長から災害救助の要請があったときは、可能な限りこれに協力するものとし、市の区域に日赤奉仕団を編成し、労力奉仕、義援金品募集、厚生指導等災害救助活動に協力する。

(3) 民生委員

市長から災害救助の要請があったときは、災害の状況により可能な限り災害救助活動に協力する。

(4) その他各種団体および民間組織

女性、老年等の各種団体および商工会議所や事業所の団体等民間組織においては、必要に応じ市長の要請により災害応急対策活動に協力するものとする。

3. 団体ボランティアの活動内容

団体ボランティアは、個人ボランティアと同等の活動について協力を得るが、組織的な活動が期待できることから、この点を考慮する。

4. ボランティア活動体制の整備

市および県は、ボランティア団体等と意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

第5節 通信計画

市および防災関係機関の通信について、その方法および系統等を明らかにし、災害に関する通信連絡を迅速・的確に実施するため通信施設の適切な運用を図る。なお、次に掲げる災害時の通信連絡は、この計画に定めるほか、各々の計画に定めるところによる。

気象予警報等の収集伝達	第6節 防災気象情報収集伝達計画
応急対策の実施に必要な情報の収集報告	第7節 災害情報収集連絡計画
被害・災害情報の広報	第8節 災害広報計画

第1 災害時における通信連絡

災害時における通信連絡は、おおむね次に掲げる方法により、単独またはこれを組み合させて弾力的な運用を図るものとする。

1. 災害発生直後の機能確認と応急復旧

災害発生時には、ただちに通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合はすみやかに応急復旧にあたるとともに、携帯電話、衛星電話等の代替通信手段を確保するほか、すべての通信手段が途絶された場合には、連絡員を派遣して通信の確保を図る。

2. 円滑な通信運用

(1) 指定電話、連絡責任者の指定

① 指定電話

市および防災関係機関は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限するとともに、指定電話に通信事務従事者を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

② 連絡責任者

市および防災関係機関は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、連絡責任者を定める。

連絡責任者は、各所属関係機関相互の通信連絡を統一する。

(2) 通信の統制

災害発時においては、加入電話および無線通信とも混乱することが予想されるため、通信施設の管理者は、必要に応じ適切な通信統制を実施し、その通信が円滑、迅速に行われるよう努める。

第2 防災関係機関の通信方法

災害に関して各防災関係機関が行う通信連絡は第2章第17節第1項「防災関係施設設備、資機材、物資等整備計画」に掲げる情報通信設備および一般加入電話により行うものとする。

1. 市防災行政無線の利用

(1) 移動系無線

本部および各部相互の連絡には、移動系無線を利用する。

(2) 同報系無線

市民への情報伝達には、同報系無線を利用する。

2. 県防災行政無線の利用

県および他市町との連絡には、県防災行政無線を利用する。

3. 防災相互通信用無線の利用

若狭消防組合、小浜海上保安署との連絡には、必要に応じて防災相互通信用無線を利用することができます。

4. 災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等

(1) 電話等施設の優先利用

各機関は、災害時において最優先に確保すべき通話をを行うために、一般加入電話をNTTの承諾を受けて災害時優先電話として利用するものとする。

この災害時優先電話を使用してのダイヤル通話は、通信網に異常輻輳が生じて一般的な通話を規制した場合も、通話の規制を受けない。

(2) 放送法に基づく放送局の利用

① 市長は、災害に関する伝達、通知または警告について、放送局を利用することが適当と考える時は、県を通じて行うことができる。

② 放送局は、災害に関する通知、要請、伝達または警告の放送を行うことを求められたときは、最も効果的な時間、放送系統および局によって有効、適切な放送を行うものとする。

(3) 電波法に基づく非常無線通信の利用

防災関係機関は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他の非常の事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、またはこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法第52条および第74条ならびに非常無線通信規約に基づいて、非常無線通信を利用し、通信連絡手段の確保を図るものとする。

この場合において、無線局およびその他の機関は、非常通信協議会を中心に、無線設備の保守点検、通信訓練の実施等を通じて、非常無線通信の円滑な運用を期するものとする。

① 非常通報の内容

非常無線通信における通報の内容は、次に掲げるもの、またはこれに準ずるものとする。

ア 人命の救助に関するもの

イ 天災の予警報（主要河川の水位を含む）および天災その他の状況に関するもの

ウ 緊急を要する気象、地震、火災等の観測資料

エ 電波法第74条実施の指令およびその他の指令

オ 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他の秩序の維持または非常事態に伴う緊急措置に関するもの

カ 暴動に関する情報連絡およびその緊急措置に関するもの

キ 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの

ク 遭難者救護に関するもの

ケ 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの

コ 鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回線の破壊または障害の状況およびその修理復旧のための資材の手配および運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの

サ 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部および災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資および資金の調達、配分、輸送等に関するもの

シ 災害救助法第7条および災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事または輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

ス 前各号に定めるもののほか、災害（武力攻撃事態等または緊急対処事態において、直接または間接に生ずる人の死亡、または負傷、火事、爆発、放射性物質の放出、その他の人的または物的災害を含む。）が発生した場合における住民の避難、救援、情報の収集、生活の安定および復旧その他必要な措置に関するもの

② 非常通報の発信

非常通報は、法令上許される範囲内において、防災関係機関が自ら発受するほか、非常通報を希望する者からの依頼に応じて発受するものとする。

③ 非常通報

非常通報を希望する者は、非常通信用通報用紙（別紙様式）に電報形式（片かな）または文書形式（通常の文書体）により、最寄りの無線局に依頼するものとする。

5. 放送施設の利用

(1) C A T Vによる防災放送

市民への情報伝達には、必要に応じて防災放送による緊急告知放送または情報提供放送を利用する。

(2) 放送事業者への放送要請

C A T V放送以外の放送事業者（日本放送協会、福井放送、福井テレビジョン放送、福井エフエム放送）による放送を実施することが適切と判断されるときは、県を通じて要請する。

この場合において、特に必要と認めるときは、緊急警報放送を利用する。

6. その他の連絡方法

(1) 市および県は通信連絡手段が途絶、不足した場合等、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機器および災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

(2) 市および県は通信連絡手段が途絶した場合、電気通信事業者（固定電話、携帯電話事業者）に対し、通信設備の早期復旧、代替通信設備の設置を要請するものとする。

(3) あらゆる手段を講じても通信手段の確保が困難な場合には、使走により情報の伝達を行う。

第6節 防災気象情報収集伝達計画

気象予報および警報（以下「警報等」という。）の発表または伝達によって、異常気象等や大規模火災等による災害を防止し、または被害を軽減するため、各種の情報収集および伝達がより迅速かつ正確に行える体制を整える。

第1 警報等の種類および発表基準

1. 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」および「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

2. 特別警報・警報・注意報の概要

福井地方気象台は、異常気象等によって福井県地域内に災害が発生するおそれがあるとき、気象業務法に基づく注意報または警報等を発表する。

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル(危険度分布)」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

[地域細分区域]

府県予報区	地域細分区域		
	一次細分区域	二次細分区域	該当市町
福井県	嶺 北	嶺北北部	福井市、あわら市、坂井市、越前町、永平寺町
		嶺北南部	鯖江市、越前市、南越前町、池田町
		奥 越	大野市、勝山市
	嶺 南	嶺南東部	敦賀市、美浜町、若狭町
		嶺南西部	小浜市、おおい町、高浜町

[特別警報・警報・注意報の種類と発表基準]

【一般の利用に適合するもの】

種類	発表基準
注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。 具体的には、平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上と予想される場合。
	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ①表面雨量指數が 8 以上と予想される場合。 ②土壤雨量指數が 90 以上と予想される場合。
	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発達することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害△の注意喚起が付加されることもある。急な強い雨の注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、気象官署において実効湿度が 65% 以下、最小湿度が 30% 以下と予想される場合。
	濃霧により災害が発生するおそれがあるときに発表される。 具体的には次の条件に該当する場合である。 ①濃霧によって視程が陸上で 100m 以下、または海上で 500m 以下になると予想される場合。
	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、早霜や晩霜等により農作物への被害が発生するおそれのあるときで、次の条件に該当する場合である。 ①最低気温が 3 ℃ 以下と予想される場合。
	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるときに発表される。具体的には次の条件に該当する場合である。 ①7～8月の日平均気温が平年値より 3 ℃ 以上低い日が 3 日以上継続すると予想される場合。 ②12～3月の日最低気温が平野部で -5 ℃ 以下、山沿いで -10 ℃ 以下と予想される場合。
	風雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、雪を伴い平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上と予想される場合。

	大雪 注意報	大雪により災害の起こるおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、24時間の降雪の深さが平地で15cm以上、山地で20cm以上と予想される場合。
	なだれ 注意報	なだれにより災害の起こるおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、降雪の深さが50cm以上、または積雪が100cm以上であって、最高気温が10°C以上になると予想される場合。
	着氷 (雪) 注意報	着氷・着雪により災害の起こるおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、着氷・着雪が著しく通信線や送電線等に被害が起こるおそれがあると予測される場合。
	融雪 注意報	融雪により災害の起こるおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、 ①積雪地域の日平均気温が12度以上と予想される場合。 ②積雪地域の日平均気温が10°C以下かつ日降水量が20mm以上と予想される場合。
注意報	波浪 注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ①有義波高が3m以上と予想される場合。
	高潮 注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合、高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ①潮位が東京湾平均海面(T.P)上0.7m以上と予想される場合。
	洪水 注意報	上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表されるハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的には次の条件に該当する場合。 ①表面雨量指数と流域雨量指数が共に基準以上と予想される場合。 流域雨量指数：江古川流域4.8、多田川流域5.2、遠敷川流域11.9、野木川流域6.6、松永川流域9.2 複合基準：江古川流域(5、4.8)、多田川流域(5、5.2)、北川流域(6、20.4) ②北川（高塚地係）および南川（和久里地係）の指定河川洪水予報による基準。

種類		発表基準
警報	暴風警報	<p>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。</p> <p>①平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上と予想される場合。</p>
	大雨警報	<p>大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明示される。<u>大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所から</u>の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。</p> <p>具体的には、次の条件に該当する場合である。</p> <p>①表面雨量指数が 14 以上と予想される場合。</p> <p>②土壤雨量指数が 137 以上と予想される場合。</p>
	暴風雪警報	<p>暴風雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。</p> <p>具体的には、雪を伴い平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上と予想される場合。</p>
	大雪警報	<p>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。</p> <p>具体的には、12 時間の降雪の深さが平地で 30cm 以上、山地で 35cm 以上と予想される場合。</p>
	波浪警報	<p>高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>具体的には、次の条件に該当する場合である。</p> <p>①有義波高が 5.5m 以上と予想される場合。</p>
	高潮警報	<p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>危険な場所からの</u>避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。</p> <p>具体的には、次の条件に該当する場合である。</p> <p>①潮位が東京湾平均海面(T.P) 上 1.0m 以上と予想される場合。</p>
	洪水警報	<p><u>上流域での降雨や融雪等</u>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等<u>は危険な場所からの</u>避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>①表面雨量指数と流域雨量指数が共に基準以上と予想される場合。 流域雨量指数：江古川流域 <u>6</u>、多田川流域 <u>6.5</u>、遠敷川流域 <u>14.9</u>、 野木川流域 <u>8.3</u>、松永川流域 <u>11.5</u></p> <p>②北川（高塚地係）および南川（和久里地係）の指定河川洪水予報による基準。</p>

種類	発表基準	
特別警報	暴風 特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときには、著しく大きいときに発表される。
	大雨 特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときには、著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪 特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表される。
	暴風雪 特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表される。
	波浪 特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときには、著しく大きいときに発表される。
	高潮 特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときには、著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

【水防活動の利用に適合するもの】

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	発表基準
水防活動用気象警報	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報に同じ。
	大雨特別警報	一般の利用に適合する大雨特別警報に同じ。
水防活動用津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	津波特別警報（大津波警報の名称で発表）	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用高潮警報	高潮警報	一般の利用に適合する高潮警報に同じ。
	高潮特別警報	一般の利用に適合する高潮特別警報に同じ。
水防活動用洪水警報	洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報に同じ。
水防活動用気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報に同じ。
水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	一般の利用に適合する高潮注意報に同じ。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報に同じ。

- (注) 1. 特別警報発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をする。
2. 警報・注意報の発表基準に記載した数値は、福井県における過去の災害頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の具体的な目安である。なお、大地震が発生した場合に設定する大雨警報（土砂災害）・注意報の暫定基準は、震度5強を観測した市町は土壤雨量指数基準を通常の8割とし、震度6弱以上を観測した市町は土壤雨量指数基準を通常の7割とする。
3. 特別警報・警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな特別警報・警報・注意報が発表される時には、これまで継続中の特別警報・警報・注意報は自動的に解除または更新されて、新たな特別警報・警報・注意報に切り替えられる。
4. 表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

5. 土壤雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壤中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。
6. 流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通って時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。
7. 水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報および警報は、一般的の利用に適合する注意報、警報および特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

第2 大雨警報・洪水警報の危険度分布

種類	概要
<u>土砂キックル</u> <u>(大雨警報（土砂災害）の危険度分布)</u>	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布および土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
<u>浸水キックル</u> <u>(大雨警報（浸水害）の危険度分布)</u>	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指數の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
<u>洪水キックル</u> <u>(洪水警報の危険度分布)</u>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川およびその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指數の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レ

	ベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
<u>流域雨量指數の予測値</u>	<u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川およびその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて當時10分ごとに更新している</u>

第3 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

1. 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が【高】、【中】の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（嶺北、嶺南）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（福井県）で発表される。大雨に関して、【高】または【中】が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

2. 全般気象情報、北陸地方気象情報、福井県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的大雨に関する福井県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

3. 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、福井県と福井気象台から共同で発表される。市内で危険度が高まっている詳細な領域は「土砂キックル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

4. 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨（1時間雨量80mm以上）が観測（地上の雨量計による観測）または解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キックル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、福井県気象情報の一種として発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害および低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキックルで確認する必要がある。

5. 龍巻注意情報

積乱雲の下で発生する龍巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において龍巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の発表区域（嶺北・嶺南）で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については龍巻発生確度ナウキャストで確認することが

できる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の発表区域（嶺北、嶺南）単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

6. 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位または流量を示して発表される警報および注意報である。警戒レベル2～5に相当。

7. 火災気象通報

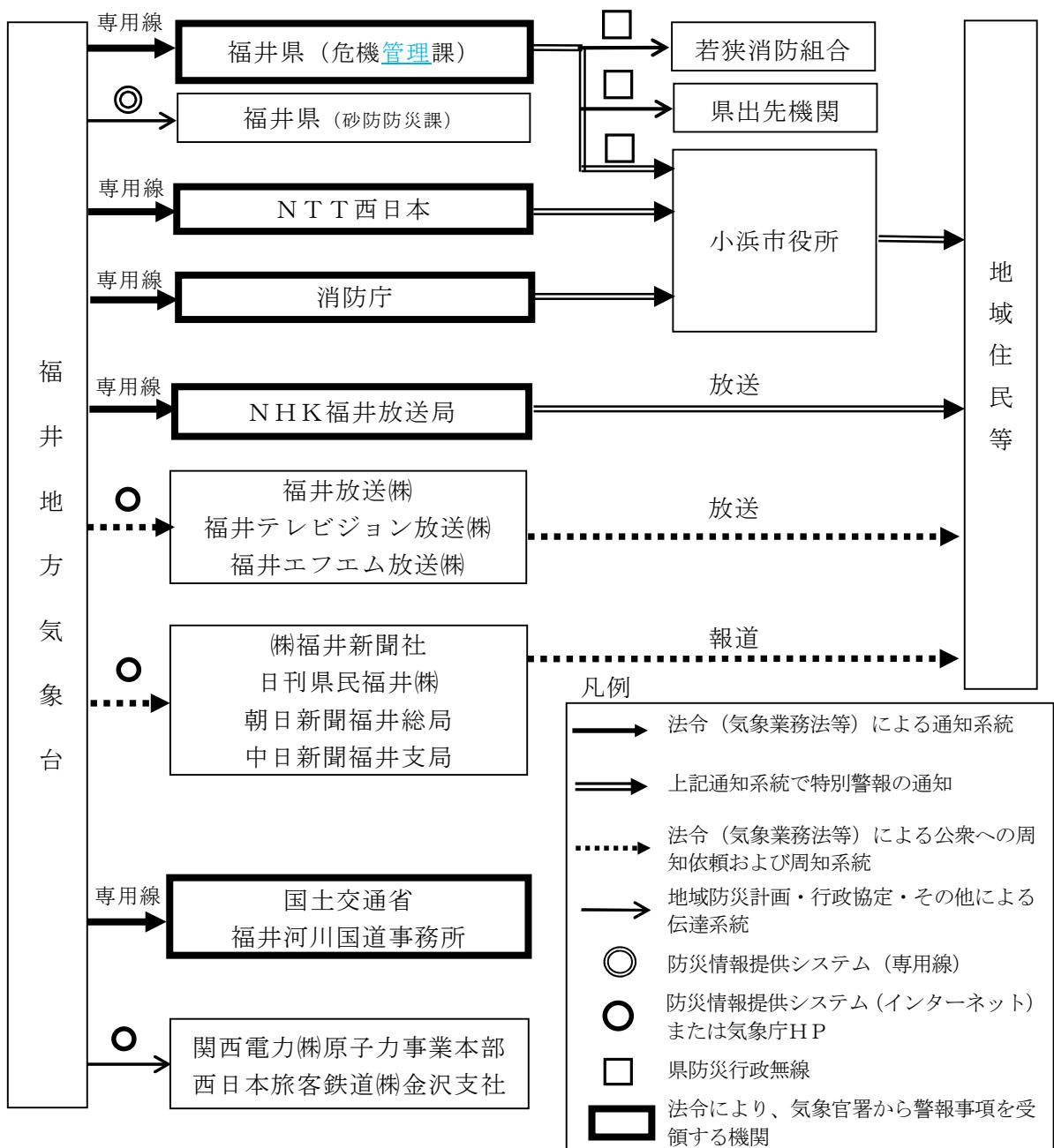
消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに福井地方気象台が福井県知事に対して通報し、市町へ伝達される。

8. 災害時気象支援資料

福井地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

第4 特別警報・警報・注意報等の伝達

特別警報・警報・注意報等の伝達経路は図に示すとおりであり、特に暴風、暴風雪、大雨、洪水等の警報は、住民等への周知を図る。



1. 福井地方気象台は、気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報等を発表、切り替えまたは解除したとき、専用通信設備または加入電話等を用いて、当該特別警報・警報・注意報等により措置を講ずる必要のある機関へ速やかに伝達するものとする。
ただし、西日本電信電話株式会社への伝達は、特別警報・警報のみで略語によるものとする。

2. 県による伝達

(1) 特別警報の伝達

県は、通知された事項を、防災行政無線等により直ちに市町に通知するとともに、

消防本部および県の出先機関に伝達するものとする。

(2) 気象情報等の伝達

県は、通知された事項を、防災行政無線等により直ちに市町、消防本部および県の出先機関等に伝達するものとする。

(3) 災害の予告にあたる重要な気象情報の伝達

県は、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報および指定河川洪水予報等の大きな被害をもたらす災害の予告にあたる重要な気象情報を、直ちに市町、消防本部および県の出先機関に伝達するものとする。

3. 市による伝達

(1) 特別警報の伝達

市は県から通知された事項を、可能な限り多くの手段を用いて、直ちに住民等に周知する。

(2) 気象警報等の伝達

市は県から通知された事項を、あらかじめ定める方法により、直ちに住民等に周知するものとする。

(3) 災害の予告にあたる重要な気象情報の伝達

市は上記2(3)の重要な気象情報を、住民の自主避難の参考となるよう、速やかに住民等へ伝達するものとする。

4. 小浜海上保安署は、通知された事項（海域および船舶交通に影響を与える特別警報・警報のみ）を航行中および入港中の船舶に周知するものとする。

5. 西日本電信電話株式会社への伝達は、通知された事項（特別警報・警報のみ）を、一般的な通話や電報に優先して、関係市町に伝達するものとする。

6. 放送機関は、通知された事項をあらかじめ定める方法により、速やかに放送し、公衆に周知するものとする。

7. その他の防災関係機関にあっては、それぞれの防災業務に応じて所要の機関等に周知するものとする。

第5 火災気象通報および火災警報

1. 火災気象通報

福井地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、消防法の規定により、その状況を県に通報する。その通報を受けた県は、県防災行政無線等により、速やかにその旨を市に通報する。

2. 火災気象通報の実施基準

火災気象通報は、県内の市町を対象とし、「乾燥注意報」および「強風注意報（陸上）」の基準のいずれかを満たしたときとする。

- (1) 実効湿度 65%以下で最小湿度 30%以下になる見込みのとき。
- (2) 平均風速 12m/s 以上の風が 1 時間以上続いている見込みのとき。

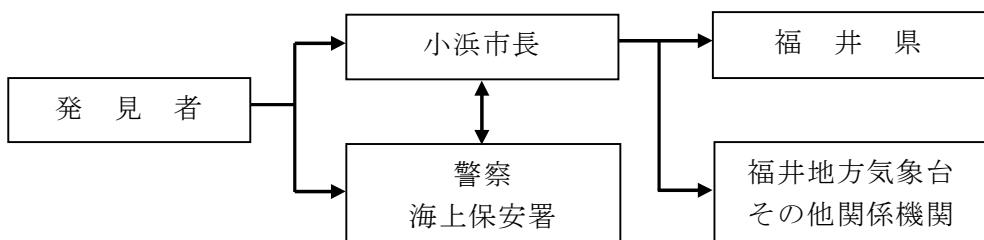
3. 火災警報

市は、火災気象通報を受けたとき、または気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発する。

第6 異常気象現象発見者の通報義務

1. 発見者の通報

災害が発生する恐れある異常な現象を発見した者は、災害対策基本法第54条に基づき、延滞なくその旨を市長または警察等に通報し、市長は速やかに県および福井地方気象台、その他の関係機関に通報する。



2. 市長が福井地方気象台等に通報すべき事項

- (1) 異常な出水、山崩れ、地滑り、堤防決壊、なだれ等で大きな災害となる恐れがあるとき
- (2) 龍巻、強いひょう等の著しく異常な気象現象があったとき
- (3) 異常な高波、うねり、潮位等があったとき
- (4) その他災害に関する異常な現象があったとき

3. 通報手段と通報要領

市長から福井地方気象台への通報は、電話(0776-24-0009)またはFAX(0776-24-1252)により通報するものとし、通報は、いつ、どこで、何が、どれだけ、今後どうかの要領で通報する。

なお、電話またはFAXが不通な場合は最寄りの警察機関等の無線通信による協力を求める。

第7 福井地方気象台への協力

防災関係機関は、福井地方気象台が行う気象業務に関して協力するものとする。

1. 福井地方気象台に通報を要する事項

- (1) 県または市町が災害対策本部を設置したとき
- (2) 市町に災害救助法が適用されたとき
- (3) 国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所または県が水防警報を発表したとき

2. 福井地方気象台の照会により通報する事項

- (1) 市町または警察署別の自然災害による被害状況
- (2) 気象官署以外の気象観測資料
- (3) 河川の水位、流量の観測資料
- (4) 潮位、波浪の観測資料
- (5) その他

第8 避難指示等の助言

福井地方気象台は、市から避難指示等の発令に際し助言を求められた場合には、必要な助言を行うものとする。

第7節 災害情報収集連絡計画

災害時における被害状況等の情報収集は災害応急対策活動を迅速かつ的確に行う基礎となるものである。市は、関係機関等との連携のもと災害情報を積極的に収集把握して、県等に報告する体制を確立する。

第1 災害通信計画

災害情報の伝達、報告等災害時における通信連絡は、通信施設の被害状況等により異なるが、おおむね次の方法のうちから実情に即した方法で行う。

1. 通常の状態における通信連絡

災害に関する通信連絡は、防災行政無線、加入電話または関係機関専用の通信設備により速やかに行う。

2. 電気通信施設の優先利用

本章第5節「通信計画」により、緊急の度合いによりこれを利用する。

第2 災害情報の収集

発生した災害または発生するおそれのある災害に関する情報は、災害応急対策を樹立する基本となるものであり、おおむね次の事項について迅速かつ的確に収集を行う。

1. 収集事項

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所または地域
- (4) 被災者の氏名、生年月日、性別、続柄、世帯人員
- (5) 発見者または通報者の住所、氏名
- (6) 被害の程度（死者、負傷者の状況、建造物の被害状況、火災の発生状況など）
- (7) 災害に対してとられた措置
- (8) 災害救助法適用の要否および必要とする救助の種類
- (9) その他必要な事項

2. 警戒段階の情報収集

現に災害が発生していない段階においても警戒体制に移行した後において、気象情報等の収集に努め、災害発生時の応急対策を迅速に行うための体制整備に役立てる。

- (1) 気象予警報の発令状況
- (2) 降雨状況および各河川の水位状況
- (3) 市街地、田畠等の冠水浸水状況
- (4) 地域の災害情報（予兆現象等）

3. 災害初期の情報収集方法

災害発生時には次の手段を通じて災害情報の収集に努める。なお、情報収集および通報は、人的被害および住家被害に関連あるものを優先する。

- (1) 職員による情報収集

① 勤務職員による情報収集（勤務時間内の場合）

市内公共施設の職員は、施設周辺の状況を覚知できる範囲で把握し、施設長に報告し、施設長は職員の報告内容を主管課を通じて本部（電話班）に報告する。

② 参集職員による情報収集（勤務時間外の場合）

参集途上にある職員は周囲の被災状況を把握し、参集後、所属班長に報告し、各部は職員の報告内容を本部に報告する。

(2) 自主防災組織等による情報収集

市は、自主防災組織の責任者および区長と連絡をとり、周辺地域の災害情報を収集する。

(3) 119番および110番通報の状況把握とその報告

市は、消防本部および小浜警察署に対し、火災や多数の死傷者発生による住民通報の状況を問い合わせる。

(4) 県防災ヘリコプターによる情報の入手

市は、必要に応じて県の防災ヘリコプターによる災害情報の収集を県に要請する。

(5) 通信関係のボランティアの活用

大規模な災害が発生し、情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線家、インターネット利用者といった通信関係のボランティアの協力を得ることとし、そのための募集方法や活用方策を検討する。

4. 現地調査

本部長は、災害地の実態を把握し、市の災害応急対策活動の適切な実施を期するため、必要に応じ総括部長に対して災害地調査の実施を命ずる。

(1) 調査班の編成および出動

総括部長は、本部長の指示に基づき、災害地調査実施のため各部・各班の中から調査班を編成する。班の数、構成その他必要な事項は、事態に応じて適宜実施することになるが、おおむね次のような編成とする。

活動内容	班数	班あたりの人数
現地被害調査	3	2人
調査結果集計	1	2人
連絡調整	1	2人

(2) 調査事項

- ① 被害状況
- ② 災害の原因（二次的原因）
- ③ 応急措置状況
- ④ 災害地住民の動向
- ⑤ その他災害対策上必要な事項

5. 被害状況調査

被害状況調査は各部が、「小浜市被害状況調査および報告要領」に基づいて行うものとし、住民の生命および財産に関する事項ならびに市の管理する施設について、各班、現地対策本部が調査し、災害対策本部（警戒本部）が集計する。

(1) 調査方法

- ① 災害情報の収集にあたっては、自主防災組織、区長および消防機関その他防災関

係機関と緊密に連絡する。

- ② 被害の程度の調査にあたっては、各班の連絡を密にして脱漏重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、調整する。
- ③ 世帯人員等については、現地調査のみでなく住民登録等の諸記録とも照合し、その正誤を確認する。
- ④ 水害による浸水状況については、時刻、現場の状況から具体的調査が困難な場合が多いので、当該地域に詳しい関係者の協力により、現況を把握するものとし、事後調査により正確な記録を収録する。
- ⑤ 全壊、半壊、流失、死者および負傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。

(2) 調査内容

[被災情報の種類および報告内容]

被災情報の種類		状況報告の内容	担当班
人的被害	死者、行方不明者	死体収容状況 行方不明者の届出状況	小浜警察署
	負傷者	負傷者救護状況、重傷軽傷者数 救援救護の実施状況	救護班 消防班
	被災者	避難所避難者数、避難世帯数	避難所班
	その他	児童・生徒の安否確認状況	学校班
建物	住宅等の被害	全壊、半壊、一部損壊、流出、床上浸水、床下浸水の戸数等	
公共施設	文教施設等	学校教育施設、社会教育施設、文化財等の被害状況	学校班 産業班
	医療施設等	医療関係施設の被災状況	救護班
ライフライン	水道施設	給配水施設の被災状況 給水可能人口の把握	給水班
	下水道施設	管路、処理施設の被災状況	調査工作班
	電気・ガス	停電・途絶等の状況	調査工作班
交通施設	公共土木施設	道路、橋梁、河川、漁港等の被災状況	調査工作班
	輸送施設	鉄道、ヘリポート等の被災状況	公共交通班
避難所等	避難所関係	開設状況、避難状況	
	救護所関係	開設状況、救護状況	
その他の施設	農林水産業関係施設	田畠、山林、漁場、農業用施設、林業施設、漁港施設の被害状況	調査工作班
	商工施設	工業・商業施設、宿泊・飲食店施設の被害状況	産業班
	危険物施設	ガス、石油類、劇毒物等施設の被災状況	消防班
	市営の施設	市営住宅、運動施設等の被災状況	施設管理班 住宅班 各管理者

6. 孤立集落の被害状況把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市、国、指定公共機関、県は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県、被災市町に連絡するものとする。また、市および県は、特に孤立地域の通信手段の確保について、特段の配慮を行うものとし、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

なお、ドローンを活用した孤立集落の被害状況を把握するため、事前に必要な手続等を行い、災害時に迅速に対応できるよう努めるものとする。

第3 災害状況の報告

この報告は、災害対策基本法第53条の規定に基づき、県知事に対して行うものである。

このほか、他の防災関係法令の規定により関係行政機関等に報告する詳細なものについては、それぞれの定められた要領により、別途担当の主管課より報告する。

1. 報告の責任者

災害報告責任者は、災害対策本部総括部長（災害対策本部が設置されていないときは総務部長）とする。

2. 報告の基準

災害状況報告は、次に掲げる事項に該当する場合に報告する。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 市が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が2市町以上にまたがるもので、本市における被害が軽微であっても地域的にみた場合に、同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対し国・県の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後（1）～（4）の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの
- (6) 地震が発生し、県内の区域内で震度4以上を記録したもの
- (7) その他災害の状況およびそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの
- (8) 注意報、警報が発令された場合において発生し、上記基準に該当しないもの
- (9) その他特に報告の指示があったもの

3. 被害状況の報告

市は、関係機関と連携のもと、人的被害の状況（死者・行方不明者数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

県は、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）について一元的に集約・調整を行う。県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。

県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市等と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、

積極的に情報収集を行うものとする。

県は、「災害時における安否不明者の氏名等の公表方針」に基づき、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市等と連携し、住民基本台帳の閲覧制限措置の有無等を確認の上、安否不明者の氏名等の公表を行い、その安否情報を収取・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

市は、通信の途絶等により県に報告できない場合は、とりいそぎ、直接国（消防庁）へ報告し、のちに県に報告を行う。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町または県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）に連絡するものとする。

4. 報告の種類

災害状況の報告の種類は次のとおりとする。

- (1) 災害即報 災害を覚知したときに直ちに災害の状況を報告する。
- (2) 災害確定報告 応急対策が終了した後 10 日以内に報告する。
- (3) 災害年報 每年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの災害状況について翌年 4 月 15 日までに災害ごとに報告する。

5. 報告の方法等

(1) 報告様式

- ① 災害即報は、市にあっては第 1 号様式または第 2 号様式により、関係機関にあっては第 1 号様式または別に定める様式により報告する。
- ② 災害確定報告および災害年報は、第 2 号様式により報告する。なお、関係機関にあっては、別に定める様式により報告することができる。
- ③ 災害救助法が適用されたとき、または同法の適用基準に達する見込みがある場合に、市は、災害速報とあわせて、第 3 号様式により報告する。

(2) 報告の方法

災害即報は、災害の概要、被害の状況および応急対策の状況を福井県防災行政無線または一般加入電話等により報告するものとし、災害確定報告および災害年報は、被害状況の詳細について文書です。報告にあたっては、警察、消防、その他関係機関と綿密な連絡をとり報告する。

区分	県が対策本部を設置する前	県が対策本部を設置したとき
勤務時間内	<p>県 危機<u>管理</u>課</p> <p>N T T回線</p> <p>電話 0776-20-0308(直) 0776-20-0309(直) 0776-21-1111(代)</p> <p>FAX 0776-22-7617</p> <p>県防災行政無線（衛星系）</p> <p>電話 86-111-610-2170～2177 2181, 2182</p> <p>FAX 86-111-610-2189 86-111-152, 153(無専)</p> <p>県防災行政無線（地上系）</p> <p>電話 85-610-2170～2177</p> <p>FAX 85-610-2189 85-152, 153(無専)</p>	<p>N T T回線</p> <p>電話 0776-20-0782(直) 0776-20-0783(直)</p> <p>FAX 0776-22-7617</p> <p>県防災行政無線（衛星系）</p> <p>電話 86-111-610-5812, 5813, 5815, 5816</p>
勤務時間外	<p>県 危機対策連絡員室</p> <p>N T T回線</p> <p>電話 0776-20-0742(直) 0776-21-1111(4447)</p> <p>FAX 0776-22-7617</p> <p>県防災行政無線（衛星系）</p> <p>電話 86-111-610-4447</p> <p>FAX 86-111-610-2189 86-111-152, 153(無専)</p> <p>県防災行政無線（地上系）</p> <p>電話 85-610-4447</p> <p>FAX 85-610-2189 85-152, 153(無専)</p>	<p>県防災行政無線（地上系）</p> <p>電話 85-610-5812, 5813, 5815, 5816</p> <p>FAX 85-152, 153(無専)</p>

・専用電話機からかける場合は、地上系 85、衛星系 86 の発信特番は不要

報告系統

情報連絡内容	情報収集・連絡系統図
I 被害・復旧の状況	
①人的被害・家族状況 火災状況	小浜市 → 県災害対策本部 ↑ 若狭消防組合 県警察部 →
②道路状況・交通状況	小浜市 → 県災害対策本部 近畿地方整備局福井河川国道事務所 → 県土木部 中・西日本高速道路㈱等 → 県警察部 ← 輸送関係機関 ←
③堤防・護岸施設の状況	小浜市 → 県農林水産部 → 県災害対策本部 ↓ 県土木部 → 国交省近畿地方整備局福井河川国道事務所 →
④ライフライン・輸送機関状況	ライフライン関係機関 → 県災害対策本部 輸送機関 ← 小浜市(上下水道) → 県土木部 → 県産業労働部 →
⑤文教施設関係状況	小浜市 → 県立文化施設 → 県教育部 → 県災害対策本部 民間文化施設 →
⑥病院施設関係状況	小浜市 ↓ ↓ 公立小浜病院 県健康福祉部 → 県災害対策本部
⑦廃棄物処理場関係状況	小浜市 → 県エネルギー環境部 県災害対策本部
⑧火葬場関係状況	
⑨その他の施設状況	県立施設 → 県所管部 → 県災害対策本部 小浜市 ↑ ↓ その他の施設
II 対策の実施状況	
①住民避難の状況	小浜市 → 県災害対策本部 ↓ 県警察部
②救援物資・避難所運営・ボランティアの受入れ状況	小浜市 → 県災害対策本部 ↓ 県防災安全部

第8節 災害広報計画

市は、災害に関する情報および被害状況ならびに応急対策の実施状況等を速やかに広報することにより、災害時の社会秩序の維持および民心の安定と円滑な応急対策活動の実施をはかる。

第1 住民に対する広報

1. 広報内容

広報情報班は、各対策班と相互に緊密な連絡をとり、適切な情報の提供に努める。

- (1) 気象関係予報および警報
- (2) 災害の現況および予測に関する事項
- (3) 避難の場所および方法等の注意事項
- (4) 防災の具体的指示事項
- (5) 災害救助法等の応急対策に関する事項
- (6) 犯罪の予防および防疫に関する事項
- (7) 交通機関の運行および交通規制状況に関する事項
- (8) 防災関係機関の対策状況に関する事項
- (9) その他災害広報に必要な事項

2. 広報の方法・手段等

市は、住民への避難指示等の防災情報の伝達のため、防災行政無線、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）、広報車、CATV等の活用による情報伝達手段の多重化・多様化に努める。

広報情報班は、区長および自主防災組織と協力し、住民に対して適切な手段で迅速な情報提供に努める。

- (1) 防災行政無線やCATV等による広報

災害発生直後より、防災行政無線やCATVにより広報する。

- (2) インターネットによる情報提供

市のホームページにあらかじめ、災害情報システムを構築し、災害に関する被害情報や復旧情報等を随時掲載し、インターネットを利用した情報提供を行う。

- (3) 印刷物等による広報

① チラシ、パンフレット、広報紙を各家庭または現地に配布し、応急対策、活動概要、注意事項等を周知徹底する。

② 現地にポスター等を掲示する。

- (4) 避難所での情報提供

避難所においては、館内放送、拡声器、施設内掲示板、チラシを活用し報道や情報提供システム等で得た必要な情報を避難者に対して提供する。

- (5) その他広報

状況に応じて、広報車、職員派遣等による広報を行う。

3. 要配慮者に配慮した広報

- (1) 障がい者への情報提供

広報にあたっては、ラジオ放送の充実、手話通訳、字幕入り放送、文字放送の活用

など、障がい者に配慮した広報に努める。また、視覚・聴覚障がい者に対しては、要配慮者支援班と協力し、点字やファクシミリ等の多様な手段を活用して行う。

(2) 外国人への情報提供

外国語放送の必要が生じたとき、市は情報の多言語化を図り、対応に努める。

第2 報道機関への情報提供等

1. 情報の収集

各部は、災害に関する情報と写真を広報情報班に提供する一方、広報情報班は必要に応じて班員を現地に派遣し、情報の収集および取材を行う。

2. 報道機関等への情報提供

広報情報班は、収集した災害に関する情報や対策等を定期的（発表間隔を定めて）に各報道機関に報道する。

ただし、重要な情報は迅速かつ確実に提供するよう努める。

- (1) 災害の種別および発生日時
- (2) 被害発生地域および被害地域
- (3) 被害状況
- (4) 避難所の開設の有無
- (5) 応急対策状況
- (6) 災害対策本部の設置および廃止
- (7) その他必要な事項

3. 放送要請

広報情報班は、住民への広報等において放送事業者（NHK福井放送局、福井放送㈱、福井テレビジョン放送㈱、福井エフエム放送㈱、㈱ケーブルテレビ若狭小浜）による放送を実施することが適切と判断されるときは、放送を要請する。

第3 災害広報資料の収集および保存

各部は災害に関する資料・写真を積極的に収集し、広報情報班に提供する。

広報情報班は、取材したものと合わせて広報用に供し、保存するとともに、必要に応じて災害映像資料等を作成し、活用するよう努める。

第4 指定地方行政機関における広報

指定地方行政機関、指定公共機関および指定地方公共機関等は、各々の災害時の広報計画に基づき広報を実施するものとする。重要な事項の広報については、事前に県、市および関係防災機関に通報する。

第5 相談窓口の設置

災害が発生した場合は、必要に応じて相談窓口を設置し、被災者からの相談、問合せ等に対応する。

第6 安否情報の提供

市または県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発

生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者や児童虐待の被害者等が含まれる場合は、その加害者等に居所等が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第6 災害発生時の広報内容

集中豪雨や地震等災害が予期せぬときに発生する場合等、災害広報について準備等が出来ない場合については、以下の時間別広報内容により行うこと。

[時間別広報内容]

発災後から3時間まで	
・防災行政無線	1. 危険地域住民への呼びかけ 2. 気象情報、二次災害危険の見通し（避難の指示） 3. 火気使用、電線の感電等の危険注意事項の呼びかけ 4. 不要不急電話および自動車使用の自粛呼びかけ
・報道機関（放送局等）への放送依頼	1. 避難の指示 2. 避難施設の明示
・防災関係機関	1. 各防災関係機関への広報依頼および災害情報の提供依頼
3時間後から1日後まで	
・防災行政無線	前記項目以外に次の項目 1. デマ、流言の打消し情報 2. 道路交通情報 3. ライフライン（上水、電気等）の復旧状況（停止情報） 4. 各地域の災害状況および避難状況 5. 食料情報（炊出し）
・報道機関への対応	1. 記者発表会場の設置 2. 被害状況の発表、報道依頼 3. 記者発表ルールの明確化（定期的（約4時間）な発表）
1日後から3日後まで	
・防災行政無線	前記項目以外に次の項目 1. 安否情報 2. 生活必需品情報
・広報誌の準備および発行（避難所のチラシ作製）	
・住民相談窓口の設置	
・安否情報の提供	

第9節 避難計画

市は、緊急時に際し、危険区域の居住者、滞在者その他の者に対し、警察署、消防本部等の協力を得て、安全地域に避難させ、必要に応じて避難所に収容し、人的被害の防止および軽減、避難者の救助に努める。

第1 避難情報の種類

警戒レベル	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難 警戒レベル3	・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、大雨、洪水、高潮警報が発表される等、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示 警戒レベル4	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、土砂災害警戒情報が発表される等、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ・堤防の隣接地、地域の特性等から重大な洪水災害による人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動をとる ・災害が発生するおそれがある場合等となっており、緊急に避難する ・指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動または屋内の待避等を行う
緊急安全確保 警戒レベル5	・人的被害の発生または切迫した状況	・既に災害が発生している状況であり、命を守るために最善の行動をとる

第2 避難の準備情報、指示

災害により建築被害や土砂災害等の被害が発生し、または発生するおそれがある地域の住民等に対し、生命または身体の安全を確保するため、避難の指示を行う。

避難の指示の実施責任者等は次のとおりであり、市長（本部長）が不在または職務の遂行が困難な場合は、副市長、総務部長の順で本部長の権限を委譲する。

1. 実施責任者および基準

事項 区分	実施責任者	措 置	実 施 の 基 準
避難 のた めの 立退 きの 準備 その 他の 措置	市 長 [災害対策基本法第56条]	立退き準備の <u>通知また は警告</u> (避難行動要支援者に 対し避難の確保が図ら れるよう必要な情報を 提供)	避難行動要支援者が避難できる時間 を残して災害が発生する可能性が高 まったとき。 【水害】 ・河川水位が <u>避難判断水位に到達し、 かつ、上流域の河川水位が上昇してい</u> るとき等。 【土砂災害】 ・近隣で前兆現象（湧き水、地下水の 濁りや量の変化）の発見等。 ・大雨警報（土砂災害）が発表され、 かつ土砂災害警戒判定メッシュ情報 で大雨警報の土壤雨量指数基準を超 過したとき等。
避 難 の 指 示	市 長 [災害対策基本法第60条]	立退きの指示および立 退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそれ がある場合において、特に必要がある と認められるとき。 【水害】 ・河川水位が <u>氾濫危険水位（特別警戒 水位）に到達したとき等。</u> ・河川管理施設の異常（漏水等堤防の 決壊につながるおそれがある被災）を 確認等。 ・指定河川に氾濫警戒情報が発表され たとき。 【土砂災害】 ・土砂災害警戒情報が発表されたとき 等。 ・近隣で前兆現象（渓流付近で斜面崩 壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にク ラック発生）が発見された場合。 【高潮】 ・高潮警報あるいは高潮特別警報が發 表されたとき等。

	知事または その命を受けた職員 [水防法第29条、 地すべり等防止法第25条]	立退きの指示	洪水・津波・高潮・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	水防管理者 [水防法第29条]	立退きの指示	洪水・津波・高潮により著しい危険が切迫していると認められるとき。
緊急安全確保措置	警察官 [災害対策基本法第61条、 警察官職執行法第4条]	立退きの指示および立退き先の指示	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、または市長から要求があったとき。
		警告 避難の措置	危険な事態が切迫したと認められるときは、必要な警告を発し、および特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	海上保安官 [災害対策基本法第61条]	立退きの指示および立退き先の指示	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、または市長から要求があったとき。
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 [自衛隊法第94条]	避難について必要な措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
緊急安全確保措置	市長 [災害対策基本法第60条]	緊急安全確保措置（高所への移動、近隣の堅固な建物への待避等）	災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命または身体に危険が及ぶ恐れがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。 【水害】 <ul style="list-style-type: none">・氾濫発生情報、大雨特別警報（浸水害）が発表されたとき等。 【土砂災害】 <ul style="list-style-type: none">・大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき等。 【高潮】 <ul style="list-style-type: none">・高潮氾濫発生情報が発表されたとき等。
	知事およびその命を受けた職員 水防管理者 [水防法第29条]	緊急安全確保措置（屋内での待避等）	洪水・津波・高潮によって氾濫によるより著しい危険が切迫していると認められるとき。

	警察官・海上保安官 [災害対策基本法第61条]	緊急安全確保措置	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、または市長から要求があつたとき。
	警察官 [警察官職執行法第4条]	警告 避難の措置	危険な事態が切迫したと認められるときは、必要な警告を発し、および特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 [自衛隊法第94条]	避難の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

2. 避難指示等の判断基準の策定

市は、避難指示等の意思決定を迅速・的確に実施するため、避難指示等の判断基準を策定する。この場合、雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報などの形式的判断基準を導入し、具体的に策定するよう努める。また、市は、避難指示等の発令訓練の実施や、発令の経験等を踏まえ、必要に応じて基準の見直しに努めるものとする。

県は、市の避難情報発令や住民の主体的な避難行動の判断基準を提供するために、県管理河川に水位計や河川監視カメラを整備し、雨量や土砂災害警戒情報等とあわせ、インターネット等で公表する。

3. 避難指示等の発令方法

市は、気象情報や河川水位、土砂災害警戒情報等をもとに、対象地域の適切な設定等に留意し、時期を失すことなく避難指示を発令するものとする。

また、避難指示および緊急安全確保を夜間に発令するおそれがある場合には、早い段階で避難所を開設して住民に伝達したり、高齢者等避難を発令する等により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害の恐れが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する等により、円滑な避難に努めるものとする。

市は、避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等での身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努めるものとする。

避難指示等の発令にあたっては、災害の切迫度に応じ、5段階の警戒レベルにより提

供すること等を通じ、住民が生命に係る危険であることを直感的に認識するなど、具体的で分かりやすい内容で発令するよう努めるものとし、避難指示等の解除にあたっては安全性の確認に十分に努めるものとする。

4. 避難指示等の助言

知事は、必要と認めるときは、市長の避難指示等に関する意思決定について助言、勧告等を実施するものとする。

指定地方行政機関および県は、市から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

また、市は、避難指示を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

5. 避難所の開設・収容

避難所の開設および避難者の収容の措置は、市長が行う。

災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された市長が行う。

第3 避難の周知

1. 高齢者等避難の周知

市は、災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難指示等を実施する必要が予想される場合、危険が予想される地域の住民に事態の周知を図り、避難するための準備を促すとともに、避難行動要支援者に対しては避難を促す。

なお、高齢者等避難に関する伝達事項は、発令者、危険予測地域、避難すべき理由、避難に際しての携帯品、避難方法とする。

2. 住民への避難指示、緊急安全確保の周知

住民への避難指示、緊急安全確保の伝達は、防災行政無線、広報車、（自治会等を通じた）口頭等により行うとともに、状況に応じて報道機関等に協力要請を行う。また、伝達内容は次の事項とするが、具体的で分かりやすい内容で発令するよう努める。

- (1) 避難指示、緊急安全確保の実施者
- (2) 避難指示、緊急安全確保の理由
- (3) 対象となる地域（地区名等）
- (4) 避難先、避難経路等
- (5) その他注意事項

3. 県への報告

避難のための立退きを指示し、立退き先を指示した場合は、次の事項について知事に報告する。また、避難の必要がなくなった場合は、直ちにこれを公示し、知事に報告する。

- (1) 避難指示、緊急安全確保の理由
- (2) 避難指示、緊急安全確保を行った地域
- (3) 世帯数および人員

(4) 立退き先

4. 関係機関への通知および連絡

市長は、高齢者等避難、避難指示を発令した時は、速やかに関係機関に通知または連絡する。

県は、市町等関係機関相互の通知および連絡が迅速かつ確実に行われるよう、災害情報インターネットシステムを活用し、避難情報を伝達するものとする。

市は、災害情報インターネットシステムを活用して避難者等の情報を関係機関と共有するものとする。

第4 警戒区域の設定

災害が発生し、または発生しようとしている場合において、住民の生命と身体の安全を確保するため、特に必要があると認めるときは警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。

1. 警戒区域の設定実施責任者

実施責任者	措置	実施の基準
市長 [災害対策基本法第63条]	警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。	災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合で、人の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要であると認めるとき。
知事 [災害対策基本法第73条]	同上	前記の実施の基準の場合において、市長またはその委任を受けた職員がその全部または大部分の事務を行いうことができなくなったとき。
警察官 [災害対策基本法第63条]	同上	前記の実施の基準の場合において、市長もしくはその委任を受けた職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき。
海上保安官 [災害対策基本法第63条]	同上	前記の実施の基準の場合において、市長もしくはその委任を受けた職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき。
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 [災害対策基本法第63条]	同上	前記の実施の基準の場合において、市長、その委任を受けた職員もしくは警察官が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき。

消防長または 消防署長 [消防法第23条の2]	火災警戒区域を設定し、その区域における火気の使用を禁止し、または命令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、もしくはその区域への出入りを禁止し、もしくは制限する。	ガス、火薬または危険物の漏洩、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれがあると認められるとき。
警察署長 [消防法第23条の2]	同 上	前記の実施の基準の場合において、消防長、消防署長、これらの者から委任を受けた消防吏員もしくは消防団員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき。
消防吏員または 消防団員 [消防法第28条、36条]	消防警戒区域を設定し、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、またはその区域への出入りを禁止し、もしくは制限する。	火災その他の災害の現場において、人の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要であると認めたとき。
警察官 [消防法第28条、36条]	同 上	前記の実施の基準の場合において、消防吏員もしくは消防団員が火災その他の災害現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき。

(注) 警察官は、消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第1時的な設定権者が現場にいないか、または要求があった場合、警戒区域を設定できる。

2. 規制の実施

市長は、警戒区域の設定について警察署等と連絡調整を行う。また、警戒区域を設定したときは、警察署長に協力を要請し、警戒区域から退去または立入り禁止の措置を講じる。

なお、規制の実施後は、警察署、消防機関、自主防災組織等の協力を得て、住民の退去を確認するとともに、防犯、防火の警戒を行う。

第5 避難場所および避難所の開設、収容

1. 避難場所および避難所の選定

指定緊急避難場所および指定避難所は、迅速かつ適切に選定し、小学校、中学校その他の公共施設等を応急的に整備して使用する。ただし、災害の状況によりこれらの施設が適当でないときは、公園等にテント等を設け使用する。

市長は、発災時(災害が発生するおそれがある場合を含む。)には、必要に応じ、高齢

者等避難の発令と併せて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

予定した避難所が使用できないときは、市長は知事または近隣市町長と協議し、指定避難所の設定または被災者の収容について所要の処置を講ずるものとする。

また、市は、特定の指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、当該研修所、ホテル、旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

なお、国有財産を避難所の用に供する場合には、国に対し無償借受等の申請を行う。

2. 対象者

- (1) 災害の発生または被害を受けるおそれから、当該地域より自主的に避難した者
- (2) 避難準備・高齢者等避難開始情報によって避難することが必要である者
- (3) 災害によって被害を受けた者で、居住の場所を失った者
- (4) 災害によって被害を受けるおそれがある者で、避難指示を受けている者または緊急に避難することが必要である者

3. 開設の報告、通報

指定避難所を開設した時は、避難収容すべき者を誘導保護するとともに、下記事項を知事に報告するほか、警察署および各防災関係機関に通報するものとする。

- (1) 避難所開設の日時および場所
- (2) 避難箇所数、避難世帯数および人員数

4. 自主避難への対応

市長は、災害が発生していない場合であっても、住民の自主避難に応じ速やかに指定避難所を開設するよう努める。

5. 要配慮者用の避難所（福祉避難所）の設置・確保

市は、要配慮者のため福祉避難所を設置するとともに、必要に応じて旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

要配慮者の避難所の確保にあたっては、次の点に留意し保護の場所を確保する。

- (1) 避難者の健康状態に対応できる避難所機能の確保
- (2) 医療機関との連携体制の確保
- (3) 防災関係機関との連携体制の確保
- (4) 家庭との連絡体制

第6 避難方法

1. 事前準備

避難に際して、次の点を避難者に周知および徹底させる。

- (1) 避難に際しては必ず火気その他危険物の始末を完全に行うこと。
- (2) 避難者は3食程度の食料、水、最小限度の着替え等を携帯するが、大量の荷物は持ち出さないこと。

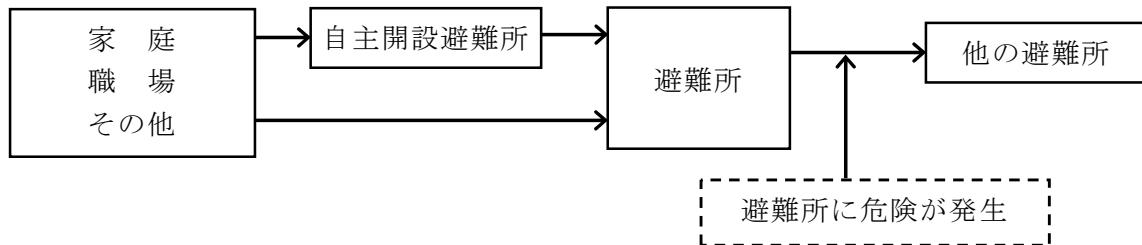
- (3) 服装はできるだけ軽装で帽子等をつけ、必要に応じて防雨、防寒衣を携帯すること。
- (4) 可能な限り氏名票を携行する。
- (5) 盗難等の予防に備えておくこと。
- (6) 会社、工場等事業所にあっては実情に即した綿密な防災計画を樹立し、浸水によつて流失拡散のおそれがある油脂類、カーバイト、生石灰等危険物の安全管理および電気、ガス等の保全措置を講じておくこと。

2. 避難の区分

事前避難	暴風、山崩れ等のおそれがある場合は、気象予・警報等により数時間前には老人、子供、病人等避難行動要支援者をあらかじめ定めた安全な場所へ避難させる。
緊急避難	高波、火災、山崩れ等により事前避難のいとまがなく著しく危険が切迫しているときは、至近の安全な場所へ避難させる。
収容避難	指定緊急避難場所から、必要に応じて指定避難所へ移動収容させる避難のための立退きの万全を図るため、避難場所、避難経路および避難上の心得をあらかじめ住民に周知徹底しておく。

3. 避難誘導

- (1) 避難のための立退きを円滑かつ安全に行うために、誘導責任者は各区長（不在の場合はその定めた者）とし、誘導員は警察官、消防職員および消防団員等があたり、地元自治会、自主防災組織等の協力をえて、組織的な避難誘導に努める。
- (2) 誘導にあたっては事前に安全な経路を選定し、危険箇所の表示（なわ張り等）をする他、状況に応じて誘導員を配置して事故防止に努める。また、夜間の場合は照明器具等を活用し、避難所が遠方の場合は状況に応じ車両による輸送を行う。
- (3) 誘導の際には、高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者など要配慮者に配慮して行う。
- (4) 避難開始とともに警察官、消防職員等により現場警戒区域を設定し、危害防止その他必要な警戒を実施する。住民が避難した地域においては、状況の許す限り警ら、警戒等を行い、財産の保護、その他犯罪の予防に努める。
- (5) 火災等で最初の避難所が危険と判断された場合、他の安全な避難所へ誘導する。



第7 避難所の管理、運営

1. 管理責任者

避難所には、避難所管理者その他の職員を配置する。避難所管理者は原則として避難所班の人員があたるものとし、本部との緊密な連絡体制のもと、避難者の収容に努めるとともに、避難者の不安解消および二次的災害を防止するため避難所の安全な管理に万

全を期するものとする。また、施設の管理者は、避難所の運営管理に協力しなければならない。

学校は児童生徒の安全確保と教育の早期再開に努めることを基本とするが、災害初期において学校職員は可能な範囲で避難所の運営に協力するとともに、校長の指示を受け、必要に応じて避難所の支援業務を行う。

施設の運営にあたっては、保健・衛生面はもとより、プライバシーの保護等、幅広い視点から被災者の心身の健康維持および人権にきめ細かく配慮した対策を講じ、生活環境が常に良好なものであるよう努める。

市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

市は、防災ネットを活用し、避難者受付および避難人数把握、ニーズ集約など、効率的な避難所運営に努める。

また、市は、避難所の運営に関し役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

市および県は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方および性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性専用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性犯罪・性暴力の発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜間わざ安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性犯罪・性暴力についての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。

また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

市は、避難所の高齢者、障がい者、子供、妊産婦など災害時要配慮者の生活機能低下防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWAT）について、県に対する派遣要請を検討する。

市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

避難所に係る記録・報告書の作成その他については災害救助法の定めるところによる。

2. 避難所における業務

避難所管理者は、避難所を開設した時は、施設の管理者と施設利用について緊密な連絡を行うとともに次の事項による業務および記録をし、市長に報告しなければならない。

(1) 一般業務

- ① 避難所の受付
- ② 避難者に対する情報の伝達
- ③ 救護所の設置場所の選定
- ④ 避難所に配布された食料等物資の管理
- ⑤ 給食時間の調整
- ⑥ 救助食料等の配布
- ⑦ 避難所内の衛生の維持管理

(2) 記録に関すること

- ① 職員の避難所勤務状況の記入
- ② 日誌の記入
- ③ 物品の受払い簿の記入
- ④ 避難者名簿の調整

(3) 報告に関すること

- ① 避難所の開設および閉鎖の日時の報告
- ② 避難状況の報告
- ③ 給食済、見込人員報告
- ④ その他必要な状況
- ⑤ 避難者の健康状態（身体・精神）

[避難所の対策事項]

発災後から3時間まで
・避難所開設の準備 <ul style="list-style-type: none">1. 避難所の選定2. 施設管理者の召集（連絡）3. 災害の状況、要避難状況の把握4. 避難所開設の広報の調整5. 避難所の開設要領の確認および開設
3時間後から1日後まで
・需要の把握 <ul style="list-style-type: none">1. 避難者数の把握
・避難者の受け入れ <ul style="list-style-type: none">1. 備蓄物資の確認、搬入2. 避難所支援班との協議<ul style="list-style-type: none">① 給食、給水② 生活必需品③ 医療救護

・人員および物資の配置
1 日後から 3 日後まで
・支援物資の受け入れ
1. 基地への必要物資の請求
2. 仮設トイレ、入浴施設の設置提供

3. 要配慮者の支援

避難所に高齢者、障がい者等の要配慮者がいる場合は、民生委員、児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずるよう努めるほか、必要に応じて、関係機関と協力し、病院、福祉施設等への入所をはじめ、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うよう努め、必要に応じ福祉避難所を設置し移送する。

4. 健康相談等の実施

生活不活発病やエコノミークラス症候群など、環境の変化等から生じる避難住民の健康不安または体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、医療関係者による巡回健康相談を実施するとともに、災害による心的外傷後ストレス障害（P T S D）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置するよう努める。

第8 広域避難の調整

1. 地方公共団体間の応援協定に基づく広域避難

地方公共団体間の応援協定に基づいて広域避難する場合の協議はその定めるところにより行う。

2. 災害対策基本法に基づく広域避難

事前に締結された地方公共団体相互の協定等が機能しない場合には、災害対策基本法に基づく広域避難を行う。

市は、災害の予測規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化に鑑み、区域外への広域的な避難および応急仮設住宅への収容が必要であると判断した場合においては、受入れについて、当該市町と直接協議し、他の都道府県の市町村の受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができるほか、事態に照らし緊急を要するに認めるときは、知事に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議するものとする。

市は、指定避難所および指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

国、県および市、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

3. 情報の提供

政府本部、指定行政機関、公共機関、県および市、事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡を取り合い、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

第9 学校、社会福祉施設等の避難計画

1. 学校における避難計画

市内各学校の校（園）長は、災害に備え各学校ごとに防災計画を定めるものとし、避難訓練等を通じて園児、児童、生徒に周知徹底させる。

（1）第一次避難

消防法に基づく学校の消防計画およびあらかじめ定める学校防災計画により避難を行うものとし、常に避難口を明示し、災害の場合児童生徒をあらかじめ計画してある安全な場所に避難させる。

（2）第二次避難

災害が学校含む周辺の地域に及ぶ場合は消防機関、警察署と連携を密にし、第二次避難場所（公共施設）に避難させ収容する。

2. 社会福祉施設における避難計画

消防法に基づく各施設の消防計画により、消防本部との合同訓練を定期的に行い、災害に際し必要と認める場合は、学校避難の要領で行う。

特に、高齢者等要配慮者に対する被害が拡大しないよう、施設の誘導責任者および誘導員は、平素から避難の方法等検討、熟知していかなければならない。

3. その他の施設における避難計画

病院、交通機関その他多人数が集合する施設においては、消防機関、警察署と協議のうえ避難計画を作成しておくものとする。

第10 被災地域における動物の保護等

動物の飼い主（所有者または占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、飼い主のわからない負傷動物または逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は県、県獣医師会等関係団体をはじめボランティア等と協力して、これら動物の保護・収容等を行う。

また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、市は県と協力して、避難した動物の適正な飼養・保管および動物由来感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護および環境衛生の維持に努める。

第11 避難所外避難者の把握および支援

1. 避難所外避難者の把握

市は、在宅避難者ややむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者等、避難所以外の場所に避難した被災者（以下「避難所外避難者」という。）情報の早期把握に努める。

2. 避難所外避難者に対する支援

（1）市は、避難所外避難者に対し、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

特に、車中泊避難者に対しては、避難状況を調査し、避難所への誘導が困難な場合は、長時間の同一姿勢による下肢の運動不足や水分不足等からエコノミークラス症候

群等の疾病を引き起こしやすくなるため、予防方法を周知する等の健康への対策を図る。

- (2) 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。
- (3) 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討することや、車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

第10節 救出計画

災害のため生命、身体が危険な状態にある者または生死不明の状態にある者に対し、捜索または救出してその者を救出する。

第1 実施責任者

災害に遭遇した者の救出は、市および関係機関は相互の緊密な連携のもとに救出活動を実施する。

また、住民や民間企業等も捜索・救出活動に積極的な実施・協力をを行うよう努める。

第2 対象者

1. 災害のために現に生命、身体が危険な状態にある者
 - (1) 火災の際に火中に取り残されたような場合
 - (2) 災害時に倒壊家屋等の障害物の下敷きになった場合
 - (3) 水害の際に流出家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残された場合
 - (4) 地滑り、がけ崩れ、なだれ等により生埋めになったような場合
 - (5) 独居老人、身体障がい者等で常時寝たきりの状態にある者
2. 災害のため生死不明の状態にある者
3. 事故（交通事故等）のため、多数の生命、身体が危険な状態にある者

第3 陸上における救出対策

市は、消防機関、警察署、自主防災組織等の協力を得て、陸上における救出を実施する。

1. 自主防災組織

自主防災組織は、消防団員や地域住民と協力して、救助機関が到着するまでの間、可能な限り初期の救出活動に努める。

2. 市

- (1) 消防職員、消防団員を主体に、市職員を含む救助隊を編成するとともに、救助に必要な車両、特殊機械器具等の資機材を調達し、警察署と協力して迅速な救助にあたる。
なお、被災者の救出は、若狭消防組合、小浜警察署、小浜海上保安署および地元防災関係機関の協力を得て実施する。
- (2) 災害が甚大で、市自体の能力で救出作業が困難であり、かつ救助作業に必要な資機材の調達を必要とするとき、「福井県・市町村災害時相互応援協定」または「福井県広域消防相互応援協定」等に基づき、県、他の市町、他の市町の消防機関に応援を要請する。それでもなお応援を要するときは、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。
なお、「福井県広域消防相互応援協定」に基づく応援要請を行う場合、各消防本部の管理者が行う。
- (3) 災害現場に出動した消防職員、消防団員、警察官等は、危険箇所の監視または警らを行い、傷病者および生命の危機に瀕している者の発見に努め、全力を尽くして救出

にあたる。

- (4) 災害の発生したところは、必要に応じ現場にある消防団等に協力を求めて危険区域を設定するとともに同区域内の巡回を行い救出にあたる。

第4 海上における救出対策

小浜海上保安署および小浜警察署は、相互に連携して海上における救出対策を実施する。

1. 敦賀海上保安部・小浜海上保安署

- (1) 海難における人命の、積荷および船舶の救助のため情報収集を行い、活動体制の確立を図る。
- (2) 船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、浸水、その他の船舶の安全が阻害されまたは海浜等において発生した遊泳中、作業中、磯釣中等および乗務者のいる海上構築物の損壊等において、人命または財産に援助を与え、保護を必要とする事態を解消する。
- (3) 海難救助に際し必要があると認めるときは、関係行政機関、民間団体等に対し協力の要請を行う。
- (4) 市、県警察本部その他関係機関と連携協力して実施する。

2. 小浜警察署

船舶の避難等海上における災害発生に際しては、小浜海上保安署、市その他の関係機関と連携協力し、必要な措置を講じる。

- (1) 避難した船舶、航空機等とその乗員、乗客等の確認措置を講じる。
- (2) 救助活動および救出救護活動時において、陸上で緊急輸送の確保が必要になった場合、交通整理、規制その他必要な措置を講じる。
- (3) 行方不明者がある場合、沿岸関係警察への手配によるその速やかな発見措置を講じる。

第5 空からの救出活動

航空機やヘリコプターを活用した救出を行うため、市は、あらかじめ緊急離着陸場の指定を行うとともに迅速かつ正確な情報収集伝達を行い、関係機関に要請し、機動的な航空機の活用を図る。

1. 県防災ヘリコプター
2. 県警察ヘリコプター
3. 自衛隊
4. 海上保安部

第6 孤立集落対策

土砂災害、積雪、雪崩、波浪等により交通および通信が途絶し、人命に危険を生じた集落に対し、救助を実施する。

1. 対象集落

- (1) 無医で、土砂災害、積雪、雪崩の危険、冬季波浪等により交通が困難な集落
- (2) 積雪等による断線のため通信が途絶し、長期間回復の見込みがなく、かつ交通が困難な集落
- (3) 山の尾根や谷川等を利用した徒歩通行は可能であるが、急患者を病院まで搬送することが困難、または相当の時間を費やすなければならない集落

2. 応急対策

- (1) 孤立集落との連絡および災害発生時の救援等は、消防機関、警察署等とあらかじめ協議し、迅速、的確な措置をとりうる体制を整える。
- (2) 孤立集落において急患者が生じ、豪雪等による極度の食料不足や雪崩等の不測の事態が発生したとき、県へ通報し、救援隊の派遣を要請して直ちに救援にあたる。

第7 行方不明者の捜索

市は、関係機関等の協力を得て、行方不明者の捜索を実施する。

1. 行方不明者の存否確認

消防機関、警察署および自主防災組織等の協力を得て、行方不明者の存否を確認する。なお、調査班は関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。

2. 行方不明者の捜索

災害の規模や緊急性等を勘案し、消防機関および警察署、海上保安署、自衛隊、自主防災組織等の協力を得て、行方不明者の捜索を実施する。

3. 捜索期間

行方不明者の捜索期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、10日間を経過してもなお捜索を要する場合には、期間を延長することができる

第8 費用および期間

災害救助法の定める費用は、機械、器具等の借上げ費、修繕費および燃料費とし、期間は災害の発生の日から3日以内とする。ただし、期間内において打ち切ることができないときは、期間を延長することができる。

[救出・救護対策事項]

発災後から3時間まで
<ul style="list-style-type: none">・救出救助を要する状況（行方不明者等）の把握<ol style="list-style-type: none">1. 危険地域等の緊急パトロールの実施による情報収集2. 消防・警察・地域等からの情報収集・関係機関への応援要請<ol style="list-style-type: none">1. 必要人員、資機材の見積り2. 県、近隣市町等への応援要請
3時間後から1日後まで
<ul style="list-style-type: none">・救出救助用資材の調達、搬送の支援 救出救助活動は、消防が中心となって行い、消防団、自主防災組織等はその支援を行う。・行方不明者の早期特定の支援<ol style="list-style-type: none">1. 現場現地情報の収集2. 住民等からの届け出のあった行方不明者等の照合・特定
1日後から3日後まで
<ul style="list-style-type: none">・行方不明者の解消<ol style="list-style-type: none">1. 行方不明者の照合・特定

第11節 要配慮者応急対策計画

災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者は、特に大きな影響を受けやすいことから、要配慮者に配慮した応急対策を実施する。

第1 迅速な避難

1. 避難を行う場合、あらかじめ作成した「個別避難計画」に基づき、自主防災組織、民生委員等の避難支援等に携わる関係者を含む住民は地域の避難行動要支援者の避難誘導・安否確認について地域ぐるみで協力支援する。ただし、協力支援にあたっては、自らおよびその家族等の生命および身体の安全確保を最優先とすること。
2. 市は被災施設等の的確な状況の把握に努め、県、他市町、社会福祉施設等との連携のもと、迅速かつ円滑な避難が行われるよう市内外の施設への緊急避難および避難受入れについての情報の収集、提供を行う。

第2 市における対応

市は、要配慮者を支援するため、次の措置を講じる。

1. 災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿等を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるものとする。
2. 地域社会の協力を得て避難行動要支援者が必要とする支援内容を把握する。
3. ボランティア等生活支援・情報提供のための人材を確保し、必要に応じて派遣する。
4. 特別な食料を必要とする場合は、その確保、提供を行う。
5. 生活する上で必要な資機材を避難所等に設置、提供する。
6. 避難所・居宅へ相談員を巡回させ、要配慮者の生活状況の確認、健康・生活相談を行う。
7. 老人福祉施設、障がい者施設、医療施設、児童相談所等への二次避難が必要な者について、当該施設への受入れ要請を行う。
8. 緊急通報システムの活用を図る。

第3 その他

1. 児童、生徒に係る対策
保護者の死亡や疾病により養育が困難となった児童、生徒について、市は児童相談所に対して緊急一次保護などの措置を要請する。
2. 介護体制の確立
避難所内において介護体制の必要が生じた場合、市は県に対して二次避難所の設置や介護体制の確立を要請し、これに協力する。
3. 福祉仮設住宅
高齢者、障がい者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させる必要

が生じた場合、老人居宅介護等を利用しやすい構造および設備を有する福祉仮設住宅の設置を県に要請する。

第4 外国人に係る対策

1. 外国人の避難誘導

市は、インターネット等を活用して、やさしい日本語や外国語による広報を実施するなど、外国人の避難誘導に配慮する。

2. 外国人の安否確認、救助活動

市は、警察、消防、自主防災組織、外国人コミュニティリーダー等の協力を得て、外国人の安否確認や被災状況の把握、救助活動に努める。

3. 外国人への情報提供

県、市および福井県国際交流協会は、災害時にテレビ、ラジオ、インターネット等を活用して、やさしい日本語や外国語による情報提供に努める。

また、県および市は、観光施設・宿泊施設と連携を図り、外国人旅行者に対して災害時に速やかに防災情報が提供できるよう、国の災害情報アプリの利用を促進するなど、外国人旅行者への情報提供に努める。

4. 災害多言語支援センターの設置による支援

県と福井県国際交流協会は、災害により甚大な被害が発生し、多くの外国人住民等が被災することが見込まれるとき、市と協力して、被災外国人への支援を円滑に行うため、福井県災害多言語支援センターを設置し、被災情報の収集、多言語での情報提供・相談対応、通訳派遣支援等を行う。

第12節 医療救護計画

災害のため、医療機関が混乱し、また交通混乱による輸送能力の低下等により被災地の住民が医療の途を失った場合に、応急的に医療または助産の措置を実施し、必要な保健指導を行い、被災者を保護する。

第1 医療救護活動体制の確立

1. 市の措置

- (1) 負傷者の手当、医師等の確保、救護所の設置ならびに医薬品、医療用具および衛生材料（以下「医薬品等」という。）の手配等必要な措置を講じる。
- (2) 市の医療活動のみで対処できない場合は、県等に協力を要請する。

2. 県に対する医療活動の要請

- (1) 負傷者の手当、医師等の確保、救護所の設置、医薬品等の手配・分別等の要請
- (2) 県立病院等への医療要請
- (3) 日本赤十字社福井県支部、県医師会、DMA T（災害派遣医療チーム）、その他の医療機関への協力要請

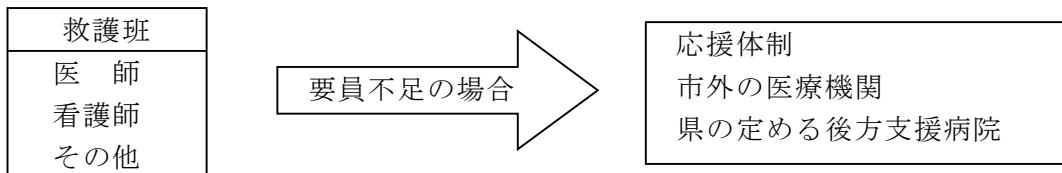
第2 初動体制

災害時における救急医療を迅速に行うため市は、小浜医師会、県医師会等の協力の下に救護班を編成し、避難所等からの派遣要請に基づいて、救護所を設置し初動医療活動を開始するとともに使用する医薬品の備蓄も行う。

1. 救護班の編成

救護活動には市職員および小浜市赤十字奉仕団がこれにあたるほか、必要に応じ、県、日赤福井県支部等に応援を求めるものとする。

救護班編成は、市と小浜医師会との間において協定した災害時の医療救護活動に関する協定書に基づき次のとおり編成し、その指揮は医師があたるものとする。



班 長	1人（小浜医師会の指定する医師）
看護師	2人（指定された医師の所属看護師または市の保健師および看護師）
班 員	2人（市職員または赤十字奉仕団）
連絡員	2人（市職員）
移送員	4人（市職員または臨時雇い者）

2. 救護所の設置

災害の規模および患者の発生状況により避難所のうち必要な箇所に救護所を設置する。救護所では傷病者の状態を観察して重傷度と緊急度を判定し、主に外科的負傷者のうち軽・中傷者に対する応急手当とし、さらに医療の必要な者は、迅速に最寄りの

医療機関への搬送を要請する。

第3 応急医療の内容

1. 医療および助産の対象者とその範囲

(1) 医療の対象者

応急的に医療を施す必要がある者で災害のため、医療の途を失った者

(2) 助産の対象者

災害発生の日以前、または以後7日以内に分娩した者で助産の途を失った者

(3) 医療の範囲

- ① 診療
- ② 薬剤または治療材料の支給
- ③ 措置、手続き、その他の治療および施術
- ④ 病院または診療所への収容
- ⑤ 看護

(4) 助産の範囲

- ① 分娩の介助
- ② 分娩前および分娩後の処置
- ③ 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給

2. 応急医療は、救護班が救護所において次のように実施する。

(1) 傷病者の傷害程度の区分（トリアージ）

(2) 後方医療施設への移送の要否および転送順位の決定

(3) 重傷者に対する応急措置

(4) 転送困難な患者に対する医療の実施

(5) 助産救護

(6) 死亡の確認

3. 救護所・後方医療施設への搬送

救護所および後方医療施設への患者の搬送は、次のように行う。

(1) 被災現場から救護所までの搬送は、自主防災組織、ボランティア、警察官、消防団員等が協力して実施する。

(2) 救護所から後方医療機関への一次搬送は、消防本部が関係機関の協力を得て行う。

(3) 患者に二次搬送の必要性が生じた場合、原則として消防本部がこれを行う。ただし、ヘリコプターによる二次搬送が必要となった場合、県または自衛隊に二次搬送を要請する。

4. 医療の費用および期間

(1) 費用の算定は、災害救助法に基づき知事が定める額とする。

① 救護班による場合

使用した薬剤および治療材料の購入費ならびに医療器具の修繕費等の実費

② 病院または診療所による場合

国民健康保険の診療報酬の額以内

③ 施術者による場合

協定料金の額以内

(2) 医療の期間

医療の期間は、災害の発生の日から 14 日以内とする。ただし、期間内において打ち切ることができないときは期間を延長することができる。

5. 助産の費用および期間

(1) 費用の算定は、災害救助法に基づき知事が定める額とする。

① 救護班による場合

使用した衛生材料等の購入費

② 助産師による場合

当該地域の慣行料金の 8 割以内の額

(2) 助産の期間

助産の期間は、災害発生の日以前または 7 日以内に分娩した者に対し、分娩の日から 7 日以内とする。ただし、期間内において打ち切ることができないときは期間を延長することができる。

第4 医療提供体制の確保

県は、DMA T（災害派遣医療チーム）による活動と並行して、また、DMA T活動の終了以降、JMA T（日本医師会災害医療チーム）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、J DAT (日本災害歯科支援チーム)、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会 (J RAT)、日本栄養士会災害支援チーム (J DA-DAT)、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整にあたっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるように努める。

県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理および分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部の整備に努めるものとする。

また、市および県は、災害時を想定した情報の連携、整理および分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

第5 こころのケア体制の確立

心的外傷性ストレス傷害（PTSD）等の精神ケア体制の確立を図るため、必要に応じ精神科救護所を開設し、精神科医・保健師等による巡回相談を実施する。

県は、市から要請があったとき、または、必要と認めたとき、被災者および救護者のこころのケアのため、災害派遣精神医療チーム（D PAT）を編成し、医療救護班と連携して精神科医療および精神保健活動にあたるものとする。また、必要に応じて精神的な悩みや問題を相談できる窓口を設置するものとする。

第6 医薬品等の確保

1. 医薬品等

医療および助産を実施するにあたり、必要とする医薬品および衛生材料の調達については、平素から取扱業者、取扱品目、供給能力などの実態を把握し、緊急確保の体制を整備しておくものとする。また、輸血用血液の供給要請を受けた場合、必要に応じて住

民に献血を呼びかけるが、輸血用血液や調達できない医薬品が生じた場合、県に対して供給を要請する。

2. その他資機材の確保

救護班は、応急医療に必要な資機材の調達を原則として次のように行う。

- (1) 飲料水、洗浄のための給水は給水班に要請する。
- (2) 応急医療に使用する医薬品等は、原則として救護班で調達したもので対応する。
- (3) 救護班で調達した医薬品等が不足し、医師等で携帯したものを使用した場合、費用は市が実費弁償する。
- (4) 電気、電話等の通信手段は、本部班を通して関西電力送配電株、西日本電信電話株に要請する。

第7 患者等の搬送力の確保

患者、医療従事者および医療資機材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は、県に支援要請する。

第8 医療施設の応急復旧

公立医療機関、病院を中心に応急復旧が円滑に行われるよう努める。

[医療保健対策事項]

発災後から3時間まで
<ul style="list-style-type: none">・市内医療施設の被害状況および診療収容可能医療施設の把握<ol style="list-style-type: none">1. 医師会からの情報収集2. 警察・消防からの情報収集
3時間後から1日後まで
<ul style="list-style-type: none">・医療救護需要の把握<ol style="list-style-type: none">1. 警察・消防からの情報収集2. 自治会・自主防組織・避難施設等からの情報収集・救護所の設置<ol style="list-style-type: none">1. 救護所設置の検討・決定2. 救護班の編成派遣・医薬品等の調達可能量の把握および手配・負傷者等の搬送<ol style="list-style-type: none">1. 各救護所からの搬送要請の確認調整2. 広域・緊急搬送の必要性の確認および関係機関への手配・要請
1日後から3日後まで
<ul style="list-style-type: none">・救護所、医療施設における医療活動に関する情報の収集伝達<ol style="list-style-type: none">1. 負傷者の診療状況の把握2. 診療機能の把握・医療救護の実施<ol style="list-style-type: none">1. 救護班による救護医療の実施2. 避難所等の巡回診療

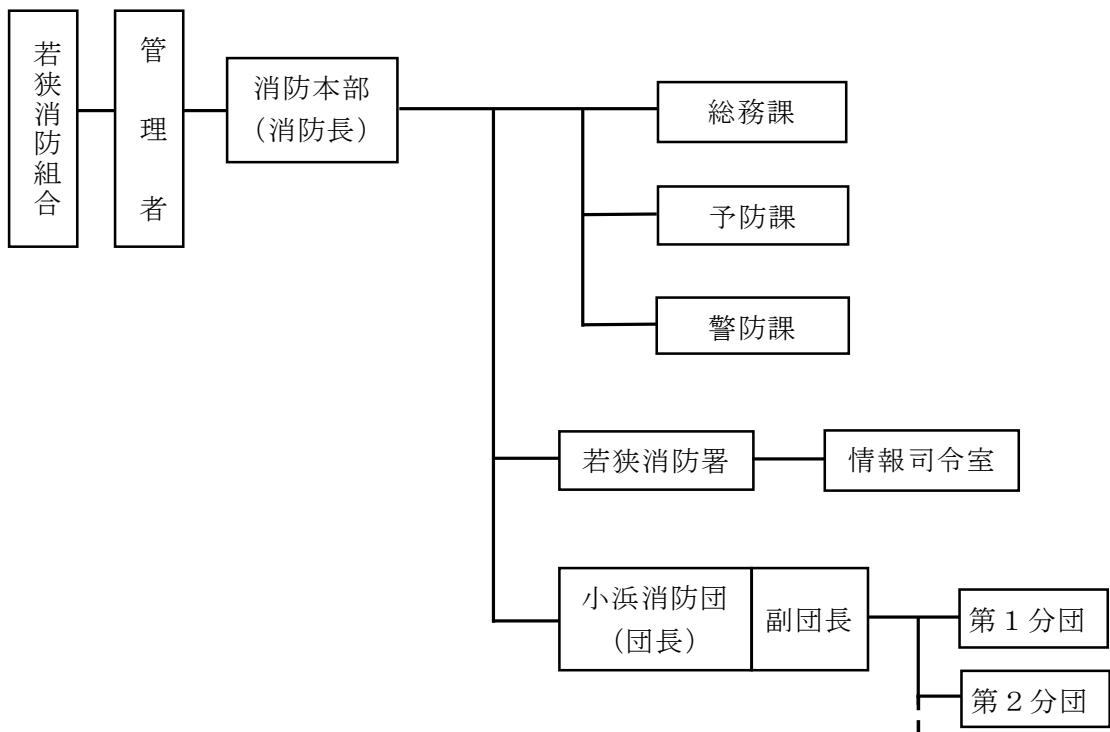
第13節 消防計画

火災を警戒・鎮圧し、住民の生命、身体および財産を火災から保護するとともに、水火災または地震等の災害を防除し、およびこれらの被害を軽減するほか、災害発生時において実施する応急措置について定める。

第1 消防組織

本市は、若狭町、おおい町、高浜町と消防事務を共同処理するため、若狭消防組合（以下「組合」という。）を設立し、組合のもとに消防組織法に基づき、若狭消防組合消防本部および若狭消防署、小浜消防団を設置し、本市の地域に係る火災の予防・警戒・鎮圧に任ずるとともに地震等の災害による被害を軽減する任務をもっているので、市長は前記以外の警戒等活動のため出動を求める場合は、若狭消防組合管理者に要請または連絡する。

若狭消防本部組織図



第2 火災の警戒

1. 火災警報の発令および警戒

火災警報が発令されたときは、消防吏員および消防団員は住民の火気取扱いの制限について市の区域内を巡回広報し、火災の未然発生を図るものとする。

また、強風時における火災または特殊建築物（工場、学校、病院等）の火災は、一般火災と異なり、延焼拡大と飛火による大火災になるおそれがあるため、この種の火災に際しては、消防法に基づく火災信号（近火信号、応援信号等）を吹鳴し、全消防職員および消防団員を招集し、迅速・的確な消火活動を行い被害の軽減を図る。

2. 異常気象時の火災警戒

(1) 火災気象通報の実施基準

火災気象通報は、当日の気象状況が次の条件を満たしたときとする。

- ① 実効湿度が 65%以下で最小湿度が 30%以下になる見込みのとき
- ② 平均風速 12m/s 以上の風が 1 時間以上続いて吹く見込みのとき
(降雨、降雪中は通報しないこともある)

(2) 火災警報

市は、火災気象通報を受けたときまたは気象の状況を火災の予防上危険であると認めたときには、火災に関する警報を発する。

3. 招集出動

火災警報発令時に近い気象の場合、非番消防職員を適宜招集して管内の警戒と火気取扱い業者に対する火気使用の制限について取締りを実施する。また、消防団員は自宅待機または団員詰め所に招集し、消防職員と並行して警戒にあたり、火災の未然防止を図る。

4. 異常時の火災警戒

(1) 強風時の火災警戒

風速 15m/s 以上の風が吹く見込みで必要と認めるとき、適宜消防職員および消防団員を招集して火災の予防警戒にあたる。また、火災の発生に際しては出動部隊を強化し、第 2 次および第 3 次出動に備え、火災の拡大防止に努める。

(2) 異常乾燥時の火災

乾燥注意報が発表され、必要と認めるとき、延焼拡大と飛火による大火を防止するため、(1) に準じ、特別警備体制を実施する。

(3) 多発または続発の火災

第 1 次部隊出動後、別地域における火災発生に対処するため、出動部隊と無線により連絡するとともに、消防団員を所属器具置場に召集待機させ、火災の多発または続発に備える。

5. 飛火の警戒

大火の原因は飛火による実例が多いことから、強風時または異常乾燥時における火災に対しては、特に飛火を警戒するため、消防団員および自主防災組織に付近建物の飛火警戒を呼びかける。

第3 火災の鎮圧

1. 延焼による大火災

異常気象時における住宅密集地および大規模建築物の火災発生は、延焼拡大と人命危険を伴うため、全消防吏員および消防団員を招集するとともに、必要に応じ近隣市町の応援を要請して、火災の拡大防止に努めるものとする。

2. 危険物の火災

爆発、引火、発火のおそれのある危険物および液化ガス等を貯蔵する施設、建物または場所においての火災に対しては、燃料物およびその貯蔵量を確認し、これに対応した防御計画、装備により活動するものとする。

3. 中高層建築物の火災

中高層建築物の耐火性能は高いが、高熱、濃煙、有毒ガス等を発生するため、人命被害を伴う大災害を引き起こす危険性があるので、建物の構造、発火場所、周辺の状況等を判断して消防活動に努めるものとする。

- (1) 人命救助に重点をおく。
- (2) 建物関係者と連絡を密にする。
- (3) 内部の消防設備を充分活用する。
- (4) 火点の上階へ主力部隊を投入する。
- (5) 必要な消防力を燃焼状況によって判断し、はしご付消防自動車隊、救助隊および救急隊を出動させ、その他の消防隊と連絡を密にして活動する

4. 防火対象物の火災

消防法施行令別表第1に規定する防火対象物において火災が発生した場合は、延焼拡大、人命の危険性が大きいため、防火対象物毎の警防計画により実施するものとする。

5. 林野火災

山林火災は、発見、通報連絡が遅れることが多く、延焼拡大のおそれがある。このため、防火帯を設け、立木その他の可燃物を除去し、防火線を設定し、延焼を阻止するものとする。

- (1) 消防隊を消防本部および消防団ごとに編成し、指揮命令を統一する。
- (2) 防御担当面を指定し、火点包囲の体制をとる。
- (3) 時期を失しないように防火線を設定する。
- (4) 集落の延焼を防止し、状況により緊急避難の処置をとる。

6. トンネル内の自動車火災

濃煙および熱気により消防活動がそ害され、内部の状況把握が困難になり、しかも進入口が限定されているので消火が困難である。

また、自動車の種類も多種多様で、危険物積載車、LPGガス積載車、大量可燃物積載車、大型バス等大災害発生の要因は、極めて高いので、次のとおり消防活動を行う。

- (1) トンネルの延長、トンネルの防災設備、自動車交通量等を事前に把握し、大災害防御計画を樹立する。
- (2) 人命救助を優先して行うため、酸素、空気呼吸器等を着用した人命検索隊を先行させ援護注水する。
- (3) 濃煙および熱気の発生量が多いので、排煙について高発泡および噴霧注水を有効に活用する。
- (4) 酸素、空気呼吸器等の使用時間および隊員の疲労を考慮して、交替要員を確保する。
- (5) 交通停滞によって起る事故を考慮して、あらかじめ警察署と協議し、その措置を講ずる。

第4 断滅水時の水利の確保

気象その他の事態により消防水利の断水または減水が予想されるので、この事態が生じたときは、火災時の水利確保に支障をきたさないようすみやかに応急措置をとる。

第5 救急救助

1. 救急救助業務については、若狭消防本部救急業務規程、若狭消防本部救助隊運用要綱の定めによる。
2. 医療機関との緊密な協力体制を確立するため、平常時、災害時の救急医療業務について協議、協定し円滑な運用を行う。
3. 救急救助施設等の整備については、救急自動車その他の救急資機材ならびに救助工作車および救助用資機材を計画的に整備し、充実に努めるものとする。その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意する。
4. 救急隊員および救助隊員は、その重要な使命により高度な技術と知識が要求されるので、これに対応した教育訓練を実施するよう努めるものとする。

第6 相互協力

1. 消防の相互応援
火災が延焼拡大し、消防本部のみでは延焼阻止が困難である場合は、あらかじめ締結した福井県広域消防相互応援協定により、他の市町に応援を求め、被害の軽減に努めるものとする。
2. 警察との相互協力
警察機関および消防本部は、放火または失火を防止するため、相互に協力するものとする。
3. 関係機関への要請
延焼大火災および林野火災等のおそれがあるときは、必要に応じて自衛隊、県等関係機関に対し知事を通じてヘリコプターによる消火を要請する。

第14節 警備・保安計画

風水害等の発生時には、さまざまな社会的混乱および道路交通渋滞等が発生するおそれがあるため、警察署、海上保安署等の関係機関との緊密な連携のもとに、地域住民の安全確保、社会的混乱に乗じて発生する各種犯罪の予防、交通秩序の維持等を目的とした警備・保安体制を確立し、被害状況を的確に把握することにより、住民の生命、身体、財産の保護に努める。

第1 小浜警察署（福井県警察）

災害発生時においては、多数の死傷者や、火災、浸水、電話の不通、停電など一時的に社会生活がマヒ状態となり、またこれに伴う被災者の不安、動搖の高まり、生活必需物資の欠乏、買い占め、売り惜しみなどの混乱に乗じた各種犯罪の発生が予想される。

これらの災害発生に伴う非常事態に対処するため、市域を管轄する小浜警察署（以下「警察署」という）は、福井県警察大規模災害警備計画等に基づき、住民の生命、身体、財産の保護を図るため関係機関と連携して的確な災害警備活動を行うものとする。

1. 警察における警備活動

警察署は、大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、住民の生命、身体および財産を保護しながらびに公共の安全と秩序を維持するものとする。

（1）災害発生直前の対策

① 市等の関係機関に対する通報

警察署は、被害をおよぼす可能性のある洪水等の状況を把握し、または予想した場合は、県警察本部に通報するとともに、市等関係機関に速やかに通報する。

② 要請があった場合の措置

市長から応急措置の実施に必要な準備を要請された場合、警察署はこれに応じる。

③ 住民の避難誘導

市長が地域住民に対する避難のための立ち退きを指示することができないと認めるととき、または市長から要請があったときは、警察官は必要と認める地域住民に対し、避難のための立ち退きを指示するものとする。

④ 災害未然防止活動

警察署は、通常勤務を通じて管内の河川堤防等を巡回し、風水害等に対する防御措置が必要と思われる箇所を発見した場合は速やかに市長に通報する。

（2）災害発生直後の対策

① 指揮体制の確立

災害が発生した場合は、警察署に署長を本部長とする署警備本部を設置して警備体制を確立する。この場合において、署警備本部長は、災害の規模等により必要があると認めたときは、県警察本部に要員の派遣を要請して指揮体制の強化を図るものとする。

② 警備要員の確保

- ・ 警察署は災害が発生し、必要があると認めた場合は、警備要員の非常招集を行う。

- ・ 署警備本部長は、災害の規模等により必要があると認めたときは、県警察本部長に対して警備部隊の応援要請を行う。

（3）警備活動の重点

- ① 災害関連情報の収集および伝達
- ② 被害実態の把握
- ③ 被災者の救出および負傷者の救護
- ④ 迷子および行方不明者の捜索
- ⑤ 危険箇所の警備および被災地域住民の避難誘導
- ⑥ 通信の確保
- ⑦ 不法事案等の予防および取締り
- ⑧ 避難地域、避難場所および重要施設等の警戒警備
- ⑨ 地域の保安および防犯対策
- ⑩ 住民に対する広報および相談活動
- ⑪ 遺体の検視
- ⑫ 関係機関、団体に対する協力・支援
- ⑬ 列車災害が発生した場合の負傷者等の救出・救護
- ⑭ 警備計画の策定

2. 道路交通対策

大規模な災害が発生した場合は、速やかに道路の被害状況および交通状況の把握に努め、緊急車両の通行路確保、危険箇所および回路の標示、交通情報の収集および提供、車両の使用制御、その他運転者のとるべき措置についての広報等危険防止、混雑緩和および被害の拡大防止のため、次に掲げる措置を行うものとする。

(1) 交通規制の基本方針

- ① 被災地域での一般車両の走行および被災地域への流入は原則として禁止し、被災地以外への流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- ② 避難路および緊急交通路は、機能確保を図るため原則として一般車両の通行を禁止または制限する。その他、防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。
- ③ 高速道路は、緊急交通路としての活用を図るため、広域的に通行禁止とし、一般車両の流入を禁止または制限する。
- ④ 一般道についても、道路中央部を住民の避難路および緊急自動車等の通行路として確保するとともに、速やかに管内の道路被害状況等を調査する。

(2) 交通規制の実施

道路管理者および関係機関と緊密に連絡し、状況に適した規制を実施するとともに、必要に応じ交通指導員等に交通誘導の協力依頼を行う。

(3) 交通規制を実施した場合の広報

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者、地域住民等に対して、適時、適切な広報を実施し、その周知徹底を図るものとする。

3. 関係機関との連携、協力

災害に対処するため、関係機関との連携を密にし情報交換を行うとともに、それぞれの活動状況をお互いに把握し、担当区分の分担の調整を行い、相互に協力し、警備・保安活動および災害応急活動等を迅速かつ効果的に行う。

第2 敦賀海上保安部・小浜海上保安署

1. 治安の維持

(1) 治安機関等からの情報収集に努めるとともに、巡視船艇等を災害発生地域の周辺海

域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

- (2) 巡視船艇等により、警戒区域または重要施設の周辺海域の警戒を行う。

2. 海上交通安全の確保

- (1) 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- (2) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、または生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、または禁止する。
- (3) 海難船舶または漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、または生じるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、または勧告する。
- (4) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- (5) 河川からの流出物等により、水路の水深に異状を生じたと認められるときは、当該管理者へ通報し、必要に応じて検測および応急標識の設置等を要請することにより水路の安全を確保する。
- (6) 航路標識が損壊し、または流出したときは、敦賀海上保安部に通報し、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

第15節 飲料水供給計画

災害により給水施設の損壊、飲料水の汚染等、現に飲料水に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な飲料水を供給し被災者を保護するとともに、施設等の応急復旧を行う。

第1 給水体制

飲料水供給の直接の実施者は市とする。ただし、市において実施できないときは、県および他市町に対して「福井県・市町災害時相互応援協定」に基づく応援要請を行う。

第2 給水方法

災害発生時に水道等給水施設の損傷があった場合は、拠点運搬給水を実施する。なお、運搬給水は仮配管等が完了し応急給水栓が設置されるまでとする。

市は、給水の実施にあたっては、給水場所、時間等について広報を行い、各関係機関等の協力を得て、円滑に行うよう努める。

1. 給水量

被災者に対する最低給水量は、1人1日3リットルとし、給水力の強化および水道施設の復旧状況に応じて、隨時給水量を増加するものとする。

(1) 給水目標量

- | | |
|-----------|-------------------------|
| ① 被災後2・3日 | 1人1日3リットル（生存に必要な水） |
| ② 3・4日後 | 1人1日30リットル（洗面等に必要な生活用水） |
| ③ 10日後 | 1人1日100リットル |

2. 輸送による給水

(1) 給水車（給水車に代用できる散水車、水槽付消防ポンプ自動車等を含む。）によって水道の水源からの取水を行い、被災地域内の適当な給水基地への輸送を行う。ただし、この場合、衛生防疫上必ず上下水道課および健康福祉センターの指示によらなければならない。

(2) 給水基地へ給水タンク、ドラム缶に入れて車両等によって輸送を行った後、給水基地において、ポリタンク、飲料水袋等の容器で配水を行う。

3. ろ過による給水

局所的給水または陸上輸送による給水が不可能なときは、ろ過器（緊急用飲料水製造装置）による給水基地を設営する。

4. 家庭用井戸水等による給水

(1) 家庭用井戸水について、水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の罹災者のために飲料水として給水する。

(2) 家庭用井戸水について、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、ろ過器および消毒等により飲料水として確保する。

5. 住民への広報

応急給水を実施する地域に対しては、給水場所や給水時間を広報し、自治会等の協力

を得て給水を実施する。また、断水解消の見込などの情報提供を積極的かつきめ細かく実施する。

第3 給水用資機材・器材の確保

1. 災害時に使用できる水源の現況、給水用資機材、給水車等の保有状況および給水能力を平素から把握しておく。
2. 各種災害に備え、各家庭・各事業所ごとに10リットル～20リットル入りポリ容器を必要数常備しておくよう住民および関係者へ周知徹底し、迅速かつ的確に応急対策を行えるよう準備しておくものとする。
3. 消毒用資機材等についても必要数確保・保管しておくものとする。

第4 給水施設の応急復旧

水道施設の破損による応急復旧は、市が必要に応じ小浜市指定給水装置工事事業者、管工事協同組合の出動を要請し、復旧に当たる。また、災害による水道施設の事故に対処するため、各要員を待機させる。

1. 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。
2. 施設の損傷、漏水等被害を認めたときは、応急措置を講じる。

第5 他市町への協力要請

飲料水の取水は水源から行うが、取水が不可能となった場合は、近隣市町への協力を要請する。

(詳細については日本水道協会福井県支部水道災害相互応援要綱による。)

第16節 食料供給計画

災害時における被災者および災害応急対策に従事する者に必要な食料の確保とその供給の確実を期する。

第1 食料の供給

1. 食料供給の対象者

- (1) 避難所へ避難した者
- (2) 自宅にあっても、住家に被害を受けて炊事のできない者
- (3) 旅行者、宿泊人等
- (4) 救助作業その他の災害応急対策業務に従事する者
- (5) その他市長が必要と認める者

2. 食料の供給方法

- (1) 避難者数等から必要数量の把握を行い、備蓄食料の配布、加工食品（弁当等）の調達、炊出しの実施による供給計画を作成する。
- (2) 食料の供給は、原則として避難所および市が指定する場所で行う。
- (3) 避難所での食料の受入れ、配布については、避難所内の住民組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。
- (4) 食料の配布にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者を優先する。
- (5) 避難所以外で避難生活を行っている被災者に対して、広報車等に食料の供給に関する情報を提供する。
- (6) 食料の受け取りが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得て各戸配付等によって供給する。

3. 食料の確保、集積および搬送

(1) 備蓄食料

避難施設および備蓄施設より搬出して避難所等へ供給する。

(2) 調達食料

- ① 流通状況に応じ、卸売業者、小売販売業者からも必要品を調達する。
- ② 調達食料は、避難所等へ直接搬送することを原則とする。これによりがたい場合は、あらかじめ定めた一時集積所に受け入れ、仕分けの上、各避難所へ搬送する。

(3) 救援食料

- ① 市において食料の調達が困難な場合は、県やその他の団体に要請する。
- ② 県およびその他の自治体等からの救援食料は、あらかじめ定めた一時集積所に受け入れ、仕分けの上、各避難所へ搬送する。

(4) 市が実施する搬送については、公用車、応援車を用いるが、状況に応じて運送業者に委託する。

4. 食料の調達・応援供給

(1) 備蓄食料等の供給

災害当初において、炊出し等の体制が十分整わない場合は、備蓄食料による供給を行う。また、備蓄食料が不足する場合は業者から調達し供給する。

(2) 米穀等の応急供給

米穀および乾パンの応急供給は、供給対象等に応じ、次に掲げる者が知事の承認を得て行う。

供 給 対 象	限度数量	実施責任者
被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合	必要数量	市 長
被災により販売業者が通常の販売を行うことができないため、これに代わって販売する場合	必要数量	市 長
災害地における救助作業、急迫した災害の防止および緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	必要数量	作業実施責任機関
特殊災害（爆発、列車の転覆等）の発生に伴い、被災者に対し炊出し等による給食の必要がある場合	必要数量	市長と災害発生機関が協議

(3) 供給品目

供給品目は原則として米穀とするが、炊出しが不可能な場合は乾パン等とする。

(4) 実施の方法

市長が応援供給を実施する場合の実施方法は、次のとおりとする。

① 米穀による応急供給の場合

市長は、被災者等に応急供給を実施する必要があると認められるとき、災害発生状況または給食を必要とする事情およびこれに伴う給食に必要な米穀の所要数量を知事に申請する。

なお、災害救助法が適用された場合は、「災害救助法または国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領」に基づき、米穀の確保を行う。

② 民間流通米の活用

災害応急米穀として民間流通米を活用するため、市長は市内の卸売業者ならびに小売業者と米穀の供給を受ける協定の締結を推進し、災害の発生または発生のおそれがある場合は、民間流通米の供給を受けるものとする。

③ 乾パン等による応急供給の場合

災害の程度によって炊出しができず、乾パン等の配給が必要なときは、直ちに県に対して供給の申請を行う。

第2 炊出しの実施

1. 実施責任者

炊出し等による食品の給付は本部長（市長）が行う。また、災害救助法が適用された場合は、知事より委任を受けた本部長（市長）が行う。

2. 炊出しの実施

(1) 炊出しへは、災害対策本部を中心として日赤奉仕団等に依頼し、学校給食室等の既存の給食施設を利用して行う。なお、実施にあたっては次の点に留意する。

① 炊出し所には、責任者を配置する。責任者はその実施に関し、指導するとともに関係事項を記録する。

② 献立は栄養価等を考えて定めなければならないが、被害の状況を十分配慮し、食

器が確保され配給されるまでの間はおにぎりと漬物、缶詰の副食などを考慮する。

- (2) 市において直接炊出しすることが困難で、米飯（炊飯）業者等から注文することが実情に即すると認められるときは、炊出しの基準を明示して業者から購入し、配給する。

3. 食品衛生

炊出しにあたっては、常に食品の衛生に心掛け、特に次の事項に留意する。

- (1) 炊出し所には、飲料適水を十分供給する。
- (2) 供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し備え付ける。
- (3) 炊出し所には、洗浄設備および器具類の消毒ができる設備を設ける。
- (4) 炊出しにあたっては、ハエ、その他害虫の駆除に十分留意する。
- (5) 使用原材料は、できるだけ信用のある業者から仕入れを行い保管に留意する。
- (6) 炊出し施設は、学校給食室、コミュニティセンター等の既存施設を使用するがこれらが使用できない場合は、旅館、仕出し屋等民間の施設を借上げて行う。

4. 食料品の集積地

緊急を要し炊出し所または避難所へ直接輸送する場合を除き、食料品等物資の集積場として、市有施設の中から選定する。

5. 応援の要請

炊出し等食品の給付ができないときまたは物資の確保ができないときは、次により応援の要請を行う。

- (1) 本部長（市長）は応援の必要を認めたときは、県に対して要請する。ただし、緊急を要するときは、直接隣接市長に要請する。
- (2) 応援の要請は、次の事項を明示して行う。
 - ① 炊出しの実施
 - 所要食数（人数）
 - 炊出し期間
 - 炊出し品送付先
 - ② 物資の確保
 - 所要物資の種別、数量
 - 物資の送付先、期日

6. 災害救助法が適用された場合の実施基準

(1) 対象者

- ① 避難所に収容された者
- ② 住宅に被害を受けて、炊事のできない者
- ③ 住宅に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要のある者

(2) 期間

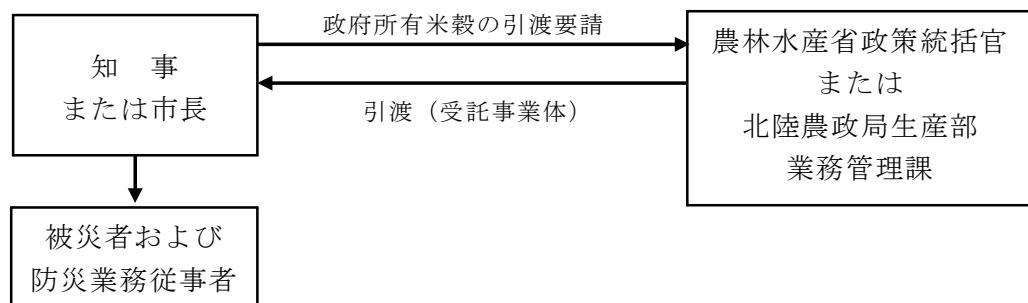
災害発生の日から7日以内とする。ただし、期間経過後なお多数の者に対し継続実施の必要があるときは、県に対し期間延長の要請をする。

(3) 費用

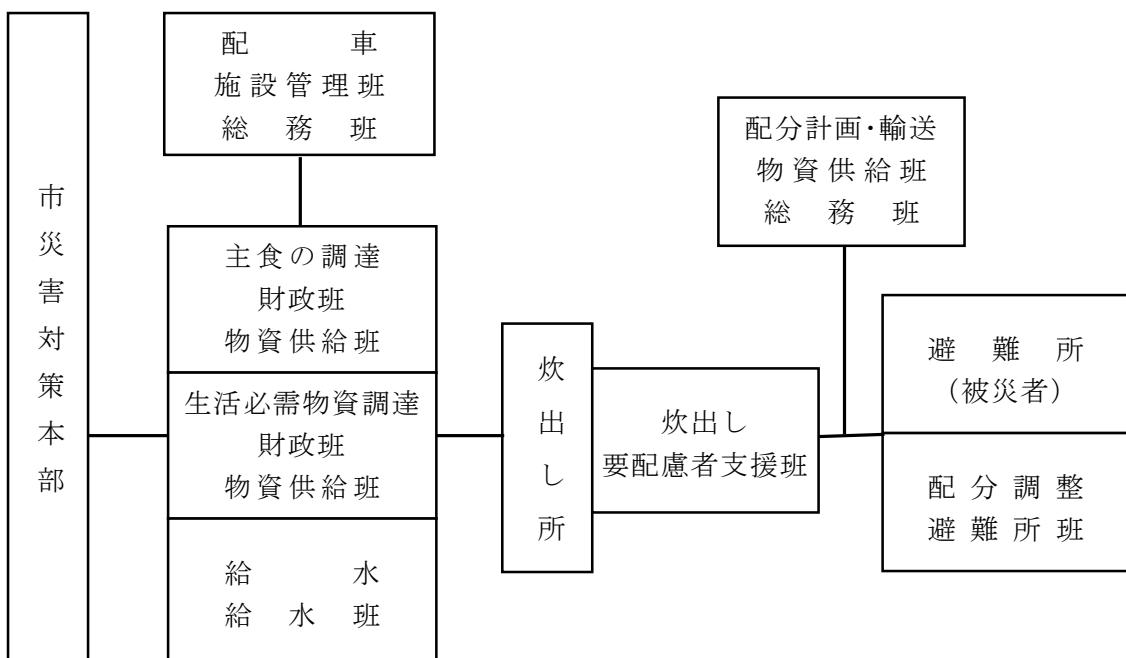
支出できる費用は、主食、副食および燃料等の経費とし、災害救助法に基づき知事が定める額とする。

災害救助法の適用を受けた場合の炊出し用米穀配給経路

・災害救助法が適用された場合



食料等調達および炊出し業務分担



第3 備蓄・調達計画

災害時の救助用として、食料を次のとおり確保する。

1. 個人の備蓄

市は、「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であることから、市民に対し、家庭内の食料の備蓄について普及および啓発を図る。

2. 市の備蓄

市は、各指定避難所等を中心に、生命および生活を維持するために必要な食料の分散備蓄を行い、応急時においてこれを供給する。特に、山間部集落など災害時に孤立する可能性がある地域における食料備蓄に配慮する。

また、ミルクや柔らかい食品など要配慮者向けの食料備蓄にも努める。

3. 流通備蓄

市および県は、あらかじめ関係業界団体と協議し、災害時の食料の融通協力協定を締結し、応急時に提供を要請する。

4. 要配慮者への配慮

物資の調達・供給にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者のニーズに配慮するものとする。

5. 食物アレルギーへの配慮

市および県は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食糧の確保等に努めるものとする。

[給食対策事項]

発災後から3時間まで
・食料備蓄先、主食提供業者、給食施設等の被害状況の把握 1. 食料備蓄先 JA 2. 主食提供業者 米穀販売業者 3. 給食施設 各学校給食施設 4. 道路状況 食料運搬経路
3時間後から1日後まで
・給食需要の把握 1. 各避難所の避難者数（要配慮者数） 2. 調理不能者数（要配慮者数） ・食料の調達 1. 各食品の調達可能量の把握 2. 備蓄食料の搬出 3. 食品の購入、弁当の確保
1日後から3日後まで
・食品の配布 1. 避難所収容者への配布検討および配布 2. 調理不能者への配布検討および配布 3. 孤立地域への配布検討および配布 ・給食対象人員の確認 ・給食施設の応急復旧

第17節 生活必需品供給計画

被災者に配布する衣料、生活必需品その他の物資について、それらの確保と供給の迅速・確実性を期する。

第1 実施責任者

被災者に対する物資の給付は本部長（市長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合の物資確保および輸送は知事が行い、被災者に対する物資の給付または貸与は本部長（市長）が行う。

第2 対象者および支給物資等の内容

1. 対象者

災害により住家の全焼、全壊、流出、埋没、半焼、半壊および床上浸水等の被害を受けた者で生活上必要な家財等を喪失またはき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

2. 支給物資

支給する物資は、寝具、衣類、日用品その他の生活必需品を必要に応じ、次の品目の範囲内で現物をもって支給する。

寝具	就寝に必要な毛布、布団等
外衣	普通着、作業衣、婦人服、子供服等
肌着	シャツ、パンツ等
身の回り品	タオル、長靴、サンダル、ズック等
炊事道具	鍋、釜、包丁、コンロ、バケツ等
食器	茶碗、汁碗、皿、箸等
日用品	石鹼、ちり紙、歯ブラシ、懐中電灯等
光熱材料	マッチ、灯油、プロパンガス等

3. 支給基準

被災者に対する生活必需品の配布基準は、原則として災害救助法による生活必需品の給与限度内とする。

4. 期間

支給する物資の給与期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、期間内において打ち切ることができない場合は、期間を延長する。

5. 物資の調達および保管

- (1) 避難施設および備蓄庫より搬出して避難所等へ供給する。
- (2) 所要物資は、流通状況に応じ、卸売および小売販売業者から調達する。
- (3) 所要物資は、市内で調達が困難な場合は県に依頼する。
- (4) 調達物資は、避難場所等へ直接搬送することを原則とする。これによりがたい場合は、一時集積所に受け入れ、仕分けのうえ各避難所等へ搬送する。

(5) 衣料、生活必需品の給与または貸与を実施する場合は、物資支給・配布状況表および物資調達台帳等を整備するものとする。

第3 救援物資の受入れ、集積、配分

被災地域の必要物資の必要量をすみやかに把握し、市内で調達ができない場合は、必要物資の種類、数量および受入れ場所を県および応援協定締結市に連絡し、応援を要請する。また、市に届いた物資の把握に努め、過不足となっている物資を調達し、物資の適切な供給に努める。

1. 物資の受入れ、集積場所

あらかじめ受入れ候補地・集積所候補地を選定しておくものとし、その場所には職員を配置し、援助物資の受入れ作業および仕分け作業を行う。

2. 配布方法

避難施設に配布された物資は、各避難所の運営責任者の指示により、避難所内自治組織を通じて、要配慮者等を優先しながら配布する。

なお、避難施設以外で避難生活を行っている被災者に対しては、広報等により援助物資の情報を提供する。また、避難施設まで取りに来ることが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得るなどの方法により配布する。

第4 備蓄・調達計画

1. 個人の備蓄

市は、「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であることから、住民に対し、非常持出品等の備蓄を行うよう普及、啓発を図る。

2. 市における備蓄検討

市では、各避難所や行政区等を中心に、生活に必要な物資の分散備蓄を検討し、応急時にこれらを安定的に供給できるよう整備に努める。

3. 流通備蓄

市および県は、あらかじめ関係業界団体または小売業者等と協議し、災害時の物資融通協力協定の締結に努め、応急時に提供を要請する。

4. 要配慮者への配慮

物資の調達・供給にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者のニーズに配慮するものとする。

[生活必需品対策事項]

発災後から 3 時間まで
3 時間後から 1 日後まで
• 需要の把握
1. 各避難所の避難者数（要配慮者数）
2. 被災者数（要配慮者数）
3. 必要物品の選定
• 物品の調達、輸送
1. 調達可能数量の把握
2. 物品の購入
3. 日赤福井県支部への供給要請
4. 物品の輸送
1 日後から 3 日後まで
• 物品の配布および広報
1. 避難者・被災者への配布検討および配布
2. 避難者・被災者への広報
• 救援物資の受入、輸送、配分

第18節 住宅応急対策計画

災害によって住宅を失い、または破損等のため居住することができなくなった世帯に対する住宅対策を図る。

第1 応急危険度判定

市は、必要に応じて、災害に伴う建築物の倒壊および落下物による二次災害の防止を図るため、県に対し、応急危険度判定士の派遣を要請する。

応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して被害度を判定し、建築物に判定結果の表示および使用者（所有者・管理者）に勧告することにより注意を喚起する。

第2 応急仮設住宅の建設

1. 実施責任者

応急仮設住宅建設および住宅の応急修理は、市長が必要と認めるときは市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合には、知事（救助事務を委任した場合は市長）が同法に基づき応急仮設住宅の建設を行う。

なお、市は、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ、事前に仮設住宅の建設可能場所を把握しておくものとする。

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供および賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育委活動に十分配慮するものとする。

2. 高齢者および障がい者等への配慮

応急仮設住宅の建設にあたっては、高齢者や障がい者等の要配慮者の入居に配慮した福祉仮設住宅の建設を考慮する。

3. 建設予定地および入居者の選定

(1) 建設予定地

設置場所は、原則として市有地または市管理地に建設するものとし、次の中から状況に応じて選定する。ただし、応急仮設住宅を建設する際にその場所が私有地となる場合は、所有者との間に賃貸借契約を締結する。

- ・ 市営グランド
- ・ 市総合運動場

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定は市が民生委員等と協議して行う。また、入居者は次の基準を参考に選定する。

- ① 住家が全壊、全焼、流出した世帯

- ② 居住する住家のない世帯
 - ③ 自己の資力では住宅を確保することができない世帯
 - ・ 生活保護法の被保護者および要保護者
 - ・ 特定資産のない失業者、母子家庭、老人、病弱者および身体障がい者など
- ※全ての項目に該当するものが3割を超える場合は、生活能力が低く、住宅の必要度の高い者を選定するほか、抽選による方法で決定する。

(3) 建物の構造および規模ならびに費用の基準

- ① 建坪 1戸あたり 地域の実情、世帯構成等に応じた規模
- ② 構造 1戸建て、長屋建てのいずれか適当なもの
- ③ 費用 知事が定める額

(4) 設置数

仮設住宅の設置数は、全焼、全壊および流出世帯の3割以内とする。

(5) 期間

建築着工は、災害発生の日から20日以内とし、速やかに竣工させるものとする。供与期間は、建築工事が完成した日から2年以内とする。

第3 住宅の応急修理

災害により住宅の応急修理の必要が生じたとき、原則として市が応急修理を行う。ただし、災害救助法が適用された場合には、知事（救助事務を委任した場合は市長）が実施する。

1. 対象者

- (1) 住宅が半壊、半焼し、または半壊に準じる程度の損害をうけ、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯
- (2) 自己の資金では応急修理を行うことができない世帯

2. 修理箇所、費用および期間の基準

- (1) 費用 知事が定める額
- (2) 箇所 居室、炊事場、トイレ等、生活上欠くことのできない部分
- (3) 期間 災害発生の日から3月以内に完成するものとする。
ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6月以内に完成するものとする。

第4 公的賃貸住宅等

市営住宅の空き部屋等は、地方自治法第238条の4第7項に基づく目的外使用として、被災者を一時入居させることができる。また、県および近隣市町等協力のもと、これらの公的賃貸住宅の空き部屋を被災者にあっせんする。

さらに、民間賃貸住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせんおよび活用、国有財産（未利用地、庁舎、国家公務員宿舎）の借り上げ等により、避難場所の早期解決に努めるものとする。

第5 被災宅地危険度判定制度

市は、必要に応じて被災した宅地の二次災害の発生を軽減・防止するため、県に対し、被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被災状況を現地調査して安全性を判定し、適切な応急

対策を講じるための情報提供を市および使用者に対して行う。

第19節 緊急輸送計画

災害時において、被災者の避難、災害応急対策要員の移送、災害応急対策用資材、生活必需品および救助物資等の輸送を迅速かつ円滑に実施する。

第1 輸送計画

災害時における救助物資ならびに被災者の避難および災害救助活動に従事する者の移送等輸送の確保を図るため、車両等を確保し、有効適切にこれを利用するとともに、次の措置を行う。

1. 緊急輸送の順位

市および防災関係の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、災害対策本部において調整する。

- 第1順位 住民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- 第2順位 災害の拡大防止のために必要な輸送
- 第3順位 災害応急対策のために必要な輸送
- 第4順位 その他の人員、物資の輸送

2. 緊急輸送の範囲

- (1) 災害応急対策要員、情報通信、電力、ガス、上下水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員、物資
- (2) 救助活動、医療・救護活動の従事者、医薬品等人命救助に必要な人員、物資
- (3) 消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (4) 後方医療機関・被災地外へ搬送する傷病者および被災者
- (5) 食料、水等生命の維持に必要な緊急物資および他府県からの救助物資
- (6) 罹災者を収容するために必要な資機材
- (7) 二次災害防止用および応急復旧の資機材
- (8) その他緊急に輸送を必要とするもの

3. 実施責任者

災害輸送は、他の計画で定めるもののほか、応急対策を実施する機関が行う。市その他の実施機関で処理できないときは、これらの機関の要請に基づき、県に対し、車両その他の輸送力の確保、調達を要請する。

第2 緊急輸送体制の確立

市および各防災関係機関は、その所管する災害対策の実施にあたっては原則として自己が保有し、または直接調達できる車両等により輸送を行うとともに、その所管する業務について災害時における輸送に関する計画を策定しておくものとする。

1. 輸送力の確保

災害対策の実施にあたり、市有車両等の使用を原則とするが、必要とする車両等が不足し、または調達不能のため輸送不可能となった場合は、次により輸送力を確保する。

(1) 民間業者への依頼

市内の自家用車・営業用車両、船舶等保有者に対し、あらかじめ協力方を依頼し、

災害の程度に応じ出動要請を行う。

(2) 県へのあっせん要請

応急対策活動にあたって市内での車両等の調達が不可能な場合は、県に対して調達あっせんの要請を行う。

(3) 自衛隊への要請

災害の状況により自衛隊による輸送を必要とするときは、知事に対して自衛隊災害派遣を要請する。

2. 輸送の方法

(1) 陸上輸送

市は、基本的に陸上輸送を中心に復旧活動を実施する。

① 鉄道輸送

災害により鉄道輸送のみ可能な場合や、遠隔地において物資を確保し鉄道による輸送が適当である場合は、県に要請し鉄道による輸送を行う。

② 道路輸送

災害の種別および程度によって道路交通が不能となるとき以外は、自動車による道路輸送を行う。

ア 道路管理者は、警察、自衛隊等の協力を得て、交通が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。

イ 交通可能道路等の情報に基づき緊急輸送ルートを選定する。

ウ 道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。更に計画的に道路の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。

エ 原則として、災害応急対策実施機関保有自動車による。不足する場合は、他の実施機関の保有自動車を使用する。

オ 実施機関の保有車両では不足する場合は、各実施機関が民間業者より直接調達する。

カ その他必要な場合は、福井県トラック協会小浜支部に協力要請を行う。

(2) 航空輸送

市は、緊急輸送および交通途絶のための孤立地帯への輸送の必要に迫られた場合、県に自衛隊航空機等の災害派遣を要請するほか、民間航空機の借上げを行う。

県では、災害発生時の情報収集、空中消火、救出活動、患者搬送等の活動に防災ヘリコプターの活用を図るので市でも速やかに対応できるよう体制の整備を図る。

なお、災害時の基幹ヘリポートは若狭ヘリポートとするが、その他のヘリポート適地は資料のとおりである。

(3) 海上輸送

陸上輸送が不可能な場合または重量かつ大量な普及資材の運搬等海上輸送がより効果的な場合は、小浜市漁業協同組合、海上自衛隊、小浜海上保安署および中部運輸局福井運輸支局の協力のもとに、海上輸送を実施する。

(4) 自転車、オートバイ等による輸送

災害により、機動力がある輸送が不可能な場合または自転車等による輸送が適当な場合には、自転車、オートバイ等による輸送を行う。

3. 燃料の確保

市および県は、災害時の緊急通行車両等の石油供給の拠点となる中核サービスステーションおよび住民への石油供給の拠点となる住民拠点サービスステーションへの搬入路

を確保するとともに、燃料の流通在庫情報の収集に努める。

県は、被災市町が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。

第3 緊急通行車両の確認等

1. 確認の申出

緊急自動車および自衛隊車両を除く、災害応急対策等に従事する関係機関等は、災害応急対策等に必要な車両について、県公安委員会が行う緊急通行車両の確認申出制度によりあらかじめ申出を行っておくものとする。

2. 標章および証明書

緊急通行車両の確認を受けたものは、標章および証明書の交付を受け、標章を掲示するときは当該車両の前面の見やすい箇所に掲示することとし、証明書を当該車両に備え付けるものとする。

第20節 障害物撤去対策計画

災害時において、被害を受けた工作物または物件で、応急措置の実施に支障となるものおよび災害により住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で住民の生命、身体および財産に危険を及ぼしまたは日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物を除去し、被災者の保護と交通の確保を図る。

第1 実施責任者

1. 道路、河川、港湾等の公共管理施設の障害物の除去については、各施設管理者が行う。
なお、洪水等により、河川に流れ着いた障害物の除去については、原因者を特定し、除去させる。原因者が特定されない場合や緊急を要する場合は、河川管理者が行う。
2. 住民の生命、財産等の保護のための障害物の除去は本部長（市長）が行うが、現場に本部長等がいない場合には警察官、海上保安官が行うことができる。また、災害救助法が適用された場合は知事の職権を委任された本部長が行う。
なお、市で対処できないときは、近隣市町または県にこれの実施または必要な要員、資機材の応援を要請する。

第2 実施対象物

災害時における障害物（災害を受けた工作物または物件）除去の対象は、おおむね次の場合とする。

1. 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
2. 防災活動の実施のため除去を必要とする場合
3. 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
4. その他公共的立場から除去を必要とする場合

第3 障害物撤去の実施

1. 撤去作業は、調査工作班が中心となり、市有機械または土木建設業者の協力を得て、速やかに実施する。
2. 市長は、障害物の除去について自衛隊の協力を必要と判断した場合は、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。
3. 除去作業は、緊急やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮し行う。

第4 障害物の集積保管場所

障害物の大小によるが、原則として再び人命、財産に被害を与えない安全な場所で道路交通等の障害とならない国、県、市有地を選ぶ。ただし、適当な場所がない場合、または緊急やむを得ないときは私有地を使用するものとするが、所有者に書類または口頭で了解を求め、事後の処理には万全を期し、所有者に対し損害を与えたときは損害賠償を行う。

第5 道路関係障害物除去

1. 土砂等の崩壊による場合は、次の区分により除去を行う。
 - (1) 一般国道のうち直轄指定の道路
国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 **嶺南河川**国道維持出張所
 - (2) 一般国道で県管理区間および県道
福井県 嶺南振興局 小浜土木事務所
 - (3) 主要市道
小浜市
2. 除去の方法は崩壊の程度により消防機関、地元応援による除去または請負による除去により実施する。
3. 道路状況により交通規制、迂回路が必要な場合は、警察機関と協議し、適切な処置をとる。
4. 電柱、電線等道路占用物の倒壊による場合は、道路管理者を通じ、当該物件の管理者に連絡し除去を求める。

第6 河川・港湾関係障害物除去

1. 河川の漂着物等による場合は、次の区分により除去を行う。
 - (1) 一級河川のうち直轄管理区間
国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 **嶺南河川**国道維持出張所
 - (2) 一級河川のうち直轄管理区間以外の区域、二級河川および砂防指定地
福井県 嶺南振興局 小浜土木事務所
 - (3) 準用河川、普通河川およびその他の小河川
小浜市
2. 港湾等の漂着物等による場合は、次の区分により除去を行う。
 - (1) 漁港区域
各漁港管理者 福井県嶺南振興局水産漁港課、小浜市
 - (2) 建設海岸
福井県嶺南振興局小浜土木事務所港湾課
 - (3) 農業海岸
福井県嶺南振興局農村整備部、小浜市
3. 除去の方法は漂着物の程度により消防機関、地元応援による除去または請負による除去により実施する。

第7 住宅関係障害物除去（災害救助法適用時）

1. 対象
 - (1) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
 - (2) 居室、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分または玄関等に運び込まれた障

害物の除去に限るものであること。

- (3) 自らの資力のみでは当該障害物の除去ができない者であること。
- (4) 住家が半壊または床上浸水したものであること。
- (5) 原則として当該災害によって住家が直接被害を受けたものであること。

2. 範囲

半壊および床上浸水世帯の1割5分以内の戸数であること。ただし、やむを得ない事情がある場合は、市町相互で対象数を融通することができる。

3. 費用および期間

費用の限度はロープ、スコップその他障害物の除去のため必要な機械、器具等の借上げ費、購入費、輸送費、賃金職員等雇上げ費等とし、費用の算定は、災害救助法に基づき知事が定める額とし、期間は災害発生の日から10日以内とする。ただし、期間内において打ち切ることができないときは期間を延長することができる。

第8 その他

1. 保管した工作物等が滅失もしくは破損するおそれがあるとき、またはその保管に多額の費用もしくは手数を要するときは、当該工作物を競争入札または随意契約により売却し、その売却した代金を保管する。

2. 障害物の除去については、災害等廃棄物処理事業、堆積土砂排除事業等に留意して実施する。

第21節 交通対策計画

災害時における交通支障箇所の通報連絡体制を強化し、道路、橋梁の破損箇所の応急復旧もしくは交通規制等を実施して、交通の混乱を防止するとともに交通の確保を図る。

第1 通報体制と応急対策

1. 道路管理者は、その管理に属する道路、橋梁等について災害時に危険と予想される箇所をあらかじめ調査しておくとともに、災害が発生した場合には当該道路、橋梁等の被害状況を調査する。
2. 道路管理者は、被害状況の調査の結果、支障箇所を発見したときは、直ちにその道路名、橋梁名、支障箇所区域、迂回道路の有無、その他被害の状況等について警察機関その他関係機関に通報する。
3. 道路の破壊、流失、埋没ならびに橋梁の損傷等の被害のうち比較的軽微な被害の場合は、道路の補強、盛土または埋土の除去、橋梁の応急補強等必要な措置を講じ、交通の確保を図る。
4. 応急対策の実施に相当な日数を要する場合は、被害箇所の復旧対策と同時に、付近の適当な場所を選定し、一時的に代替道路（迂回道路）を開設し交通の確保を図る。
5. 一路線の交通が相当期間途絶する場合は、付近の道路網の状況により、適当な代替道路（迂回道路）を選定し、交通の確保を図るとともに標識および標示を行い交通機関に対する必要な指示を行う。
6. 道路施設の被害が広範囲にわたり代替道路も得られず、被災地域一帯が交通途絶の状態になり、応急対策実施上重要かつ緊急を要する場合は、知事に対し自衛隊の派遣を要請し、交通の確保に努める。

第2 通行の禁止または制限

道路管理者は、道路法に基づき道路の通行を禁止し、または制限しようとする場合には公安委員会の意見を聴かなければならない。ただし緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、この限りではない。なお、緊急のため規制の標識を設置することが困難または不可能なときは、通行を禁止、または制限したことを明示し、関係職員をもって現場において指導させる。この場合に職員がやむを得ない事由により現場指導できないときは危険防止の最善の方策を施してこれに替える。

災害時における応急対策に従事する者、または応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要があるときは、県公安委員会が緊急通行車以外の車両の通行を禁止し、または制限する。なお、この場合は、適当な迂回道路を設置し、必要な地点に看板等を掲示して一般交通にできる限り支障のないように努める。

第3 道路標識の設置

道路管理者は通行の禁止または制限をしようとする場合においては、対象、区間、期間および理由を明瞭に記載した道路標識を設置しなければならない。

第4 通行禁止および制限の手続き

1. 交通規制の区分

交通の規制は、次の区分により行う。

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止 および 制限	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があるとき。	歩行者 車両等	道路交通法 第4条 第1項
		周辺地域を含め、災害が発生した場合またはまさに発生しようとしている場合において、緊急輸送を確保するための必要があるとき。	緊急通行車両等以外の車両	災対法 第76条
警察署長	同上	上掲の措置の場合、他の警察署の所管区域に及ばないもので期間が1箇月未満のものについて実施する。	歩行者 車両等	道路交通法 第5条 第1項
警察官	同上	交通の危険を防止するため緊急措置の必要があると認めるととき、一時的に行う。	同上	道路交通法 第6条 第4項
道路管理者	同上	道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき。	同上	道路法 第46条 第1項

2. 交通規制

- (1) 道路管理者、公安委員会および警察署長は、災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、または発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要となつた場合または災害時における交通確保のため必要があると認められた場合、通行の禁止、制限または迂回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する。
- (2) 道路管理者または警察署長は、通行の禁止、制限の規制を行った場合、関係法令に基づき規制条件等を表示した標識を設置する。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難または不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず通行を禁止または制限したことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたる。
- (3) 道路管理者および警察署長は、通行の禁止、制限の規則および「車両通行止め」「まわり道」「工事中」等の道路標識または立看板等の準用状況について相互に連絡、把握しておく。
- (4) 車両の運転者の義務
道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、または区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

(5) 措置命令等

① 警察官の措置命令等

ア 警察官は、通行禁止区域等において車両などが緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両などの占有者、所有者または管理者に対し、車などの移動を命ずるものとする。

イ 命ぜられた者が措置をとらないとき、または現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

② 自衛官の措置命令等

警察官がその場にいない場合は、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、または自らその措置をとる。

③ 消防吏員の措置命令等

警察官がその場にいない場合は、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、または自らその措置をとる。

(6) 公安委員会から道路管理者への要請

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(7) 道路管理者の措置

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときには、運転者等に対し車両の移動との命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

(8) 県知事からの指示

県知事は、道路管理者である市に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

3. 緊急通行車両の手続き

(1) 緊急通行車両の確認の申出

緊急通行車両の使用者は、災害対策基本法第76条に規定する緊急輸送に必要な車両について、あらかじめ、県公安委員会が行う緊急通行車両の確認申出制度による申出を行い、緊急通行車両確認標章および証明書の交付を受けておく。

(2) 災害発生時等における緊急通行車両の確認の申出

あらかじめ緊急通行車両確認標章および証明書の交付を受けていない車両については、警察本部、警察署または交通検問所において、緊急通行車両の確認の申出を行うものとする。

第22節 要員確保計画

災害時における災害応急対策活動を積極的に進めるために必要な技術者および労働者等を、防災関係機関および関係団体の動員、雇上げ等応急対策要員を確保する。

第1 実施責任者

災害応急対策を実施するための要員の確保については対策本部長（市長）とその他防災関係機関が行う。

第2 要員確保の方法

要員の確保は、災害の規模、程度によって必要な要員を次の方法により確保する。

1. 災害応急対策実施機関の常用労務者および関係者等の労務者の動員
2. 婦人会等その他民間団体のボランティアの動員
3. 隣保民間奉仕団（日赤奉仕団等）の協力動員
4. 公共職業安定所のあっせん供給による一般労働者の動員
5. 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
6. 緊急時等における従事命令等による労働者等の動員

第3 応援要請

1. 相互応援

(1) 応援要請

本部長（市長）は、市の地域にかかる災害等について応急措置を実施するため必要がある時は災害対策基本法第67条の規定に基づき他の市町に対して応援を求める。

(2) 相互応援協定の締結

市長は災害応急対策の速やかな実施を図るため、あらかじめ次の事項について、広域的または近隣との相互応援協定を締結しておく。

- ① 応援の範囲および区域
- ② 応援の方法
- ③ 応援担当業務
- ④ 費用の負担

2. 知事に対する応援要請

(1) 本部長（市長）は、応急措置を実施するため必要がある時は災害対策基本法第68条の規定に基づき、知事に対して応援を求め、または応急措置の実施を要請する。

(2) 知事に応援を求める場合は、次に掲げる事項について文書をもって要請するものとする。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話または電信によるものとするが事後速やかに文書を提出するものとする。

- ① 災害の状況および応援を求める理由
- ② 応援を希望する人員、物資、資材、機材器具等の品名および数量
- ③ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所、時間
- ④ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- ⑤ その他必要な事項

3. 他の消防機関に対する応援要請

市長は、他の消防機関の応援を要請したいときは、消防組織法第44条の規定に基づき必要な事項を明らかにして知事を通じて、消防庁長官に緊急消防援助隊の出動等を要請する。

4. 他市町に対する応援協力

市長は、災害対策基本法第67条の規定に基づき、他の市町から応援を求められた時、および同法第72条の規定に基づき知事から他の市町への応援協力の指示を受けた場合は、応援できない正当な理由がある場合を除き、速やかに応援対を組織し、派遣するものとする。

第4 奉仕団等の編成および活動

災害時においては、日本赤十字社福井県支部のほか、行政区、婦人会等各種団体ならびに民間組織の協力を得て災害応急対策の実施に万全を期する。

1. 日本赤十字社福井県支部の協力

- (1) 日本赤十字社福井県支部は発生した災害について、災害救助法が摘要された場合、「災害救助法による救助またはその実施に関する委託協定書」に基づき、知事の要請により市の区域に救護班および現地救護班を出動させ医療および助産ならびに遺体の処理等災害救助活動に協力する。
- (2) 日本赤十字社福井県支部は、災害の状況により市長から災害救助の要請があったときは、可能な限りこれに協力する。

2. 民間奉仕団体および活動範囲

(1) 奉仕団の編成

① 日赤奉仕団

日本赤十字社福井県支部は、市の区域に日赤奉仕団を編成し、民間奉仕団体と連絡調整をはかり、労力奉仕、義援金品募集、厚生指導等災害救助活動に協力する。

② 行政区

- ・ 局地災害の場合は、隣接区は積極的に協力する。
- ・ 市全域にわたる災害の場合は、市長の要請により災害応急対策活動に協力するものとする。
- ・ 市内各区長は、市長の要請により積極的に協力体制を組む。

③ その他各種団体および有志者

- ・ その他各種団体および有志者においては、必要に応じ市長の要請により災害応急活動に協力する。

(2) 奉仕団の協力活動範囲

- ① 被災者の避難誘導
- ② 被災者の救出および保護
- ③ 被災者および災害応急対策従事者に対する炊出し
- ④ 清掃および防疫
- ⑤ 災害応急対策用物資、資材の輸送
- ⑥ 食料、衣料品等の物資の配給
- ⑦ 義援物資の整理、輸送

- ⑧ 被災者の家財の監視
- ⑨ 救援隊、自衛隊に対する協力
- ⑩ 応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業
- ⑪ その他応急対策業務の協力

3. 記録

奉仕団等を受け入れたときは、記録を整理しておかなければならない。

- (1) 奉仕団等の名称
- (2) 奉仕した活動内容および人員または氏名
- (3) その他参考となる事項

第5 賃金職員等の雇用

1. 災害救助法が適用された場合において、災害応急対策の実施が災害対策本部職員、防災関係機関および奉仕団の動員のみでは労力的に不足し、または特殊作業のため技術的な労力を必要とするときは、賃金職員等を雇用する。

2. 労務の範囲と期間

範 囲	期 間
被災者の避難	災害発生の日から 2 日以内
医療および助産における移送	災害発生の日から医療 14 日以内、助産 7 日以内
被災者の救出、保護	災害発生の日から 3 日以内
飲料水の供給	災害発生の日から 7 日以内
救援物資の整理、配分および輸送	災害発生の日からそれぞれ救助実施が認められた期間内
遺体の捜索	災害発生の日から 10 日以内
遺体の処理	災害発生の日から 10 日以内

ただし、期間内において打ち切ることができないときは、期間を延長することができる。

賃金職員等雇用費は、福井公共職業安定所の業種別標準賃金の例による。

第6 従事命令、協力命令

災害応急対策実施のため要員が、奉仕団の動員および賃金職員等の雇用等の方法によつてもなお不足し、他に確保の方法がないとき、もしくは緊急の必要があると認めるときは、従事命令または協力命令を発して応急対策を実施する。

従事命令等の種類と執行者等

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者	対象者
消防、水防、救助等の応急措置	従事命令	災対法第 65 条第 1 項	市長	市の区域内住民 応急措置実施現場 にある者
	従事命令	災対法第 65 条第 2 項	警察官	
災害応急対策警報、避難、消防、水防、救難、救助等災害救助作業を除く	従事命令	災対法第 71 条第 1 項 第 71 条第 2 項	知事 市長(知事の委託による)	

	協力命令	災対法第71条第1項 第71条第2項	知事 市長(知事の委託による)	
災害応急対策 (危険防止の措置)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官	その場に居合わせた者 その事物の管理者 その他関係者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防員	火災現場付近にある者
水防作業	従事命令	水防法第17条		区域内に居住する者 水防現場にある者

第23節 食品衛生対策計画

被災地における食品関係営業者および臨時給食施設（避難所その他炊き出し施設等）の実態を把握し、被災者の食事について適切な栄養・食生活指導を行い、被災者に対して効果的な栄養調理指導を行い、安全で衛生的な食品が供給されるよう適切な指導を実施する。

第1 実施責任者

1. 市は、食中毒の発生を防止するため、避難所や被災地で配給する食品の衛生状態の保持に努めるものとする。
また、被災者の健康管理を適切に実施するため、被災者のニーズ等に応じた栄養指導を行う。
2. 県（健康福祉センター）および保健所は、食品衛生および栄養補給に関する指導を行う。

第2 食品関係営業施設等における食品衛生の確保

市は、県の実施する次の指導に協力する。

1. 臨時給食施設の衛生監視指導

関係機関と密接な連携をとることにより実態を把握し、食品衛生に関する現地指導の徹底によって、食中毒事故の発生防止を図る。

2. 食品衛生関係業者に対する監視指導

魚介類販売業、食肉販売業、食品の冷凍冷蔵業、飲食店等を重点的に監視するとともに、保存または製造されている食品の検査を実施することによって、不良食品の販売供給を防止する。

3. 重点監視指導事項

- (1) 浸水地区の食品関係営業者に対しては、施設設備を完全消毒のうえ、食品衛生監視員の検査を受けた後、これを使用するよう指導する。なお、状況に応じ従事者の検便および健康診断による保菌者の排除を行う。
- (2) その他の地区にあっては、臨時給食施設と同様であるが、特に従業員の健康について指導する。また、汚水によって汚染された食品および冷凍施設等の機能停止によって腐敗、変色等を生じた食品が供給されることのないよう特に指導する。

第3 避難所等における食品衛生の確保

次のことについて、被災者に対して若狭健康福祉センターおよび保健所が行う指導に協力するとともに、避難所の運営責任者を通じて啓発を行う。また、食中毒が発生したときは、食品衛生監視員を中心とする調査に協力する。

1. 救援食品の衛生的取扱い
2. 食品の保存方法、消費期限等の遵守
3. 配布された弁当の適切な保管と早期喫食
4. 手洗い・消毒の励行
5. 食器、器具の消毒

第4 食中毒発生防止の措置

避難所等への弁当等の配給に当たっては、食中毒発生防止のため、次の措置を講じる。

1. 弁当等の搬送には、温度管理に留意する。
2. 早期喫食のため、弁当等の搬送時間の調整を行う。
3. 避難者等に対し、早期喫食を指導する。

第5 避難所における適切な栄養管理

県健康福祉センターおよび市は、避難所等における適切な食事の提供および栄養管理に関する必要な助言およびその他の支援を行う。

1. 食料調達に関する業務を担当している部局と連携して、被災者に対する食事の確保および食事制限のある被災者に対するニーズに応じた配食に努める。
2. 被災者のニーズに的確に対応した栄養・食生活指導を行う。

第6 給食施設に対する支援

県健康福祉センターおよび保健所は、給食施設の被災状況を把握し、入所者への食事提供が中断することのないよう必要に応じて適切な支援を行う。

第24節 防疫対策計画

災害発生時における生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われる防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止を図る

第1 実施体制

1. 実施責任者

- (1) 災害時における防疫は、市長が実施する。ただし、感染症予防法第27条の規定による代執行は知事が行う。
- (2) 市長は、被害が甚大なため市ののみでその機能を十分実施できないと認める場合は、県または他の市町に応援および指導を要請する。

2. 防疫措置

(1) 衛生班の編成

災害の規模程度により防疫活動実施体制は異なるが、災害が激甚で広範囲に及ぶ場合は班を編成し、公共場所の消毒および区長等に対する薬剤配布を行うものとする。

(2) 地区防疫活動

自己の管理する家屋と敷地の消毒については、市等から区長を通じて配布された薬剤で行う。

(3) 感染症患者発生時の措置

感染症予防法に基づき処理するものとする。ただし、集団発生の場合は若狭健康福祉センター等の関係機関の協力を得て、指定医療機関に収容するが、収容能力を越えて発生する場合は、臨時収容所を設置し収容する。

(4) 予防教育および広報活動

パンフレット等により区長を通じて住民に対する予防教育を徹底するとともに、報道機関を活用して広報活動を強化し、その際とくに社会不安の防止に留意する。

(5) 生活の用に供される水の使用の制限等

感染予防法第31条の規定により、生活の用に供される水について使用または給水を制限し、または禁止された場合は、家庭用水を供給する。

第2 防疫方法

1. 消毒方法

感染症予防法に定めるところにより実施する。

(1) 家屋内の消毒

汚水等で汚染された台所、炊事場、トイレ等は逆性石鹼液またはクレゾール水等の消毒薬を用い、床下等の湿潤の場所には石灰を散布して消毒を行う。

(2) 鼠族、昆虫の駆除

汚染地域を重点的に実施し、併せて消毒薬等防疫薬剤を各戸に配布する。

2. 清潔方法

知事の指示に基づき、避難所、道路、溝渠、公園等公共の場所を中心に実施する。

(1) 避難所の管理者を通じて、避難所において衛生に関する自治組織を作るよう指導す

る。

- (2) 衣服は日光にさらし、特に必要があるときは逆性石鹼液等の適当な場所への配置、手洗いの励行等について十分指導する。
- (3) 給食従事者は健康診断を終了した者をあて、できるだけ専従する。

3. 臨時予防接種

予防接種による予防措置を講ずべき必要があるときは、県と併せて臨時予防接種を実施する。ただし、知事が予防接種の規定による臨時予防接種に関する命令を発したときは、市長は速やかに実施しなければならない。

4. 健康診断

消化器疾患に重点をおき、発生またはその疑いのある地域に対して検便を実施する。

第3 家畜（ペット含む）防疫

1. 家畜の保健衛生指導について

災害発生時の家畜の感染症発生を未然に防ぎ、家畜の保健衛生を保持するため、県等関係機関の指導のもとに日常的な保健衛生の指導を行う。

2. 家畜の防疫について

災害により家畜の死亡および感染症の発生ならびに発生の恐れがある場合は、その状況を早期かつ的確に把握し、県と連絡をとり、その指示に従うものとする。

3. 被災動物（ペット）の保護および収容について

犬・猫（ペット）の被災動物の保護および収容については県および動物愛護ボランティアと連携して行う。

第4 薬剤、機材の確保

1. 市は、防疫活動に必要な薬剤、機材、資材および人員確保を図る。

(1) 薬剤

市が保管する薬剤を使用する。ただし、不足する場合は県に斡旋を要請するほか、薬剤業者より購入する。

(2) 機材

市が保有している消毒用機器を使用するが、必要に応じて関係機関、民間取扱業者等より借り入れる。

(3) 車両

市所有車両の確保を行うとともに必要に応じ民間のものを借上げる。

(4) 人員

市長の判断により、必要な場合は医師その他予防上必要な人員を雇用する。

2. 防疫用薬剤、機材等の所要量を算出し、速やかに手持量を確認の上、不足分を入手し、適宜の場所に配置する。

第5 報告および記録の整備

1. 市長は、災害防疫に関し次の書類を若狭健康福祉センター所長を通じて県に報告するとともに記録の整備保管をするものとする。
 - (1) 被災状況報告書
 - (2) 災害防疫活動状況報告書
 - (3) 防疫経費所要金額および関係書類
 - (4) 各種防疫措置の指示命令に関する書類
 - (5) 防疫作業日誌
 - (6) その他必要な書類
2. 災害発生と同時に、若狭健康福祉センター等関係機関と連絡を密にし、被災地の状況を把握するとともに、防疫に関する必要な書類を作成する。

第25節 遺体の搜索・処理・埋葬計画

災害のため行方不明と推定される者の搜索および遺体の収容、処理、埋火葬の措置を行う。

第1 遺体の搜索

1. 実施責任者

遺体の搜索は、警察署の協力を得て市が搜索に必要な人員、舟艇その他機械器具を借りて実施する。ただし、市において搜索の実施が困難な場合には、他機関の協力を得て実施する。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された市長が遺体の搜索を行う。

2. 搜索の対象

行方不明の状態にある者で、各種の事情からすでに死亡していると推定される者

3. 応援要請等

市が被災その他の事情により搜索の実施が困難なとき、または遺体が流出等により他市町に漂着していると考えられるときは、次の事項を明示して県に搜索の応援要請を行う。

ただし、緊急を要する場合は、隣接市町または遺体漂着が予想される市町に直接搜索の応援を要請する。

- (1) 遺体が埋没または漂着していると思われる場所
- (2) 遺体数および氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣、持物等
- (3) 応援を求める人数または舟艇器具等
- (4) その他必要な事項

4. 搜索期間および費用の範囲

災害救助法が適用された場合、災害発生の日から10日以内を搜索期間とするが、期間の延長が必要なときは、最小限において知事の承認を得て延長する。

また、費用の範囲は次の事項とする。

- (1) 借上費または購入費
- (2) 修繕費
- (3) 燃料費

第2 遺体の収容

市は、遺体の身元識別のためまたは死亡者が多数のため短期間に埋火葬できない場合は、遺体の安置場所を確保し、関係機関に連絡する。

なお、搬送車両等が不足する場合や、柩、ドライアイス等が不足する場合には、県に応援要請する。

第3 遺体の処理

1. 実施責任者

遺体を発見したときは、市長は速やかに県および警察署長に連絡し、その検分を持って遺体を処理する。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された市長が遺体の処理を行う。

2. 遺体の検査および処理

災害の際に死亡した者に対し、その遺族等が災害に伴う社会的混乱期のため、遺体の処理を行うことができない場合や遺族が判明しない場合は、おおむね次の内容で遺体の処理を行う。

(1) 検視または調査

捜査機関が、死因が犯罪に基づくものであるかどうかを判断するため、死体の状況を調査する。その際、事件性がなければ検視を行う。

(2) 遺体の検査

市は、日赤福井県支部および小浜医師会の協力を得て医師による検査および医学的検査を実施する。

小浜警察署または小浜海上保安署は収容された遺体について、各種の法令等に基づき遺体の検視を行うほか、身元不明遺体の写真撮影、指紋の採取、遺留品保存等を行い、関係機関と協力して身元確認を行う。

(3) 遺体の処理

遺体の処理は、救護班または医師会等の協力を得て実施する。また、処理場所は借上げまたは仮設によって確保し、おおむね次の内容で遺体の処理を行う。

- ① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
- ② 遺体の一時保存

(4) 資機材等の調達

ドライアイス、棺等の遺体の処理にかかる資機材および搬送車両を速やかに調達する。なお、資機材および搬送車両が不足する場合は、県に応援を要請する。

3. 処理期間および費用の範囲

災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、期限内に遺体の処理を打ち切ることができない場合は期間の延長を行う。

なお、遺体の処理に関する費用は検索、洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用および遺体の一時保存のための費用とする。

第4 遺体の埋火葬

災害の際に死亡した者に対し、混乱期のためその遺族が資力の有無に関わらず埋火葬を行うことが困難な場合、死亡した者の遺族がいない場合および身元不明の遺体について、市は次の方法により遺体の応急的な埋火葬を行う。

なお、市は遺体の埋火葬の実施が困難な場合、近隣市町または県に応援要請を行う。

1. 埋火葬の実施および留意点

遺体の埋火葬は、市長が火葬に付し、または棺、骨壺を遺族に支給する等の現物給付をもって行うものとし、埋火葬の実施にあたっては次の点に留意する。

(1) 事故死等による遺体については、小浜警察署または小浜海上保安署から引継ぎを受けた後、埋火葬する。

(2) 身元不明の遺体は、遺体の身元確認および身元引受人の発見に努めるが、これが不

可能なときは小浜警察署その他関係機関に連絡し、遺体および所持品等を写真撮影するとともに、所持品、着衣等特徴の記録と遺留品を保管のうえ、埋火葬する。

- (3) 被災地以外に漂着した遺体で、その身元が判明しない者の埋火葬は行旅死亡人として取扱う。
- (4) 外国人の埋火葬を行う場合、風俗、習慣、宗教等をできる限り考慮する。

2. 埋火葬の内容

(1) 埋火葬を行う対象

- ① 災害時の混乱期に死亡した者（災害の発生前に死亡したもので、葬祭の終わっていないものを含む。）
- ② 災害のため遺族において埋火葬を行うことが困難な場合
- ③ 災害救助法適用地域の死体が他の市町に漂着したような場合で、漂着市町が実施する場合にも行う。ただし、このような場合は、原則として遺族縁故者または被災地の市町が引き取るべきであるが、被災地域が社会的混乱のため、引取が困難な時に限って、漂着地の市町が実施する。なお、この場合の経費は、県が負担するものとする。

(2) 埋火葬の期間

災害発生から 10 日以内とする。ただし、期間内において埋葬または火葬の救助を打ち切ることができないときは、捜索の場合の期間延長の例に準じて取り扱うものとする。

(3) 費用の範囲および限度

① 費用の範囲

棺、骨壺、埋火葬に要する経費で埋火葬の際の賃金職員の雇上げおよび輸送に要する経費を含むものとするが、葬祭にあたっての供花代、読経代、酒代等は含まれないものとする。

② 費用の限度

知事が定める額

3. 災害応急埋火葬

災害時における死亡者を火葬に付する場合は、若狭靈場を使用する。ただし、災害の状況等による非常緊急時には、知事の許可を受けて応急仮設火葬場を設置し、現場処理を行う。

第5 海上漂流遺体の捜索等

1. 実施責任者

本節第1 遺体の捜索のとおりとするが、遺体が海上に漂流している場合または漂流が予想される場合には、市は、県に小浜海上保安署等の応援要請を行う。

2. 捜索方法

小浜海上保安署は、所属の巡視船艇または隣接保安官署より巡視船、航空機の応援派遣を得て捜索にあたる。

その際、市、消防団、小浜警察署等の捜索船艇が同一海域において捜索作業に従事している場合は、情報交換等の連絡を密にし、捜索海域の重複をさけ効果のある捜索にあたる。

第26節 廃棄物処理計画

災害によって排出されたごみ、し尿等を小浜市災害廃棄物処理マニュアルに基づき、迅速、適切に収集処理し環境衛生に万全を期する。

第1 ごみ処理

1. 処理体制

- (1) 被災地域のごみの発生状況と、収集運搬体制および処理施設の稼動状況を総合的に判断して、適切な処理体制をとる。また、日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して集積や分別の協力依頼を行う。
- (2) ごみ処理の実施に必要な機材、人員等については、可能な限り市の現有の体制で対応するが、ごみ処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、人員の派遣や処理施設の使用などについて県または近隣市町へ応援要請する。

2. 処理方法

ごみの排出方法は燃えるごみおよび燃えないごみの分別排出とし、ごみの処理は、焼却のほか、必要に応じて埋立て等環境影響上支障のない方法で行う。また、施設の能力低下や一時的なごみの大量発生が予想される場合には、一時保管場所の確保、種類や状態に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮する。

なお、倒壊家屋等の除去作業については、解体に伴う粉じんや騒音の発生の抑制に十分配慮する。

第2 災害廃棄物処理

倒壊建築物等の解体撤去に伴い発生する多量のがれき等の災害廃棄物を、迅速かつ円滑に除去し、被災地のすみやかな復興を進める。

1. 処理体制

- (1) 道路、河川等の災害ごみの処理はそれぞれの維持管理者が行う。
- (2) 家庭の災害ごみの処理は次により行う。
 - ① 倒壊した家屋等の解体、除去は原則として所有者が行う。
 - ② 畳や家具等の粗大ごみについては原則として指定された場所へ自己搬入とし、例外的に災害時要援護者には、市が収集対応する。
- (3) 事業所の災害ごみの処理はそれぞれの事業者が行う。

2. 初期対応

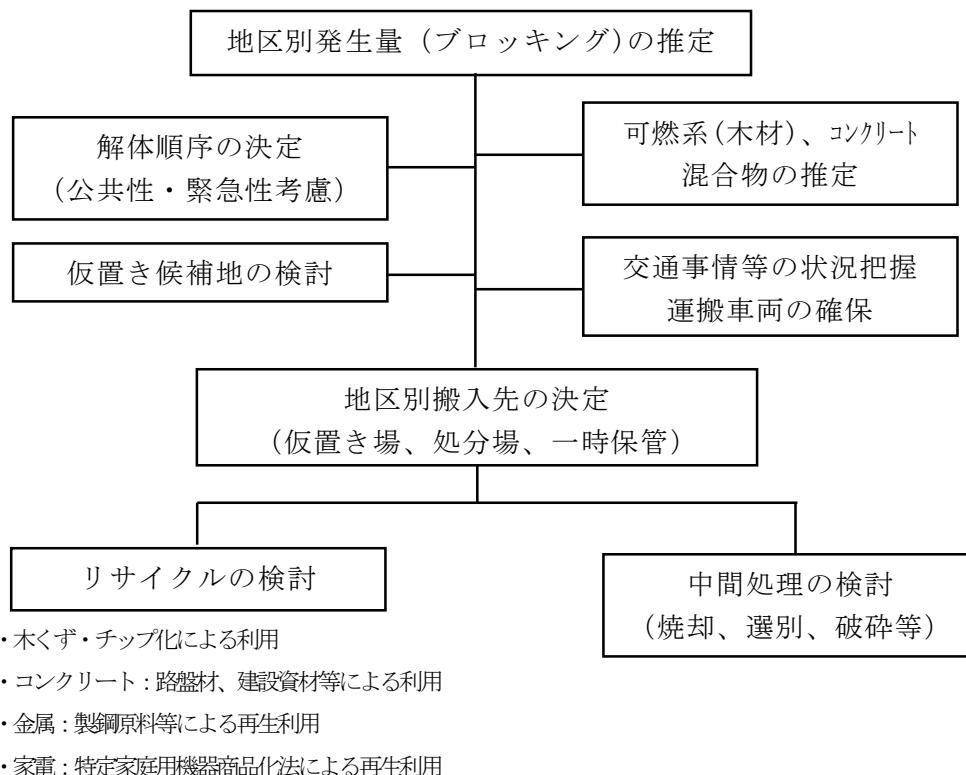
- (1) 災害廃棄物の発生量を把握する。
- (2) 災害廃棄物の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルートの確保を図る。

3. 処理方法

- (1) 災害廃棄物の処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- (2) 災害廃棄物の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリ

ート等のリサイクルに努める。

- (3) アスベスト等による有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努め、住民および作業者の健康・安全管理に十分配慮する。
- (4) 必要に応じて、県、隣接市町、関係団体に応援を要請する。



4. 被災者の経済的負担の軽減

倒壊家屋等の解体、除去は原則として所有者が行うが、市は被災状況に応じて、被災者の経済的負担の軽減を図るため国による特別措置（廃掃法第22条）の適用について速やかに国、県と協議する。

第3 し尿処理

1. 処理体制

し尿の発生量について、発生箇所、利用人員等を総合的に判断し、適切な処理体制をとる。特に仮設トイレ、避難施設のくみ取り便所については、貯蓄容量を超えることがないように配慮する。

なお、機材、人員が不足する場合は、ごみ処理に準じ応援要請を行う。

2. 処理方法

し尿の処理方法は、し尿処理施設、下水処理施設、集落排水処理施設によることを原則とし、必要に応じ環境衛生に支障のない方法を併用する。

第4 死亡獣畜（ペットを含む）の処理

1. 死亡獣畜の処理

死亡獣畜(牛、馬、豚、めん羊、山羊、鶏等が死亡したもの)の処理は、市および死亡獣畜所有者が、若狭健康福祉センターの指示、立会いのもとに次の方法で処理する

- (1) 移動し得るものは、適当な場所に集めて埋却、焼却等の方法で処理する。
- (2) 移動しがたいものについては、その場で個々に処理する。

2. 死亡動物（ペット）の処理

災害によって死亡した一般動物（犬、猫等）は占有者が適切に処理する。ただし、占有者が不明または占有権を放棄した場合は、市が収集処理する。

第5 災害廃棄物の発生への対応

市および県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、市は災害の種類（地震・津波・水害）に応じ、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

市および県は、国が定める災害廃棄物の処理にかかる指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、仮置場の確保や運用方針、災害廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。また、県は、国や廃棄物関係団体との間で調整の役割を担うほか、市が行う災害廃棄物処理に対する技術的な援助を行う。

市は、社会福祉協議会、N P O等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やN P O・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。

第27節 水防計画

市は、水防法および県水防計画に基づき、洪水、津波または高潮による水災を警戒・防御し、これによる被害を軽減することで公共の安全を保持する。

なお、具体的実施計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第32条に基づく「小浜市水防計画」で定める。

第1 水防の責任

1. 市の責任

水防法ならびに県および市の水防計画に基づき、管理区域内における水防体制と組織の確立強化を図り、区域における水防を十分果たす。

2. 国および県の責任

国および県は、それぞれ下記に示す事項を行う。

事 項	機関	内 容	水防法
河川の指定	国	国民経済上重大な損害を生じる恐れがあると認める河川を指定する。	10条
	県	国が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生じるおそれがあるものを指定する。	11条
洪水予報	国、県	指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、水防予報を行い、その状況を水位または流量を示して直ちに水防管理者および量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない	10, 11条
洪水浸水想定	国、県	指定した河川において、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定したときはその旨を当該河川の水位または流量を示して直ちに水防管理者および量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない。	14条
水位情報	国、県	指定した河川について、氾濫危険水位（特別警戒水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位または流量を示して直ちに水防管理者および量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない	13条

水防警報	国	指定した河川において洪水、津波または高潮により、相当な被害を生ずる恐れがあると認められるときは、水防警報を行い、県に通知するとともに必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない。	16 条
	県	指定した河川において洪水、津波または高潮により、相当な被害を生ずる恐れがあると認められるときは、水防警報を行い、水防管理者に通知するとともに必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない。 また、国より水防警報の通知を受けたときは水防管理者に通知するとともに必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない。	16 条

4. 福井地方気象台の責任

福井地方気象台は、気象等の状況により洪水、津波または高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を知事に通知するとともに必要に応じて放送機関、新聞社、その他報道機関の協力を求めて、これを一般に周知しなければならない（水防法第10条）

ただし、通信の途絶その他の理由によって緊急やむを得ない場合は新潟地方気象台において行う。

5. 住民の義務

水防管理者（水防本部長）または若狭消防組合消防本部消防長より出動を命ぜられたときは、ただちにこれに協力し、水防に従事しなければならない。また、管理区域に居住する者は、常に気象状況、出水状況等に注意し、水害が予想されるときは、進んで水防に協力しなければならない。（水防法第24条）

第2 水防区域

水害のおそれがあると認められる下記の河川その他必要な河川等と認められるものにつき運用する。

水防区域名	警報を行うもの	河川名
水防警報区域	国土交通大臣	北川（瓜生大井根堰堤下流端から海まで） 遠敷川（国道27号遠敷橋から北川合流点まで）
	福井県知事	南川（小浜市中井飛川橋から海まで） 遠敷川（小浜市忠野集落下流から遠敷橋まで）
その他水防区域		南川、田村川、遠敷川、松永川、野木川、飯盛川、本所川、多田川、森川、江古川

第3 水防組織

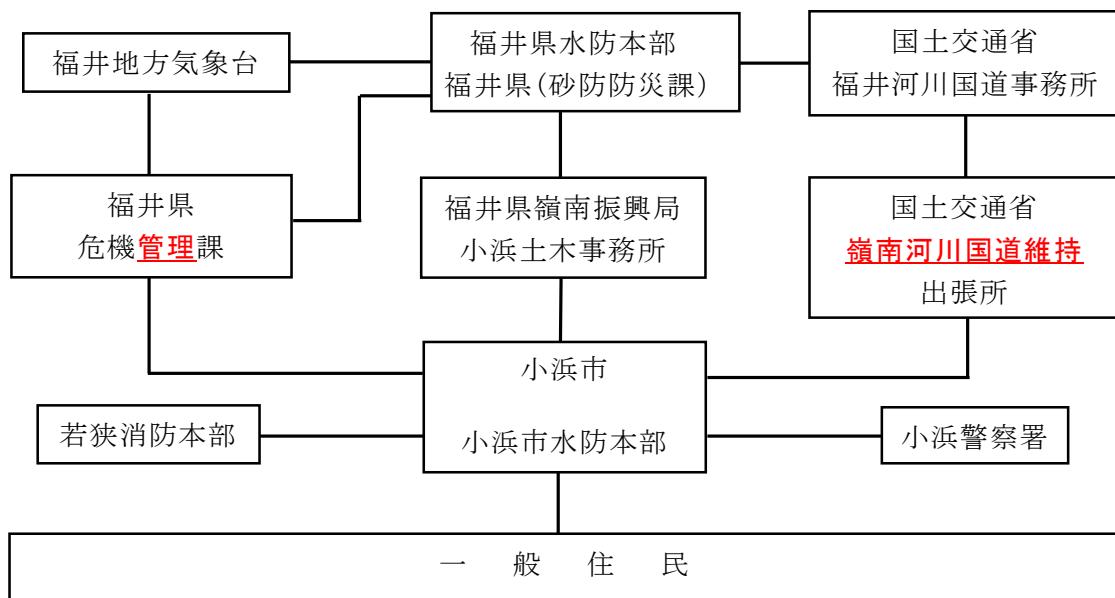
市長は、水防法第11条に基づく洪水予報または第16条に基づく水防警報を受け、かつ、市において水害が予想される場合は、市に水防本部を設置して事務を処理するものとする。

水防本部の組織は、別に定める小浜市水防計画による。

ただし、小浜市災害対策本部設置後は、本計画に基づき運営する。

第4 水防機構

水防本部は、水防活動に関する気象もしくは洪水の注意報もしくは警報または国土交通大臣や福井県知事からの水防警報を受けたときは、直ちに水防通信連絡系統により関係者に周知するものとする。



第5 雨量・水位の通報

水防本部は、気象状況により相当の降雨があると予想される場合は、関係機関と連絡を密にし、雨量、水位等の状況を把握する。

1. 主要水位観測通報箇所

河川名	観測地点	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	観測通報者
北川	高塚	5.20m	6.80m	7.00m	7.70m	嶺南河川国道維持出張所
遠敷川	遠敷	2.50m	2.80m	2.90m	3.60m	小浜土木
南川	和多田	2.10m	4.50m		7.70m	小浜土木
〃	中井	1.80m	3.20m		5.10m	小浜土木
〃	和久里	1.90m	3.50m	3.60m	4.40m	小浜土木
松永川	四分一	1.90m	2.40m		3.30m	小浜土木

2. 主要雨量観測所

観測所名	所在地	水系名	管理者	観測者
小浜	遠敷	北川	気象庁	アメダス
小浜	遠敷	北川	国交省	テレメーター
小浜土木	遠敷	北川	福井県	河川砂防情報
上根来	上根来	北川（遠敷川）	国交省	テレメーター
市場	若狭町市場	北川	福井県	河川砂防情報
大鳥羽	若狭町大鳥羽	北川（鳥羽川）	国交省	テレメーター

熊川	若狭町熊川	北川	国交省	テレメーター
河内川ダム	若狭町熊川	北川	福井県	河川砂防情報
中井	中井	南川	福井県	河川砂防情報
小倉	名田庄小倉	南川	福井県	河川砂防情報
井上	名田庄井上	南川	福井県	河川砂防情報
堀越	名田庄納田終	南川	福井県	河川砂防情報
堅海	堅海		福井県	河川砂防情報
大飯	おおい町本郷		気象庁	アメダス

第6 水防活動

1. 水防活動

市長または消防機関の長は、水防活動が必要と推定される場合または区域内の河川が水防団待機水位に達し、出動が予測されるときもしくは氾濫注意水位に達したときは、小浜市水防計画に定められた配備基準により水防体制に入るものとする。

なお、水防本部を設けずに水防体制に入った場合もこの計画に準じて行うものとする。

また、市長は、災害の状況によりこれらの配備体制では対処できないと判断したときは、直ちに水防本部を災害対策本部に切替えるものとする。

[配備体制および基準]

配備体制	配 備 基 準	災対体制
準備体制	大雨、洪水、高潮のいずれかの注意報が発表されたとき	第1警戒 自宅待機を含む
注意体制	大雨、洪水、高潮のいずれかの警報が発表されたとき	第2警戒
警戒体制	基準地点の水位が水防団待機水位を超え、さらに上昇の恐れがあるとき	第3警戒 警戒本部
活動体制	小規模な災害が発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合	
非常体制	大規模な災害が発生、または発生のおそれがある場合 土砂災害警戒情報が発表、または発表される見込みがある場合 特別警報が発表、または発表される見込みがある場合 基準地点の水位が氾濫注意水位を超えて、さらに上昇する恐れがあるとき 福井県沿岸に津波注意報・津波警報・大津波警報が発表されたとき	災対本部

2. 水防監視警戒

(1) 常時監視

水防管理者、若狭消防組合消防本部消防長は、水防法（以下本項で「法」という。）第9条の規定により、必要があると認めたときは、市職員、消防職員または消防団員を派遣して、河川および海岸水防区域を巡視させ、水防上危険があると認められる箇所があるときは、嶺南河川国道維持出張所長、小浜土木事務所長および関係施設管理者に対し、必要な措置を求める。

(2) 非常警戒

水防管理者は、法第10条の2の規定による通知を受けたときは、水防区域の監視および警戒を厳重にし、過去の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として巡回し、次の状態に注意して異常を発見した場合は、ただちに各管理者に通報するとともに、水防作業を開始しなければならない。

- ① 堤防の溢水のおそれがある箇所の水位の上昇
- ② 天端の亀裂または沈下
- ③ 表法で水当たりの強い場所の亀裂および欠け崩れ
- ④ 裏法の漏水または飽水による亀裂および欠け崩れ
- ⑤ 横門の両軸または底部からの漏水と扉の締まり具合
- ⑥ 橋りようその他の構築物と堤防との取付部分の異状

(3) 警戒区域の設定

水防管理者は、法第21条の規定により、水防上必要がある警戒区域を設定し、立ち入りを禁止し、もしくは制限し、またはその区域からの退去を命ずることができる。

(4) 警察官の援助の要求

水防管理者は、法第22条の規定により、水防上必要があるときは、小浜警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

3. 水防資機材

水防倉庫に、水防に必要な資機材を備蓄し、適時点検を行わなければならない。また、資機材の使用または損傷により不足を生じた場合は、速やかに補充しておくものとする。

4. 避難のための立退き

- (1) 水防管理者は、洪水または高潮等の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第29条に基づき必要と認める区域の居住者に対して音声告知放送、広報車、信号その他の方法により避難のための立退きを指示する。
- (2) 水防管理者は、立退きの指示をする場合、小浜警察署長にその旨を通知しなければならない。
- (3) 避難場所は、第3章9節「避難計画」によるものとし、避難場所には市職員を配置するなど、必要な受入体制をとらなければならない。
- (4) 避難の指示の発令基準については別に定める避難指示等の判断・伝達マニュアルによる。

5. 水防解除

水防管理者は、水位が警戒水位以下に減じ、かつ、危険がなくなったとき、または高潮のおそれがなくなつて水防解除を命じたときは、これを一般に周知させるとともに必要な防疫対策と災害復旧対策を講じなければならない。

6. 水防報告と水防記録

水防管理者は、水防が終結したときは、報告書を作成し、小浜土木事務所長にこれを報告するとともに、水防記録を作成保管する

第28節 土砂災害応急対策計画

市は、土砂災害に警戒するとともに、災害の発生した場合または発生するおそれがある場合は速やかな対策を実施する。

第1 情報の収集・伝達

市および防災関係機関は、「防災気象情報収集伝達計画」および「災害情報収集連絡計画」を活用し、緊密な連携のもと災害情報の収集に努めるものとし、特に大雨注意報・警報・特別警報・土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報等の伝達周知については、防災関係機関に徹底を図る。

1. 前兆現象（異常現象）の把握

市および防災関係機関は、所管する各危険地域のパトロールを実施し、災害情報の収集等を行い、前兆現象の把握に努める。

2. 降雨状況の把握

降雨の状況は、福井地方気象台観測記録、アメダス、テレメーター等や県の土砂災害警戒情報を活用して把握する。

第2 警戒体制

市は、福井県 河川・砂防総合情報システム等により提供される土砂災害警戒情報を活用し、警戒体制を確立する。

区分	第1警戒配備	第2警戒配備
前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	当日の日雨量が50mmを超えた場合	当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量が30mm程度の雨量が降り始めたとき
前日までの連続雨量が40～100mm以上あった場合	当日の日雨量が80mmを超えた場合	当日の日雨量が80mmを超え、時間雨量が30mm程度の雨量が降り始めたとき
前日までの降雨がない場合	当日の日雨量が100mmを超えた場合	当日の日雨量が100mmを超え、時間雨量が30mm程度の雨量が降り始めたとき

(注) 「急傾斜地崩壊危険区域における災害防止に関する市町村地域防災計画に定める事項について」(昭和44年8月20日消防防第328号)の警戒体制をとる場合の基準雨量例より

1. 第1警戒配備

市長は、危険区域に警戒員を派遣できる準備をするとともに、最も危険と判断する区域について警戒員を派遣し、警戒巡視、住民等に対する広報等を実施する。なお、派遣に至らない区域については区長や自主防災会に警戒等の措置を依頼する。この場合、市長は第2警戒体制に備えて要員の確保を図っておかなければならない。

2. 第2警戒配備

市長は、最も危険と判断する区域については、警戒員を増強するとともに、地元から

消防団員等の支援を要請し、住民に対して避難を行うよう広報するほか、必要に応じ警告、事前措置、避難の指示等を行う。ただし、派遣に至らない区域についても緊急出動できる体制とする。

3. 災害の拡大に対する配備

市長は、災害の状況により、これらの配備体制では対応できないと判断したときは直ちに災害対策本部を設け、非常配備を指令する。

第3 避難活動

避難については第3章9節「避難計画」によるものほか、次のとおりとする。

1. 避難指示

- (1) 市長は、土砂災害が発生し、または発生するおそれがある場合、その他災害の拡大防止のため、必要があると認めるときは、速やかに当該危険地域の住民に対して避難のための立ち退きを指示する。
- (2) 警察官は、市長による避難の指示ができないと認めるとき、または市長からの要求があったときは、関係住民に対し避難のための立ち退きを指示する。
- (3) 避難の指示を行った者は、防災関係機関へ通知する。
- (4) 避難の指示の発令基準については別に定める避難指示等の判断・伝達マニュアルによる。

2. 関係住民への周知徹底

市長が、避難の指示を行う場合は、関係住民に次の事項について、明確な指示を与える周知徹底を図る。

- (1) 避難場所
- (2) 避難経路
- (3) 避難時の注意事項

3. 避難者の誘導

市長は、自主防災組織等の責任者の協力を得て、避難経路の安全を確認し、あらかじめ定められた避難計画にそって避難地に誘導する。

4. 避難所の開設

- (1) 避難所は、危険区域ごとに安全な場所を選定し、開設するものとする。
- (2) 避難所を開設した時は、直ちに次の事項を県に報告する。
 - ① 災害発生場所、危険区域名
 - ② 避難所開設の日時および場所
 - ③ 避難状況と避難人員
 - ④ 開設期間の見込み

5. 避難指示の解除

市は、避難指示の解除を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

国および県は、市から土砂災害に関する避難指示等解除に関して求めがあった場合に

は、必要な助言をするものとする。また、大規模な土砂災害発生後には、必要に応じて国土交通省緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）や専門技術者等を派遣して二次災害の危険性等について市に助言を行うものとする。

第4 救助活動・応急対策

1. 市および消防機関は、土砂災害が発生したときは、被害の拡大を防止するため、直ちに救助活動を実施する。
2. 警察機関は土砂災害が発生した場合は、市その他関係機関と連携し、死傷者および要救出者の確認とその救助活動にあたるとともに、二次災害の発生等被害の拡大防止に必要な警戒警備、交通規制等の所要の措置をとる。
3. 市長は、土砂災害が発生したときは、防災関係機関と協議して、速やかに応急復旧工事を実施する。

第29節 雪害応急対策計画

積雪時において交通、輸送を確保し、建築物の安全性の確保を図るため、計画的な除排雪を行い、住民生活と経済活動の安定を図る。

第1 除雪対策

交通の確保については、主要幹線道路、バス路線、通勤通学道路、日常生活に欠かせないゴミ・し尿収集路線、公共施設連絡道路等や鉄道路線をその重要度に応じて、市、県、国、鉄道事業者が除雪計画を立て、効率的に除排雪を行う。

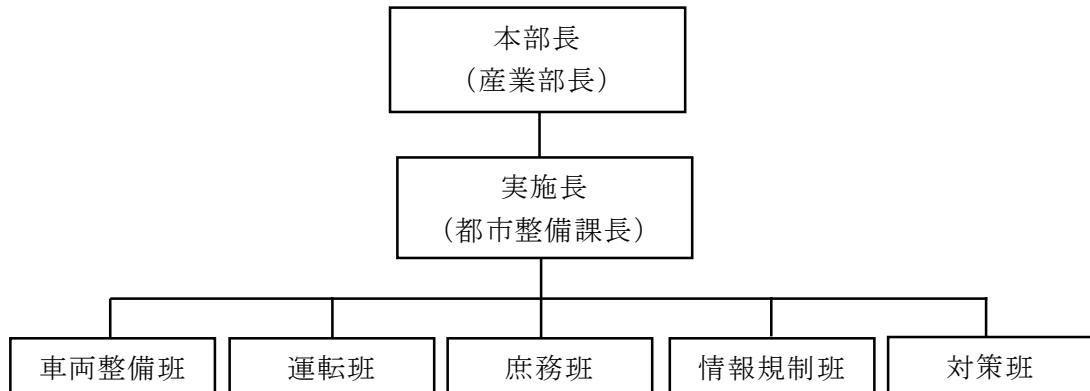
なお、具体的な計画は、毎年度定める「小浜市の道路除雪対策計画」による。

1. 除雪組織

福井地方気象台の発表する気象情報を参考とし、原則として12月1日から翌年の3月31日まで産業部長を本部長とする小浜市除雪対策本部を設け、本部長の指揮のもとに適切な道路除排雪を実施する。

異常降雪で市長が特に必要と認めたときは、道路交通確保が十分行われるよう、除雪対策本部を雪害対策本部に移行する。本部長は市長とする。

[除雪対策本部機構図]



2. 除雪責任者

(1) 道路

- ① 近畿地方整備局福井河川国道事務所 **嶺南河川** 国道維持出張所
一般国道のうち直轄指定区間の道路
- ② 福井県
前号以外の国道および県道
- ③ 小浜市
市道および主要道路
- ④ 西日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱
舞鶴若狭自動車道

(2) 鉄道

- ① 西日本旅客鉄道株式会社
営業路線（小浜市）

3. 除雪の実施

除雪の実施は各除雪責任者が毎年度、実施路線、実施基準および実施方法を各施設の除雪計画に定め、責任者相互に連絡調整を行い実施する。

市道の除雪は、都市整備課に配備された除雪機械、民間委託業務および借上機械により、次の要領により除雪を実施する。

[除雪車出動計画基準]

体制	降雪の状況	作業内容
除雪準備体制	気象情報等により降雪が 10 cm以上予想される場合 除雪重点路線（※）に関しては、降雪 5 cmを目安とし、気象情報等からさらに降雪が予想される場合	<ul style="list-style-type: none"> ・除雪基地での待機 ・降雪状況の確認（巡回）、情報収集 ・県道除雪の状況把握 ・除雪車の始動点検 ・運転要員の待機
平常体制	積雪量が 10cm に達した場合、ただちに除雪作業を開始する。	<ul style="list-style-type: none"> ・除雪作業開始 ・1種から3種までの路線の交通を確保する。
	なお、降雪量が毎時 5cm を超え、6 時間以上降り続いているとき、または、一昼夜の降雪量が 30cm を超えると予想される場合	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒体制の準備
警戒体制	積雪量が 0.6 から 1.0m に達した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・1種から2種までの路線の交通を確保する。
	なお、降雪量が毎時 7cm を超え、3 時間以上降り続いているとき、または、一昼夜の降雪量が 50cm を超えると予想される場合	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急体制の準備 ・災害対策本部設置の準備 ・民間借り上げ待機の準備 ・オペレーター要員の確保 ・排雪場所の確保
緊急体制	積雪量が 1.0m 以上に達した場合または降雪量が毎時 10cm を超えると予想される場合	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部設置 ・1種路線の交通を確保する。 ・情報収集、連絡体制の強化 ・借り上げ車の出動 ・オペレーター要員応援事前手配 ・人家連坦区域の排雪作業開始

※ 除雪重点路線：西街道線、和久里竹原線（県の路線と連携し実施）

4. 除雪路線の駐車禁止

道路除雪の円滑化を図るため、11月15日から3月31日までは、除雪路線における駐車を禁止し、除雪作業を妨げる駐車車両については小浜警察署の協力を求めて、路上駐車の防止に努める。

5. 歩道除雪

歩道上の積雪を小型除雪機械等により排除する作業で、歩道除雪指定路線が除雪出動基準（15 cm）になった場合、状況により実施する。

なお、積雪状況に応じて除雪指定路線以外も適宜実施するものとする。

6. 堆雪の排除

雪捨て場所は、本部長が必要と認めた場合に設置し、広報等を通じて住民に広報する。

雪捨て場所は、ダンプトラック等の車による排雪場とし、小規模の排雪については、自治会の区域にある空き地等を利用するなど、自治会への対応を求める。

7. 連絡体制

- (1) 各除雪責任者は他の責任者および関係市町と待機の有無、除雪の開始・終了等の連絡を密にし、道路網の連携のとれた除雪作業を行う。
- (2) 各除雪責任者は小浜警察署と除雪対策計画につき協議し、路上放置物件の取締り、除雪機械の運行に関する交通整理、その他の協力を要請する。
- (3) 国道、県道、JR線との交差点など各実施路線の交差点または平行路線の除雪の際は、相互連絡を徹底し、円滑な通行を確保する。

8. 住民協力を得るための広報活動の実施

市広報誌による広報を通じて、住民に対し降雪期前の除雪に関する注意事項等を広く啓発する。また市ホームページを活用し、降雪期前の啓発および冬期間の情報提供を広く行う。

第2 雪害対策本部の設置および廃止

市長は、積雪量が1.0m以上に達した場合または降雪量が毎時10cmを超えると予想され、道路除雪体制が緊急体制に移行し、更に降雪が予想され、雪害対策本部（災害対策本部）を設置する必要があると認められる場合は、第3章1節「緊急活動体制計画」に基づき雪害対策本部を設置するものとする。

市長は、堆雪処理、除雪対策等の措置がほぼ終了し、かつ、気象予報等を総合的に勘案して、雪害対策本部の配備体制を繰り下げまたは廃止する。

第3 堆雪排除対策

1. 排雪対策

- (1) 屋根雪下ろしおよび道路除雪で生じた堆雪は、自治会長を通じ、住民に早期排雪に協力を求めることとし、雪捨て場については、関係機関と協議のうえ毎年度定める「小浜市の道路除雪対策計画」によるほか、市が状況に応じ適当な場所を定める。
- (2) 下水道施設の機能維持のため、下水道マンホールへの排雪は禁止するものとする。

2. 融雪対策

- (1) 冬期間であっても異常な気象の変化により、気温の上昇や降雨によって、融雪水による災害のおそれがあるため、気象予報等に注意し、家屋等への浸水被害を防止するものとする。
- (2) 融雪水により河川等が増水し、水防上危険な場合は、「小浜市水防計画」に定めるところにより水防活動を実施する。

第4 建築物保全対策

1. 積雪量等を考慮し、早めの屋根雪下ろしを実施するよう住民に広報するとともに、できる限り自治会一斉に行うよう指導して協力を求め、堆雪は指定の雪捨て場へ搬送し排雪する。
2. 屋根雪おろし開始基準は、おおむね次のとおりとする。

積雪量		
(1) 木造建物	m ² 当たり 180 kg	(約 60 cm)
(2) 鉄骨建物	m ² 当たり 300 kg	(約 100 cm)
(3) 鉄筋コンクリート	m ² 当たり 420 kg	(約 140 cm)

ただし、建物の老朽度、堅ろう度、堆積状況、今後の降雪予測など十分考慮しながら作業を実施する。
3. 雪下ろしにあたっては、ガス、水道、電話線等への影響がないように注意し、かつ、危害防止に努めるものとする。

第5 食料物資確保対策

住民生活に必要な物資については、「食料供給計画」および「生活必需品供給計画」に定めるもののほか、特に緊急を要する生鮮食料品等の食料物資については、小浜市卸売市場および関係業者に協力を求め、物資の輸送および流通確保を図る。

第6 防災対策

1. 消防対策

消火栓、防火水槽等の消防水利は、常に確保されるよう自治会長に対し除排雪について協力を求めるとともに、標識等により位置を明示するものとする。
その他消防活動は、「消防計画」に定めるところによる。
2. 雪崩対策
 - (1) 雪崩が発生し、または発生するおそれがある場合で、人命等に危険があると認められるときは、関係防災機関に出動を要請し、排除工作および警戒にあたるものとする。
 - (2) 雪崩が発生し、または発生が予想され、避難の必要があると認められたときは関係住民に対し、避難の指示をする。
3. 家屋倒壊
 - (1) 積雪により、家屋の倒壊の危険があり必要と認める場合は、屋根雪下ろしについて勧告し、また一人暮らしの老人等の家屋で自力の除雪が困難なものに対しては、屋根雪下ろしに係る支援措置を講ずるものとする。
 - (2) 家屋倒壊が発生し、人命救助の必要がある場合は、消防機関等の防災関係機関の協力を得て実施する。
4. 孤立地区対策
 - (1) 積雪による孤立地区において、人命の危険が発生し救出の必要がある場合は、「救出

計画」に定めるもののほか、警察等の防災関係機関が相互協力し、救出活動を行うものとする。

- (2) 孤立地区に対する道路除雪は、特別編成の機械力を投入して開通に全力をあげるものとする。
- (3) 通信連絡が不能になった場合は、関係防災機関により復旧を図るものとする。
- (4) 人命救出等緊急を要する場合は、知事に対し、県航空隊または自衛隊へのヘリコプターの出動を要請する。
- (5) 事前対策として、あらかじめ孤立予想地区に対し無線設備の配備等緊急時の通信体制を確保するとともに、孤立時の応急措置等について周知徹底を図るものとする。(健康管理、疾病患者の入院、食料品、医薬品、日用品等の備蓄その他情報の連絡手段の確保)

5. ごみ・し尿対策

「廃棄物処理計画」に定めるほか、次のとおりとする。

- (1) ごみ収集対策
 - ① 道路除雪の状況等により収集車が運行出来ない地区においては、通行可能な路線沿いにステーションを定めるとともに周知を行い、住民の搬出協力を得て収集にあたるものとする。
 - ② 収集不能地区については、収集が可能となるまで、家庭等において保管するよう住民に協力を求めるものとする。
- (2) し尿対策
 - ① し尿の汲み取りは、降雪期までに済ませるよう指導するものとする。
 - ② 積雪時には、道路の除雪状況に応じ、し尿の汲み取りを行う。

6. ガスおよび上下水道保全対策

「電力・ガス施設応急対策計画」および「上下水道施設応急対策計画」に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) ガス設備
 - ① 積雪、凍結時における各戸の供給管およびガスマーターの破損防止については、住民の協力を得るための具体的な方法を広報し、保全に努めるものとする。
 - ② 需要家にあっては、屋根からの落雪等に伴う供給管等の破損によるガスの漏洩事故を防止するため、保護板の設置等必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 上下水道施設
 - 上下水道施設の機能維持を図るため、建物、ポンプ設備等の維持管理と除雪に万全を期し、上水道にあっては給水管の破損防止について広報活動に努めるものとする。

7. 農作物対策

- (1) 育苗用地等の確保については、除雪または融雪剤（わら灰、草木灰、カーボンブラック等）を散布して行うほか、作物の育成確保に努めるよう指導をする。
- (2) 温室ビニールハウスおよび樹園地の融雪については施設の倒壊、作物の損傷を防ぐため除雪または排雪を行いうよう指導する。

第30節 暴風・竜巻等災害対策計画

市は、暴風・竜巻等による被害を最小にとどめるため、災害発生時において、迅速かつ適切な応急対策を実施する。

第1 情報の収集・伝達

市、県および関係機関は、「防災気象情報収集伝達計画」および「災害情報収集連絡計画」を活用し、緊密な連携のもと災害情報の収集に努めるものとし、強風注意報・暴風警報・竜巻注意報等の伝達周知については、防災関係機関に徹底を図る。

第2 住民の安全確保

住民は、実際に暴風・竜巻等により、危険が間近に迫ったときは、直ちに安全な場所へ避難するなどし、安全を確保する。

第3 災害応急対策の実施

市、県および防災関係機関は、暴風・竜巻等による災害が発生した場合は、速やかに救出救助活動やガレキ撤去、ビニールシート設置等の応急対策を行う。

第31節 海上災害対策計画

海上ならびに沿岸の海難事故を未然に防止し、船舶航行の安全を確保するとともに港湾ならびに隣接区域の災害防止および環境の保全を期する

第1 海難対策

海難対策は、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等を想定する。

1. 情報等の収集・連絡、避難誘導等

海難が発生したとき、市、小浜海上保安署、若狭消防組合消防本部ならびに小浜警察署は、相互に連携して被害情報等を収集し、収集した情報を逐次県および警察本部に連絡する。また、必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行い、被害の拡大防止を図る。

(1) 小浜市

- ① 小浜海上保安署、小浜警察署、航行船舶から人的被害の状況等の情報を収集するとともに、必要に応じて敦賀海上保安部、県警察、県等へ、ヘリコプターによる情報収集を要請する。

また、被害規模に関する情報を含め、概括的情報をただちに県に報告するとともに、応急対策活動状況、配備体制、応援の必要性等について順次報告する。

- ② 小浜市漁業協同組合と協力して、漁船による危険物の浮流状況、規模等の情報収集を行う。
- ③ 沿岸パトロール班を編成し、沿岸からの情報収集と監視を行う。
- ④ 沿岸区長、消防団、沿岸企業等に情報収集を要請する。

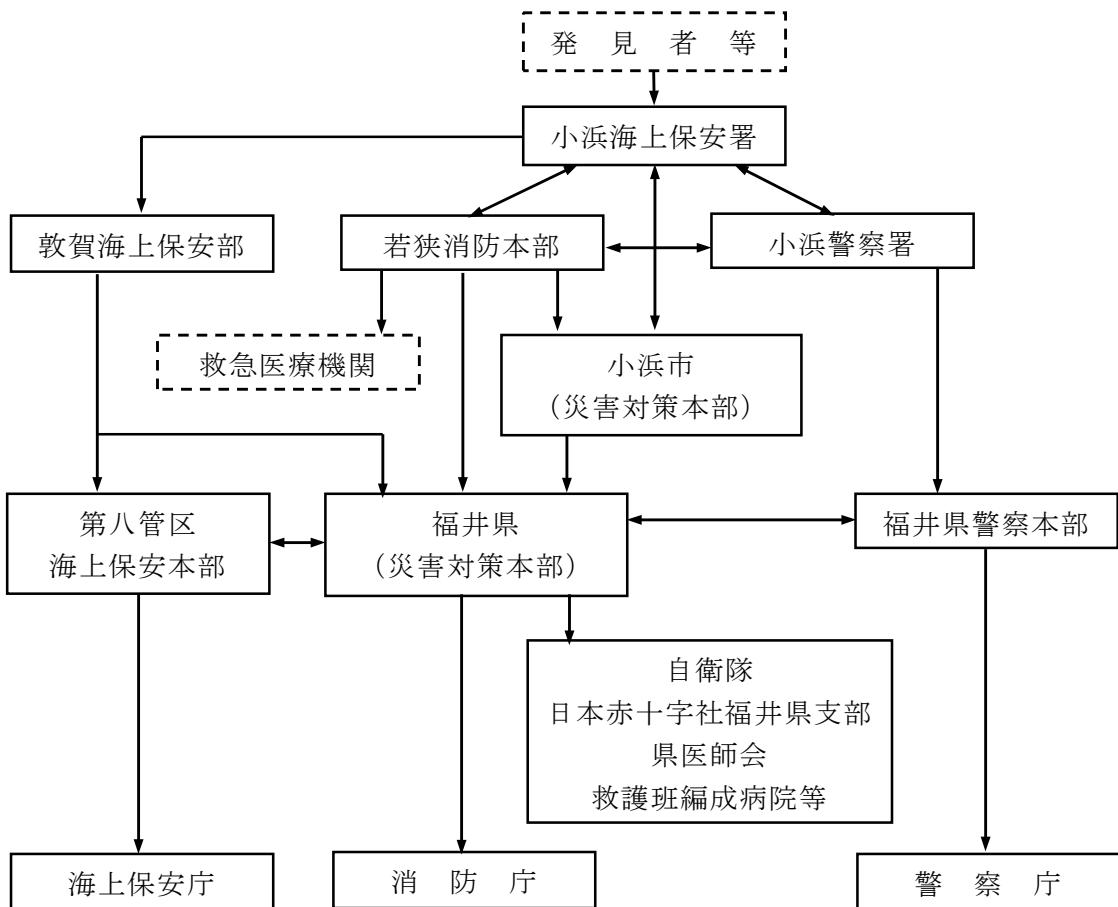
(2) 小浜海上保安署

- ① 原因者、関係事業者等から人的被害の状況等の情報を収集するとともに、巡視船(艇)等による被害規模に関する情報収集を行う。
- ② 収集した情報は、必要に応じ県および指定公共機関に報告する。
- ③ 必要に応じて航空機等による被害状況、浮流危険物の拡散、移動状況等について情報収集を敦賀海上保安部、管区本部に要請する。

2. 通信の確保

- (1) 市は、災害発生後、直ちに災害情報連絡のための防災行政無線、携帯電話、衛星電話等の通信手段の確保を図る。
- (2) 西日本電信電話(株)福井支店は、ただちに重要通信の確保を行う。

情報収集・連絡系統の概要



2. 活動体制の確立

市は、市域において大規模な海上災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害応急対策を推進する体制を確立する。なお、災害対策本部を設置したときは、県ならびに防災関係機関に速やかに通報する。

また、地域において災害応急対策を緊急に実施する必要がある場合は、その地域に現地災害対策本部を設置する。

小浜海上保安署は海上災害が発生し、または発生するおそれのある場合は、非常配備または警戒配備を発令し、必要のあるときは災害対策本部を設置する。

3. 救援活動

(1) 海上保安署の措置

① 負傷者の救助、避難者の誘導、救出、海上輸送

大規模海難事故等が発生した場合は、巡視船艇および航空機等により、負傷者の救助、避難者の誘導、救出および海上輸送等を行う。

② 緊急輸送および医療機関への出動要請

災害救援関係要員、緊急物資等の緊急輸送の要請があったときは、状況に応じて支援するとともに、必要に応じて県等を通じ、医療機関への出動要請をするものとする。

③ 自衛隊の派遣要請

大規模海難事故等が発生した場合または事態が急迫している場合は、第八管区海上保安本部を介し、自衛隊の派遣を要請するものとする。

④ 関係機関と連携した捜索活動の実施

行方不明となった人命、船舶

- ⑤ 海上交通の安全確保
 - ・船舶への災害情報の広報・周知
 - ・船舶の通行禁止、制限等の措置
 - ・海難船舶等の移動および障害物の除去
- ⑥ 船舶火災の消火活動
 - ・船舶火災または海上火災が発生したときは、巡視船艇により迅速に消火活動を実施する。
 - ・小浜海上保安署および若狭消防組合は、相互協力して消火活動を実施する。

(2) 小浜市の措置

- ① 地域住民に対する避難指示

本部長は、地域沿岸の住民に被害がおよぶと判断されるときは、報道機関、広報車、携帯電話メール等により避難の指示を行うものとする。

- ② 水難救護法による人命、遭難船舶の救助

市は、小浜海上保安署、福井県、小浜警察署等と連携の上、人命、遭難船舶の救助に努める。

なお、小浜海上保安署から要請のあった場合、救助活動に協力するものとする。

- ③ 沿岸地先海面の海岸パトロール

市は、火災や漂着等によって被害が沿岸部におよぶおそれがある場合、地先海面の巡回監視を行うものとする。

- ④ 緊急輸送活動および交通の確保

状況に応じて、市は負傷者等の搬送、救護班の派遣、その他救援活動のための要員や物資・資機材の輸送等の災害応急対策を行う。また、市で対応できない場合には県に応援を要請する。

- ⑤ 捜索・救助活動

若狭消防組合消防本部は、消防団を動員して沿岸部の捜索活動および救助活動を行う。

また、必要に応じて、他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防応援隊の派遣等を要請する。

- ⑥ 医療救護活動

市は、若狭消防組合消防本部から要請があった場合、または自ら必要と判断した場合、負傷者の手当、医師の確保、救護所の設置、医薬品の手配等の必要な措置を講じる。

また、市の医療活動で対処できない場合には県に応援を要請する。

- ⑦ 行方不明者・遺体の捜索および埋葬

海上事故災害により行方不明者等が発生した場合は、3章第25節「遺体の捜索・処理・埋葬計画」に準じる。

第2 石油類大量流出対策

1. 活動体制の確立

市は、石油流出の発生情報が県から伝達されたとき、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するため、職員の配備体制を準備する。また、緊急時は、本計画の定めるところにより、災害対策本部を設置し、県ならびに防災関係機関に速やかに通報する。

また、地域において災害応急対策を緊急に実施する必要がある場合は、その地域に現

地災害対策本部を設置する。

小浜海上保安署は海上災害が発生し、または発生するおそれのある場合は、非常配備または警戒配備を発令し、必要のあるときは災害対策本部を設置する。

2. 防除活動の実施

海上保安庁長官から海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（第41条の2）による沿岸海域での防除措置要請があった場合、県の設置する流出油沿岸部除去連絡会の除去方針を踏まえ、市は、若狭消防署、小浜警察署、小浜市漁業協同組合、地元住民代表、市災害ボランティアセンター、自衛隊の災害派遣部隊等と共同で次の防除活動を展開する。

- (1) 市単位の除去組織の設置
- (2) 沿岸部の監視
- (3) 回収油の一時集積場所の確保
- (4) 沿岸部での除去活動の実施
- (5) 回収油の一時集積場所への輸送および貯留
- (6) 沿岸部での除去活動情報の収集および県への伝達

3. 医療救護体制

市は、防除活動に従事する作業者の安全および健康の保持を図るため、活動拠点となる港等で医療救護活動が迅速に行えるよう、医師等の確保をはじめ、救護所の設置や医薬品の手配等に必要な措置を講じる。

4. 防除資機材(主として消耗品)の確保

防除資機材のうち、手袋、作業着、ひしゃく等の消耗品は、市の備蓄品または市内での調達で対応し、不足する場合は、あらかじめ定められた様式で県に確保を要請する。

5. ボランティア活動への支援

ボランティアの受け入れならびに活動調整は市災害ボランティアセンターが対応し、市はその円滑な運営のための支援を行う。

市は、ボランティア活動の自主性、自発性を尊重しつつ、適切な防除活動が図れるようボランティアとの連携に努める。

- (1) 必要に応じ、ボランティア関係団体および報道機関を通じて、広くボランティア活動への協力を呼びかける。
- (2) 防除作業の連携

作業手順、作業日、作業場所、安全管理、健康管理等について円滑なボランティア活動を図るため、必要な調整を行うものとする。

また、ボランティアの受付窓口を設置するとともに、必要に応じ登録手続きを行うものとする。

- (3) 活動環境の整備

被害状況、活動内容、活動場所、服装、携帯品等の防除活動に必要な情報や宿泊場所等の情報の提供についても配慮するものとする。

- (4) 健康管理等の支援

ボランティアの健康管理のため、救護所の設置および健康相談等の実施に努めるものとする。

また、ボランティアの万一の事故に備え、ボランティア活動保険の周知やその加入

を奨励するものとする。

ボランティアとの連携については、第3章第4節「ボランティア活動支援計画」に準じる。

6. 環境対策、風評対策

- (1) 環境汚染状況等に関する県への情報の提供および住民等への広報を行う。
- (2) 環境影響調査の実施および住民への結果の広報を行う。
- (3) 住民の健康への影響が予想される場合、必要に応じ救護所を設置するとともに避難指示時の住民の誘導や健康被害発生時の対応・相談先等の周知を図る。
- (4) 市は、県の実施する環境対策および風評対策に協力する。

7. 補償対策

- (1) 市は、漂着油の防除作業に際し、市が負担した経費を取りまとめ、事故原因者または（船舶の場合）その保険者に請求する。
- (2) 油濁損害の規模、内容等により、県が窓口となって補償請求することとなった場合は県と協議し、協力を得て請求事務を行うものとする。

第3 流木対策

台風、突風、津波、高波等のため海上および木材積載船からの大規模な木材の流出が発生したとき、沿岸住民、航海船舶、漁場等の被害防止、情報の伝達を実施するとともに、航路障害物の除去、航行整理等によって海上交通安全を確保する。

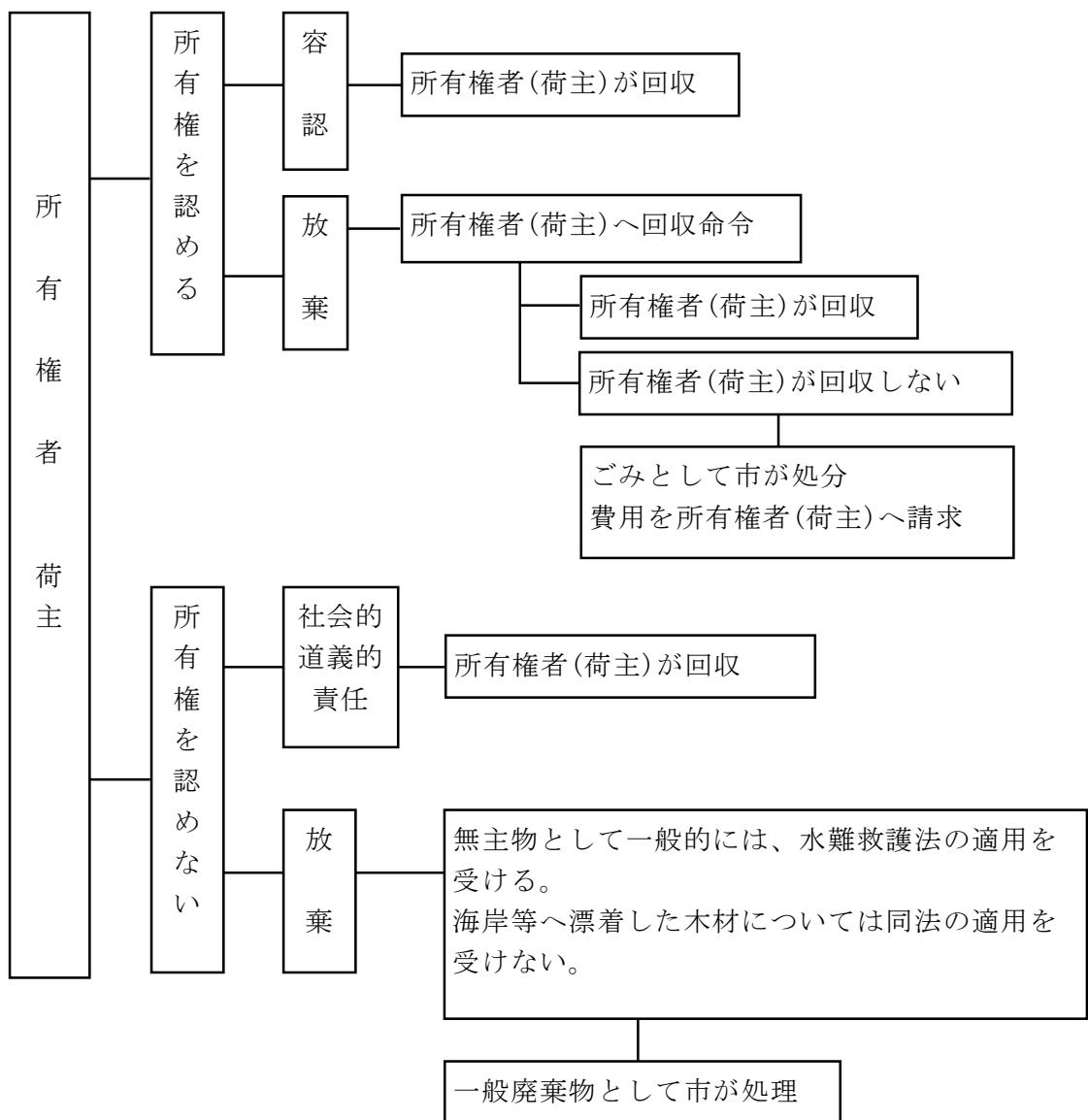
1. 実施体制

船舶積載木材の除去等は、船主または代理店および当該木材所有者が共同して実施する。

2. 応急対策の実施

市および関係機関は、大規模な木材の流出が発生したとき、次の必要な措置を講じる。

- (1) 小浜海上保安署の措置
 - ① 巡視船艇等による現場付近の状況調査、警戒および船舶交通の整理
 - ② 状況に応じたラジオ放送、水路通報等による船舶に対する周知
 - ③ 当該木材所有者または保管責任者に対して発する早急な集積の勧告もしくは除去命令
 - ④ 必要に応じた船舶交通の制限または禁止
- (2) 県の措置
 - ① 市に対する流出木材の情報伝達および応急対策上必要な指示
 - ② 他の関係機関に対する協力要請
- (3) 小浜警察署の措置
 - ① 小浜海上保安署との連携による流木の接岸または漂着のおそれがある沿岸地域における警察官等によるパトロール、情報伝達および警戒
 - ② 民心安定のための広報活動
- (4) 市の措置
 - 水難救護法(明治32年法律第95号)による人命および船舶の救助
- (5) 木材等の漂流物が海岸に漂着した場合の対応
 - 木材等の漂流物の所有権者（荷主）の対応により次の方法で処理する。



第32節 文教対策計画

災害時において、文教施設の被災または児童生徒および保育園児の罹災により、通常の教育ができない場合、応急教育などの必要な措置を講じるとともに避難所となっている学校では避難所生活に配慮しつつできるだけ早期に学校教育を再開するよう努める。

第1 事前計画

学校において避難所が開設され、避難所の運営等に教職員が携わる場合は、「避難所となる学校施設の災害時の対応マニュアル」により、次の事節を周知する。

1. 避難所の運営における教職員の役割および市本部との連携
2. 児童・生徒の安否確認の方法
3. 学校機能を早急に回復するために、学校内において避難者と児童・生徒とで共有する部分と児童・生徒または避難者のみが使用する部分の区分の検討
4. 授業中に大規模地震が発生した場合の児童・生徒の帰宅および保護者との連絡方法

第2 応急教育計画

1. 通学路の安全確保

市および県は、授業再開にむけて、通学に必要な道路や安全の確保について、関係機関と連携を取りながら、その確保に努める。

2. 授業等再開対策

市教育委員会は、非常時の授業体制について、実施可能な教科や確保可能な授業時数および教室等について検討し、当面の週日程および日課表を立案するなど、早期の授業再開対策について指針を示し、その策定について指導する。

(1) 学校施設の確保

市教育委員会は、学校施設が被災した時は、関係機関と協議のうえ代替教室を確保する。また、この場合は必要事項を教職員および住民（児童生徒）に周知徹底する。

① 被災学校が1校の一部のみの場合

被災箇所が普通教室のときは、転用可能な教室を転用する。それでもなお不足するときは、特別教室、屋内体育館の順で転用する。

② 被災学校が1校の場合

コミュニティセンターなどの公共施設を借用するほか、隣接学校の余剰教室および特別教室を借用する。それでもなお不足するときは、臨時校舎（プレハブ等）を建設する。

③ 被災学校が2校以上の場合

被災を免れた公共施設を利用するとともに、不足分については臨時校舎を建設するほか、比較的近い隣接学校の余剰教室および特別教室を借用する。

(2) 学用品の調達および支給

市教育委員会は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等によって学用品を喪失または毀損し、就学上支障のある児童生徒に対し、教科書、文房具および通学用品を調達・支給する。

① 支給品目

教科書（準教科書、副読本等の教材を含む）、文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、

クレヨン、絵具、下敷き、定規等) および通学用品（運動靴、傘、鞄、長靴等）

② 教科書

各学校別、学年別および使用教科書ごとの必要数量を速やかに調査し、県教育委員会に報告するとともに、その指示に基づいて教科書供給所等に連絡して供給を求める。または、同一教科書を使用する市内の学校や他市町の教育委員会に対し、使用済み古本の供与を依頼する。なお、不足するときは県教育委員会に対し調達供与を依頼する。

③ 文房具および通学用品

必要数量を県教育委員会に報告し、送付を受けたものを配布するほか、県教育委員会の指示に基づき調達し、配布する。

3. 教職員の確保

市教育委員会は、県教育委員会と連絡調整のうえ、授業再開に必要な教職員を確保するため、教職員の被災状況に応じた代替教員等の補充を実施する。

(1) 被災の教職員が僅少のときは、校内において確保する。

(2) 被災の教職員が多数で1学校内で確保できないときは、授業の実施状況に応じて市が管内の学校間において確保する。

(3) 市において確保できないときは、県教育委員会に教職員の派遣を要請する。

4. 奨学に関する事項

被災による家屋の全壊や流出等の被害のため授業料の納入等が著しく困難となった者に対しては、県および日本学生支援機構との連携による奨学金の増枠について働きかける。

5. 転学手続き

被災した児童生徒の中で、転校を希望する児童生徒については、保護者との連絡調整を図り、隣接市町、他府県に速やかな受入を要請する。

第3 応急保育計画

1. 保育児童の安全確保

市は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、休園、途中帰宅、家庭保育協力等の適切な措置を講じるものとする。

2. 保育施設の応急整備

市は、被害を受けた保育園の保育実施のため、施設・設備の応急復旧および代替施設の確保に努める。

3. 保育児童の健康維持

市は、被災地区の保育児童に対して、健康福祉センターの指示・援助により、健康診断等を行い、健康保持に十分注意するとともに、感染症予防についても適切な指導を行う。

4. 保育施設の応急対策

保育施設が被災し、その施設の全部または一部が保育の用途に供しなくなった場合は、

復旧に至るまでの間、応急施設を建設し、または公共施設を一時転用するなどして、保育施設の確保を図る。

5. 職員の確保対策

罹災保育職員の状況を把握し、職員に不足を生じた場合は、次の方法によりその確保を図る。

- (1) 退職保育士、または経験者を臨時に採用する。
- (2) その他の職員については市職員を臨時に充当する。

第4 保健厚生計画

1. 被災児童・生徒の健康管理

市教育委員会および校長は、被災児童生徒の体と心の健康の保持・増進を図るため、学校医および健康福祉センター等の専門機関との連携を図りながら、教職員等によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

2. 被災教職員および児童生徒の保健管理

災害の状況に応じて教職員および児童生徒に対し、県の指示または協力を得て感染症の予防接種または健康診断を実施する。

3. 被災学校の清掃および消毒

学校が浸水等の被害を受けたとき、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき、県の指示または協力を得て校舎等の清掃および消毒を行う。

第5 学校給食の措置

市教育委員会は、学校給食施設設備が被災したときは速やかに復旧措置を講じ、できる限り給食を継続できるよう努める。

1. 復旧措置は、施設設備、食品取扱等の衛生管理に十分注意し、給食に起因する感染症および食中毒の発生防止に努める。

2. 災害時における応急配給は、文部科学省および農林水産省の定める「災害時における応急配給」に基づき、給食物資の確保および輸送に万全を期する。

3. 炊出し等への協力

緊急を要し学校給食の施設、設備を使用して炊出しを実施する場合、校長は市の承認を受けて協力する。

第6 積雪時の対策

積雪時における児童生徒や保育児童の安全確保について、市教育委員会や関係者においてあらかじめ十分検討し、特に次の事項についてその万全を期する。

1. 通学路は常に積雪状況を把握し、除雪による拡幅措置を適切に講じるとともに、集団登下校時には誘導責任者を定めるなど、通学時の安全確保を十分考慮する。

2. 自動車通路での通行、横断等については十分注意するよう指導する。

3. 屋根の雪下ろしに対する危険防止について十分指導する。
4. 臨時休校等の措置については、あらかじめその基準を定める。

第7 社会教育施設等応急対策

1. コミュニティセンターおよびその他の社会教育施設や体育施設は、災害時において避難所、現地対策本部などに利用されるので、施設の被害状況を直ちに調査するとともに、その応急修理または補強を実施する。
なお、避難所等が開設された場合、職員は運営等に関し、協力するものとする。
2. 開館時に、災害発生の可能性があるときは、状況に応じて利用者の避難を誘導し、安全確保に努める。また、閉館等の措置を講ずる。
3. 被災状況を調査し、速やかに市の当該施設管理担当部局に報告する。

第8 文化財保護の応急対策

1. 災害発生の届出
災害が発生した場合には、所有者（管理責任者）は速やかにその被災状況を調査し、結果を文化財保護法、福井県文化財保護条例、小浜市文化財保護条例および小浜市伝統的建造物群保存地区保存条例の規定に基づき市教育委員会および県教育委員会に届出（報告）しなければならない。
2. 文化財の保護復旧
市教育委員会は前項の届出を受けた場合は、直ちに職員を現地に派遣し、被害状況を把握し、被災文化財の被害拡大を防止するための応急措置に努めるとともに、個々の実情に応じ、県教育委員会と協議のうえ復旧対策を講じるものとする。

第33節 農林水産業等対策計画

大規模な風水害等により農地や農作物、農業用施設、漁業用共同利用施設等に多大な被害が出ることが予測される。

そのため、災害時には県および農林水産業関係団体等と密接に連携を図り、被害等の情報収集に努めるとともに被災した施設等については、機能を回復するための応急対策を実施する。

第1 被害状況の把握

1. 産業班は、大規模な災害が発生した場合、被害調査班を編成し、農作物や農地、畜産、農業用施設、山林、林業施設、漁船、漁業用共同利用施設等の被害状況を農林水産業関係団体等の協力を得ながら、速やかに把握する。
2. 農業用施設および漁業用共同利用施設等の施設管理者は、風水害等による被害が発生した場合、直ちにパトロールを実施し、各施設の主要構造物等の緊急点検を行う。その際に危険箇所が認められるときは、市および関係機関等へ連絡するとともに付近住民に対する避難のための指示等適切な避難誘導を実施するものとする。
3. 把握した被害状況は産業班が取りまとめ、対策本部に報告するとともに「福井県農林水産業被害報告要領」に基づき、県へ報告する。

第2 農作物および農業用施設等

1. 二次災害防止のための緊急対策

産業班は、農業用施設の被害状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するため福井県農業協同組合および関係農家に対し、次の指導または指示を行う。

- (1) 農舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置
- (2) 農業用燃料の漏出防止措置
- (3) 農薬の漏出防止措置

2. 応急対策

産業班は、農林業関係団体や農家等と連携協力し、農作物および農業用施設等の被害状況を把握し、県に報告するとともに、被害状況に応じた応急対策を講ずるものとする。

- (1) 種苗の供給体制の確保
災害により農作物に被害を受けた場合、種苗が緊急に必要になることから、福井県農業協同組合や県を通じて種苗の供給体制の確保を図るものとする。
- (2) 病害虫の予防
災害により農作物に病害虫の発生が予測される場合、速やかに薬剤を確保するとともに若狭農業協同組合を通じた病害虫駆除のための薬剤散布を実施する。
- (3) 応急対策用農業用資機材の円滑な供給

第3 農業土木の応急対策

1. 農地のたん水排除

河川等の決壊により生じたたん水を排除するため、県や土地改良区、水防団等と連携を図りながら仮閉め切りや排水作業、仮排水路工事等を行う。

2. 排水機場の運転管理

災害発生とともに機械設備等の再点検を速やかに行うとともに、破損箇所については機能回復のための応急工事を行い、排水処理の万全を図る。

また、排水を行う場合は他の排水機場と直ちに連携を図るとともに、必要により土地改良区等の関係団体の協力を得て運転の管理にあたる。

3. 農業用施設等の応急工事

農業用施設の被害や農地等のたん水被害を最小限度にくい止めるため、関係団体の協力を得るとともに、被災した施設の被害拡大防止や機能の一時的回復を図るための応急工事を緊急に実施する。

4. 農業集落排水施設

災害等により下水の排水に支障をきたす被害については、早急に機能を回復するための応急措置を実施する。

第4 漁業用共同利用施設等

1. 二次災害防止のための緊急対策

産業班は、漁業用共同利用施設等の被害状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するために小浜市漁業協同組合、および漁家に対し、次の指導または指示を行う。

- (1) 船舶燃料等の漏出防止措置および拡散防止または関係機関への協力要請
- (2) 流失した船舶、漁業用資機材等の早期回収措置または関係機関への協力要請
- (3) 流出油の拡散防止、回収、無害化措置または関係機関への協力要請

2. 応急対策

産業班は、被害状況に応じ、次の応急措置を講じ、関係者への指導、関係機関への協力要請を行う。

(1) 水産（機能）施設

冷凍・冷藏施設、給油・給水施設等に被害が生じた場合、県および小浜市漁業協同組合と連携を図りながら応急措置を実施する。

(2) 流出や転覆した漁船等

漁船等の転覆による船舶燃料等の流出、引火、拡散等の防止を消防、県、小浜海上保安署、小浜市漁業協同組合と連携を図り対処する。

また、流出した漁業用資機材や漁船および転覆船の処理対策についても協力して対応するものとする。

(3) 漁業者に対する広報

水産（機能）施設に被害が生じたとき、被害状況に応じ、小浜市漁業協同組合と連携し、出漁船等に対する水産（機能）施設被害状況の情報提供を行う。

(4) 応急対策用資材の円滑な供給

第5 御売市場の早期開場措置

産業班は、集出荷団体の協力を得て、市場開設区域および周辺地域の海産物の流通実態を把握し、早期の市場開設に努める。

被災した市場が応急工事で開設可能な場合は、市場開設者の協力を得て速やかに工事を行い、開設するものとする。

なお、開場が不可能な場合、県および市場開設者と協議し、他の開場可能な場所で仮設市場を開場するよう努める。

第34節 商工業対策計画

風水害等の災害による商工業の被害調査をいち早く実施し、防災関係物資の安定供給を図るとともに災害復旧のための労働者の確保や被災商工業者への融資対策等の早期実施による経済の安定を図る。

第1 被害状況調査

1. 食料、物資等の緊急調査

緊急時において食料や生活関連物資の安定確保に資するため、緊急に当該物資の製造、流通にかかる主要事業所の被害状況の調査を実施する。

(1) 調査対象範囲

市内の主要な製造事業所および流通（卸売店、量販店、小売店、小売り市場など）にかかる事業所

(2) 対象品目

食料品、日用品などの生活関連物資

(3) 調査・監視体制

物資供給班の職員による面接調査および可能な通信手段によるヒアリングによる聴取

(4) 調査内容等

① 店頭価格および価格動向

② 物資の需給動向および流通状況

2. 一般被害状況調査

災害融資対策等事後の災害復旧に資するため、災害を受けた全ての事業所について被害状況を調査する。

(1) 調査対象範囲

市内の災害を受けた全ての事業所（物の生産またはサービスの提供を業として行っている個々の場所）

※全ての事業所－総務省統計局の事業所統計調査の対象事業所

ただし、日本標準産業分類「大分類A－農業」「大分類B－林業」「大分類C－漁業」に属する事業所は除外する。

(2) 調査の単位

総務省の事業所統計調査に準じる。

(3) 調査の方法

調査票による被災事業所からの自計申告を基本とする。

ただし、必要により調査員面接聴取による他計申告も併用する。

(4) 調査体制

調査は物資供給班の職員によるが、災害の状況によっては事業協同組合等の商工関係団体、自治会への委嘱による体制とする。

(5) 調査事項

事業所被害状況調査表による。

第2 緊急必要物資および応急復旧用資材の確保

1. 緊急必要物資については、予想される災害時の需用量、主要取扱機関、災害時における輸送経路等の資料を整備するとともに、災害時におけるべき措置について、関係機関との連絡、通報および協力体制の確立に努める。
2. 緊急必要物資および応急復旧用資材で、災害の発生によって当該物資が極度に不足し、もしくは極度に不足することが予想される場合または当該物資の価格が高騰し、もしくは高騰することが予想される場合には、当該物資の生産、集荷および販売を業とする者または関係団体に対して当該物資を適正な価格で、円滑に被災地に供給するよう協力を求める。
この場合必要に応じて、緊急輸送についても所要の措置を講ずる。

第3 食料、生活関連物資の安定供給対策

1. 物価相談窓口の開設
売り惜しみ、便乗値上げ等に関する住民からの相談や苦情、問い合わせなどに対応するための相談窓口を市役所内に設置する。
2. 事業所等に対する指導、要請
物資供給班は、食料、物資等の緊急調査結果や相談窓口に寄せられた意見等に基づき、値上げや売り惜しみ等の行為が認められる事業所等に対して速やかに食料や物資の適正な価格や安定供給についての指導や要請を行う。
3. 調査結果等の情報提供
調査結果等については、広報情報班を通じ適宣、住民に情報提供するものとする。

第4 雇用対策

1. 災害復旧工事労働者の確保
災害復旧に関わる建設業等の労働者が不足した場合には、小浜公共職業安定所と連携を図り確保に努めるものとする。

第5 収容避難所への食料、生活必需品等の供給支援

物資供給班・産業班は、収容避難所で必要とする食料、生活必需品等の確保について避難所班から要請があった場合は、直ちに関係する事業所等へ依頼するものとする。

[防災関係物資]

区分		内 容
生活必需物資	食 料 品	米、パン類、小麦粉、野菜、鮮魚、食肉、鶏卵、みそ、醤油
	生活必需品	毛布、外衣、肌着、タオル、鍋、釜、湯のみ、バケツ 石油コンロ、石けん、マッチ、ロウソク、懐中電灯 傘、カッパ、靴、長靴、サンダル プロパンガス、灯油、軽油、重油
	救急医薬品	
災害復旧用資材		亜鉛鉄板、ブリキ板、ベニヤ板、鉄線、釘、ロープ セメント、コンクリートブロック、瓦、レンガ、板ガラス
災害復旧用器材		ショベル、スコップ、ハンマー、ツルハシ、金づち のこぎり、バール、ペンチ、チェーンソー
防災業務用薬剤		化学消火剤、油処理剤その他これらに類するもの
事業用資材		灯油、ガソリン、軽油、重油 他の事業用資材の内、特に必要と認めるもの

第35節 通信・放送施設応急対策計画

電気通信施設等に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、当該施設を災害から防除し、一般通信サービスを確保する。

第1 電気通信施設

西日本電信電話㈱、(株)NTTドコモおよびKDDI㈱等通信事業者は、災害時に応急作業を迅速かつ的確に実施し、電気通信サービスの確保を図る。

1. 応急対策

災害が発生または発生するおそれがある場合は、災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、通信の途絶の解消および重要通信の確保のため、次の措置を講じる。

- (1) 電話回線網に対する交換措置、伝送路切替装置等の実施
- (2) 災害用伝言ダイヤル等の提供
- (3) 非常用伝送装置または非常用衛星通信車装置による伝送路および回線の作成
- (4) 応急ケーブル等による臨時伝送路および臨時回線の作成
- (5) 予備電源、非常用発電装置等による通信電源の確保
- (6) 特設公衆電話の設置
- (7) 携帯電話の貸出し

2. 広報活動

災害により電気通信サービスの提供に重大な支障をきたした場合は、電気通信設備の被災状況および復旧状況等重要な情報の県および関係機関への連絡や、報道機関等を通じた復旧状況の広報活動などを行う。

第2 放送施設

㈱ケーブルテレビ若狭小浜は、災害が発生した場合、非常災害対策規定に基づき、迅速かつ的確に必要な措置をとる。なお、放送所、演奏所が被災した場合は、あらかじめ選定した待避所に速やかに移転し、放送を継続する。

1. 資機材等の確保

- (1) 電源関係諸設備を整備、確保する。
- (2) 中継回線、通信回線関係を整備、確保する。
- (3) 送受信空中線補強のための資材および予備空中線材料を整備、確保する。
- (4) あらかじめ特約した業者等から、応急対策に必要な機材を、緊急借用または調達により確保する。

2. 応急対策

- (1) 放送機等障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組に切り替え、災害関連番組の放送継続に努める。
- (2) 一部中継回線が断絶したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。
- (3) 災害のため放送局内演奏所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時の演奏

所を設け、放送の継続に努める。

- (4) ケーブルテレビ若狭小浜(株)は、CATV施設が被災した場合、直ちに放送施設およびケーブルの点検を行い、被災した施設等については迅速にその復旧作業に取り組む。

(注) 演奏所：放送局の演奏所とは放送対象地域内にある主要な主調整装置、演奏室、演奏装置等がある場所を演奏所といい、スタジオや調整室を合わせたもの。

3. 視聴者対策

(1) 受信設備の復旧

被災受信設備の取扱いについて、告知放送、チラシまたは新聞等の部外広報機関を利用して周知するとともに、関係団体および関係機関との連携により、受信設備応急修理班を組織し、被災受信設備の復旧を図る。

(2) 情報の周知

避難場所その他有効な場所へ受信機を貸与するほか、拡声装置、速報板等を設置するとともに、状況により広報車等を利用して視聴者への情報周知の徹底を図る。

第36節 電力・ガス施設応急対策計画

電力事業者およびガス事業者は、電力施設およびガス施設等の被害状況等を迅速に把握し、的確な応急対策を実施することにより、被害の拡大の防止と電力およびガスの供給確保に努める。

第1 電力施設

1. 活動体制

(1) 災害対策本部等の設置

防災体制を発令し、災害対策本部を設置するとともに、その下に災害対策支部をおいて災害対策業務を遂行する。

(2) 情報の収集、連絡体制の確立

災害対策本部は通信の確保を図り、被害状況、復旧状況等の情報の収集伝達を行う。

(3) 応急対策要員の確保

災害対策本部の長は、防災体制発令後直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。

被害が多大で当該電力供給機関のみでは早期復旧が困難な場合は、本部を通じて他の電気供給機関等に応援を要請し、要員を確保する。電気事業者は、倒木や土砂崩れ等が被災現場までの通行の妨げとなっている場合、道路管理者に障害物の除去などを要請することにより、早期復旧の体制を強化する。

2. 応急対策

(1) 危険予防措置の実施

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として送電を継続するが、水害および火災の拡大等に伴い、感電等の二次災害のおそれがある場合で、電力事業者が必要と認めた場合または消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講ずる。

(2) 復旧資材の確保および輸送

① 資材の調達

対策本部の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。

② 資機材の輸送

非常対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、船舶、航空機等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

③ 復旧資材の置き場等の確保

災害時において、復旧資材置き場および仮設用用地が緊急に必要となり、その確保が困難と思われる場合は、県および市町の災害対策本部に依頼して迅速な確保を図る。

(3) 応急対策工事の実施

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急性を勘案して、迅速、適切に実施する。

① 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮設復旧の標準工法に基づき、迅速

に行う。

② 変電設備

機器損壊事故に対し、電力系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

③ 配電設備

その場の状況に応じた臨機応変の仮工事により迅速確実な復旧を行う。

④ 通信設備

可搬型電源、移動無線等により通信連絡を確保する。

(4) 災害復旧の順位

各施設の復旧にあたっては、避難所、医療機関等を原則として優先するが、設備の被害状況や復旧の難易等を勘案のうえ、電力供給上復旧効果の大きいものから行う。

特に緊急を必要とするものは、電源車を配置し緊急送電を行う。

3. 災害時における広報活動

(1) 住民に対する広報活動

電力設備の状況、復旧活動の状況、復旧送電のめど、公衆感電事故防止および復旧後の通電時の火災発生防止についてのPRを主体とした広報活動を、広報車およびテレビ、ラジオ等の報道機関その他を通じて行う。

(2) 地域防災機関との協調

緊急を要する広報は、必要に応じ県、市町、警察、消防機関等とも密接な連絡をとり合う。

4. 代替施設設備の活用

避難所に対する電力供給確保のため、非常用発電機等の代替施設設備の活用を図る。

第2 ガス施設

1. 活動体制

風水害等の災害の発生によりガス工作物に甚大な被害の発生またはそのおそれがある場合、応急対策および復旧対策を円滑、適切に行うため、液化石油ガス事業者にあっては県エルピーガス協会またはその支部において対策本部を設置する。

2. 初動体制

(1) 消費者による初動対策

消費者は、風水害等の災害が発生した直後の二次災害を防止するため、自らが使用している火を消すとともに、容器バルブを閉止するほか、高齢者、障がい者等の災害時要援護者に対しても、近隣の住民が協力してその措置にあたる。

(2) 液化石油ガス事業者による初動対策

液化石油ガス事業者は、災害が発生した場合はその規模により緊急応援体制をとり、また緊急点検マニュアルに基づき病院等公共施設および集団供給設備のような大規模供給設備を有する施設に対し、速やかな施設の巡回点検、容器バルブ閉止などの応急措置を優先的に行う。

点検については、常時施錠してある貯蔵設備、病院等公共施設および大規模な容器置き場を有する施設を優先して行う。

(3) 容器の回収

液化石油ガス事業者は、消費者の要請、または巡視点検により発見した家屋の倒壊等により危険な状態となった液化石油ガス容器を安全な場所へ移動する。

3. 応急復旧

液化石油ガス事業者は、巡視点検により安全が確認された施設から順に供給を再開する。

また、改修が必要なものについては、緊急応援体制により事業者相互が連携し、復旧のための改修を行う。

4. 災害時における広報活動

次の場合は、需要家の二次災害防止を図るため、テレビ、ラジオ、新聞、チラシ、広報車等を利用して広報を行う。

- (1) ガスの供給停止が予想されるとき
- (2) ガス供給停止時
- (3) 復旧完了における再供給時

5. 代替施設設備の活用

福井県エルピーガス協会若狭支部は、「災害時における応急救護用燃料の供給」に関する協定に基づき、避難所等に対するガス供給確保のため、カセットコンロ、L P ガス等の代替施設設備の活用を図る。

第37節 上下水道施設応急対策計画

市は、災害の発生に際し、水道施設および下水道施設の防護に努め、あわせて迅速かつ的確な応急対策を実施する。

第1 水道施設

災害時における被害を最小限にとどめ、生活機能を維持するため、水道施設全体について被害状況を把握し、速やかに応急復旧を行う。

1. 応急復旧体制

災害時の行動指針に基づき情報伝達体制、相互協力体制および応急復旧資機材の調達体制を確立する。また、災害時の行動指針に基づき情報収集・連絡体制を確立する。

2. 応急措置および復旧

(1) 被害状況の収集

災害が発生した場合、速やかに施設の点検を行い、被害状況の把握に努める。

(2) 第1次復旧工事

浄水池およびろ過池等の被害に対しては、応急復旧を行う。

災害時の停電に対しては、自家発電装置により取配水機器を操作し、速やかに送配水ができるよう努める。

管路の被害に対しては、直ちに復旧を行うものとし、導水管、送水管および主要な配水管を修理し、特設された応急給水栓等から給水し得るまでの復旧工事をめどとする。

(3) 第2次復旧工事

第1次復旧工事により応急給水栓から給水された時点で各戸給水をめどとして、復旧工事を施工する。

① 給水管の分岐は、配水管およびその支管の復旧工事が完成した後、医療施設等緊急を要する施設を優先的に配水管の分岐工事を開始する。

② 給水装置の整備は、被害状況に応じて次の方法により整備する。

ア 既設管を生かす。

イ 仮配管より既設管に通水して生かす。

ウ 仮配管より各戸に給水する。

(4) 恒久復旧工事

復旧工事に当たっては、再度の被災の防止を考慮し、耐震性の向上等の観点から、必要な改良復旧を行うとともに、耐震化の整備を図るなど、計画的に復旧対策を進める。

① 改良復旧は、現行の拡張事業を勘案して施行する。

② 災害後の地域復旧計画と連携を保って施行する。

③ 石綿セメント管および老朽管はできる限り取り替える。

④ 配管状態の図面整備に万全を期する。

3. 代替施設整備の活用

医療施設や避難所等に対する飲料水確保のため、給水車（水槽付消防車も含む）やろ水器による給水を行うほか、水質条件を満たした道路融雪用の井戸水などの活用を図る。

第2 下水道施設（集落排水施設を含む）

災害時における下水道施設の被害を最小限にとどめ、環境汚染の防止を図るため、管路施設・ポンプ場および処理施設を含むシステム全体について被害状況を把握し、緊急装置・施設の復旧作業を実施する。

1. 防災体制

職員の配備については、災害時に一般通信網および交通機関が利用できないことを考慮して、災害時の非常配備体制を確立する。

2. 要員および応急対策用資材等の確保

要員、応急対策用資材等の確保および施設復旧について、関係機関および団体等に対し、広域的な支援を要請する。

3. 応急対策

(1) 被害状況の調査および施設の点検

災害発生後は、二次災害のおそれのある施設等、緊急度の高い施設から、順次、重点的に調査および点検を実施する。

(2) 応急復旧計画の策定

管路施設、ポンプ場および処理施設によって態様が異なるが、次の事項等を基準として復旧計画を策定する。

- ① 応急復旧の緊急度および工法
- ② 復旧資材および作業員の確保
- ③ 設計および監督技術者の確保
- ④ 復旧財源の措置

(3) 応急措置および復旧

① 管路施設

ア 管路損傷等による路面の障害に対する緊急措置

交通機関の停止、通行人の事故防止等の緊急措置をとった後、関係機関に連絡をとり、応急対策を講じる。

イ マンホール等からの溢水の排除

可搬式ポンプを利用して、他の下水道管渠、排水路等へ緊急排水する。

ウ 雨水渠における浸水防止

破損箇所での土のう等による浸水 防止の措置、可搬式ポンプによる排水等の措置を講じる。

② ポンプ場および処理施設

ア ポンプ設備の機能が停止した場合の措置

損傷および故障箇所は直ちに復旧にかかるとともに、浸水等の場合には緊急排水、浸水防止等の措置を講じる。

イ 停電に対する措置

設備の損傷、故障の程度等を確認のうえ、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧に努める。

ウ 自動制御装置の停止に伴う代替措置

現場の手動操作によって運転することになるため、目頃から非常時に備え、手動操作についても習熟しておく。

工 危険物の漏洩に対する応急措置

危険物を扱う設備については、災害後、速やかに点検し、漏洩の有無を確認するとともに、漏洩を発見したときには、あらかじめ訓練した方法に従って、速やかに応急措置を講じる。

4. 汚水の排除制限および仮排水

管渠の損壊等により処理不能となった場合は、住民に対し下水道への排水制限を行うほか、汚水の滞留に備え、ポンプ・高圧洗浄機等の確保を行う。

5. 代替施設設備の活用

下水道施設に支障をきたした場合は、避難所等に仮設トイレを設置するなど、代替施設設備の活用を図る。

第38節 交通施設応急対策計画

市の各交通施設の事業者および管理者は、災害により交通施設に被害があった場合は、速やかに応急復旧を行い交通機関としての機能を維持する。

第1 道路施設

1. 災害対策用緊急輸送道路の確保

災害により道路施設が被害を受けた場合、災害対策活動を迅速かつ効果的に推進するため重点的に応急復旧する路線をあらかじめ選定する。

2. 交通規制

災害の発生により、道路等が危険な状態にあると認められる場合または危険を予知したときは、被災地およびその付近の状況により、関係機関で交通規制を行う。

実施者	範囲	根拠法
国土交通大臣 県知事 市長	1 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合	道路法第46条
公安委員会 警察署長 警察官	1 災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認められる場合 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合 3 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じ、またはおそれがあるため緊急に当該道路の通行を禁止または制限する必要があると認めた場合	災害対策基本法 第76条 道路交通法第4条 道路交通法第6条

3. 一般道路

(1) 防災関係機関等への連絡

所管する道路の被害状況を速やかに把握し、措置状況等を含めた情報を関係機関へ連絡する。

(2) 点検措置の実施

災害の発生直後、道路等について直ちに点検(状況把握、応急復旧箇所)を実施する。また、駐車車両、道路上への倒壊物・落下物等道路の通行に支障を及ぼす傷害物を除去し、交通の確保に努める。この場合、緊急輸送路線、主要道路から優先的に障害物の除去を実施する。

(3) 応急復旧の実施

災害が発生した場合、所管の道路について、路面の沈下陥没および亀裂、道路部と構造物との取付部の段差、法面の崩壊、橋梁の損傷等、被害状況に応じた応急復旧を行い、最も早い工法を選定し、交通の確保に努める。

(4) 占用物件等他管理者への通報

上・下水道、電気、電話等の道路占用の施設に被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。

なお、緊急のため、通報のいとまがない場合は、通行禁止等、住民の安全確保のための必要な措置を講じ、事後通報を行う。

(5) 通行止等緊急措置

道路の陥没および亀裂等、災害が発生した場合は、警察署、消防機関等の協力を求め、通行の禁止または制限、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等、住民の安全確保のための必要な措置を講じる。

4. 高速道路

西日本高速道路㈱および中日本高速道路㈱は、災害発生の恐れがある場合、または災害が発生した場合は、直ちに災害応急対策に入る。

第2 鉄道施設

1. 活動体制

(1) 対策本部および現地対策本部の設置

事故が発生したときは、支社内に事故対策本部を、事故現場には現地対策本部を設置する。

(2) 社員の動員

社員は、緊急時の連絡経路図および非常招集連絡表に従い参集し、旅客の救護、応急復旧作業の任務を行う。

2. 災害時の初動措置

(1) 旅客に対する案内

乗務員は、輸送指令員からの指示、情報等について必要な事項を旅客に案内するとともに、今後とるべき措置をできるだけ速やかに放送して混乱等の発生を防止する。

現地本部長および駅長は、災害被害の状況を考慮して旅客および公衆の動搖や混乱を招かぬようするため、避難口の状況、社員の誘導に従う指示、規模と建造物の安全性、落下物についての注意、列車の運行状況、駅周辺および沿線の被害状況等についての周知に努める。

(2) 避難誘導

駅長および乗務員は、列車または路線構造物の被害または二次災害の発生危険が大きいと予測したとき、その他沿線被害地の火災等により危険が迫ると判断したときは、速やかに輸送指令または近接の市町と連絡のうえ、旅客を安全な地点に誘導する。

現地本部長および駅長は、災害の規模、二次災害の発生の危険、建築物の状況、駅および駅周辺の被害状況を考慮して要配慮者を優先して混乱を招かないよう配慮する。

転倒～落下物に注意し、停電で誘導不能の事態が生じないように携帯電灯を準備する。

(3) 救護措置

現地本部長および駅長は、被害の状況により救護施設を開設し、関係防災機関および隣接現業機関、医療機関の救護を求める。

3. 関係施設の応急復旧

支社と社員および外注業者の協力により、復旧は、重要度の高い線区から仮復旧を行

って、食料その他非常緊急にかかるものの輸送を早急に確保するよう努める。

第3 漁港施設および航路施設

漁港は、災害時には救援活動や物資等の緊急輸送の拠点として重要な位置を担っており、被災した場合は早急に復旧する必要がある。

そのために、大規模な災害が発生した場合は、速やかに被災状況を調査することを原則とする。

なお、小規模な災害であっても漁港や水産施設に被害が見込まれる場合はこの限りではない。

1. 漁港応急対策

(1) 被害状況の把握

災害後、ほぼ一両日の日程で目視観測を中心として、漁港施設の被災概要（被災の有無・大小・位置）を把握するとともに、大きな二次災害につながる可能性のある箇所を発見するための調査を実施する。

(2) 緊急処置

二次災害の恐れのある被災箇所については、立入禁止のためのバリケードや警告板設置による安全管理の処置を行う。

(3) 漁業者に対する広報

漁港施設に被害が生じたとき、被害状況に応じ、漁業協同組合と連携し、出漁漁船等に対する漁港施設被害状況の情報提供を行う。

第39節 危険物施設等応急対策計画

危険物施設等の管理者は、災害の発生により施設に被害が生じた場合、火災、爆発、流出拡散の防止等二次災害の発生を防止し、速やかに応急措置を行う。

また、施設の関係者および周辺住民に対する危害防止を図るため、必要な措置を行う。

第1 危険物施設

危険物施設の災害による被害を最小限にとどめるため、関係事業所の管理者、危険物保安統轄管理者、危険物保安監督者および危険物取扱者等は、災害が発生した場合、当該危険物施設の実態に応じて次の措置を講じる。

1. 危険物の取扱作業および運搬の緊急停止措置

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、弁の閉鎖または装置の緊急停止等の措置を行う。

2. 危険物施設の応急点検

危険物施設の現状把握と災害発生危険の有無の確認を図るため、危険物の取扱施設、消火設備、保安電源、近隣状況の把握等の応急点検を実施する。

3. 危険物施設からの出火および流出の防止措置

危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。

4. 災害発生時の応急措置

危険物による災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス、中和剤を十分活用し、状況に即した初期消火、危険物の流出防止措置を行う。

5. 防災関係機関への通報

災害を発見した場合は、速やかに若狭消防本部、警察等防災関係機関に通報し、状況を報告する。

6. 従業員および周辺地域住民に対する人命安全措置

災害発生の事業所は、消防機関、警察等関係機関との連絡を密にし、従業員および周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

第2 火薬類貯蔵施設

火薬類貯蔵施設の災害による被害を最小限にとどめるため、保安責任者は危害予防規定等により、次の保安措置を講じる。

1. 保安責任者は、災害による二次災害を防止するため、関係機関と迅速な連絡をとるとともに、施設に対する自衛保安等に必要な下記の措置を講じる。

- (1) 施設の安全確認および爆発・火災に対する適切な措置
- (2) 危険な状態の場合、付近の住民に対して警告する措置
- (3) 火薬類の数量の確認

(4) その他災害の発生防止または軽減を図るための措置

2. 県が災害の発生防止または公共の安全の維持を行うため、保安責任者等に対する火薬類の持出し等緊急措置命令を発した場合、市はこれに協力する。

第3 高圧ガス施設

高圧ガス施設の災害による被害を最小限にとどめるため、製造者等は危害予防規定により、次の保安措置を講じる。

1. 製造者等は、二次災害を防止するため、関係機関との連絡を密にし、施設に対する自衛保安等に必要な下記の措置を講じる。

- (1) 製造施設の運転、充てん作業、火気取扱作業、高所作業、荷役作業の停止等の措置
- (2) 移動式荷役設備等入出荷設備に関する退避または安全措置
- (3) 落下防止、転倒防止等の安全措置
- (4) その他災害の発生の防止または軽減を図るための措置
- (5) 従業者および付近の住民に対し退避するよう警告する措置

2. 県が災害の発生防止または公共の安全の維持を行うため、製造者等に対する操業の一時停止等の緊急措置命令を発した場合、市はこれに協力する。

第4 毒物・劇物取扱施設

若狭消防本部は、県および警察署と協力し、毒物・劇物取扱施設が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散漏洩または地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、またはそのおそれがあるときは、危害防止のための必要な措置を講じる。

また、必要に応じ市はこれに協力する。

第40節 その他災害応急対策計画

市は、大規模な事故等による被害の発生や多数の死傷者、要救出者が発生し、または発生するおそれがある場合、前節までの災害応急対策計画を準用するほか、本計画に定めるところにより応急対策を実施し、被害の拡散防止や環境保全および被害の軽減を図る。

第1 その他災害応急対策

航空機事故、列車、自動車事故（交通事故）、火災・爆発事故、毒物・劇物事故（サリン等の発散を含む。）などの事故により、多数の死傷者や要救助者が発生し、または発生するおそれがある場合、当該事故関係機関はもとより、防災関係機関は応急対策に万全を期する。

第2 情報の収集・伝達体制

3章5節「通信計画」および3章7節「災害情報収集連絡計画」に定めるもののほか、次のとおりとする。

1. 事故発生の通報

- (1) 事故発生の発見者は、直ちに警察官または若狭消防本部に通報するものとする。
- (2) 通報を受けた警察官または若狭消防本部は、直ちに市長に通報するものとする。
- (3) (2) の通報を受けた市長は、直ちに県に通報するものとする。
- (4) (3) の通報を受けた県は、直ちに当該事故関係機関および応急対策を実施する防災関係機関に通報するものとする。

2. 関係機関への連絡

事故が発生した場合、または発生の通報を受けた場合は、災害状況の把握に努めるとともに、事故の概要を直ちに県に報告の上、警察署および防災関係機関に連絡する。

第3 災害応急対策の実施

1. 市の災害応急活動体制

- (1) 県や防災関係機関に対し、迅速に災害応急対策活動がなされるよう要請する。
- (2) 県や防災関係機関への連絡を強化し、各関係機関の行う災害応急対策に積極的に協力する。
- (3) 当該災害の状況に応じて災害対策本部等を設置し、関係機関に連絡を行うとともに、状況に応じて職員を現場等に派遣する。
- (4) 灾害の状況等に応じて県および関係機関の職員ならびに関係者の派遣を要請する。
- (5) 灾害の状況等に応じて現地対策本部を設置する。現地対策本部の構成は、市、県、関係機関とし、必要に応じて事故原因者の参加を求める。

2. 通信連絡

- (1) 市、県および当該事故関係機関は、初動体制を緊急に確立するため、相互に緊密な情報交換を図る。
- (2) 防災関係機関は、相互に連絡調整を行い、効果的な災害応急対策が実施できるよう努める。

3. 広域協力体制

災害が広域に及ぶ場合は、隣接市町と協力体制をとる。

4. 協力要請

市は、事故対象物が特殊なもので応急対策を講ずるために特別の知識を必要とする場合は、当該知識を有する者に対し、協力を要請する。

5. 災害応急対策

(1) 初期消火および延焼防止

(2) 緊急医療・救助活動

① 医師および看護師の派遣または要請

② 医療資機材および医薬品の確保

③ 負傷者の救出

④ 現地における応急救護の実施および負傷者搬送先(救急医療施設)の確保

(3) 警戒区域の設定

(4) 防災資機材の確保

(5) 災害応急対策実施の協力を求めるための地域住民への広報活動

① 災害応急対策の概要

② 地域住民に対する避難指示等

(6) ボランティアの受け入れおよび支援

第4 事故処理等

当該事故関係機関は、防災関係機関の協力を得て、事故現場および被害地域における応急復旧を速やかに実施する。

第41節 災害救助法の適用に関する計画

市は、災害に際し、食料品その他の生活必需品欠乏、住居の喪失、傷病等によって生活難に陥った被災者に対し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的として応急的な救助を行う。

第1 実施機関

災害救助法の適用による救助は、法定受託事務として知事が実施する。ただし、その実施について一部が市長に委任されたときは、市長が行う。

第2 適用基準

本市における、災害救助法の適用基準は、次のとおりである。

人口 <u>令和2年国勢調査</u>	災害救助法施行令 第1条第1項第1号 による法適用基準世帯数	災害救助法施行令 第1条第1項第2号 による適用基準世帯数 (県全体で1,000世帯以上 の場合)
<u>28,991人</u>	50世帯	25世帯

法適用基準には上欄のほか、次のものがある。

- 1 施行令第1条第1項第3号前段
県全体で5,000世帯以上の住家が滅失した場合で、市内で多数の世帯の住家が滅失したとき
- 2 施行令第1条第1項第3号後段
災害が隔絶した地域で発生し、災害にあった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき
- 3 施行令第1条第1項第4号
多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき

(注) 1. 基準世帯数とは住家が全壊(焼)または流失した世帯数である。

2. 半壊(焼)の場合は1/2世帯として換算し、床上浸水の場合は1/3世帯として換算する。
3. 床下浸水、一部損壊世帯は対象外である。

第3 適用手続

災害救助法の適用は、市長(本部長)が県知事あてに被害状況を報告して(適用基準に合致する場合)から行われるものである。

第4 救助の種類

災害救助法による救助は以下のとおりである。

1. 避難所の開設および収容
2. 応急仮設住宅の供与
3. 炊出しその他による食品の給与
4. 飲料水の供給
5. 被服寝具その他生活必需品の給貸与
6. 医療および助産
7. 災害にかかった者の救出

8. 住宅の応急修理
9. 生業資金の貸与
10. 学用品の給与
11. 遺体の搜索、処理、埋葬
12. 障害物の除去
13. 応急救助のための輸送
14. 応急救助のための賃金職員等の雇上げ

第4章 災害復旧復興計画

第1節 公共施設の災害復旧計画

被災した公共施設の管理者は、被災した各施設の復旧と併せ、災害の再発を防止するため必要な施設の新設または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を作成する。また、応急対策計画に基づく応急復旧終了後、重要度と緊急性の高い施設から復旧工事を実施し、早期復旧を図る。

第1 災害復旧事業の種類

災害復旧事業の種類は、以下のとおりである。

1. 公共土木施設災害復旧事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）
 - ① 河川災害復旧事業
 - ② 海岸災害復旧事業
 - ③ 砂防設備災害復旧事業
 - ④ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - ⑤ 地すべり防止施設災害復旧事業
 - ⑥ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - ⑦ 道路災害復旧事業
 - ⑧ 漁港災害復旧事業
 - ⑨ 下水道災害復旧事業
 - ⑩ 公園災害復旧事業
2. 農林水産業施設災害復旧事業（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）
 - ① 農地・農業用施設災害復旧事業
 - ② 林業用施設災害復旧事業
 - ③ 漁業用施設災害復旧事業
 - ④ 共同利用施設災害復旧事業
3. 都市災害復旧事業（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針）
 - ① 街路災害復旧事業
 - ② 都市排水施設等災害復旧事業
4. 上水道施設等災害復旧事業（水道法）
5. 住宅災害復旧事業（公営住宅法）
6. 社会福祉施設等災害復旧事業（各福祉法）
7. 公立医療施設、病院等災害復旧事業（公的医療機関整備事業）

8. 学校教育施設災害復旧事業（公立学校施設災害復旧費国庫負担法）

9. 社会教育施設災害復旧事業

10. その他の施設災害復旧事業

第2 緊急災害査定の促進

災害が発生した場合には、市は県と連携して速やかに公共施設の災害の実態を調査・記録する。また、必要な資料を調整のうえ災害査定の緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じ、復旧事業の迅速化に努める。

第3 特定大規模災害時等における復旧工事の代行

国および県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた市から要請があり、かつ当該市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑な復興のため必要があると認めるとときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市に代わって工事を行うものとする。

第4 災害復旧資金の確保

市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために起債および災害つなぎ短期借入について所要の措置を講じるなど、災害復旧事業の早期実施に努める。

第5 災害復旧支援

県は、市が管理する指定区間外の国道、県または自らが管理する道路と交通上密接である市道について、当該市から要請があり、かつ当該市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

第2節 激甚災害指定計画

市は県に対し、大規模な災害が発生した場合、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を調査して早期に指定が受けられるよう措置し、公共施設の復旧が円滑に行われるよう要望する。

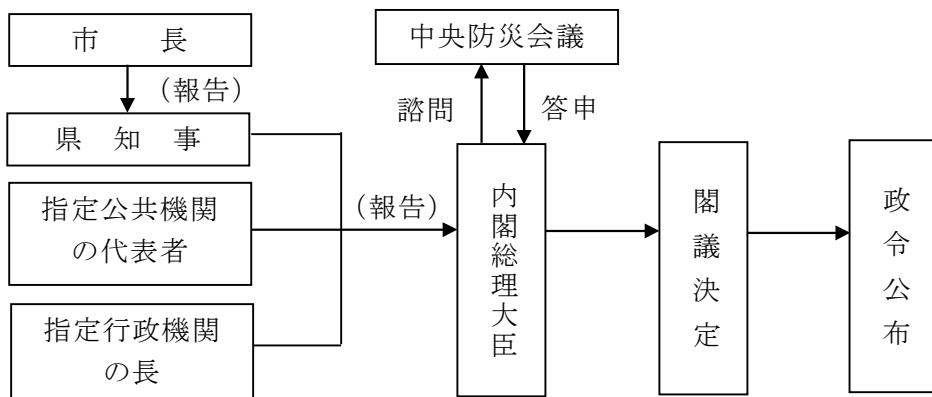
第1 激甚災害に関する調査

1. 市の被害状況等を検討のうえ、激甚災害または局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、県の関係各部に必要な調査を行うよう要望する。
2. 市は、県が行う激甚災害または局地激甚災害に関する調査等について協力する。
3. 市は、早期に激甚災害または局地激甚災害の指定が受けられるよう、県の関係各課に必要な事項を速やかに調査するよう要望する。
4. 市は災害発生時から当該災害に関する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項を県に対して報告する。
 - (1) 災害の原因
 - (2) 災害が発生した日時
 - (3) 灾害が発生した場所または地域
 - (4) 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
 - (5) 災害に対してとられた措置
 - (6) その他必要な事項

第2 激甚災害指定の手続き

県は、市の実施した被害調査に基づき、当該災害が激甚法による激甚災害または局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助または被災者に対する特別な助成の必要と認めるとき、政令指定を得るために適切な措置を講じる。

[激甚災害指定の手続]



第3 特別財政援助の交付手続き

激甚災害の指定を受けたときは、市長は速やかに関係調書を作成して県に提出し、県は激甚法および算定の基礎となる法令に基づき、負担金を受けるための手続きその他を実施

する。

なお、激甚災害に係る特別の財政援助の対象となる事業は、以下のとおりである。

1. 激甚災害に関わる財政援助措置の対象

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

① 公共土木施設災害復旧事業および災害関連事業

ア 災害復旧事業とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

イ 公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条各号の施設の新設または改良に関する事業（道路、砂防を除く。）

② 公立学校施設災害復旧事業

公立学校施設災害復旧費国庫負担法の適用を受ける公立学校施設の災害復旧事業

③ 公営住宅災害復旧事業

公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅または共同施設の建設または補修に関する事業

④ 社会福祉施設の災害復旧事業

ア 生活保護法第40条または第41条の規定により県、社会福祉法人または日本赤十字社が設置した保護施設の災害復旧事業

イ 児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業

ウ 老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホームおよび特別養護老人ホームの災害復旧事業

エ 身体障害者福祉法第28条第1項または第2項の規定により県または市が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業

オ 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第1項もしくは第2項または第83条第2項もしくは第3項の規定により県または市が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホームまたは障害福祉サービス（同法第5条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援または同条第14項に規定する就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業

⑤ 感染症指定医療機関の災害復旧および感染症予防事業

ア 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第11項に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業

イ 激甚災害のための感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による県の支弁に係る感染症予防事業

⑥ 堆積土砂および湛水の排除事業

ア 堆積土砂排除事業

(ア) 公共施設の区域内の排除事業

激甚災害の発生に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（以下「激甚法施行令」という。）第4条に定めた程度に達する異常に多量の砂礫、岩石、樹木等（以下「堆積土砂」という。）の排除事業で地方公共団体またはその機関が施工するもの

(イ) 公共施設の区域外の排除事業

激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、市長が指定した場所に集積されたもの

または市長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市が行う排除事業

イ 湿水排除事業

激甚災害の発生に伴い、浸入した水で浸水状態が激甚法施行令第5条に定める程度に達するものの、排除事業で地方公共団体が施行するもの

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ① 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ⑥ 土地改良区等の行う湿水排除事業に対する補助
- ⑦ 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- ② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
- ③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

(4) その他の特別の財政援助および助成

- ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ③ 市町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- ④ 母子および寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- ⑤ 水防資材費の補助の特例
- ⑥ 災害公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- ⑦ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ⑧ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ⑨ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

2. 局地激甚災害指定により適用される措置

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じ、次の措置を選択して適用する。

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- ② 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ③ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ④ 森林災害復旧事業に対する補助
- ⑤ 中小企業に関する特別の助成
- ⑥ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

第3節 民生安定計画

市は県と協力し、災害による社会混乱を早期に収拾し、民心の安定と社会秩序の回復を図るため、関係機関・団体と協力のうえ、生活に必要な金品等の支給、職業のあっせん等、民生安定のための緊急措置を講じる。

第1 義援金品等の受入れおよび配分

1. 義援金の受入れおよび配分

(1) 義援金の受入れ

相談窓口班は義援金の受入窓口を開設し、受入業務を行う。

(2) 義援金の配分

- ① 義援金の配分については、義援金配分委員会を設置し、配分方法、伝達方法等を協議のうえ決定する。
- ② 定められた方針、所定の手続きを経て被災者に情報を提供し、配分する。

2. 義援物資の受入れおよび配分

(1) 義援物資の受入れ

- ① 財政班は、庁舎内等に義援物資の受付場所を開設し運営を行う。
- ② 仕分け作業がスムーズに行えるよう受入れ品目を限定し、荷物には物資の内容、数量等の必要事項を記入する。
- ③ 義援物資の申出があった場合は、次のことを要請する。
 - ア 義援物資は、荷物を開閉しなくとも物品名、数量がわかるように表示すること。
 - イ 複数の品目を梱包しないこと。
 - ウ 近隣で協力者のある場合はその方々と連携を図り、小口の義援物資の送付を避けること。
 - エ 生鮮食料品等、腐敗する義援物資の送付を避けること。

(2) 義援物資の配分、処分

義援物資の配分については、義援物資配分委員会を設置し、義援物資の使用・配分・処分について協議する。また、配分に当たっては避難行動要支援者を優先し、小浜市社会福祉協議会、小浜市赤十字奉仕団、ボランティアグループ等の協力を得て行う。

(3) 義援物資の搬送

- ① 県および他の市町等からの義援物資は、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。
- ② 義援物資の搬送は、ボランティア等の協力を得て行う。

第2 り災証明書の発行

市は、被災者に対する各種支援措置を実施するため、必要に応じて、被災者にり災証明書を発行する。市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

1. り災台帳の作成

被災者からのり災証明願書による現地調査および災害対策本部に集約された被害調査

結果に基づき、固定資産課税台帳および住民基本台帳を活用し、り災台帳を作成する。

2. り災証明書の発行

- (1) り災証明書は、被災者の申請に基づき、り災台帳を確認のうえ発行する。
- (2) 被害状況の確認ができないときは、被災者の被害状況の申告により、り災届出証明書（本人の被害申告があった旨を証明するもの）を発行する。この場合、後日、調査確認をしたときは、り災証明書に切り替え発行する。
- (3) り災証明書の発行は、原則として1回限りとする。
- (4) り災証明書の発行は、証明手数料を徴収しないものとする。

第3 災害弔慰金等の支給

市は、「災害弔慰金の支給等に関する条例」等の規定に基づき、災害により被害を受けた市民に対し、弔慰金等を支給する。

1. 災害弔慰金の支給

市民が災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、条例に基づき災害弔慰金を支給する。

2. 災害障がい見舞金の支給

市民が災害により負傷し、または疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定した時を含む）に当該障がい者に対し、条例に基づき災害障がい見舞金の支給を行う。

3. 災害見舞金の支給

市は、「小浜市災害見舞金の支給に関する規則」の定めるところにより災害見舞金を支給するものとする。ただし、災害救助法の適用を受けた場合はこの限りではない。

第4 応急措置の業務に従事した者に係る損害補償

1. 損害補償の対象者

- (1) 消防組織法第24第1項の規定による者
- (2) 消防法第36条の3の規定による者
- (3) 水防法第6条の2第1項の規定による者
- (4) 水防法第45条の規定による者
- (5) 災害対策基本法第84条第1項の規定による者

2. 損害補償の種類および額

県市町消防団員等公務災害補償等組合が定める福井県市町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年福井県条例第1号）に規定するところによる。

3. その他

災害救援ボランティア等については、ボランティアの登録時等に加入するボランティア保険により補償される。

第5 生活の安定確保

1. 総合相談窓口の設置

市は県と協力し、災害が発生した場合には、あらかじめ設置してある相談窓口において被災者等からの相談、問い合わせ等に対応する。また、国、県、市町等の総合相談窓口の開設を行い、被災者からの幅広い相談に応じる。

2. 公営住宅の確保

市は県と協力し、損壊した公営住宅を速やかに補修するとともに、公営住宅の供給計画を早期に見直し、被災者に対する住宅の供給を図る。

なお、火災、地震、暴風雨等の大災害によって住宅に被害を受けた者は、住宅金融公庫法の規定により、災害復興住宅資金の融資を受けることができる。

3. 雇用機会の確保

災害により被害を受けた住民が、その痛手から速やかに再起更生するよう、被災者に対する職業のあっせん、失業給付等について必要な計画を樹立し、被災者の生活の確保を図る。また、その対策として、次の内容に取り組むものとする。

(1) 災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、管轄する公共職業安定所を通じ、臨時職業相談窓口の設置、臨時職業相談所の開設または巡回職業相談の実施などにより、早期就職の促進を図る。

(2) 被災者の就職を開拓するため、技能開発センター等による職業訓練を実施するよう努める。

(3) 雇用保険の失業給付に関する特例措置

災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対しては、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。

4. 金融措置の実施

(1) 租税の徴収猶予および減免

被災者に対する市税の徴収猶予および減免等適切な措置を講じるものとする。

(2) 公的資金のあっせん

① 災害援護資金の貸付

市は、条例に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しに資するため、被害の程度、種類に応じ、災害援護資金の貸付を行う。

② その他

市は、重大な災害が発生した場合において、金融の円滑を図るために、各種の既存制度融資の条件緩和または緊急融資の実施について、適宜必要な措置を講ずる。

5. 生活関連物資の需給・価格状況の調査・監視

生活関連物資の価格が著しく上昇し、もしくはそのおそれがあり、または供給が著しく不足し、もしくはそのおそれがあると認めるとき、県に対して所要の措置を講ずるよう要請する。

6. 被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効

率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

7. 支援制度の周知

市および県は、被災者が自ら適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第6 個人資産の共済制度等に対する検討

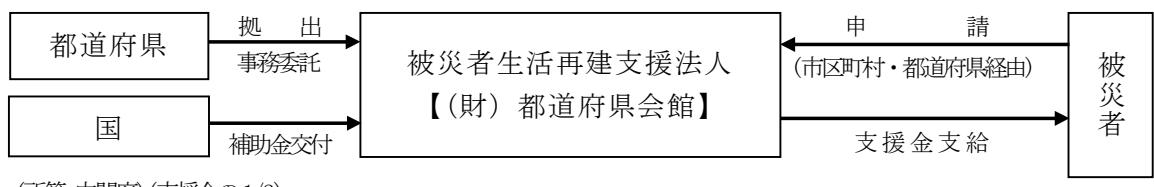
全国的な基金による被災者に対する救済措置や新たな保険制度、共済制度等について、被災者の救済の理念、仕組み等について調査・研究する。

第7 被災者生活再建支援金

1. 被災者生活再建支援金の支給

市域において、被災者生活再建支援金の支給に該当する自然災害が発生した場合、市は県に対して「被災者生活再建支援法」の適用要請を依頼する。

なお、支援金の支給に関しては、県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が県より拠出された基金を活用して行う。



2. 被災者生活再建支援

地震、津波、暴風雨等自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が被災者再建支援法に基づき支援金を支給する。

(1) 対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市の区域に係る自然災害
- ② 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市の区域に係る自然災害
- ③ 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害
- ④ 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市（人口10万人未満のものに限る。）の区域であって、①～③の区域に隣接するものに係る自然災害
- ⑤ 県内で①または②の自然災害が発生した場合で、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満のものに限る。）の区域に係る自然災害
- ⑥ ①もしくは②の市町村を含む都道府県または③の都道府県が2以上ある場合に、5以上の世帯が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満のものに限る。）の区域に係る自然災害（人口5万人未満の市町については、2世以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した場合）

(2) 対象世帯

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が全壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯

(3) 支給額

次の①および②の合計額を支給する。

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2)の①に該当	解体 (2)の②に該当	長期避難 (2)の③に該当	大規模半壊 (2)の④に該当	中規模半壊
複数世帯	100万円	100万円	100万円	50万円	—

- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
支給額 全壊 解体 長期避難 大規模半壊	200万円	100万円	50万円
支給額 [中規模半壊]	100万円	50万円	25万円

(注) 被害程度が全壊、解体、長期避難、大規模半壊のいずれかで、一旦住宅を賃貸した後、自ら住居を建設・購入（または補修）する場合は、合計で200万円（中規模半壊の場合は100万円）または100万円（中規模半壊の場合は50万円）を支給限度額とする。

第8 郵政事業の特例措置

日本郵便株式会社は、災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱いおよび援護対策を実施する。

1. 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るために、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書および郵便書簡を無償交付する。

2. 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

3. 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社等その他総務省令

で定める法人または団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

第9 暴力団排除活動

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第4節 財政援助計画

第1 金融措置

災害により被害を受けた住民が再起更生するよう、以下に掲げる金融措置を講じて、被災者の生活の確保を図る。

1. 租税の徴収猶予および減免

(1) 国

災害被災者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律に基づき、国税の徴収猶予、減免等の適切な措置を講じる。

(2) 福井県

地方税法および福井県県税条例に基づき、県税の徴収猶予、減免等の適切な措置を講じる。

(3) 小浜市

地方税法および小浜市税賦課徴収条例に基づき、市税の徴収猶予、減免等の適切な措置を講じる。

2. 国民年金保険料の免除

国民年金第1号被保険者（強制加入）またはその世帯員が、災害により財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な場合、一定の期間国民年金の保険料を免除する。

3. 保育所等徴収金の免除

(1) 災害による被害を受け、保育所、その他の社会福祉施設の徴収金を負担することが困難であると認めるときは、その被害の程度に応じて徴収金を減免する。

(2) その他地方公共団体の公的徴収金等は、必要に応じてその救済措置を図る。

4. 公的資金による融資

(1) 災害援護資金の貸付け

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、小浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、自然災害によって被害を受けた世帯の世帯主に対して、その生活の立て直しに資するため、被害の程度、種類に応じ、災害援護資金の貸付けを行う。

(2) 生活福祉資金の貸付け

福井県社会福祉協議会は、小規模の災害によって被害を受けた低所得世帯に対し、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるために、生活福祉資金を貸し付け、必要な援助指導を行う。

また、被災した家屋を増築、改築、拡張または補修するために必要な経費として、福祉資金の貸し付けを行う。

(3) 母子寡婦福祉資金の貸付け

県は、小規模の災害によって被害を受けた母子家庭および寡婦に対して、その世帯の経済的自立および生活意欲の助長促進を図るために、被災した家屋を増築、改築、拡張または補修するために必要な経費として、住宅資金の貸付けを行う。

(4) 中小企業向け緊急融資

市は、重大な災害が発生した場合において、災害により被害または影響を受け経営

の安定に支障を生じている中小企業の金融の円滑を図るため、既存制度融資の条件緩和または緊急融資の実施について、適宜、必要な措置を講ずるものとする。

(5) 農林漁業関係融資

災害時における農林漁業関係の融資は、次のとおりである。

農業関係	被害農家の経営	天災資金、農林漁業セーフティネット資金、農業経営支援資金、農業緊急資金
	農地等の災害復旧	農業基盤整備資金
	施設関係の災害復旧	農林漁業施設資金
林業関係	被害林業者の経営	天災資金、農林漁業セーフティネット資金
	施設関係の災害復旧	林業基盤整備資金、農林漁業施設資金
漁業関係	被害漁業者の経営	天災基金、農林漁業セーフティネット資金
	漁船その他施設関係の災害復旧	漁業基盤整備資金、漁船資金、農林漁業施設資金
	その他	漁業経営安定資金

備考：天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）

：株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）

第2 流通機能の回復

流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定確保と経済の復興の促進を図る。

1. 商品の確保

- (1) 市は、生活必需品をはじめ各種商品の在庫量と必要量を把握し、不足量については、県、関係企業等と協議し、速やかに必要量を市場に流通させる。
- (2) 道路等管理者は、速やかに施設の復旧を行い、物流の確保を図る。

2. 通貨の管理

- (1) 北陸財務局、日本銀行等は、被災地の金融機関に対して必要な指導、援助を行うことにより、通貨等の円滑な流通を確保する。
- (2) 日本郵政株式会社は、災害時において、被災地の郵便局において、被災者の緊急な資金需要その他の被災事情を考慮し、次の措置を講じる。

① 郵便貯金関係

郵便貯金、郵便為替、郵便振替および年金恩給等の郵便貯金業務についての一定金額の範囲内における非常払渡しおよび非常貸付けならびに国債等の非常買取り等の非常取扱いを実施する。

② 簡易保険関係

簡易保険の保険金および貸付金の非常即時払、保険料払込猶予期間の延伸等の非常取扱いを実施する。

3. 物価の監視

県は、生活関連物資の円滑な供給の確保または価格の安定を図るため、必要があると認めるときは、事業者に対し、当該生活関連物資の円滑な供給等の協力要請を行う。

4. 消費者情報の提供

市は、生活必需物品等の在庫量、適正価格、販売場所等の必要な消費者情報を提供し、消費者の利益を図るとともに、民心の安定を図る。

また、県は、生活関連物資の需給および価格の動向についての情報を提供する。

5. 各種市場、取引所等の再開

関係各機関は、各種市場、取引所等に対し、速やかに営業を再開するとともに、施設、設備の復旧を図るよう指導する。

第5節 復興計画

市は、県と連携し、被災地の再建を行うため、被災の状況、公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国等関係機関と協議を行い、現状復旧または中長期的視野に立った復興について検討し、復旧、復興の基本方針を定める。

第1 改良復旧

市および防災関係機関は、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。被災施設の復旧にあたっては、再度の災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行う。

道路管理者および上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

なお、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり、地区別の復旧予定期間を明示する。

第2 計画的復興

大災害により、地域が壊滅的な被害を受けた場合における被災地の再建は、都市構造や産業基盤等の改変を伴う複雑な大事業となることから、市は県と協力して事業を迅速かつ円滑に実施するための復興計画を策定し、関係機関と調整しながら計画的に復興を進める。

また、復興のための市街地の整備改善については、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、災害に強いまちづくりについてできるだけ速やかに要配慮者を含む住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、安全で快適な市街地の形成と都市機能の充実を図る。

第3 大規模災害からの復興に関する法律の活用

1. 復興計画

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

2. 特定措置

市が特定大規模災害等を受けた場合、円滑かつ迅速な復興を図るために、必要に応じ、市に代わって必要な都市計画の決定等を行うよう国土交通省および県に要請するものとする。

3. 職員の派遣

市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。

市は、必要な場合、関係行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関または関係地方行政会館に対し、職員の派遣を要請するものとする。国および県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努めるものとする。

市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

別表 3-1-1 災害警戒本部組織表

本部職名	職 名	本部職名	職 名
本部長	副市長	本部員	政策幹
本部付	教育長	本部員	企画部長
副本部長	総務部長	本部員	民生部長
副本部長	産業部長	本部員	教育部長
本部員	推進監	本部員	若狭消防副署長

別表 3-1-2 災害対策本部組織表

本部職名	職 名	本部職名	職 名
本部長	市長	本部員	企画部長
副本部長	副市長	本部員	民生部長
本部付	教育長	本部員	産業部長
本部員	推進監	本部員	教育部長
本部員	政策幹	本部員	若狭消防署長
本部員	総務部長		

別表 3-1-3 災害対策本部 部設置一覧

対策本部名	職 名	対策本部名	職 名
総務部	総務部長	教育部	教育部長
企画部	企画部長	消防部	消防部長
民生部	民生部長		
産業部	産業部長		

別表 3-1-4 小浜市災害対策本部事務分掌

部名	班名	課 名	事務分掌
総務部	本部班	生活安全課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置、運営、廃止に関すること ・災害対策全般の連絡調整総括に関すること ・災害状況および応急対策実施状況等の総括に関すること ・災害・気象・交通情報等の把握に関すること ・防災行政無線の統制活用に関すること ・避難所の指定および開設・避難状況の把握に関すること ・防災会議委員、その他の防災関係機関との連絡調整に関すること ・その他、他の部（班）に属さないこと
	総務班	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の動員、配備、従事状況の把握に関すること ・自衛隊等の救援派遣要請、民間協力団体への協力要請に関すること ・他の地方公共団体への応援要請と受け入れに関すること ・他の地方公共団体との相互協力に関すること ・公務災害補償その他被災職員に対する給付に関すること ・職員の食料および厚生に関すること
	涉外班	秘書課	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長、副本部長の秘書および特命に関すること ・義援金、見舞金品の礼状の送付に関すること ・県・国の視察団の受入れに関すること
	被災管理班	税務課	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の被害状況の調査収集に関すること ・避難住民の誘導に関すること ・被災者の確認および人的被害の調査、把握 ・被災者の避難状況の記録および報告 ・り災台帳の作成に関すること ・家屋等の被害状況調査 ・防犯対策に関すること ・り災証明の発行に関すること
	特命班	議会事務局 食のまちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長の特命 ・他の班の応援
企画部	広報情報班	コミュニケーション支援課 DX推進室	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への指示、命令の伝達に関すること ・災害広報に関すること ・災害情報の収集、記録に関すること ・気象情報および交通情報等の収集に関すること ・報道機関への対応、連絡に関すること ・関係市町および防災関係機関の被害情報収集
	財政班	財政課	<ul style="list-style-type: none"> ・物資購入、応急資機材の確保に関すること ・救援物資等の要請および管理に関すること ・災害関係費の予算措置および出納に関すること ・災害見舞金、義援金の受理および配分に関すること

	施設管理班	営繕管財課	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送にかかる民間車両等の借り上げに関すること ・車両の確保、配車管理に関すること ・電気・電話・ガス等ライフラインの応急処理に関すること ・災害用電話等通信機器の確保および設置に関すること ・市有財産、避難施設等の被害状況の把握、応急対策および復旧に関すること ・建物の応急危険度判定に関すること ・被害建築物の応急対策に関すること ・仮設住宅の建設および管理に関すること ・みなし仮設住宅に関すること
	公共交通班	新幹線・交通まちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> ・バス、鉄道の運行状況調査に関すること
	ボランティア班	コミュニティ支援課 未来創造課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部と市災害ボランティアセンターとの連絡調整 ・被災地区および避難所と市災害ボランティアセンターとの連絡調整 ・ボランティアの活動支援ならびに受け入れおよび派遣に関すること
	衛生班	環境衛生課	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体安置所の確保および収容に関すること ・死亡者の埋葬に関すること ・災害廃棄物の総合的処理企画に関すること ・一般廃棄物の収集および処理に関すること ・し尿等の収集および処理に関すること ・衛生および環境対策に関すること
民生部	救護班	子ども未来課	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の医療および健康相談に関すること ・医師会等医療機関との連絡調整および医療関係者の確保に関すること ・医療品等の調達、供給に関すること ・救護所の開設に関すること ・医療ボランティアの受け入れ、調整に関すること ・感染症対策に関すること
	要配慮者支援班	子ども未来課 高齢・障がい者元気支援課 市民福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の支援策に関すること ・老人、身障者等の対策に関すること ・保育園児の安全対策に関すること ・母子対策に関すること ・日本赤十字社その他の福祉団体との連絡調整に関すること ・被災者への炊き出しに関すること ・災害救助法に基づく救助事務全般 ・福祉避難所に関すること

	窓口相談班	市民福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等からの問い合わせ対応 <u>・被災者台帳の作成に関すること</u> <u>・災害弔慰金や被災者生活再建支援金等の被災者支援に関すること</u>
産業部	産業班	<u>商工振興課</u> <u>文化観光課</u> 農政課 里山里海課	<ul style="list-style-type: none"> ・商工観光施設の被害調査および応急対策に関すること ・企業、関係団体への支援協力要請に関すること ・商工業関係の災害に関すること ・被害農作物の調査および応急技術対策に関すること ・家畜等の被害対策に関すること ・漁業関連機関との連絡調整に関すること ・漁場、沿岸等の環境調査に関すること ・流出物の調査、管理処分に関すること ・文化財の被害調査および応急対策に関すること
	物資供給班	<u>商工振興課</u> <u>文化観光課</u> 農政課 里山里海課	<ul style="list-style-type: none"> ・物資の管理、配給および移送に関すること ・応急復旧資機材の輸送に関すること
	調査工作班	都市整備課 農政課 里山里海課 上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所等の確認、パトロールに関すること ・河川水位の観測および河川情報の収集に関すること ・道路等交通施設の被害情報の収集に関すること ・水防応急対策・水防資機材の調達および管理に関すること ・土砂災害の応急対策に関すること ・道路通行制限に関すること ・緊急輸送路、避難路および救援路の確保に関すること ・道路通行支障物の解体、撤去および処理に関すること ・建設機材の借上げ、調達に関すること ・建設機構等関係機関との連絡調整に関すること ・災害復旧用資機材の確保調達に関すること ・農地、農業用施設の被害調査および応急対策に関すること ・林地、林業用施設の被害調査および応急対策に関すること ・漁港、漁業用施設の被害調査および応急対策に関すること ・河川、道路の被害調査および応急対策に関すること ・下水道施設の被害調査および応急対策に関すること
	給水班	上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水の確保および供給に関すること ・上水道施設の被害調査および応急復旧に関すること ・広域給水応援の受入れ、調整に関すること
	住宅班	都市整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅の被害調査および応急対策
教育部	学校班	教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・被災児童生徒に対する応急教育の実施に関すること ・被災児童生徒の安全対策および保健管理に関すること ・教材、学用品等の確保に関すること

	避難所班	生涯学習スポーツ課 会計課 監査委員事務局 各避難施設	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設および責任者、連絡員等の派遣に関するこ ・避難所の管理運営に関するこ ・避難者の把握に関するこ ・文化体育施設の被害調査および応急対策に関するこ
消防部	消防班	若狭消防署 小浜消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・消防全般の企画体制の確立に関するこ ・消防活動に関するこ ・水防情報の収集に関するこ ・水防体制の確立および水防活動に関するこ ・急患輸送避難誘導に対する協力に関するこ ・災害防御および救助活動に関するこ ・地水利の安全確保に関するこ ・警戒監視および被災地における被害調査に関するこ ・広域消防応援の受入れおよび調達に関するこ ・特命事項に関するこ
共通事項		<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連絡調整に関するこ ・各課所管施設および関連施設の被害調査および応急対策に関するこ ・各課所管の避難所の開設および管理運営に関するこ ・各部（班）の相互協力に関するこ ・部内関係の災害記録に関するこ 	

小浜市災害対策本部組織図



